

観音寺市地域防災計画（改定案）

津波対策編

観音寺市防災会議

目 次

第1章	総則	1
第1節	目的	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の構成	1
第3	他の計画との関係	2
第4	計画の修正	2
第5	計画の習熟等	2
第6	用語	2
第2節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第1	防災関係機関及び住民の責務	3
第2	防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第3節	観音寺市の地勢等の概況	15
第1	地勢等	15
第2	社会条件	18
第3	過去の地震災害	21
第4節	被害想定	24
第1	基本的な考え方	24
第2	地震・津波被害想定	25
第5節	防災ビジョン	40
第1	主旨	40
第2	基本理念	40
第3	基本目標	40
第6節	地震・津波防災対策目標	42
第1	目的	42
第2	背景	42
第3	想定される被害と対応	42
第4	被害軽減の目標（減災目標）	44
第5	人的・物的被害を軽減するための対策	44
第6	市民及び市の役割分担と連携による地震・津波防災の取り組み	45
第7節	津波防災地域づくりの推進に関する対応方針	48
第1	基本理念	48
第2	津波浸水想定の設定	48
第3	津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成	48
第4	津波からの防護のための施設の整備方針等	48
第5	海外保全施設の整備等	49
第6	行政関連施設等の津波災害対策	49
第2章	災害予防計画	50
第1節	都市防災対策計画	50
第1	主旨	50
第2	防災空間の整備	50
第3	公園、オープンスペース等の整備	50
第4	公的住宅の不燃化促進	50
第5	民間住宅の不燃化促進	50
第6	市街地再開発事業の推進	51

第 7	宅地開発の防災対策	51
第 8	津波に強いまちづくり	51
第 2 節	津波災害等予防計画	52
第 1	主旨	52
第 2	津波予防施設の整備	52
第 3	避難体制の整備	52
第 4	津波に関する知識の普及等	53
第 3 節	火災予防計画	54
第 1	主旨	54
第 2	出火防止、初期消火体制の確立	54
第 3	消防力の強化	55
第 4	消防水利の整備	57
第 4 節	危険物等災害予防計画	58
第 1	主旨	58
第 2	危険物（石油類等）災害予防対策	58
第 3	高圧ガス及び火薬類災害予防対策	58
第 4	毒物劇物災害予防対策	59
第 5	複合災害予防対策	59
第 6	防災訓練の実施	59
第 7	防災知識の普及	59
第 5 節	公共施設等災害予防計画	60
第 1	主旨	60
第 2	道路施設	60
第 3	河川管理施設	61
第 4	港湾・漁港施設災害予防対策	61
第 5	海岸保全施設	61
第 6	農地、農林業施設災害予防対策	62
第 7	公共建築物	62
第 8	廃棄物処理施設	62
第 6 節	ライフライン等災害予防計画	63
第 1	主旨	63
第 2	電気施設	63
第 3	電気通信施設	63
第 4	水道施設	63
第 5	下水道施設	63
第 7 節	防災施設等整備計画	64
第 1	主旨	64
第 2	消防施設等	64
第 3	情報通信体制の整備	64
第 4	防災拠点施設等の整備	66
第 5	応急物資等の備蓄	66
第 6	その他施設等	67
第 8 節	防災業務体制整備計画	68
第 1	主旨	68
第 2	職員の体制	68
第 3	防災関係機関相互の連携体制	68
第 4	民間事業者との連携	69
第 5	防災中枢機能等の確保、充実	69

第 6	基幹情報システムの機能確保	69
第 7	広域防災活動体制の整備	69
第 8	複合災害への対応	69
第 9 節	医療救護体制整備計画	71
第 1	主旨	71
第 2	初期医療体制の整備	71
第 3	後方医療体制の整備	71
第 4	医薬品等の確保	71
第 5	ライフラインの確保	72
第 10 節	緊急輸送体制整備計画	73
第 1	主旨	73
第 2	緊急輸送道路の指定	73
第 3	緊急輸送ネットワークの整備	74
第 4	民間事業者との連携	74
第 5	緊急通行車両の事前届出	74
第 11 節	避難体制整備計画	76
第 1	主旨	76
第 2	避難場所等の選定	76
第 3	指定避難所の指定及び整備	76
第 4	避難路の選定	77
第 5	指定緊急避難場所の明示	77
第 6	避難方法・避難誘導	78
第 7	避難指示等の策定	78
第 8	防災教育及び防災訓練の実施	79
第 9	避難計画の作成	80
第 10	要配慮者への対応	81
第 11	帰宅困難者への対応	81
第 12	教職員及び児童生徒等への対応	81
第 13	孤立地域への対応	82
第 14	消防機関等の活動	82
第 15	市が管理又は運営する施設に関する避難対策	82
第 12 節	食料、飲料水及び生活物資確保計画	84
第 1	主旨	84
第 2	食料等の確保	84
第 3	飲料水の確保	84
第 4	生活物資の確保	84
第 5	市民による備蓄	86
第 6	物資の集積拠点の指定	86
第 13 節	文教災害予防計画	87
第 1	主旨	87
第 2	学校防災マニュアルの作成	87
第 3	応急教育の実施	88
第 4	文教施設及び設備の点検、整備	89
第 5	文化財の保護	89
第 14 節	ボランティア活動環境整備計画	90
第 1	主旨	90
第 2	協力体制の確立	90
第 3	ボランティア活動の啓発等	90

第4 防災ボランティアの登録等	90
第15節 要配慮者対策計画.....	91
第1 主旨	91
第2 社会福祉施設等入所者の対策	91
第3 避難行動要支援者の対策	92
第4 外国人等に対する防災対策	93
第5 旅行者に対する防災対策	93
第6 要配慮者支援の基礎づくり	93
第16節 防災訓練実施計画.....	97
第1 主旨	97
第2 防災訓練の実施	97
第3 総合防災訓練	97
第4 個別防災訓練	98
第17節 防災知識等普及計画	100
第1 主旨	100
第2 防災思想の普及	100
第3 職員に対する防災研修	100
第4 市民に対する普及啓発	101
第5 学校における防災教育	102
第6 防災上重要な施設の管理者に対する啓発	103
第7 企業防災の促進	103
第8 災害情報の提供等	104
第9 災害教訓の伝承	104
第18節 自主防災組織育成計画.....	105
第1 主旨	105
第2 地震・津波対策の役割分担	105
第3 自主防災組織の活動マニュアルの作成	105
第4 自主防災組織の育成支援等	106
第5 事業所の自衛消防組織等	107
第6 消防団の活性化	107
第7 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	107
第19節 被災動物（ペット）の救護体制整備計画	109
第1 主旨	109
第2 被災動物避難対策（飼い主の役割）	109
第3 特定動物対策	109
第4 避難所における動物の適正飼養対策	109
第5 被災動物救護活動対策	109
第20節 帰宅困難者対策計画	110
第1 主旨	110
第2 帰宅困難者に対する防災対策	110
第3 帰宅困難者となる観光客への対策	111
第21節 地域の孤立対策計画	112
第1 主旨	112
第2 孤立地域対策	112
第3 孤立の未然防止対策	113
第22節 業務継続計画（BCP）策定計画.....	114
第1 主旨	114
第2 市の業務継続計画	114

第3	事業者の業務継続計画	114
第4	事業者の防災力向上	115
第3章	災害応急対策計画	116
第1節	活動体制計画	116
第1	主旨	116
第2	災害の規模に応じ特別の組織又は体制をとる機関	116
第3	災害対策本部	117
第4	災害対策本部の設置準備	120
第5	災害対策本部の設置	120
第6	現地災害対策本部の設置	121
第7	地域ごとの各組織との連携	121
第8	防災関係機関の活動体制	121
第2節	職員の動員配備計画	122
第1	主旨	122
第2	災害種別の配備基準	122
第3	動員体制	123
第4	職員の服務	123
第5	動員配備の伝達	124
第6	初動体制フロー図	125
第7	消防団との連携体制	126
第3節	広域的応援計画	127
第1	主旨	127
第2	応援協力要請実施者	127
第3	市の応援要請	127
第4	他市町消防機関への応援要請	127
第5	緊急消防援助隊の応援要請	128
第6	香川県等への応援要請	128
第7	応援受入体制の整備	129
第8	各関係機関等との協力	129
第9	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の要請	129
第4節	自衛隊災害派遣要請計画	131
第1	主旨	131
第2	災害派遣要請の手続等	131
第3	自衛隊の自主派遣	131
第4	受入体制の整備	132
第5	災害派遣部隊の業務	132
第6	災害派遣部隊の撤収要請	133
第7	災害派遣部隊の経費負担	133
第5節	津波情報等伝達計画	134
第1	主旨	134
第2	津波警報等、津波に関する情報	134
第3	市民への伝達等	142
第4	異常現象発見者の通報義務等	142
第6節	災害情報収集伝達計画	143
第1	主旨	143
第2	情報の収集及び報告	143
第3	報告の基準	145
第4	報告責任者	145

第 5	直接即報基準に該当した場合の報告	145
第 6	報告の方法	146
第 7	被害の認定	146
第 7 節	通信運用計画	147
第 1	主旨	147
第 2	災害時の通信連絡	147
第 8 節	広報活動計画	151
第 1	主旨	151
第 2	被害情報の収集及び広報機関	151
第 3	市が実施する広報活動	151
第 4	防災関係機関の広報活動	152
第 5	広聴活動	152
第 9 節	災害救助法適用計画	153
第 1	主旨	153
第 2	実施責任者	153
第 3	住家被害等災害救助法適用に関する被害情報の収集	153
第 4	災害救助法適用基準	153
第 5	災害救助法適用要請と運用	153
第 6	災害救助法による救助の対象とならない場合の措置	154
第 10 節	救急救助計画	155
第 1	主旨	155
第 2	実施責任者	155
第 3	予想される被害・状況等	155
第 4	救助体制の確保	155
第 5	救助活動	156
第 6	応援の要請	156
第 7	市民及び自主防災組織、事業者の活動	156
第 8	惨事ストレス対策	156
第 11 節	医療救護計画	157
第 1	主旨	157
第 2	実施責任者	157
第 3	医療救護体制	157
第 4	応急医療需要の把握	158
第 5	負傷者の搬送	158
第 6	医薬品及び救護資機材の確保・調達	159
第 7	医療機関	159
第 12 節	消防活動計画	160
第 1	主旨	160
第 2	実施責任者	160
第 3	消防活動体制	160
第 4	市民等の活動	160
第 5	火災警報等の取扱い	161
第 6	惨事ストレス対策	161
第 13 節	緊急輸送計画	162
第 1	主旨	162
第 2	実施責任者	162
第 3	緊急輸送の種別	162
第 4	輸送の対象	162

第 5	輸送車両等の確保	163
第 6	緊急輸送道路の確保	163
第 7	緊急輸送拠点等の確保	163
第 1 4 節	交通確保計画.....	164
第 1	主旨	164
第 2	予想される状況	164
第 3	実施責任者	164
第 4	実施要領	165
第 5	報告等	166
第 6	道路啓開等	166
第 7	緊急通行車両の確認申請	167
第 8	道路の応急復旧	167
第 9	車両の運転者のとるべき措置	167
第 1 0	海上交通の確保	167
第 1 5 節	避難計画.....	169
第 1	主旨	169
第 2	実施責任者及び基準	169
第 3	避難指示等の発令	170
第 4	警戒区域の設定	171
第 5	避難者の誘導	172
第 6	避難方法	172
第 7	避難所の開設	172
第 8	避難所の運営	174
第 9	避難所外避難者等への配慮	175
第 1 0	広域一時滞在	175
第 1 1	津波避難における周知事項	176
第 1 6 節	食料供給計画.....	177
第 1	主旨	177
第 2	実施責任者	177
第 3	食料需要の把握	177
第 4	食料供給能力の把握	177
第 5	食料の応急供給	177
第 6	食料の調達	178
第 7	配給活動の実施	178
第 1 7 節	給水計画.....	180
第 1	主旨	180
第 2	実施責任者	180
第 3	給水の確保等	180
第 4	給水量の基準	180
第 5	給水の実施	181
第 1 8 節	生活必需品等供給計画.....	182
第 1	主旨	182
第 2	実施責任者	182
第 3	調達計画	182
第 4	生活必需品の種類	182
第 5	生活必需品の配分	182
第 6	物資輸送に要する車両、船舶等	183
第 1 9 節	防疫及び保健衛生計画.....	184

第 1	主旨	184
第 2	実施責任者	184
第 3	防疫対策	184
第 4	保健衛生対策	184
第 2 0 節	廃棄物処理計画	186
第 1	主旨	186
第 2	実施責任者	186
第 3	処理体制	186
第 4	処理方法	186
第 5	災害廃棄物処理計画の策定	188
第 6	市民への周知	188
第 7	損壊家屋の解体	188
第 2 1 節	遺体の搜索、処置及び埋葬計画	189
第 1	主旨	189
第 2	実施責任者	189
第 3	行方不明者・遺体の搜索	189
第 4	遺体の処置等	189
第 5	遺体の埋葬	190
第 6	海上漂流遺体の搜索	190
第 2 2 節	住宅応急確保計画	191
第 1	主旨	191
第 2	実施責任者	191
第 3	応急仮設住宅の建設	191
第 4	住宅の応急修理	192
第 5	障害物の除去	192
第 6	公営住宅等の斡旋・借上げ	192
第 7	宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介	192
第 2 3 節	文教対策計画	194
第 1	主旨	194
第 2	実施責任者	194
第 3	児童生徒等の安全確保	194
第 4	学校施設・設備の応急措置	194
第 5	応急教育を行う場所の選定	195
第 6	応急教育の実施	195
第 7	就学援助等	195
第 8	学校が地域の避難所（避難場所）となる場合の留意点	196
第 9	学校以外の教育機関等の応急措置	196
第 1 0	文化財の保護	196
第 1 1	埋蔵文化財対策	196
第 2 4 節	公共施設等応急復旧計画	197
第 1	主旨	197
第 2	道路施設	197
第 3	河川管理施設	197
第 4	港湾及び漁港施設	197
第 5	海岸保全施設	197
第 6	公園施設	197
第 7	治山、林道施設	198
第 8	病院、社会福祉等公共施設	198

第 9	廃棄物処理施設	198
第 10	海域関連施設	198
第 25 節	ライフライン応急復旧計画	199
第 1	主旨	199
第 2	電気施設	199
第 3	液化石油ガス施設	199
第 4	電気通信施設	199
第 5	水道施設	200
第 6	下水道施設	201
第 26 節	農林水産関係応急復旧計画	202
第 1	主旨	202
第 2	農業用施設等に対する応急措置	202
第 3	農作物に対する応急措置	202
第 4	畜産に対する応急措置	202
第 5	林産物に対する応急措置	202
第 6	水産物に対する応急措置	202
第 27 節	二次災害防止対策計画	203
第 1	主旨	203
第 2	土砂災害対策	203
第 3	被災建築物等への対応	203
第 4	高潮、波浪等の対応	203
第 5	環境汚染への対策	203
第 28 節	危険物等災害対策計画	204
第 1	主旨	204
第 2	事業者の応急対策	204
第 3	危険物等応急対策	204
第 29 節	ボランティア受入計画	205
第 1	主旨	205
第 2	受入体制の整備	205
第 3	ボランティアの受入方法	205
第 4	ボランティアの活動分野	205
第 5	その他ボランティアへの対応	206
第 30 節	要配慮者応急対策計画	207
第 1	主旨	207
第 2	社会福祉施設等に係る対策	207
第 3	高齢者、障がい者、難病患者に係る対策	207
第 4	児童に係る対策	208
第 5	外国人等に対する対策	208
第 6	香川県災害派遣福祉チーム（DWAT）	208
第 7	配慮すべき事項	209
第 31 節	被災動物の救護活動計画	211
第 1	主旨	211
第 2	同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割）	211
第 3	特定動物対策	211
第 4	避難所における動物の適正飼養対策（市の役割）	211
第 5	被災動物救護活動対策	211
第 32 節	防災ヘリコプター派遣要請計画	212
第 1	主旨	212

第2	防災ヘリコプターの要請基準	212
第3	防災ヘリコプターの運航体制及び出動要請手続等	212
第4	飛行場外離着陸場の確保	212
第33節	水防活動計画.....	213
第1	主旨	213
第2	実施責任と義務	213
第3	水防活動	213
第4章	災害復旧計画	214
第1節	復旧復興基本計画	214
第1	主旨	214
第2	原状復旧	214
第3	計画的復興	214
第2節	公共施設等災害復旧計画.....	215
第1	主旨	215
第2	災害復旧事業の種別	215
第3	災害復旧事業に係る資金の確保	215
第4	激甚災害の指定	215
第3節	被災者等生活再建支援計画	216
第1	主旨	216
第2	生活相談・情報提供	216
第3	被災証明・罹災証明書の交付	216
第4	被災者台帳の作成	216
第5	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付	217
第6	生活福祉資金の貸付	217
第7	被災者生活再建資金の支給	217
第8	税の減免及び納税の猶予等	217
第9	国民健康保険税等の減免	217
第10	応急金融政策	217
第11	雇用対策	218
第12	被災中小企業者の復興支援	219
第13	恒久住宅への円滑な移行に向けた取組	219
第4節	義援金等受入配分計画	220
第1	主旨	220
第2	義援金等の取扱いに関する広報	220
第3	義援金等の受付け	220
第4	義援金等の保管	220
第5	義援金等の配分	220
第5章	南海トラフ地震防災対策推進計画.....	222
第1節	総則	222
第1	推進計画の目的	222
第2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	222
第3	南海トラフ地震の特徴	223
第4	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	223
第5	南海トラフ地震への対応方針	232
第2節	災害対策本部等の設置等.....	236
第1	災害対策本部等の設置	236

第 2	災害対策本部等の組織及び運営	236
第 3	動員計画	239
第 4	職員の活動	241
第 3 節	地震発生時の応急対策等.....	242
第 1	情報の収集及び伝達	242
第 2	二次災害の防止	246
第 3	消防・人命救助・医療救護（活動体制）	247
第 4	物資の調達	248
第 5	緊急輸送活動	249
第 6	防疫及び保健衛生計画	250
第 7	文化財保護活動	250
第 8	資機材、人員等の配備手配	250
第 9	他機関に対する応援要請	251
第 4 節	津波からの防護及び円滑な避難の確保	259
第 1	津波からの防護のための施設の整備等	259
第 2	津波に関する情報の伝達等	259
第 3	避難対策等	262
第 4	消防活動及び水防活動	265
第 5	水道、電気、ガス、通信、放送関係	265
第 6	交通対策	266
第 7	市が自ら管理又は運営する施設に関する対策	266
第 5 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	268
第 1	整備方針等	268
第 2	公共建築物の耐震化	268
第 3	公共構造物等の耐震化	268
第 4	避難所、避難路の整備	268
第 5	緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備	269
第 6	通信施設の整備	269
第 6 節	防災訓練計画	270
第 1	防災訓練の実施	270
第 2	実施の回数	270
第 3	津波避難のための災害応急対策	270
第 4	香川県の助言と指導	270
第 5	具体的かつ実践的な訓練	270
第 7 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	271
第 1	市職員に対する教育	271
第 2	市民等に対する教育	271
第 3	教職員及び児童生徒等に対する教育	272
第 4	防災上重要な施設管理者に対する教育	272
第 5	自動車運転者に対する教育	272
第 6	相談窓口の設置	272

第1章 総則

第1節 目的

第1 計画の目的

この計画は、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある津波災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、本市、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とし、「地震対策編」とあわせて震災対策に活用すべきものである。

また、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項等を定める「地震対策編」とともに南海トラフ地震に関する地震防災体制の推進を図ることとする。

第2 計画の構成

この計画は、観音寺市防災会議が作成する観音寺市地域防災計画のうち、津波災害に関するものであり、地域における地震災害等の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。観音寺市地域防災計画は、この「津波対策編」のほか、「地震対策編」及び「一般対策編」の3編で構成する。

また、この「津波対策編」は、「地震対策編」とともに、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものである。

津波対策編の構成は、次のとおりとする。

構 成	内 容
1 総 則	計画の目的及び基本方針のほか、計画の効果的な推進、防災関係機等の責務と処理すべき事務又は業務、想定される地震被害等について定める。
2 災 害 予 防 計 画	地震被害の発生を未然に防止し、又は災害を最小限に止めるために必要な事前対策等について定める。
3 災害応急対策計画	地震発生直後から応急復旧の終了に至るまでの間において、市災害対策本部及び防災関係機関が行うべき応急対策等について定める。
4 災 害 復 旧 計 画	公共施設の災害復旧及び市民の生活安定のための緊急措置等について定める。
5 推 進 計 画	南海トラフ地震の地震災害に対する対策の推進計画について定める。

第 3 他の計画との関係

この計画は、香川県防災会議の策定する「香川県地域防災計画・津波対策編」に基づき、市の地域における津波対策に関して総合的かつ基本的性格を有するもので、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画等の他の計画との整合を図るものとする。

第 4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

第 5 計画の習熟等

この計画は、津波対策の基本的事項を定めるものであり、市、防災関係機関及び住民等は平素から研究、訓練などの方法によりこの計画の習熟並びに周知徹底に努めるとともに、より具体的な計画等を定め津波対策の推進体制を整えるものとする。

第 6 用語

この計画において、特に指摘のない場合、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 本部（長） 観音寺市災害対策本部（長）
- 2 本計画 観音寺市地域防災計画

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関及び住民の責務

1 観音寺市

市は、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災の第一次的な責務を有するものとして、三観広域行政組合消防本部、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共団体並びに市民の協力を得て防災活動を実施するとともに、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

2 香川県

香川県は、香川県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が地域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが困難と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町間の連絡調整を必要とするとき等に、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ活動の総合調整を行い、市及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

3 三観広域行政組合消防本部

三観広域行政組合消防本部（三観広域消防本部）は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団は、市全域に対して水道水を供給する水道事業者であり、危機に際し、住民の日常生活に直結してその健康を守るために欠くことのできない水道水を供給する事業者として、住民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動を維持するため、県、関係市、関係機関等と相互に協力・連携し、災害時においても速やかに水道水を安定して給水できるよう努める。

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるように協力する。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとと

もに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

8 住民

「自らの命は自らが守る。自分たちの地域の安全は自分たちが守る」ことが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から、食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄その他の災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

住民は、災害時には自らの命を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

第 2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱

観音寺市、香川県、三観広域行政組合消防本部、香川県広域水道企業団、指定地方行政機関、指定地方公共機関、指定公共機関、本市区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱は、以下のとおりである。

1 観音寺市

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
観 音 寺 市	1 地域防災計画の策定及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 9 特別警報等の住民への周知 10 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び災害発生情報の発令並びに避難所の開設 11 の避難支援活動 12 消防、水防その他の応急措置 13 被災者の救助、救護その他保護措置 14 被災した児童生徒等の応急教育 15 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施 16 緊急輸送等の確保 17 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 18 災害復旧の実施 19 ボランティア活動の支援 20 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

2 香川県

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
香 川 県	1 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災訓練の実施 4 防災知識の普及及び防災意識の啓発 5 防災教育の推進 6 自主防災組織の結成促進及び育成指導 7 防災に関する施設等の整備及び点検 8 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整 9 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 10 特別警報等の市町への通知 11 被災者の救助、救護その他保護措置 12 被災した児童生徒等の応急教育 13 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施 14 緊急輸送等の確保 15 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 16 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置 17 災害復旧の実施 18 ボランティア活動の支援 19 その他災害の防御又は拡大防止のための措置

3 三観広域行政組合消防本部

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
三観広域行政組合消防本部 (三観広域消防本部)	1 消防施設、消防本部体制の整備 2 災害及び二次災害の予防警戒及び防除 3 人命の救出、救助及び応急救護 4 消防、水防その他の応急措置 5 災害時の救助、救急、情報の伝達 6 危険物の安全性確保のための指導

4 香川県広域水道企業団

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県広域水道企業団	1 災害時における水道の被害情報の収集及び県及び市への報告連絡 2 災害時における水道水の供給確保 3 水道施設の防災対策並びに応急給水及び応急復旧の実施

5 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
中国四国管区警察局 四国警察支局	1 支局内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導、調整 2 警察庁及び他管区警察局との連携 3 支局内防災関係機関との連携 4 支局内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡 5 警察通信の確保及び統制 6 警察災害派遣隊の運用 7 支局内各県警察への津波警報等の伝達
四国総合通信局	1 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整及び電波の統制監理 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに電波の監理 3 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握 4 災害時における通信機器、移動電源車の貸出し 5 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議
四 国 財 務 局	1 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 2 地方公共団体に対する災害融資 3 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付 4 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置
四国厚生支局	1 （独）国立病院機構等関係機関との連絡調整
香 川 労 働 局	1 労働災害防止についての監督指導 2 被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速・適正な労災補償の実施 3 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害予防の指導 4 災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保 5 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導 6 被災失業者に対する職業斡旋、失業給付の支給等
中国四国農政局 （高松地域センター）	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の取りまとめ 5 被災地への営農資材の供給の指導 6 被災地における病虫害防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握 7 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導 8 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付 9 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導
四国森林管理局 （香川森林管理事務所）	1 国有林野の治山、治水事業の実施 2 国有保安林の整備保全 3 災害応急対策用木材（国有林）の供給

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
四国経済産業局	1 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保 2 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 3 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
中国四国産業保安監督部 (中国四国産業保安監督部四国支部)	1 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する保安の確保 2 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
四国地方整備局	1 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項 2 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理 3 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導 4 海上の流出油等に対する防除措置 5 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 6 空港の災害復旧 7 緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）等の被災地方公共団体への派遣
四 国 運 輸 局	1 輸送機関、その他関係機関との連絡調整 2 陸上及び海上における緊急輸送の確保 3 自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導
大 阪 航 空 局 (高松空港事務所)	1 空港施設の整備及び点検（管制部門） 2 災害時の飛行規制等とその周知 3 緊急輸送の拠点としての機能確保（管制部門） ※ 1 及び 3 の業務について管制部門以外は、高松空港㈱に運営委託している。
国土地理院 四国地方測量部	1 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に国土地理院が提供及び公開する防災関連情報利活用の支援・協力 3 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システム活用の支援・協力 4 災害復旧・復興にあたって、国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施及び公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく、実施計画書への技術的助言に関すること

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
大阪管区气象台 (高松地方气象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
第 六 管 区 海上保安本部 (高松海上保安部)	1 特別警報・警報等の伝達、情報の収集、海難救助等 2 災害時における人員及び物資の緊急輸送 3 海上における流出油等の防除、海上交通の安全確保、治安の維持 4 航路標識等の整備
中国 四 国 地 方 環 境 事 務 所	1 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達
中国四国防衛局	1 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 2 災害時における米軍部隊との連絡調整 3 家庭動物の保護等に係る支援

6 自衛隊

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
自 衛 隊	1 災害派遣の実施 (被害状況の把握、人命の救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、通信支援、炊飯、給水及び入浴の支援、危険物の除去等)

7 指定公共機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(独)水資源機構 吉 野 川 局	1 香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施
(独)国立病院機構中国 四国グループ	1 災害時における（独）国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援 2 広域災害における（独）国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援 3 災害時における（独）国立病院機構の被災情報収集、通報 4 （独）国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援
日本郵便株式会社 四 国 支 社 (高松中央郵便局)	1 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除 3 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
日 本 銀 行 高 松 支 店	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整 2 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
日本赤十字社 香 川 県 支 部	1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他応急対応に必要な業務
日本放送協会 高 松 放 送 局	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道 3 社会事業団体による義援金品の募集等に対する協力
西日本高速道路(株) 四 国 支 社	1 高松自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
本州四国連絡 高 速 道 路 (株) (坂出管理センター)	1 瀬戸中央自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
四国旅客鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 3 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
N T T 西 日 本 (株) 香 川 支 店 K D D I (株) 四 国 支 店 (株) N T T ド コ モ 四 国 N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ (株) ソ フ ト バ ン ク (株)	1 電 気 通 信 施 設 の 防 災 対 策 並 び に 被 災 施 設 の 応 急 対 策 及 び 災 害 復 旧 2 災 害 時 に お け る 非 常 緊 急 通 話 の 確 保
日 本 通 運 (株) 四 国 支 店 四 国 福 山 通 運 (株) 高 松 支 店 佐 川 急 便 (株) 西 日 本 支 社 四 国 支 店 ヤ マ ト 運 輸 (株) 香 川 主 管 支 店 四 国 西 濃 運 輸 (株) 高 松 支 店	1 災 害 時 に お け る 陸 上 輸 送 の 確 保
四 国 電 力 (株) 四 国 電 力 送 配 電 (株)	1 電 力 施 設 の 防 災 対 策 並 び に 被 災 施 設 の 応 急 対 策 及 び 災 害 復 旧 2 災 害 時 に お け る 電 力 の 供 給 確 保
イ オ ン (株) (株) セ ブ ン イ レ ブ ン ・ ジ ャ パ ン (株) ロ ー ソ ン (株) フ ァ ミ リ ー マ ー ト (株) セ ブ ン & ア イ ・ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	1 災 害 時 に お け る 物 資 の 調 達 ・ 供 給 確 保

8 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	処理すべき事務又は業務の大綱
(一社)香川県バス協会 (一社)香川県トラック協会	1 災害時における陸上交通の確保
香川県離島航路 事業協同組合 ジャンボフェリー(株)	1 災害時における海上輸送の確保
(株)四 国 新 聞 社 (株)瀬 戸 内 海 放 送 西 日 本 放 送(株) R S K 山 陽 放 送(株) 岡 山 放 送(株) テ レ ビ セ ト ウ チ(株) (株)エ フ エ ム 香 川	1 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施 2 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
土 地 改 良 区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧
(一社)香 川 県 医 師 会	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
(公社)香 川 県 看 護 協 会	1 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動 2 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動 3 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請
(一社)香川県L P ガス協会	1 L P ガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 2 災害時におけるL P ガス供給の確保

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香 川 県 下 水 道 公 社	1 流域下水道の下水処理施設における被害調査の協力 2 流域下水道の下水処理施設における災害応急対応の協力
香川県農業協同組合 香川西部森林組合 大野原森林組合 観音寺漁業協同組合 西かがわ漁業協同組合 伊吹漁業協同組合	1 関係機関が行う被害調査の協力 2 被災施設等の災害応急対策 3 被災組合員に対する融資等の斡旋
観 音 寺 商 工 会 議 所 観 音 寺 市 大 豊 商 工 会	1 関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力 2 物資等の供給確保及び物価安定についての協力

(一社)三豊・観音寺市医師会 三 豊 総 合 病 院	1 災害時における収容患者の医療の確保 2 災害時における負傷者等の医療救護
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(社 福) 観 音 寺 市 社 会 福 祉 協 議 会	1 被災による生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付 2 ボランティア活動の体制整備及び支援
社 会 福 祉 施 設 学 校 等 の 管 理 者	1 災害時における入所者、児童生徒等の安全の確保 2 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
危 険 物 施 設 の 管 理 者	1 災害時における危険物の保安措置

10 住民

処理すべき事務又は業務の大綱
1 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。 2 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時取るべき行動に関する知識の習得に努める。 3 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。 4 避難所等の場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。 5 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。 6 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。 7 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。 8 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。 9 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。 10 高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。 11 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。 12 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また市が発令した高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び災害発生情報を発したときは速やかにこれに応じて行動する。 13 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

1 1 自主防災組織

処理すべき事務又は業務の大綱	
1	あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。
2	避難所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。
3	災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。
4	避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。
5	災害時等に地域住民が取るべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所（避難所）等における行動基準を作成し、周知するよう努める。
6	地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。
7	地域の実情に応じて、必要となる資器材及び物資を備蓄しておくよう努める。
8	市が行う避難情報等の発令基準や、市と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ市と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。
9	市、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。
10	災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

1 2 事業者

処理すべき事務又は業務の大綱	
1	災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。
2	管理する施設を避難場所等として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。
3	市及び香川県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。
4	災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。
5	事業者は、事業継続計画を作成する等、災害時においても事業活動を継続的に実施するよう努める。

第3節 観音寺市の地勢等の概況

第1 地勢等

1 観音寺市の概要

観音寺市は、香川県の西南部に位置し、市の北東部は三豊市、西部は瀬戸内海の燧灘（ひうちなだ）に面し、沖合には伊吹島等の島しょを有しており、南部は讃岐山脈の雲辺寺山、金見山等を境に徳島県三好市及び愛媛県四国中央市に接している。

市の中央部には三豊平野が広がり、東部から西部に向かって財田川、柞田川等の河川が貫流し、豊かな田園地帯を形成している。また、河口付近は、市の中核となる市街地が形成されている。東部から南部にかけては山間地が、北部には七宝山等の丘陵地が連なっている。三豊平野には、ため池が多数点在し、観音寺市の地勢の大きな特色となっている。

観音寺市の総面積は11,783 ㎥で、県の総面積187,680 ㎥の6.3%を占めている。（詳細は、一般対策編第1章第3節「観音寺市の概要」を参照。）

【観音寺市位置図】



2 地形

市には、北部に七宝山 444.0m、稲積山 404.0mがあり、南西部に金見山 596.0m、大谷山 507.0.0m、高尾山 495.5m、南東部には雲辺寺山 927.0m、菩提山 312.0m等がある。

市北部を財田川が東西に 32 kmに渡って流れるほか、二級河川として苧扱川、一の谷川、柞田川、唐井手川、白坂川、吉田川、四方堂川等が瀬戸内海に注いでいる。

また、伊吹島をはじめ、股島、小股島、円上島といった島しょ部を擁している。

(詳細は、一般対策編第1章第3節「地形」を参照。)

3 地質

市の海岸部から中央部にかけて、非常に広い範囲で砂礫が分布している。また、市の南部から東に向かって、山地に沿うように泥岩の表土が広がっている。市全体が、砂礫、砂岩及び泥岩で形成された土地柄である。

北部には、圧碎された花崗閃緑岩が分布し、その周囲に流紋岩と同質凝灰岩が分布している。また、伊吹島と北部には海底火山噴出物の堆積が見られ、もともと陸続きだったと考えられる。火山噴出物はその大きさによって呼び方が変わるが、大雨等で泥流（火山砕屑物が斜面を流れ下ることを火砕流と呼ぶ）となることもあり、注意が必要と考えられる。

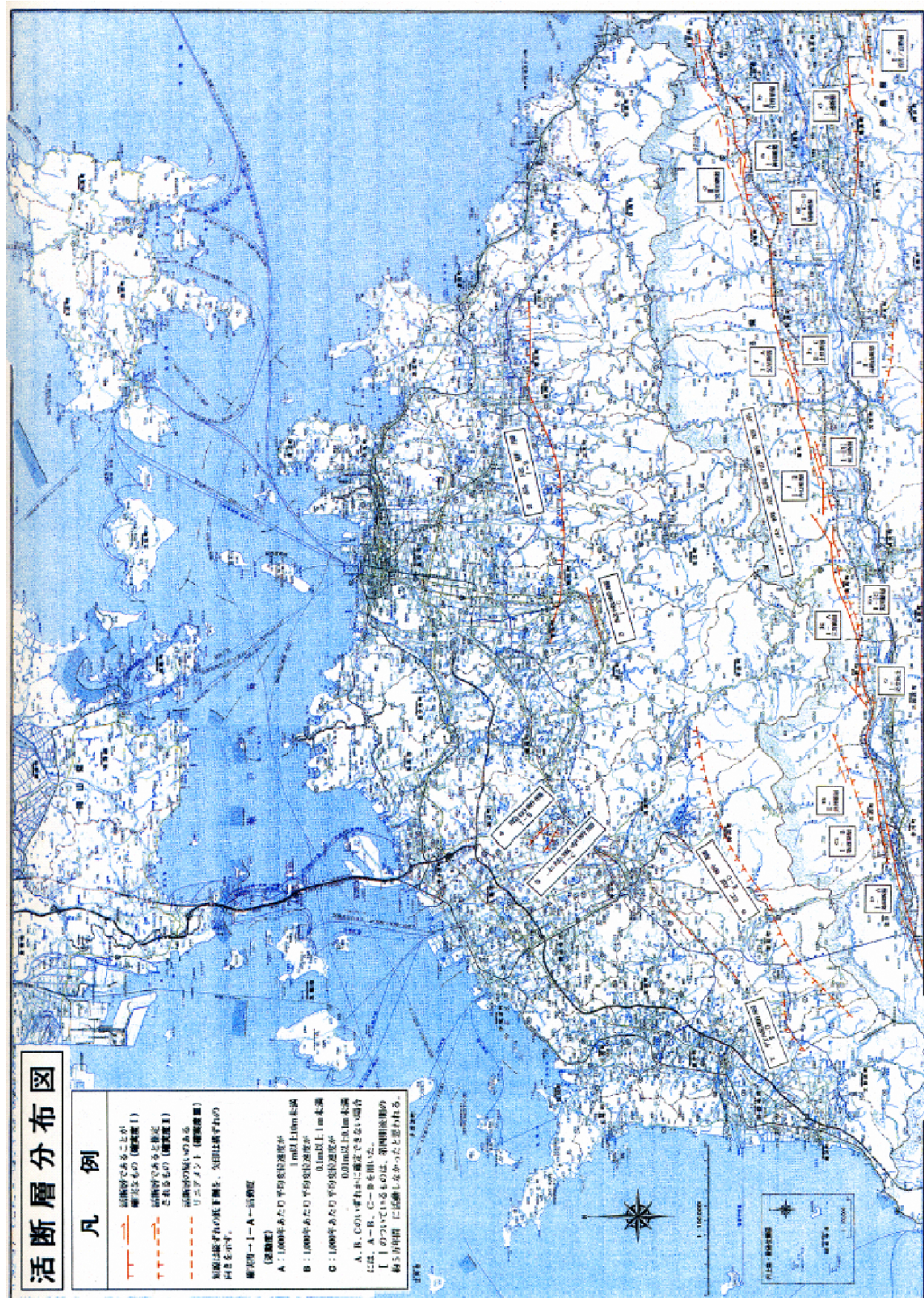
4 活断層

日本の地質分布を大きく分ける活断層である中央構造線は、和泉層群の南限に位置し、讃岐山脈の南麓（徳島県）、石鎚山系の北麓（愛媛県）を東西に走るため、本市を通らない。

中央構造線は、活断層系と呼ばれるように、単調な一本の線状ではなく、ほぼ同一方向の多数の断層群によって構成されており、断層が確認されている部分ごとに、個々に名称が付されている。

なお、活断層分布図の名称は、「新編 日本の活断層分布図と資料」（活断層研究会編 東京大学出版会）に記されている名称を採用している。

【香川県の活断層分布図】



第 2 社会条件

1 人口の推移

観音寺市の人口は、令和元年 10 月 1 日現在で、57,333 人である。

本市の人口は、平成 2 年までは 68,000 人を超えていたが、その後、減少を続ける一方で、65 歳以上の高齢者人口は急激に増加する傾向にある。

高齢化率は平成 12 年の 23.6%から、平成 27 年には 32.2%と、8.7 ポイントも上昇している。

また、年齢 3 区分別人口をみると、平成 7 年に 15 歳未満の年少人口と 65 歳以上の高齢者人口が逆転し、平成 27 年にはその差は 11,000 人を超え、少子・高齢化の傾向が顕著となっている。

さらに、15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口も減少傾向にあり、高齢者人口のみが増加傾向をたどっている。

地域における高齢者の増加は、災害時の介助や支援が必要な避難行動要支援者の増加につながるため、その対策が求められる。

【人口総数、3 区分別人口構成、高齢化率の推移】

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総 数	66,555	65,226	62,690	59,409
0 歳～14 歳	10,028	9,005	8,063	7,162
15 歳～64 歳	40,829	39,296	36,980	32,838
65 歳以上	15,698	16,893	17,472	18,983
高 齢 化 率	23.6%	25.9%	28.0%	32.2%

※総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

(資料：令和 2 年版統計かんおんじより)

2 世帯

世帯数については、平成 7 年（1995 年）10 月の国勢調査で、14,171 世帯であったものが、平成 12 年（2000 年）10 月の国勢調査では 14,948 世帯、合併後の平成 17 年（2005 年）10 月の国勢調査では 21,892 世帯（うち合併町は、6,525 世帯）、平成 22 年（2010 年）10 月の国勢調査では 22,476 世帯（うち合併町は、6,682 世帯）と増加しており、平成 27 年国勢調査では、21,984 世帯（うち合併町は、6,593 世帯）と減少に転じた。

3 地区別にみた人口・世帯の分布

令和 3 年の住民基本台帳人口をみると、観音寺地区、柞田地区、常磐地区、一ノ谷地区の人口が多い傾向にある。

このような人口集中地区では、市街地が形成され、建物が密集するため、防災対策として市街地の耐震・耐火構造化が求められる。

また、木之郷地区、栗井地区、伊吹地区、五郷地区では高齢夫婦のみの世帯、高齢単独世帯が多いため、避難の際に自主防災組織等の協力が求められる。

【地区別人口、世帯数、人口密度、高齢化率】

地 区	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)	高齢化率 (%)	高齢者世帯率 (%)
観 音 寺 地 区	11,655	5,410	2062.8	33.56	32.29
高 室 地 区	3,336	1,452	542.4	36.54	35.67
常 磐 地 区	6,446	2,777	1342.9	28.20	26.68
柞 田 地 区	7,701	3,326	1158.0	28.89	30.46
木之郷地区	1,097	496	664.8	38.29	38.70
豊 田 地 区	3,431	1,480	720.8	37.02	35.34
栗 井 地 区	1,595	670	138.9	37.43	38.36
一ノ谷地区	4,719	2,128	1206.9	23.37	23.03
伊 吹 地 区	436	233	458.9	52.06	57.51
五 郷 地 区	799	328	29.2	42.18	37.80
萩 原 地 区	1,482	557	362.3	39.27	33.93
小 山 地 区	1,965	760	1079.7	36.64	31.58
上之段地区	1,750	670	711.4	35.20	31.94
下 組 地 区	1,632	640	850.0	30.64	24.06
花 稻 地 区	1,009	382	611.5	35.48	32.20
中 姫 地 区	1,261	484	643.4	34.34	28.93
紀 伊 地 区	1,347	516	194.9	36.75	29.84
和 田 浜 地 区	1,778	833	1326.9	36.78	35.57
姫 浜 地 区	1,898	864	1518.4	38.51	36.80
和 田 地 区	2,680	1,061	602.2	32.42	28.84
箕 浦 地 区	1,101	447	123.2	38.78	36.24
合 計	59,118	25,514	—	—	—

※1 面積は、地図情報システム（GIS）により算出。

2 人口及び世帯数は、令和3年4月1日現在の住民基本台帳より算出した。

3 高齢者世帯は、高齢夫婦世帯（65歳以上の夫婦のみ）及び高齢単身世帯（65歳以上の者一人のみ）とする。

4 要配慮者等の状況

令和3年4月1日現在の要介護者数は2,304人と全人口の3.86%となっている。一人暮らし高齢者世帯数は4,617世帯で、総世帯数の18.10%を占める値となっている。

5 道路・鉄道

市には、国道 11 号及び 377 号が北東から南西に走っており、それに平行して四国横断自動車道が市を横断し、大野原インターチェンジが立地している。また、特急列車の停車する JR 観音寺駅のほか、豊浜駅・箕浦駅があり、主要都市の高松・岡山までそれぞれ約 1 時間と交通の便に恵まれているため、通勤・通学等の要衝になっている。

6 橋梁

市内の橋梁は、平成 26 年 3 月 31 日現在で約 387 橋（うち、農道橋りょう 9 橋、林道橋りょう 11 橋）である。

（観音寺公共施設等総合管理計画（平成 27 年 5 月）より）

7 港湾・漁港

市内の港湾・漁港は、香川県指定地方港湾の観音寺港と豊浜港のほか、市管理港湾の室本港、市管理漁港として第 1 種漁港が 3 港、第 2 種漁港が 1 港である。

（香川県の指定漁港一覧（香川県HP）より）

第 3 過去の地震災害

香川県では、100～150 年ごとに、南海トラフで発生する地震によって、大きな被害が発生している。また、1927 年の北丹後地震、1995 年の兵庫県南部地震のように周辺地域の活断層から発生する地震によっても若干の被害が発生している。

主な地震災害履歴は以下のとおりである。

地震名 発生年月日	規模 震度	震央	被害状況
宝永地震 1707 年 10 月 28 日 (宝永 4 年) 10 月 4 日) 未刻	M8.6	北緯 033.2° 東経 135.9° 深さ — 紀伊半島沖	我が国最大級の地震の一つ。全体で死者 5,000 人余、潰家約 59,000 軒、家屋の倒壊範囲は東海道・近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。 香川県では、死者 28 人、倒壊家屋 929 軒、丸亀城破損。また、五剣山の 1 峰崩落。余震は、12 月まで続く。5～6 尺（2 m 弱）の津波で相当の被害があった。
安政南海地震 1854 年 12 月 24 日 (嘉永 7 年 [安政 1 年] 11 月 5 日) 申の中刻	M8.4	北緯 033.0° 東経 135.0° 深さ — 紀伊半島沖	被害は、近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。房総より九州東岸にまで大津波が襲来。全体で死者 3,000 人、家屋全壊 10,000 戸、半壊 40,000 戸、焼失 6,000 戸、流失 15,000 戸。 香川県では、死者 5 人、負傷者 19 人、倒壊家屋 2,961 軒、土蔵被害 157 か所、塩浜石垣崩れ 3,769 間、塩浜堤大破 7,226 間、川堤崩れ 6,456 間、せき崩れ 491 か所、池大破 264 か所、橋被害 126 か所であった。この地震による津波の高さは、香西（高松市西部）で 1 尺（30 cm 余）であったが、満潮と重なり、志度浦と津田浦（共に香川県東部沿岸）で被害があった。
北丹後地震 1927 年 (昭和 2 年) 3 月 7 日 18 時 27 分	M7.3 震度 多度津 4	北緯 035° 37.9' 東経 134° 55.8' 深さ 18km 京都府北部	被害は、丹後半島の顎部が最も激しく、近畿・中国・四国の一部にも及ぶ。全体で死者 2,925 人、負傷者 7,806 人、家屋全壊 12,584 戸、半壊 10,886 戸、焼失 9,151 戸。 香川県では、小被害があった。
南海地震 1946 年 (昭和 21 年) 12 月 21 日 4 時 19 分	M8.0 震度 高松 5 多度津 5	北緯 032° 56.1' 東経 135° 50.9' 深さ 24km 紀伊半島沖	極めて大規模な地震で、被害は中部以西西日本各地に及び、津波は房総半島から九州に至る沿岸を襲った。全体で死者 1,362 人、行方不明 102 人、負傷者 2,632 人、家屋全壊 11,506 戸、半壊 21,972 戸、焼失 2,602 戸、流失 2,109 戸、浸水 33,093 戸等甚大な被害があった。 香川県では、死者 52 人、負傷者 273 人、家屋全壊 608 戸、半壊 2,409 戸、道路損壊 238 か所、橋梁破損 78 か所。また、堤防決壊・亀裂 154 か所による塩田の浸水被害、地盤沈下による無形の被害も多い。

地震名 発生年月日	規模 震度	震央	被害状況
平成 7 年 (1995 年) 兵庫県南部 地震(阪神・ 淡路大震災) 1995 年 (平成 7 年) 1 月 17 日 5 時 46 分	M7.3 震度 高松 4 多度津 4 坂出 4	北緯 034° 35.9' 東経 135° 02.1' 深さ 16km 淡路島付近	この地震による被害は極めて甚大で、16 府県に及んだ。全体で死者 6,433 人、行方不明 3 人、負傷者 43,792 人、家屋全壊 104,906 棟、半壊 144,274 棟等の被害があった。 香川県では、負傷者 7 人、屋根瓦の破損等建物被害 3 戸、県道がけ崩れ 1 か所、水道管破裂 2 か所等の被害があった。
平成 12 年 (2000 年) 鳥取県西部 地震 2000 年 (平成 12 年) 10 月 6 日 13 時 30 分	M7.3 震度 土庄 5 強 高松 5 弱 東かがわ 5 弱 観音寺 5 弱 三豊 5 弱 小豆島 5 弱 その他 11 市町 4	北緯 035° 16.4' 東経 133° 20.9' 深さ 9km 鳥取県西部	この地震による被害は鳥取、島根両県を中心に、1 府 9 県に及んだ。死者はいなかったものの、全体で、負傷者 182 人、家屋全壊 435 棟、半壊 3,101 棟、道路被害 667 か所、がけ崩れ 367 か所等の被害があった。 香川県では、負傷者 2 人、建物一部破損 5 棟の被害があった。
平成 13 年 (2001 年) 芸予地震 2001 年 (平成 13 年) 3 月 24 日 15 時 27 分	M6.7 震度 高松 4 さぬき 4 丸亀 4 坂出 4 善通寺 4 三豊 4 多度津 4 土庄 4 観音寺 4 小豆島 4 直島 4 宇多津 4 琴平 4 まんのう 4 綾川 4	北緯 034° 07.9' 東経 132° 41.6' 深さ 46km 安芸灘	この地震による被害は広島、愛媛両県を中心に、9 県に及んだ。 全体で、死者 2 人、負傷者 288 人、家屋全壊 70 棟、半壊 774 棟、文教施設被害 1,222 か所等の被害があった。 香川県では、人的被害はなく、建物一部破損 10 棟の被害があった。
淡路島付近 を震源とする地震 2013 年 (平成 25 年) 4 月 13 日 5 時 33 分	M6.3 震度 東かがわ、 小豆島 5 弱 高松 4 さぬき 4	北緯 034° 25.1' 東経 134° 49.7' 深さ 15km 淡路島付近	この地震による被害は兵庫県淡路市を中心に、1 府 4 県に及んだ。 全体で、負傷者 34 人(うち重傷者 9 人)、家屋全壊 6 棟、半壊 66 棟、一部破損 8,000 棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。

	土庄 4		
	綾川 4		

地震名 発生年月日	規模 震度	震 央	被 害 状 況
伊予灘を震源とする地震 2014 年 (平成 26 年) 3 月 14 日 2 時 6 分	M6.2 震度 高松 4 丸亀 4 観音寺 4 さぬき 4 三豊 4 土庄 4 小豆島 4 直島 4 多度津 4	北緯 33° 41.5′ 東経 131° 53.4′ 深さ 78 km	この地震による被害は広島、大分両県を中心に 6 県に及んだ。 全体で、負傷者 21 人（うち重傷者 2 人）、家屋一部損壊 57 棟の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
鳥取県中部を震源とする地震 2016 年 (平成 28 年) 10 月 21 日 14 時 7 分	M 6.6 震度 高松 4 観音寺 4 さぬき 4 東かがわ 4 三豊 4 土庄 4 小豆島 4 綾川 4	北緯 35° 22.8′ 東経 133° 51.3′ 深さ 11 km 鳥取県中部	この地震による被害は鳥取県を中心に、1 府 3 県に及んだ。 全体で、負傷者 30 人（うち重傷者 5 人）、家屋全壊 12 棟、半壊 95 棟、一部破損 12,525 棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
大阪府北部を震源とする地震 2018 年 (平成 30 年) 6 月 18 日 7 時 58 分	M 6.1 震度 小豆島 4	北緯 34° 50.6′ 東経 135° 37.3′ 深さ 13 km 大阪府北部	この地震による被害は大阪府を中心に、2 府 5 県に及んだ。 全体で、死者 6 人、負傷者 443 人（うち重傷者 28 人）、家屋全壊 18 棟、半壊 517 棟、一部破損 57,787 棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。

- (注) 1 高松地方気象台の調査による。(参考文献:「新編日本被害地震総覧」東京大学出版会)
- 2 。表中の震度は、「平成 7 年(1995 年)兵庫県南部地震」までは気象庁震度観測点による、「平成 12 年(2000 年)島根県西部地震」以降は、各市町の震度観測点の最大の値である
- 3 兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震、淡路島付近を震源とする地震、伊予灘を震源とする地震、鳥取県中部を震源とする地震及び大阪府北部を震源とする地震の被害状況は、総務省消防庁による。

第4節 被害想定

香川県では、香川県地震・津波被害想定を公表している。以下は、本報告における観音寺市の被害想定である。

第1 基本的な考え方

香川県では、東日本大震災を教訓として、地震及び津波防災対策の強化・推進を図るための施策の一つとして、「香川県地震・津波被害想定」を公表した。この報告は、海溝型（南海トラフ）及び直下型（中央構造線・長尾断層）の大規模な地震が発生した場合を想定して、香川県内各地の揺れや液状化、津波等による被害を科学的・定量的に予測したものである。

「香川県地震・津波被害想定」は、平成24年に公表された中央防災会議による「南海トラフの巨大地震による被害予測」及び最新の知見をもとに実施され、特に南海トラフを震源とする海溝型地震については、※₁①最大クラスの地震・津波、※₂②発生頻度の高い地震・津波を想定しており、今後の南海トラフ地震対策の基礎資料として利用するものである。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、被害想定には一定の限界があることに留意するものとする。

※1 最大クラスとは、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波である。

※2 発生頻度の高いものとは、一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で発生し、最大クラスに比べ、規模（震度や津波高）は小さいものの、大きな被害をもたらす地震・津波である。

第 2 地震・津波被害想定

香川県では、南海トラフ、中央構造線、長尾断層を震源とする大規模地震を想定し、地震・津波被害想定を公表している。このうち、南海トラフ、中央構造線を震源とする地震については、本市は震度 7 と予測されており、震度想定で最も高い値を示すことから、本市の計画で想定する地震は「南海トラフを震源とする海溝型地震」及び「中央構造線を震源とする直下型地震」とする。

【想定ケースの基本事項】

地震のタイプ	南海トラフを震源とする海溝型地震		中央構造線を震源とする直下型地震
	最大クラス	発生頻度の高いもの	
マグニチュード	【地震】 Mw9.0 【津波】 Mw9.1	【地震】 Mw8.7 【津波】 Mw8.7	M8.0
断層モデル	【地震】 内閣府公表(24.8.29)の強震断層モデル 4 ケース(基本ケース、東側ケース、西側ケース、陸側ケース)を採用 【津波】 内閣府公表(24.8.29)の津波断層モデル 11 ケースのうち、各市町ごとに浸水状況に影響を及ぼすケースを採用(本市は、ケース 7)	【地震】 2003 年中央防災会議東南海・南海地震 2 連動モデル、同 3 連動モデル、宝永地震(相田モデル)、安政南海地震(相田モデル)を採用 【津波】 2003 年中央防災会議東南海・南海地震 2 連動モデル、同 3 連動モデルを採用	文部科学省地震調査研究推進本部が設定した 4 ケースを採用
評価単位	震度分布、液状化危険度は、125m×125mメッシュ 津波は、10m×10mメッシュ		
人的・物的被害の季節・時間帯の設定	①冬深夜、②夏昼 12 時、③冬夕方 18 時 ※風速は、内閣府と同様、8.0m/s とした。		

※Mw：モーメントマグニチュード

規模の大きな地震に対しては、気象庁マグニチュードは、地震の原因である地下の岩盤のズレの規模を正確に表わせない。そのため、巨大地震の規模を物理的に評価するのに適し、国際的にも広く使用される指標「モーメントマグニチュード」を用い、南海トラフを震源とする地震の規模を表わすものとする。

※M：マグニチュード

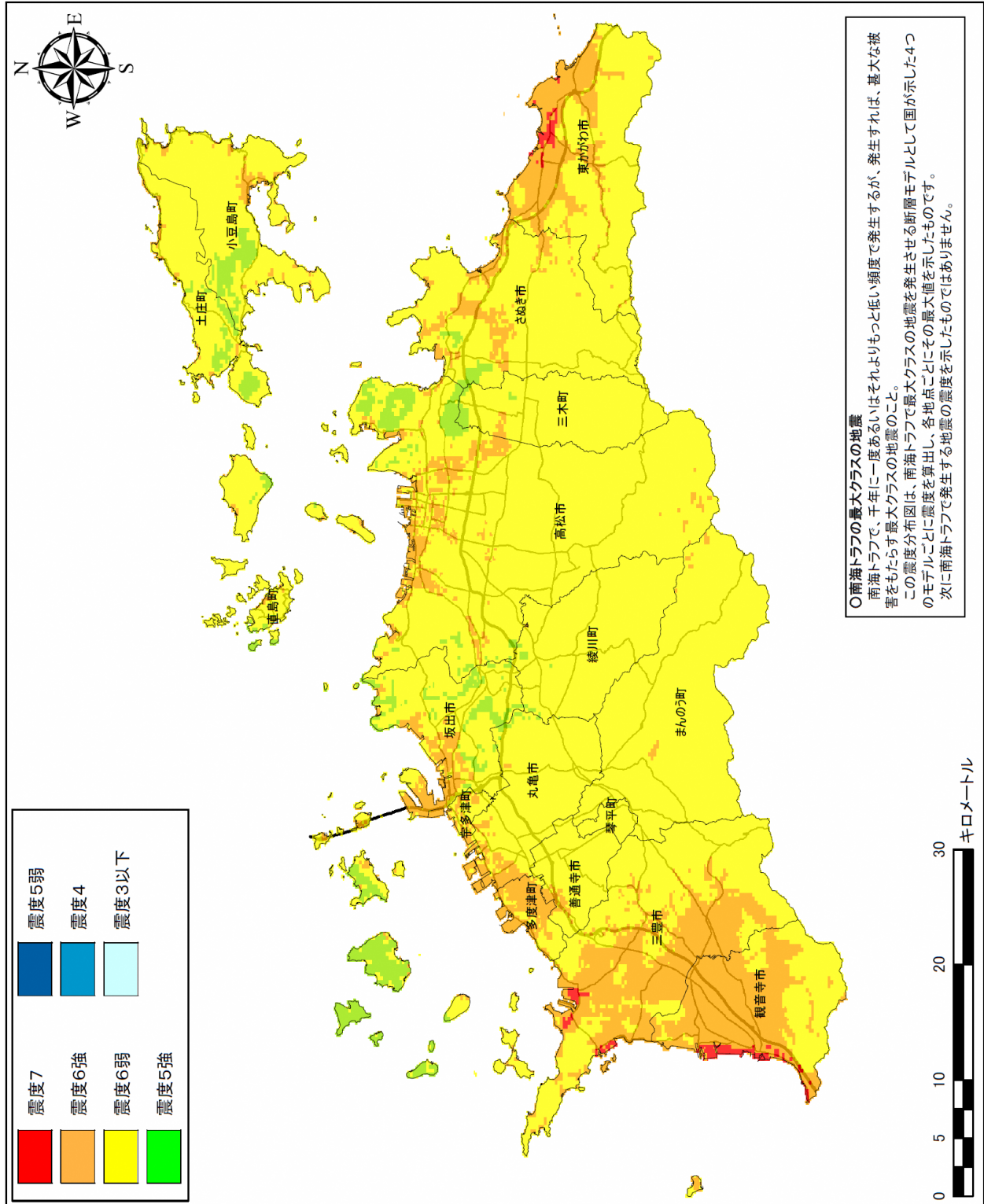
一般的にマグニチュードといえば、日本では、気象庁マグニチュードを示し、地震計で観測される波の振幅から計算した地震エネルギーを表わしている。

1 南海トラフを震源とする地震

(1) 最大クラスの地震

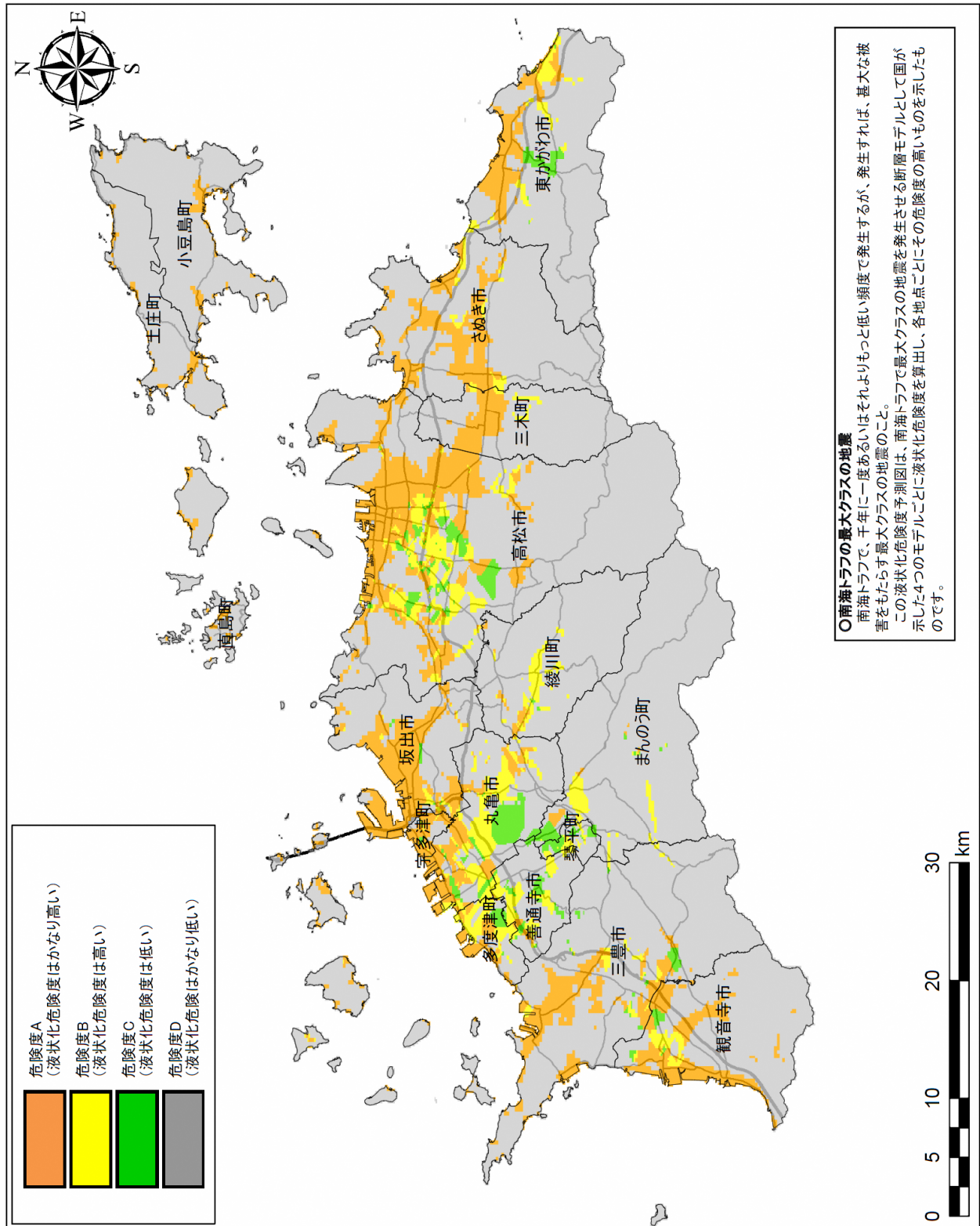
ア 地震動

観音寺市は非常に強い揺れが予想され、臨海部で震度7、市中央の平野部などで震度6強となっている。



イ 液状化

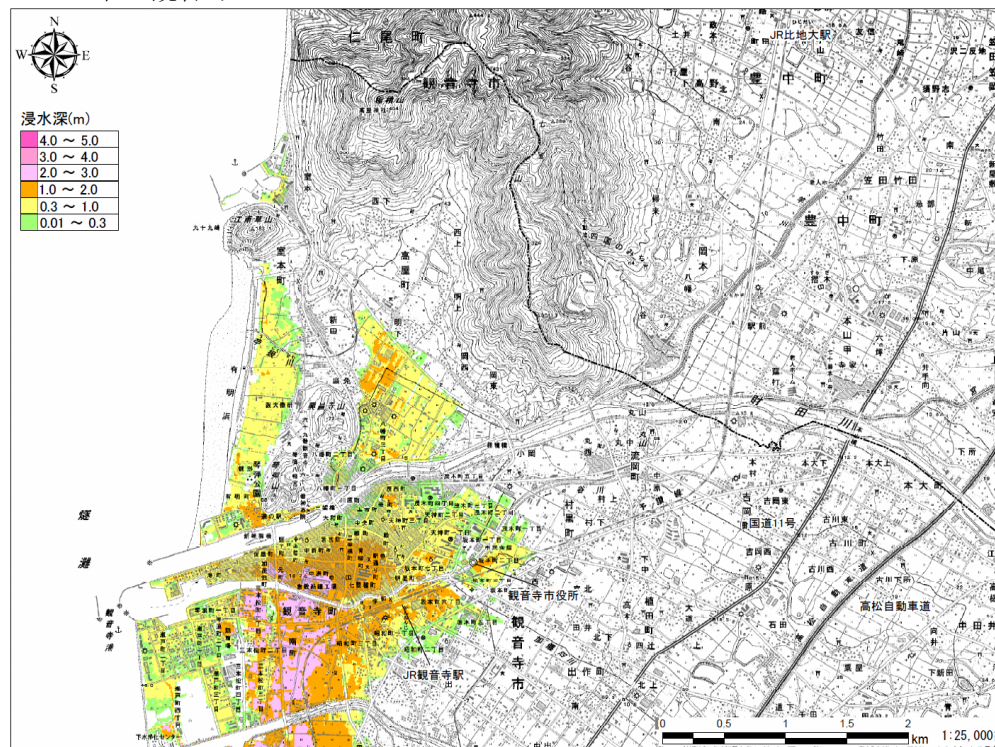
液状化危険度がAランクの地域は、臨海部をはじめ、財田川・柞田川の周辺に分布している。観音寺市は、砂質の地盤で、海岸沿いにあるため地下水位が高く、液状化が起こりやすい。



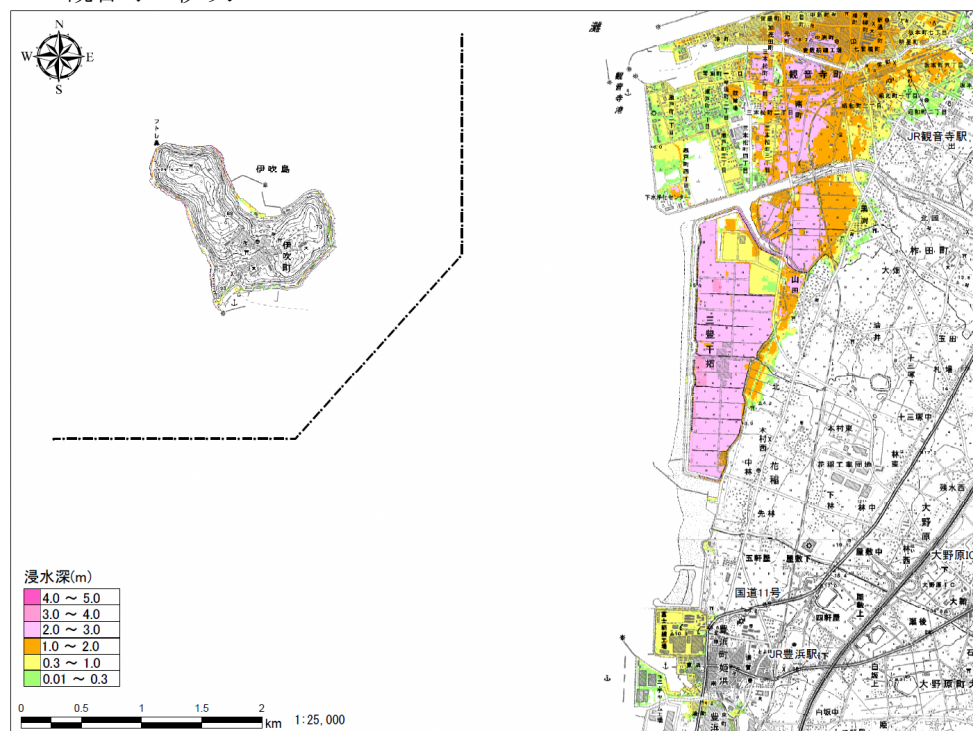
ウ 津波浸水

次に、津波浸水の予想図を示す。

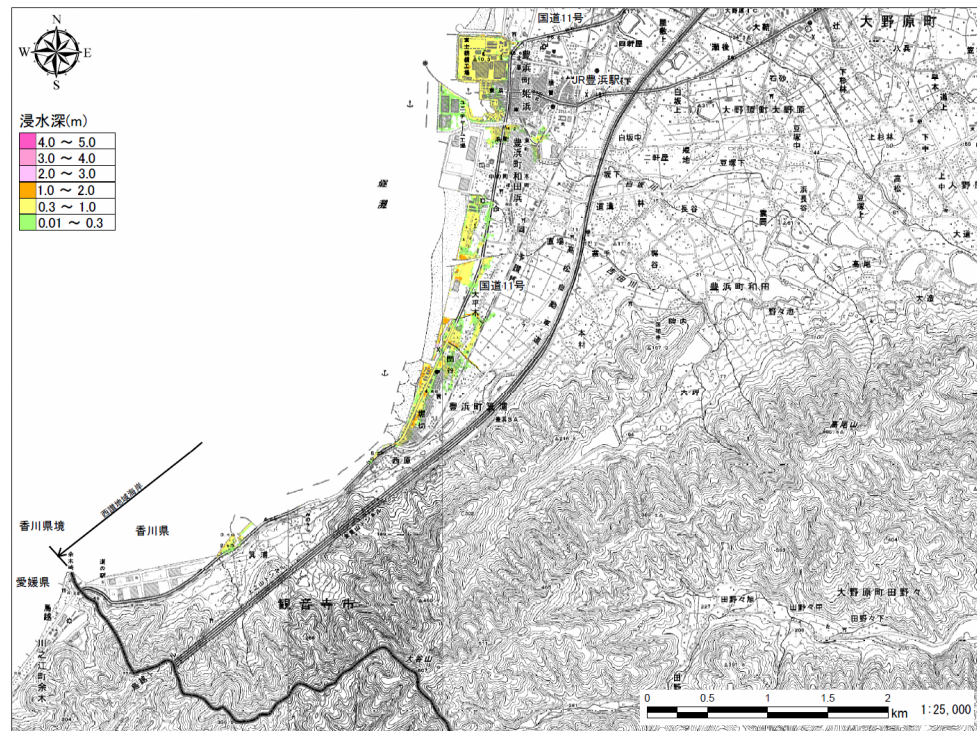
・室本・観音寺



・観音寺・伊吹



・大野原・豊浜



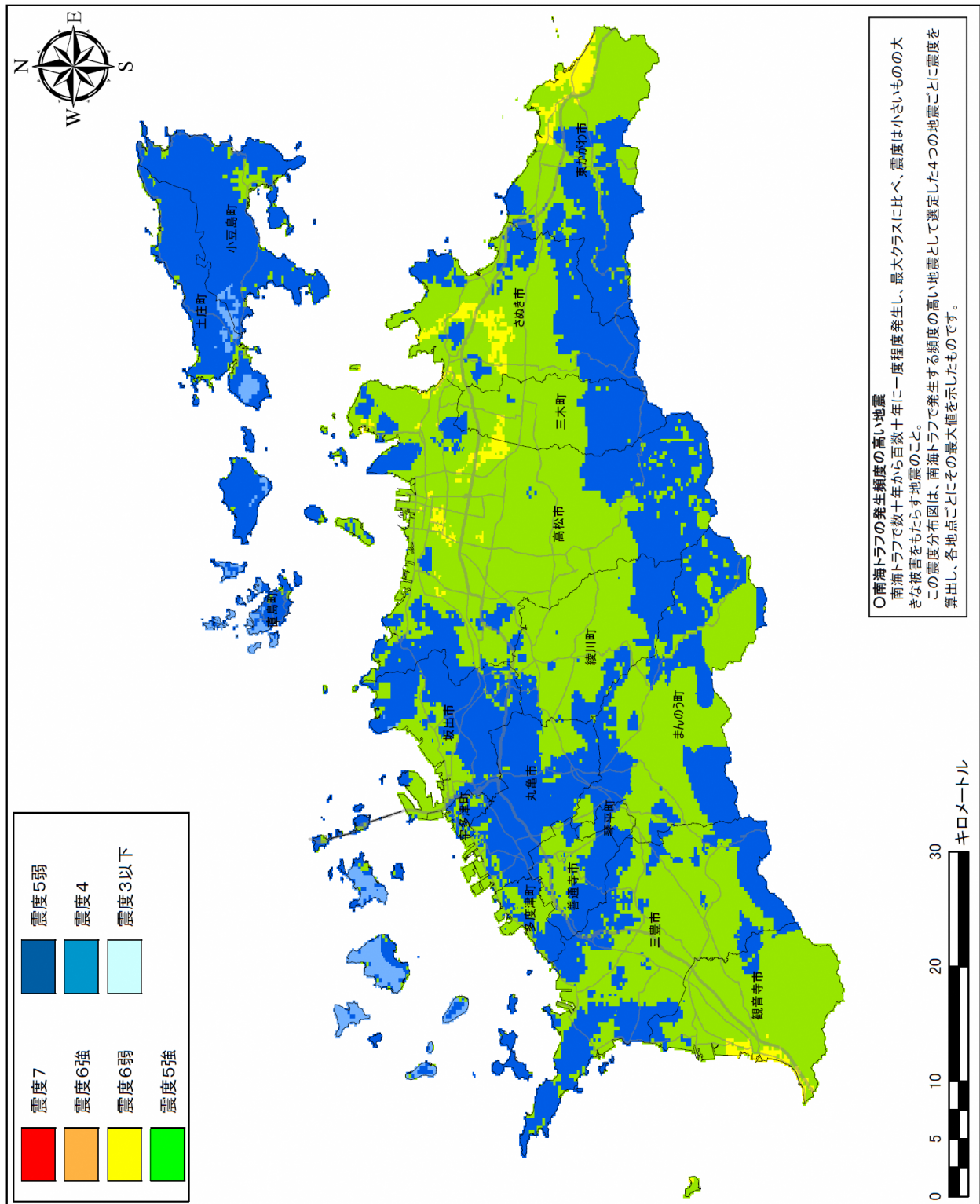
※津波は自然現象であり、不確実性を伴い、また、現在の科学では限界があることなどから、上図以上の津波が来ることもある。

※「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000(地図画像)を複製したものである (承認番号 平成24情復、第930号)」 (C)Esri Japan

(2) 発生頻度の高い地震

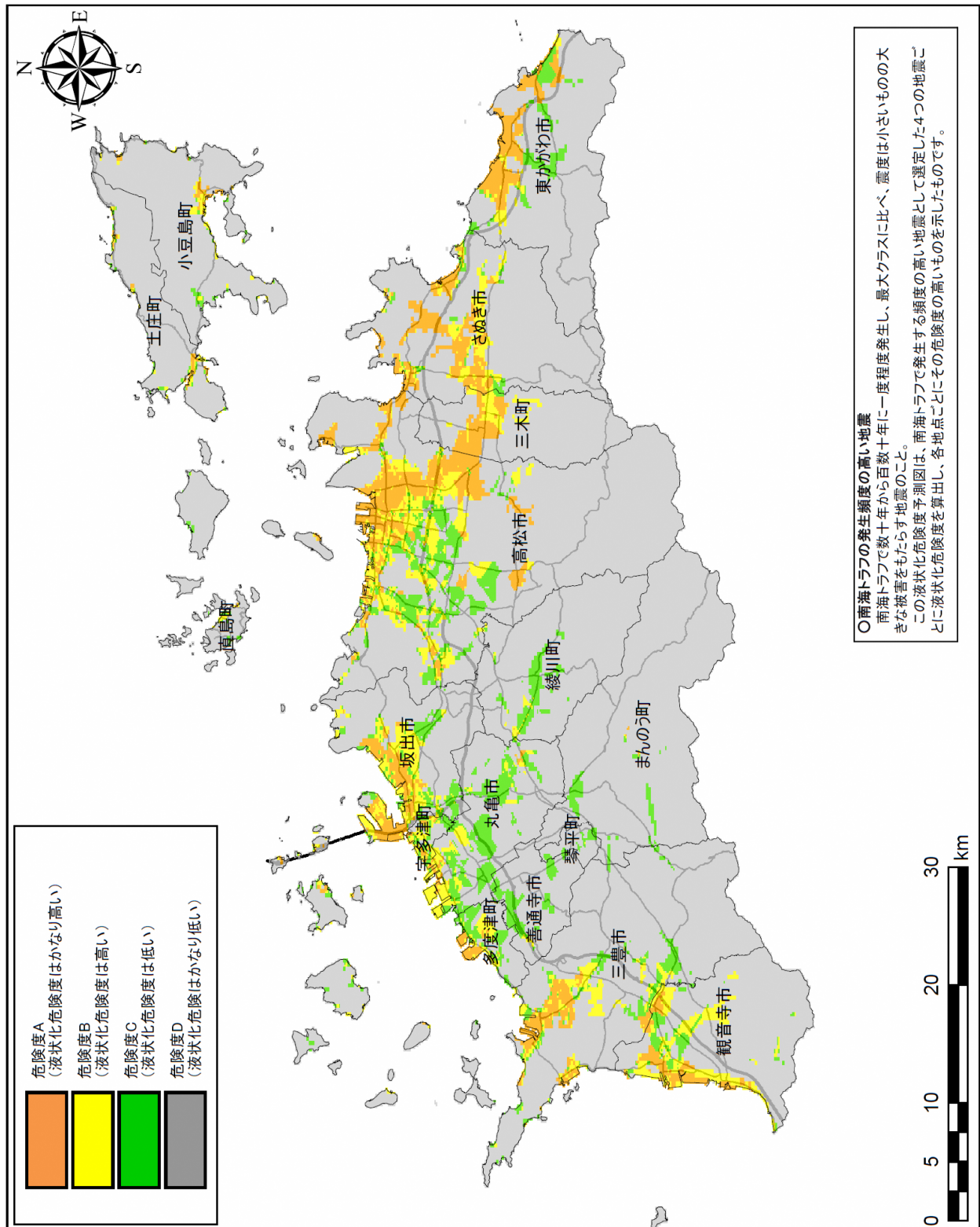
ア 地震動

観音寺市は強い揺れが予想され、臨海部で震度6弱、市全域で震度5強となっている。



イ 液状化

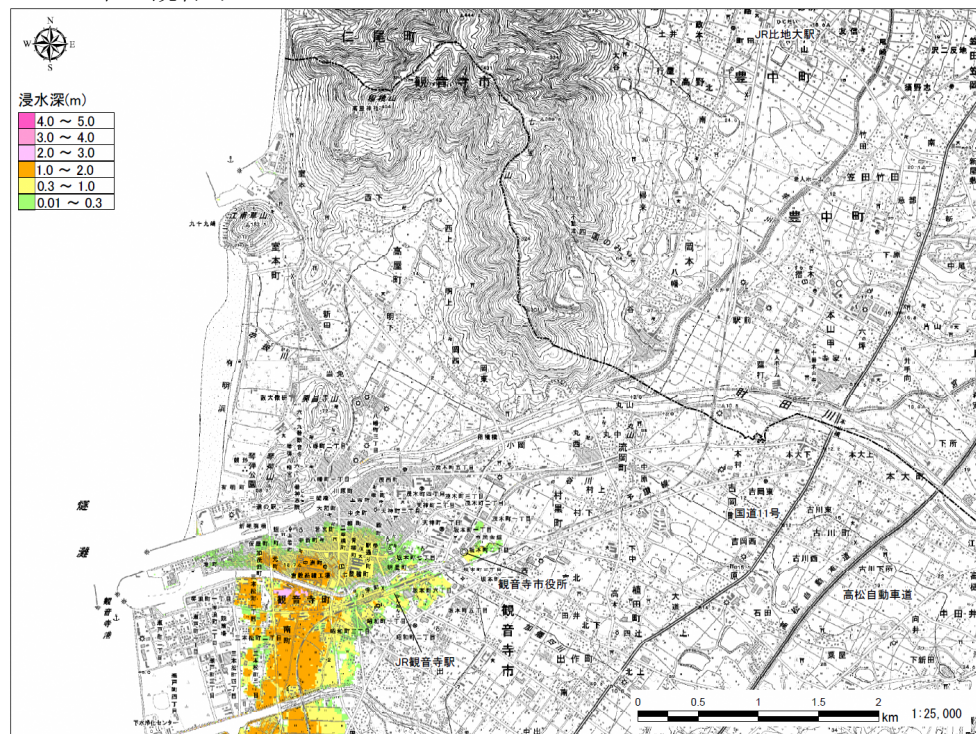
液状化危険度がAランクの地域は、臨海部及び財田川周辺に分布している。



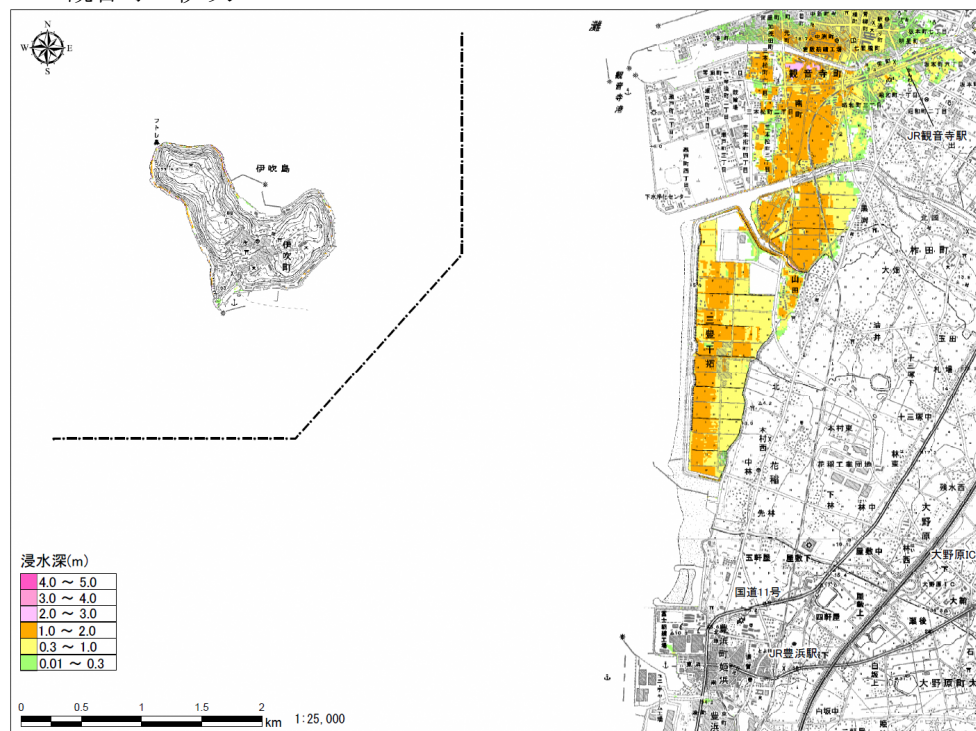
ウ 津波浸水

次に、津波浸水の予想図を示す。

・室本・観音寺



・観音寺・伊吹



・大野原・豊浜



※津波は自然現象であり、不確実性を伴い、また、現在の科学では限界があることなどから、上図以上の津波が来ることもある。

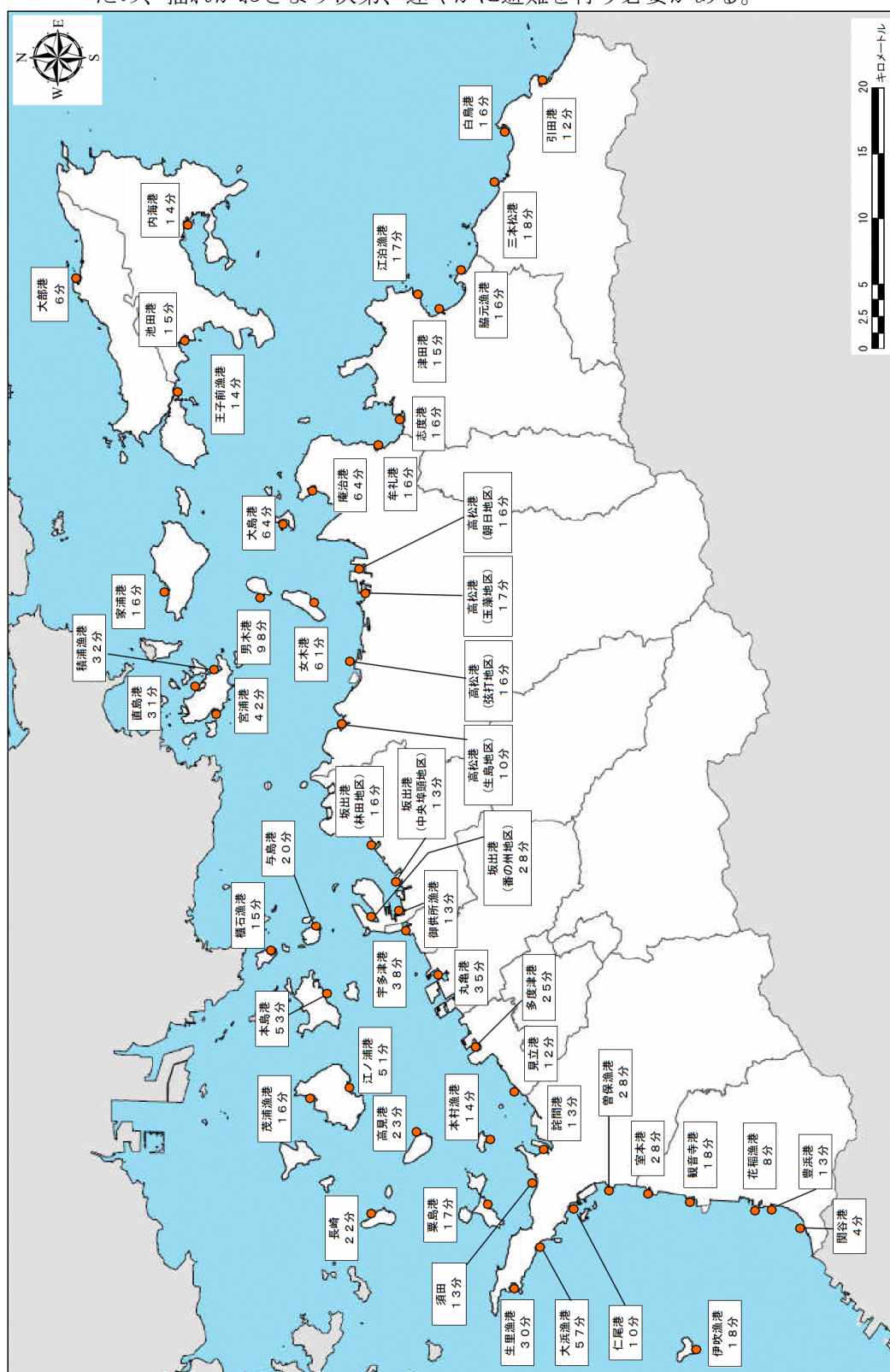
※「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000(地図画像)を複製したものである
(承認番号 平成24情復、第930号)」 (C)Esri Japan

(3) 津波予測 (最大クラスの地震)

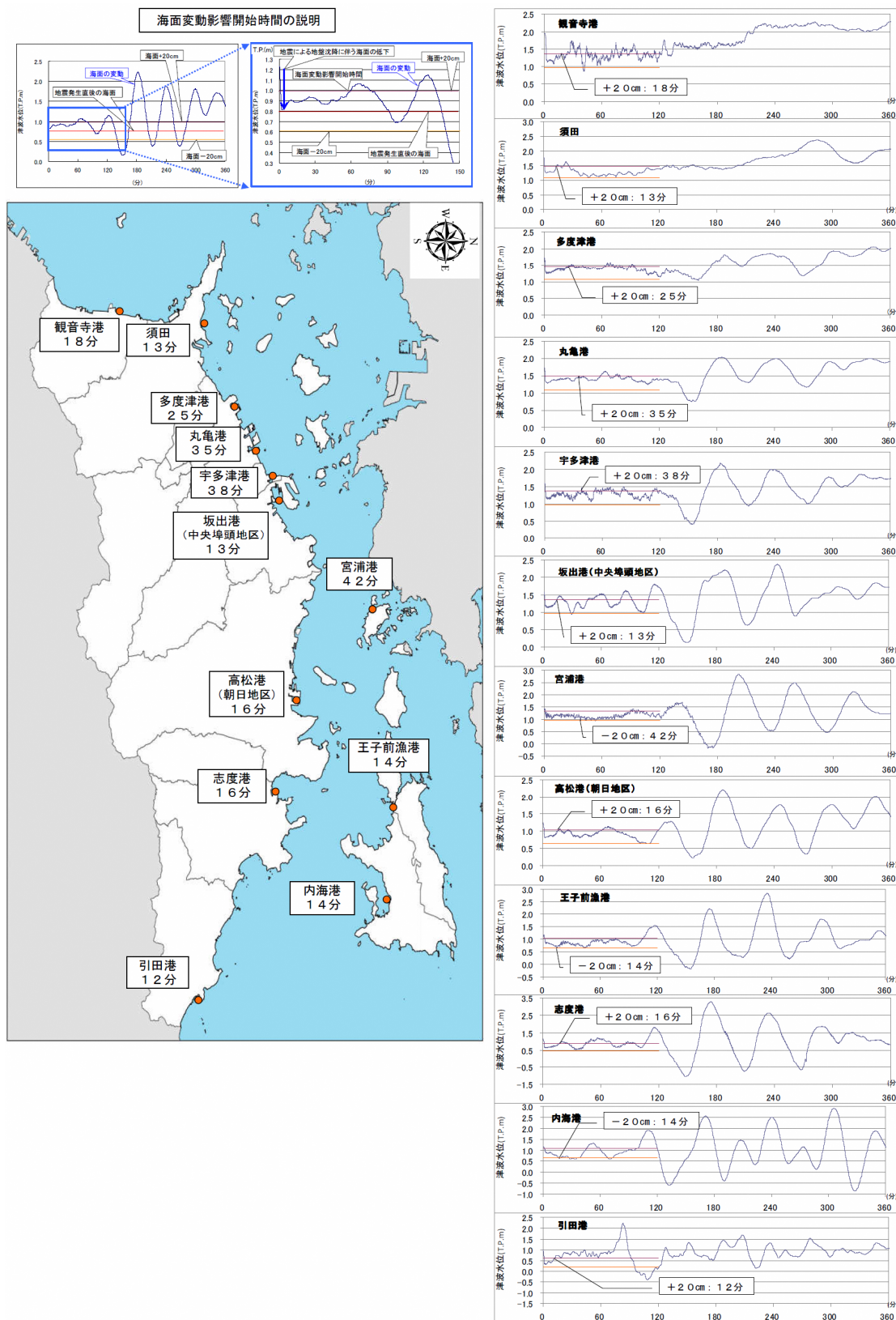
ア 海面変動影響開始時間

海面変動影響開始時間とは、海辺にいる者の人命に影響が出るおそれのある水位の変化（±20cm）が生じるまでの時間である。

観音寺港では、地震発生から 18 分後に +20cm の海面変動が始まるおそれがあるため、揺れがおさまり次第、速やかに避難を行う必要がある。



また、香川県内主要港湾の海面変動のパターンは東西で異なり、香川県東部では第2波・第3波と繰返し津波が来襲する。一方、観音寺港では、海面は時間をかけてゆっくり上昇し、上昇後は高い水位のまま長時間とどまると予想される。

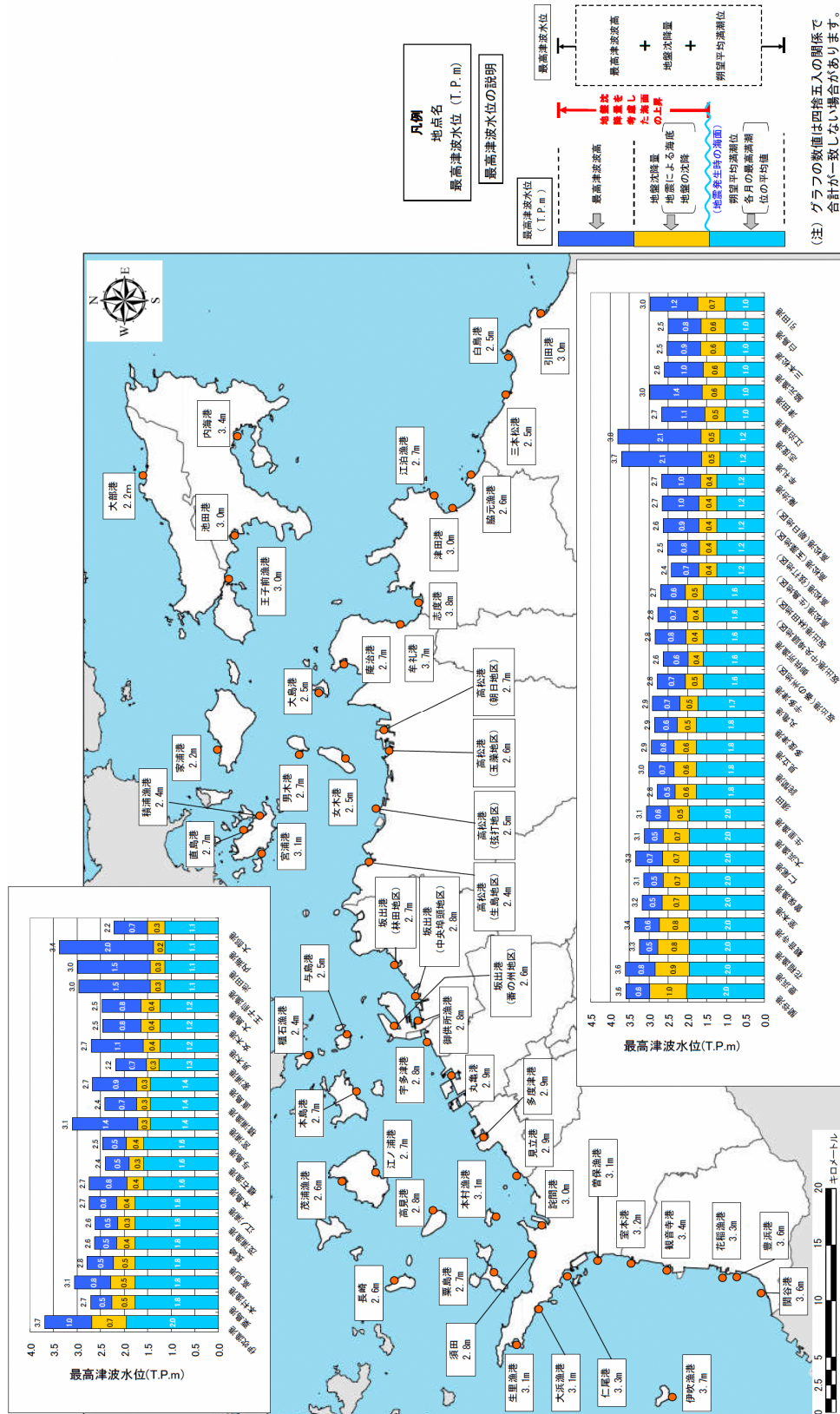


イ 最高津波水位（最大クラスの津波）

次に、最高津波水位 (T.P+m) を示す。

観音寺港における最高津波水位は 3.4m (T.P+m) で、到達時間は地震発生後約 6 時間 54 分後となっている。

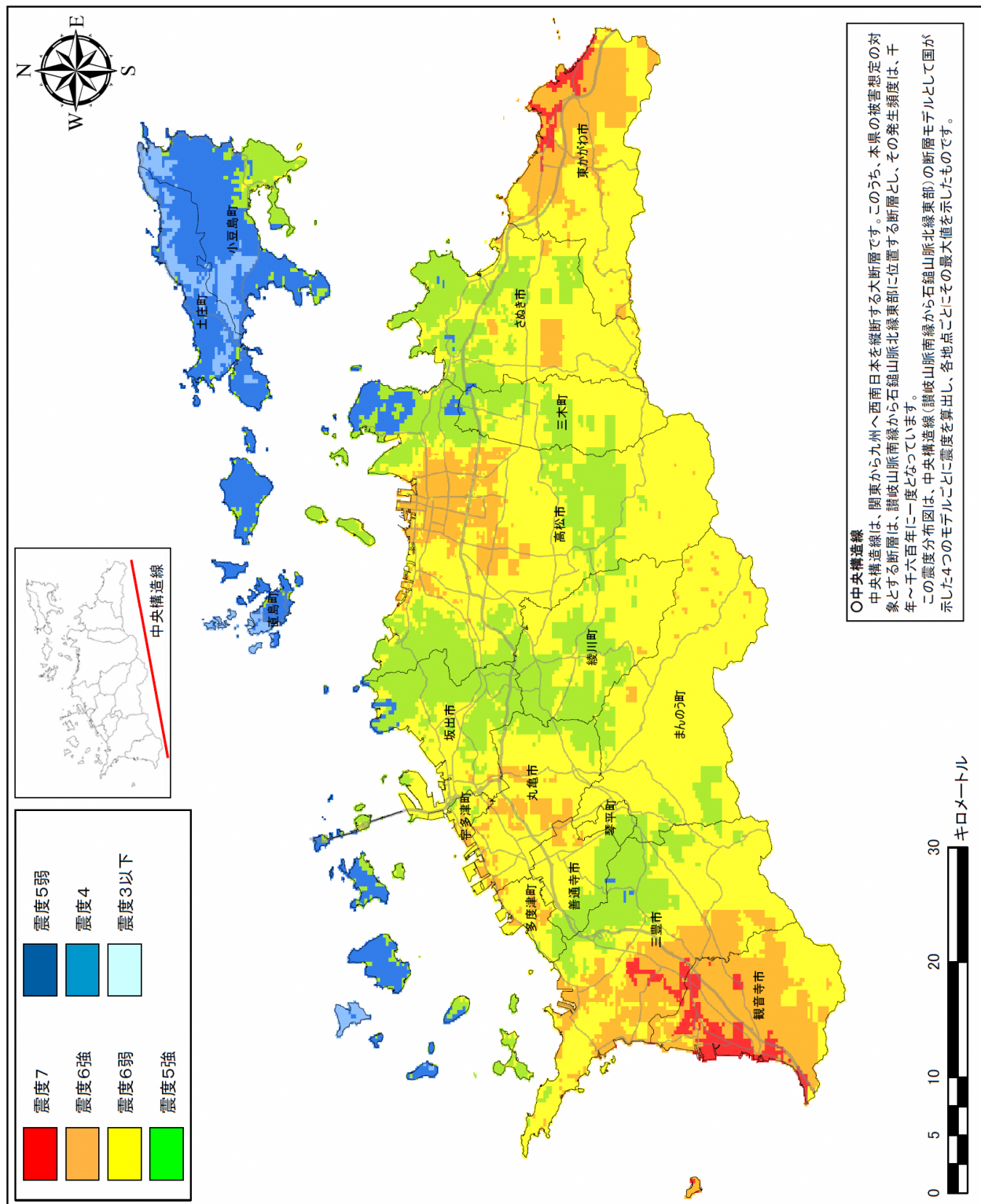
なお、平成 24 年 8 月 29 日に内閣府が公表した最高津波水位は 3.19m で、その内訳は年間最高潮位 1.95m (T.P+m)、地盤沈降量 0.70m、津波高 0.54m である。



2 中央構造線を震源とする地震

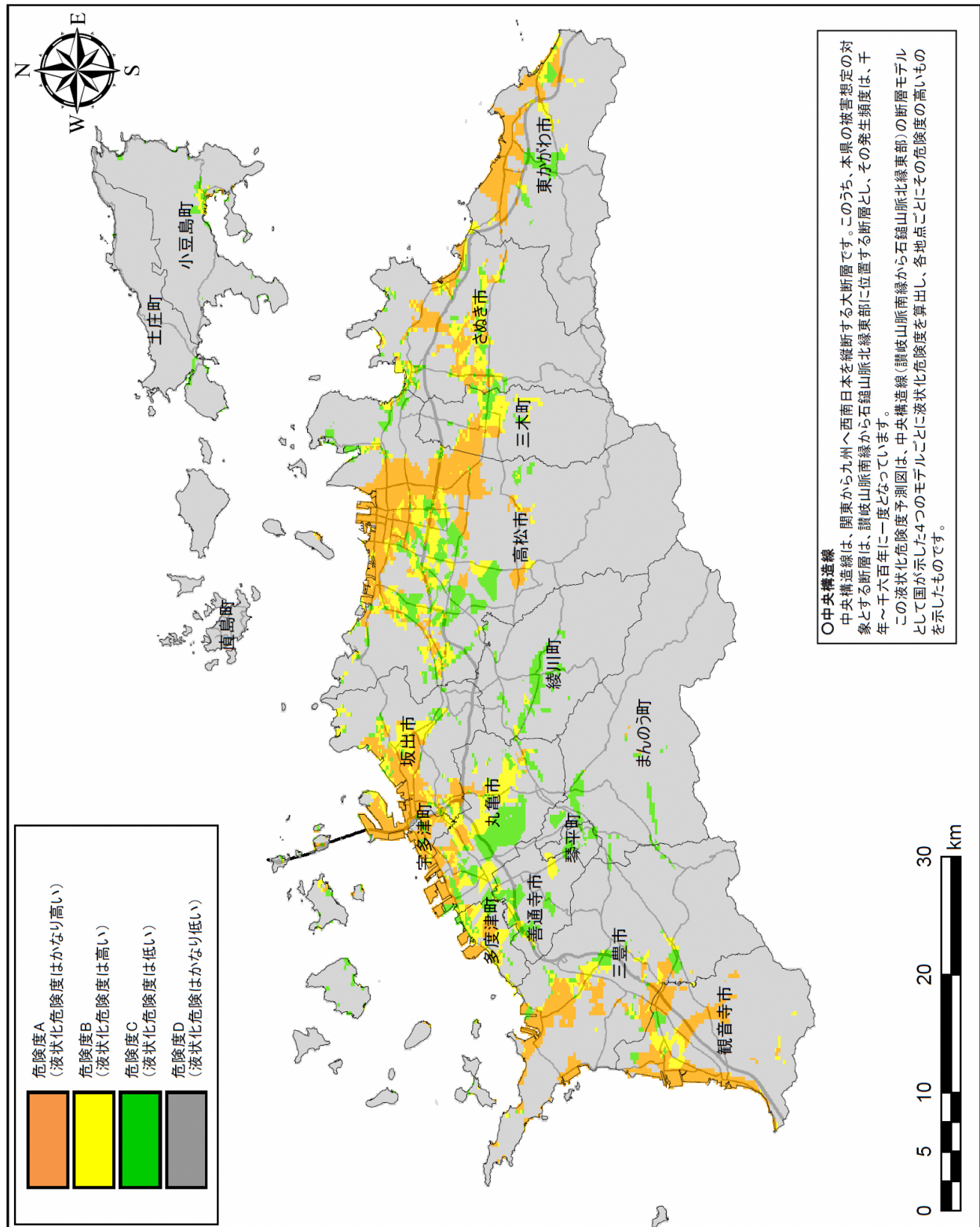
(1) 地震動

観音寺市は非常に強い揺れが予想され、臨海部をはじめ、財田川や大野原町丸井周辺で震度7、市中央の平野部などで震度6強となっている。



(2) 液状化

液状化危険度がAランクの地域は、臨海部をはじめ、財田川・柞田川の周辺に分布している。観音寺市は、砂質の地盤で、海岸沿いにあるため地下水位が高く、液状化が起こりやすい。



3 建物被害（想定シーン：冬 18 時、南海トラフ最大クラスの被害）

香川県全体での全壊・焼失棟数は 35,000 棟である。

観音寺市は、地震動や津波による倒壊棟数（全壊）が 5,480 棟、地震火災による焼失棟数が 2,200 棟に達しており、香川県内で最も被害が大きくなっている。

4 人的被害（想定シーン：冬深夜、南海トラフ最大クラスの被害）

観音寺市の地震による人的被害は、死者が 790 人、負傷者が 2,500 人となっており、地震災害による避難者の見込みは 21,700 人となっている。そのうち 8,700 人が避難所以外へ避難すると想定されている。

5 ライフライン被害（南海トラフ最大クラスの被害）

観音寺市の地震によるライフライン被害は、上水道の断水人口が 54,000 人（88%）、停電軒数が 33,000 軒（100%）、通信（固定・携帯電話）の不通回線数が 14,000 回線（78%）となっている。

6 災害廃棄物等（南海トラフ最大クラスの被害）

観音寺市の地震・津波による災害廃棄物等は、災害廃棄物が 279,000 トン、津波堆積物が 274,000～439,000 トンと想定されている。

[参考資料]

- 20－ 1 香川県地震・津波被害想定
- 20－ 2 観音寺市の被害想定

第5節 防災ビジョン

第1 主旨

本市の地域特性を踏まえ、本市の地域、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するためには、市、香川県、防災関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって最善の対策をとる必要がある。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を踏まえ、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組合せて災害に備えることとする。

そのため、市の防災基本理念として、地域の災害危険性を考慮し、それを解消していくために防災行政を進める上での基本姿勢、市民の防災に対する心構え、防災施策の大綱を定めるものである。

本計画では、以下のような基本理念、基本目標を掲げ、観音寺市の防災まちづくりを推進していく。

第2 基本理念

大規模な地震・津波災害から、市民の生命、身体及び財産を保護するためには、本市の安全性をより高める都市基盤整備や、行政が行うべきことを取決めた計画を行政等が策定することのみでは足りず、市民の参画と協働という視点が必要である。

また、国の防災白書（平成29年6月16日閣議決定）によると、災害被害を軽減するためには、個々人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助、行政による公助の三つが重要であるとされている。

本計画においては、東南海・南海地震対策大綱や香川県地震・津波被害想定等を踏まえ、以下のような視点に基づき地震防災に係る具体的施策を推進していく。

- 1 「安全で災害に強い観音寺市」を目指したまちづくりを進める。
- 2 「市民の自発的な防災への取り組み」を生かし、地域防災力を高める
- 3 「地震発生時の被害を最小限にとどめるためのハード・ソフト両面にわたる備え」を怠らない。

第3 基本目標

上記の基本理念より、この計画で達成すべき基本目標は次の3項目とし、基本目標の実現に向けて市民と行政が一体となって取り組むものとする。

1 災害に強いまちづくり

災害から市民生活や都市活動を守るため、地域防災拠点の整備や建築物等の耐震・耐火性の確保、ライフライン施設の整備等のハード面での防災対策を推進するとともに、災害時の避難路や避難場所、緊急輸送道路の体系化等ソフト面の整備に努め、災害に強いまちづくりを進める。

2 災害に強い人づくり

近年、全国各地で発生した、東日本大震災や平成 28 年熊本地震などの地震災害をはじめ、土砂災害や洪水による甚大な被害をもたらした豪雨災害等の教訓として、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という理念のもと、災害時には「自助・共助・公助」の 3 つが効果的に連動することが求められている。

災害から地域住民の生命・身体及び財産を守るため、災害応急対策の中心となる市職員はもとより、市民一人ひとりが災害に対応する能力を高めるため、以下の点について留意する。

- 市民は、災害時に自らの生命・安全を自ら守り、家族や隣人の安全に配慮する。【自助】
- 市民は、自主防災組織に積極的に参加し、災害時には率先して防災活動に協力・従事する。【共助】
- 職員は、防災担当従事者として自覚を持ち、状況に応じて適切な防災活動を行う。

こうした点を踏まえ、平常時から防災知識の普及啓発による防災意識の高揚を図り、恒常的な防災訓練や自主防災組織の育成強化により、職員及び市民の防災行動力の向上に努める。

3 災害に強いシステムづくり

災害時への備えを可能な限りつくし、なお不測の事態に際して被害を最小限にとどめるため、発災直後に素早く的確な対応を図る初動体制、地震直後の情報収集・伝達体制、医療救護・消防・緊急輸送道路確保等における関係機関の連携並びに避難体制を整える。

また、市民、職員のそれぞれが災害応急対策や復旧に取り組む仕組みを明確にし、相互の連携を明らかにすることにより、災害時の迅速かつ適切な対応が可能な体制を整える。

第6節 地震・津波防災対策目標

第1 目的

南海トラフで発生する地震等大規模地震の発生を防ぐことはできないが、事前の備えを行うことにより、その被害を最小限にすることは可能である。しかしながら、地震はいつ発生してもおかしくないことから、効率的かつ効果的な地震・津波防災対策を講じなければならない。

この節では、東日本大震災の被害に鑑み、将来起こりうる大規模地震による人的・物的被害の軽減を目指し、効果的かつ効率的な地震・津波防災対策を講じるため、本市の地震・津波における防災対策と防災目標を定めたものである。

また、こうした減災は、市及び市民の連携と協働があつて、はじめて実現できるものであり、地震・津波防災対策におけるそれぞれの役割分担について、併せて整理を行った。

なお、この目標は、新しい知見、達成状況等に応じて、随時に見直すこととする。

第2 背景

1 大規模地震発生の切迫性

香川県においては、南海トラフ、中央構造線等を震源域とする大規模な地震の発生が予測されており、とりわけ南海トラフでM8～M9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%（令和2年1月1日現在）と極めて高く、限られた時間の中、効果的な対策を講じる必要がある。

2 市及び市民の協働による防災対策の必要性

上記の大規模地震では、未曾有の被害が想定されており、被害軽減のためには、市及び市民が役割を分担し、協働して防災対策を行う必要がある。市も自らの役割である防災対策を行うものであり、その計画的な推進のため、香川県地震・津波被害想定に基づく防災体制の整備・充実を図る。

第3 想定される被害と対応

「香川県地震・津波被害想定」は、南海トラフ、中央構造線等を震源域とするものであり、その結果は、第4節の被害想定で記載したとおりである。

特に、今世紀前半にもその発生が懸念されている南海トラフの地震・津波の場合、観音寺市においては、震度7（最大クラス）の揺れが想定されており、地震での建物倒壊・火災等による死傷者、ライフライン被害等は甚大なものになるとされている。よって被害軽減のため、地震や津波に対する備えとともに、市民一人ひとりが防災意識を高め、強い地域づくりを行う必要がある。

1 強い揺れに対する備え

(1) 建物の耐震化、家具の固定化等

建物倒壊は死者発生の主要因であり、出火・延焼、避難者発生の一因と想定されている。また、救助活動の妨げ、がれき発生など被害拡大の一因であり、建物の倒壊防止対策を進める必要がある。併せて、家具の固定化、ブロック塀の倒壊防止、ガラス落下防止等の対策を講じる必要がある。

(2) 火災対策

建物倒壊に伴う出火が想定されており、出火予防、初期消火体制を準備する必要がある。

(3) 斜面崩壊対策

新潟県中越地震に見られるような地震に伴う斜面崩壊に備え、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり防止区域等の周知、防止施設の整備等を行う必要がある。

(4) 液状化対策

埋立地等で建物倒壊の原因となる液状化が想定されており、必要な液状化対策を講じる必要がある。

(5) 老朽ため池対策

ため池のほとんどが築造後 200～300 年経過しており、老朽化が進行していることから、決壊を未然に防止するため、老朽ため池の整備が必要である。

(6) ライフライン、公共施設の耐震化

市民生活の基礎となっている上・下水道、幹線道路など公共施設の耐震化を確保する必要がある。

2 津波に対する備え

(1) 津波ハザードマップの作成促進

津波からの避難には浸水範囲や浸水深を示した津波ハザードマップを作成する。

(2) 津波避難計画の作成

津波による人的被害の軽減は早めの避難である。円滑な避難のために避難計画を充実する必要がある。

(3) 海岸保全施設の整備

平成 16 年の台風 16 号では高潮による浸水被害が発生したところであり、津波でも浸水の危険がある。津波・高潮からの市民の生命・財産を守るため、緊急度の高い箇所から計画的に海岸保全施設の整備を行う必要がある。

なお、津波について、ハード面だけでは、完全に安全を確保することは困難である。そこで、津波の低減効果を図るため既往最高潮位を基準にした施設整備を着実に行うとともに、避難場所や緊急避難場所の指定をはじめ、津波ハザードマップの作成や、避難路の安全対策などハード・ソフトを合わせた総合的な地震・津波対策を行う必要がある。

3 地震・津波に強い地域づくり

(1) 地震・津波に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発

一人ひとりの防災意識を高めることが地域の防災力を高めることになる。地震・津波に関する正確な知識や日頃の備え(食料や飲料水などの備蓄物資、自宅の耐震補強、家具の固定など)等について、普及啓発する必要がある。また、防災教育を充実し、子どもの頃から防災意識を持つようにしておくことが必要である。

(2) 自主防災活動の促進・強化

避難誘導、救助、初期消火など災害時における被害の拡大防止のため、地域住民による自主的な防災活動の果たす役割は大きい。自主防災組織の結成促進・活動強化を進める必要がある。

(3) 事業所と地域との連携

事業所は、災害時、来客者等の安全を確保するとともに、地域住民の生活を支えるため事業を継続することが必要である。また、地域の構成員としての防災協力活動が期待されている。

(4) 避難行動要支援者への対応

高齢者、障がい者その他の避難の際、支援が必要となる人々、いわゆる避難行動要支援者の避難体制の整備が必要である。

(5) 複合災害への備え

南海トラフでは、大きな地震が時間差で発生する可能性があり、また、揺れと津波の組み合わせだけでなく、地震の前後に台風などによる洪水、高潮、土砂災害が発生する場合もある。

[参考資料]

- 20ー 1 香川県地震・津波被害想定
- 20ー 2 観音寺市の被害想定

第4 被害軽減の目標（減災目標）

大規模地震による人的・物的被害をゼロに近づける。

第5 人的・物的被害を軽減するための対策

人的・物的被害の軽減するための目標と目標実現のために市の関係部局が実施する対策等については、次のとおりである。

1 強い揺れへの備え

(1) 建築物・住宅の耐震化

ア 観音寺市耐震改修促進計画に基づき、公共施設の計画的な耐震化を促進する。

イ 香川県と連携し、「県民が気軽に耐震改修を実施できる体制づくり」、「『住宅の耐震化』の重要性を認識してもらうためのきっかけづくり」、「耐震診断をした

住宅を耐震改修工事に確実につなげるための仕組みづくり」の3つを柱として普及啓発や耐震補助制度の活用を図り、住宅の耐震診断・改修を促進する。

ウ 家具の固定化、ブロック塀の安全対策等を促進する。

(2) ライフライン、公共施設の耐震化

ア 緊急遮断装置の設置を促進する。

イ 緊急輸送道路の橋梁の耐震化を推進する。

(3) 土砂災害の防止

ア ハザードマップ（土砂災害）を整備する。

イ 香川県と連携し、森林整備保全計画に基づき民有林の山地災害危険地区を計画的に整備する。

ウ 香川県と連携し、砂防事業を実施する。

エ 香川県と連携し、地すべり対策事業を実施する。

オ 香川県と連携し、急傾斜地崩壊対策事業を実施する。

カ 香川県と連携し、老朽ため池の整備を推進する。

キ 香川県と連携し、液状化危険予測図の作成及び周知に努める。

2 津波に対する備え

(1) 津波避難対策

ア 被害想定見直しの際など、必要に応じて、津波避難計画を見直す。

イ 香川県による津波浸水予測図の公表、助言を受け、津波ハザードマップを見直す。

(2) 海岸保全施設の整備

ア 香川県と連携し、海岸保全施設等を整備する。

3 地震・津波に強い地域づくり

(1) 地震、津波等に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発

ア 防災啓発パンフレットの作成及び配布を行う。

イ ハザードマップ(津波、高潮、洪水、土砂災害)の作成を促進する。

ウ 学校における防災教育を推進する。

エ 出前講座等を通じて、防災対策を説明する。

オ 災害の疑似体験等ができる香川県防災センターや三観広域防災センターの利用促進を啓発する。

(2) 自主防災活動の促進・強化

ア 自主防災組織による実践的な防災訓練の充実を図るとともに、必要な資機材等の整備促進を図る。

イ 自主防災組織のリーダーを対象とした研修会を開催する。

(3) 避難行動要支援者への対応

ア 避難行動要支援者支援体制の充実を図る。

第6 市民及び市の役割分担と連携による地震・津波防災の取り組み

1 市民

(1) 地域の危険度を知り、「自助」の備えをしておく。

- ア 地震、津波の特徴を知り、それに対する備えと、それに遭遇した場合の行動のとり方を学ぶ
- イ 住宅等の耐震対策（耐震補強、家具の転倒防止対策等）
- ウ 初期消火に必要な用具の準備
- エ 情報収集手段（ラジオ等）の準備
- オ 最低3日分（できれば7日以上）の食料・飲料水や医薬品等の生活物資の備蓄と非常持ち出し品の準備
- カ 家族間での情報の共有と確認（避難場所、連絡方法等）
- キ 自主防災組織の結成
- ク 防災訓練への参加

2 自主防災組織等

(1) 自宅周辺や地域の危険度を知り、「共助」の備えをしておく。

- ア 地理的状况を把握した上で、災害の態様に応じた災害危険箇所の確認
- イ 災害の態様に応じた安全な避難場所及び避難所・避難路・避難方法等の確認
- ウ 避難行動要支援者の把握
- エ 地域住民の間での情報の共有と確認
- オ 防災訓練の実施
- カ 市との連携強化

3 市

(1) 地震・津波防災体制の整備・充実

- ア 地域防災計画の修正
- イ 南海トラフ地震防災対策推進計画の作成
- ウ 職員研修、防災訓練の実施
- エ 災害応急対策に対応する危機管理体制・組織の充実

(2) 市民の「自助」「共助」を促すための情報提供と啓発

- ア 市民の防災意識の啓発・高揚
- イ 学校での防災教育の推進
- ウ 災害危険情報の提供
- エ ハザードマップの作成・普及
- オ 自主防災組織の結成促進

(3) 情報の収集・伝達（主として市民へ）体制の整備

- ア 災害状況、市民の安否情報の確認方法等の整備
- イ 市防災行政無線システム等の整備充実

(4) 避難対策の整備

- ア 避難行動要支援者（ひとり暮らし、高齢世帯、障がい者等）も含めた津波避難計画の充実
- イ 避難すべき区域や避難指示等の判断基準の作成
- ウ 災害の態様及び要配慮者の実情に応じた避難場所及び避難所・避難経路・誘導方法等の確保・整備と周知徹底

エ 市民の迅速・的確な行動に結びつける確実な情報伝達方法の整備・確保

オ 避難行動要支援者の把握と関係部局間、自主防災組織、福祉関係者等との間での情報の共有

(5) 救助対策の整備

ア 食料・飲料水・生活物資の備蓄と輸送体制の整備

イ 救護病院の指定など医療救護体制の整備

ウ 救助用資機材等の整備充実

エ 消防力の充実強化

オ 他市町との連携・協定

(6) 公共施設の点検・整備

ア 計画的な耐震診断・改修の実施

イ 地震・津波対策のための公共施設の計画的な整備

[参考資料]

20ー 3 地震・津波防災対策目標（香川県）

第7節 津波防災地域づくりの推進に関する対応方針

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）が施行されたことを受け、将来起こりうる津波災害を防止・軽減するため、ハード・ソフトの施策を組合せた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を総合的に推進するものとする。

第1 基本理念

津波防災地域づくりにおいては、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組合せて総動員させる「多重防御」の発想により、国、香川県及び市の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進することを基本理念とする。

第2 津波浸水想定の設定

1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

【防災基本計画（平成28年5月修正）～抜粋～】

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地の嵩上げ、避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組合せて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

2 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

【防災基本計画（平成28年5月修正）～抜粋～】

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

第3 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

津波浸水想定等を踏まえて、市は津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努めるものとする。

第4 津波からの防護のための施設の整備方針等

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波の被害が予想される地域において、防潮堤、堤防、水門等の点検、補強等の施設整備を推進するものとする。

2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。

なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

3 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、陸閘の常時閉鎖に努める。また、市は、そのための啓発等を行うものとする。

4 河川、海岸、港湾、漁港及び下水道等の管理者は、地震の発生に備えて、内水排除施設について、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

5 市は、津波により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時離発着場、港湾、漁港等の整備に努めるものとする。

6 市は、市民に対して津波警報等の迅速な伝達を行うため、同報無線等の防災行政無線の整備等に努めるものとする。

第 5 海外保全施設の整備等

各海岸管理者は、海岸の高潮及び津波予防事業として、高潮対策事業等により海岸保全施設の整備を行う。

第 6 行政関連施設等の津波災害対策

行政関連施設、災害時要援護者に関わる施設等については、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災機能の充実に努める。

特に、庁舎、三観広域消防本部、観音寺警察署等の災害応急対策上重要な施設の津波対策については、万全を期するものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 都市防災対策計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、建設部

第1 主旨

社会環境の変化に伴い、そこに発生する災害の態様も、多様化、複雑化の傾向にあり、都市化の進展に伴い新たな災害発生が予想される。

この計画では、このような状況から災害を防除し、被害を最小限に止めるため、防災空間の確保、建築物の不燃化の促進、市街地の再開発等を図ることにより、都市の防災化対策を推進することについて定める。

第2 防災空間の整備

災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建設に関する制限を行い、被害の未然防止を図る。

また、災害時における地区レベルでの延焼防止及び避難上必要な機能の確保等を図るため、防災街区整備地区計画制度の活用を図り整備の推進を検討する。

第3 公園、オープンスペース等の整備

1 公園の整備

市は、飲料水兼用耐震性貯水槽、ヘリポート、かまどベンチ、マンホールトイレ等防災機能向上に配慮し、関係機関と連携を図りながらその整備について検討する。

2 オープンスペースの確保に配慮した公共施設の整備

道路、公園、河川、港湾、漁港等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

第4 公的住宅の不燃化促進

公営住宅等については、不燃化を促進及び周辺環境を考慮した住宅団地そのものの防災面での強化を図るとともに、地域の防災拠点として利用できるよう、配置及び機能等を考慮した住宅団地づくりを推進する。

第5 民間住宅の不燃化促進

不燃化が進んでいる一方で、民間住宅は依然として木造家屋を中心として構成されており、火災の同時多発により避難を困難にすることがある。特に市街地で木造家屋が密集していることに危険性が内在するものであり、建物の不燃構造に対する指導を進めるほか、民間住宅の不燃化を推進する。

第 6 市街地再開発事業の推進

木造家屋が密集している地域等大規模災害に対し構造的にもろい地域については、再開発を通じ、耐震耐火建築物の建設及び道路、公園、緑地等の公共施設の整備を図り、都市機能の整備と防災機能を充実し、災害に強いまちづくりを推進する。

第 7 宅地開発の防災対策

開発行為の指導に当たっては、関係法令の適切な運用により無秩序な開発の防止に努め、地域環境の保全、道路、排水、公園緑地、消防施設等の整備や防災性を配慮した開発行為が図られるよう指導する。

第 8 津波に強いまちづくり

- 1 市は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- 2 市は、河川の洪水や津波、高潮等による浸水リスクを考慮し、できるだけリスクの低い地域に住居系用途を指定する。

[参考資料]

18－ 2 公園・緑地一覧表

第2節 津波災害等予防計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、建設部建設課、港務所

第1 主旨

香川県地震・津波被害想定によると、南海トラフ地震により発生する津波により陸域では浸水が、河川においては津波遡上が発生し、これに伴う災害発生が想定されている。

津波等の災害を予防するため、海岸保全事業の施行により海岸保全施設等の維持、整備を図るとともに、津波に対する知識の普及、津波避難体制の整備等により津波予防対策に努める。

第2 津波予防施設の整備

1 海岸保全施設の整備

市の沿岸は、津波等から人命、財産の安全を確保する防災上重要な海岸である。

市は、海岸保全施設の安全度を高めるため、津波・浸食等の対策事業を実施し、背後地の保全、住民生活の安定を図るとともに、施設の整備を計画的・重点的に実施する。

2 水門・陸閘等の施設の維持補修事業

市は、堤防等の開口部である水門・陸閘等について、津波の到達前に安全かつ迅速・確実に閉鎖するため、水門・陸閘管理体制や運用の整備を行うとともに、非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施し、万全の体制を整えておくものとする。

3 河川管理施設の整備

津波の遡上到達範囲等から、より緊急度の高い河川を優先して、津波対策に有効である水門の設置等、必要な措置を順次実施していく。また、地震により崩壊のおそれがある許可工作物についても、その設置者が必要な措置を講じるよう指導する。

第3 避難体制の整備

1 津波については、市民一人ひとりの主体的な避難行動が基本となることから、市及び防災関係機関等は、津波の危険や避難方法等を市民及び船舶等に対して広く啓発する。

2 市は、浸水予測図に基づき、避難場所や避難路を指定した津波避難計画を策定し、市民への周知に努めるとともに、避難場所や避難路等を示す統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置するなど、平常時から周知を図る。

特に、周囲に高台等がない地域では、津波避難ビル等の指定・整備をすすめ、より効果的な配置となるよう検討する。

3 海岸利用者の海岸からの避難路として、また防火用水としての海水利用を容易にするため、海岸への昇降路の設置等の整備を図る。

また、津波防災性の高いヘリポート、防災拠点及び情報基盤の整備等による地域の孤立防止対策等、津波に強い地域づくりに努める。

4 市は、高齢者、障がい者その他の要配慮者を適切に避難誘導するため、平常時より地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者に係る避難誘導体制の整備に努める。

- 5 「地震イコール津波、即避難」の認識が海岸地域に限らず、全市民の津波に対する共通意識として定着するよう、啓発に努める。

第4 津波に関する知識の普及等

津波警報や避難指示等の意味合いを広く啓発し、適切な避難活動につなげられるよう努める。

1 一般向け

- (1) 強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで堅固な建物の3階以上や高台等の安全な場所に避難する。
- (2) 地震を感じない場合でも、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、高台等の安全な場所に避難する。
- (3) 津波注意報でも、海水浴や海釣りは、危険なので行わない。
- (4) 正確な情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
- (5) 津波は繰り返して襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで高台等の安全な場所に留まり、沿岸部には近づかない。

2 船舶向け

- (1) 強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）退避する。
 - (2) 地震を感じない場合でも、津波警報が発表されたときは、すぐ港外退避する。
 - (3) 港外避難できない小型船は、直ちに高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
 - (4) 正確な情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。
 - (5) 津波は繰り返して襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気をゆるめない。
- ※ 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

第3節 火災予防計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、三観広域消防本部

第1 主旨

地震による被害の中でも、地震火災は被害を大きくするおそれがある。

市及び三観広域消防本部は、地震による同時多発的な火災に対応するため、出火防止、初期消火の徹底を図るための火災予防に関する指導を行うとともに、市及び三観広域消防本部の保有する消防力の増強、消防水利の整備等に努める。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

市及び三観広域消防本部は、市民に対する防火思想の普及高揚を図るとともに、火気使用設備及び危険物施設等からの火災危険の排除指導を徹底的に行い、効果的な火災予防行政を展開することによって地震火災の未然防止を図る。

1 火災予防の徹底

市及び三観広域消防本部は、地域社会の安全を守るため、出火防止等を重点とした消防広報を各種研修会等により啓発を行うとともに、ポスター、パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等を用いた火災予防の呼びかけ等、種々の広報を行い火災予防の徹底を図る。

また、出火防止はもとより出火した場合、初期消火の対応状況が被害の増減に大きく影響することから、初期消火に必要な消火資機材、消防用設備等の設置並びにこれら器具等の取扱い方法について指導の徹底を図る。

(1) 一般家庭に対する指導等

ア 市及び三観広域消防本部は、大地震時には広域にわたって同時多発火災が発生しやすいことから、講演会の開催、ポスター、パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における広報車等による広報などにより、出火防止を重点に、火災予防の周知徹底に努める。

イ 市及び三観広域消防本部は、市民が参加できる防火教室等を開催し、地震の二次災害としての火災の恐ろしさ、出火防止についての知識、消火器の使用等方法等を周知徹底させるとともに、火災予防週間等には、重点的に各家庭の巡回指導を行い、出火防止に関する指導に努める。

ウ 市及び三観広域消防本部は、各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

(2) 事業所に対する指導等

ア 市及び三観広域消防本部は、予防査察、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、防火管理者をはじめとする関係者に対して、震災時の応急対応、消防用設備等の点検整備と取扱方法の徹底、避難誘導体制の確立、終業時の火気点検の徹底など防災思想の普及に努める。

イ 市及び三観広域消防本部は、事業所に対して、自衛消防組織の育成、消防用設備、防火用水の整備充実等に努めるよう指導する。

ウ 市及び三観広域消防本部は、発火性薬品を所有している施設・事業所に対して、その薬品の漏えい、混合等により出火のおそれがあるので、転倒、落下防止措置を講じるよう指導する。

2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

市は、震災時における消防機関の活動と相まって地域住民が自主的に防火活動を行えるよう、防火防災訓練の実施、民間防火組織の育成に努める。

(1) 防火防災訓練の実施

防災関係機関の訓練と相まって、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火に関する、知識、技術の普及を図る。

(2) 民間防火組織の育成

民間防火組織の育成に努めるとともに、適切な指導助言を行う。

ア 婦人防火クラブの育成

女性による家庭防火思想の普及徹底と地域内の自主防火体制の確立を図ることを目的とし、組織づくりの推進及び育成に努める。

イ 幼年少年消防クラブの育成

就学前の幼児、小学生及び中学生を対象とし、幼年少年期から火災予防思想の普及を図ることを目的として、組織づくりの推進及び育成に努める。

ウ 民間企業の自衛消防組織等の育成、民間企業における自衛消防の組織づくりの推進及び育成に努める。

3 予防査察の強化

市及び三観広域消防本部は、防火対象物の予防査察を年間行事計画等により定期的を実施するものとし、特に火災発生時において人命に危険があると認められる対象物並びに公共施設等については定期査察のほかに特別査察を行い、火災の未然防止を図る。

4 防火対象物の防火体制の推進

多数の者が出入りする防火対象物については、火災が発生した場合の危険が大きいため、市及び三観広域消防本部は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任し、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させる。

また、市及び三観広域消防本部は、同計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の設置指導の徹底を行い、当該対象物における防火体制の推進を図る。

第3 消防力の強化

市及び三観広域消防本部は、同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、消防力の強化に努める。

1 防災教育訓練

社会経済の発展と都市化に伴い、消防活動はますます複雑化している。市及び三観広域消防本部は、災害の種別に応じた防御訓練計画をたて、消防団員に習熟させ、技能の向上を図る。

2 災害予防、警戒及び防御計画

市及び三観広域消防本部は、火災、地震等の災害の予防・警戒及び災害発生時における防御活動、災害種別に応じた活動要領を定めるとともに、三観広域行政組合消防職員、消防団員等の非常参集等の基準を定め、周知徹底させて、災害の防除及び被害の軽減を図る。

3 災害時の避難、救護及び救助

市は、地震火災等の二次的災害から市民の安全を守るための避難活動が必要になることが予想されるため、避難指示等の伝達、避難誘導、避難経路等の防御活動計画を定めておく。また、避難指示、避難の誘導等は、平素から地域に密着した防災活動を行い、市民の指導的立場にある消防団の活動が重要であり、特に要援護者の避難誘導について、消防団を中心とした体制の整備に努める。

4 情報収集伝達、広報活動

震災時の地震・津波及び火災情報の伝達及び広報は、市民にもれなく伝達する必要がある。市及び三観広域消防本部は、地域防災の中心となって活動する消防団をはじめ、各関係機関との情報連絡体制を十分に整え、災害の発生状況や被害状況の情報収集を行う。

5 消防活動困難地域の整備

住宅の密集、消防水利の不足、進入路が狭隘な地域等では、災害が発生すれば現場到着が遅れ救護等に支障がでるおそれがあるため、市及び三観広域消防本部は、常に迅速、適切な消防活動体制を確立できるよう、整備を図る。

6 消防団活動体制の整備強化

消防団は、地域社会における消防防災の中核として、消火活動、予防活動、災害時の避難誘導及び災害防御活動等において、重要な役割を果たしており、団員の高齢化等の問題に対して、地域の実情を踏まえて、青年層や女性の参加促進、施設・装備の整備充実並びに啓発活動等により、活性化を図り活動体制の強化に努める。

7 消防装備の整備強化

消防装備は、災害の複雑、多様化に対応し、震災時に備え効果的な消防活動を確保するため、消防屯所の耐震整備・消防ポンプ車の更新等、消防装備の充実強化を図る。

8 消防通信施設の整備

三観広域消防本部と消防団は、火災現場等との間で迅速・的確に情報の伝達や指令等を行うための消防通信施設の整備充実を図るとともに、震災時の災害応急対策活動における中核的防災関係機関として有効に機能するため、医療機関や警察等関係機関との連携を密にし、通信連絡体制の確立を図る。

9 救急体制の確立

市は、迅速確実な救急業務が遂行されるよう、平時から医療関係機関との密接な協調・連携のもと、救急体制・通信連絡体制の確立を図るとともに、救命率の向上を図るため、三観広域消防本部における高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成等救急の高度化の支援に努める。

第4 消防水利の整備

市及び三観広域消防本部は、震災時には、消火栓や水道施設の損壊等により断水又は極度の機能低下が予想されるため、消防水利の整備に努める。

- 1 消防水利は消火活動上欠くことのできないものであり、河川、用水、ため池等自然水利の確保とともに、消火栓、耐震性防火水槽等を計画的に設置し、平時におけるこれら消防水利の定期的な点検・整備を行う必要がある。
- 2 消火栓は、上水道の拡張計画とともに推進されるが、震災時には水源池、送配水管等が破壊され、全域にわたって消火栓が使用不能となる危険性もあり、これのみに頼ることは危険である。そのため、消火栓の設置と併せて耐震性防火水槽等の設置促進に努める。

第4節 危険物等災害予防計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、市民部生活環境課、三観広域消防本部、防災関係機関

第1 主旨

危険物（石油類等）、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安教育の徹底、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の強化等を図る。

第2 危険物（石油類等）災害予防対策

1 保安教育

市、三観広域消防本部、香川労働局及び中国四国産業保安監督部四国支部は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図るものとする。

2 取締の強化

市、三観広域消防本部、香川労働局及び中国四国産業保安監督部四国支部は、危険物等関係施設に対し、関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- (2) 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化
- (3) 危険物施設の管理者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化
- (4) 大災害発生等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

3 屋外タンク貯蔵所等からの漏えい事故対策

市、三観広域消防本部、香川労働局及び中国四国産業保安監督部四国支部は、液体の危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏えい事故等の防止を図るよう指導するとともに、危険物の漏えい事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化促進

事業者は、自衛消防組織の強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

市、三観広域消防本部、香川労働局及び中国四国産業保安監督部四国支部は、高圧ガス及び火薬類による災害を防止するため、保安教育の徹底、輸送その他の自主保安体制の整備等、保安体制の整備強化を促す。

第4 毒物劇物災害予防対策

毒物、劇物による危険を防止するため施設管理の適正化、応急措置体制の確立を図る。

第5 複合災害予防対策

複合災害を防止するため、施設管理の適正化、保安教育の徹底、規制の強化、化学消防資機材の整備、応急措置体制の確立等保安体制の強化促進を図る。

第6 防災訓練の実施

市は、関係機関、関係事業者等と連携し、様々な危険物災害を想定し、実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明確にするとともに必要に応じて体制等の改善を行う。

第7 防災知識の普及

市は、市民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所及び避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

[参考資料]

- 7－ 1 危険物施設
- 7－ 2 高圧ガス関係事業所
- 7－ 3 火薬類関係営業者
- 7－ 4 毒物劇物営業者
- 7－ 6 毒物劇物製造所等の地震対策指針

第5節 公共施設等災害予防計画

主な実施担当課：建設部建設課、経済部農林水産課、道路管理関係機関

第1 主旨

道路、港湾施設、農林業施設等の公共土木施設等は、市民の日常生活及び社会生活、経済活動上欠くことのできないものであり、地震による被害が発生した場合には、市民の生活に重大な支障を生じさせるばかりでなく、市民の避難、消防活動、医療活動等の応急対策活動、また災害発生後の復旧活動に困難をもたらすこととなる。

この計画では、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事を行うとともに、緊急度の高い箇所から順次耐震対策を行うなど地震に強い施設の確保と運用に係る体制の整備について定める。

第2 道路施設

道路施設は、単に人、物の輸送を分担する交通機能のみならず、災害時には、避難、救援、消防活動等に重要な役割を果たすほか、火災の延焼を防止する等、多様な機能を有している。

災害時におけるこれらの機能を確保するため、道路・橋梁等道路施設の整備、補修を推進する。

1 耐震点検等の実施

道路管理者は、耐震点検を定期的の実施し、耐震対策等の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても、目視等による点検を実施する。

2 施設の改修・整備

道路管理者は、耐震点検等で対応が必要とされた箇所及び未改良区間について、対策工法を決定し、緊急度の高い路線及び箇所から速やかに対策工事や改良整備を実施する。

(1) 道路

斜面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変形・破壊等の被害が予想される危険箇所について、補強対策を実施する。

(2) 橋梁

落橋、変形等の被害が予想される道路橋、横断歩道橋、側道橋等について、橋梁補強工事を行うとともに、橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施することにより、重要な道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。

3 新規施設の建設

新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進するとともに、都市防災対策として、電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。

4 避難場所への活用

市は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、各道路管理者等の協力を得つつ、避難路、避難階段の整備に努めるものとする。

第3 河川管理施設

河川管理者は、河川施設について、耐震点検結果に基づき、耐震補強等が必要な箇所を指定し、その重要度及び緊急度等に応じた補強等の対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を配慮して整備する。また、堰、水門、ダム等防災上重要な施設については、震災時に大きな被害がでないように、適切な維持管理に努める。

第4 港湾・漁港施設災害予防対策

1 港湾施設

市には、香川県指定地方港湾の観音寺港と豊浜港、市管理港湾の室本港があり、震災時における避難、救助、緊急物資や人員、復旧資材の輸送、最低限の経済・物流の維持等の役割を果たす重要な施設となっている。

このため、港湾管理者は、港湾施設について耐震性の強化に努める。また、市は震災時に大きな被害がでないように、室本港港湾施設長寿命化計画に基づく適切な維持管理に努めるとともに、震災時の緊急物資の集積、市民の避難等のための広場、緑地等についても整備に努める。

2 漁港施設

市には、第1種漁港が3港、第2種漁港が1港立地している。漁港管理者は、緊急物資の受入拠点、被災地の復興支援拠点等として機能を確保するため、漁港施設について、漁港の技術指針により設計施工を行い安全性を確保するとともに、既設の重要な構造物についても、耐震性の調査検討を行い必要に応じて補強等の対策を行う。

第5 海岸保全施設

1 海岸管理者は、海岸保全施設について、緊急性の高い箇所から耐震点検や補強等の対策を行うよう努める。

2 海岸管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能となるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。

また、陸閘の常時閉鎖に努め、市はそのための啓発等を行うものとする。

なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

第 6 農地、農林業施設災害予防対策

1 農地

危険予想箇所の把握に努めるとともに、ほ場整備事業、かんがい排水事業、土地改良総合整備事業、中山間総合整備事業等により、基盤整備を行う。

2 農林業施設

防災パトロール等を通じて危険箇所の把握に努めるとともに、ほ場整備事業、かんがい排水事業、土地改良総合整備事業、森林保全事業、中山間総合整備事業等により、基盤整備を行う。また、農地保全事業、ため池等整備事業等の防災事業を行う。

農林道については、危険箇所の改良、整備事業等を実施する。

3 ため池等農地防災施設

(1) ハード対策

市は、地震に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化が著しく緊急に整備を要するため池について、ため池整備事業、単独県費補助土地改良事業、小規模ため池整備事業、中山間総合整備事業等により、整備を推進する。

また、防災重点農業用ため池のうち防災上重要な中小規模ため池について、計画的に耐震診断を実施の上、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行う。

(2) ソフト対策

市は、防災重点農業用ため池について、避難場所及び避難所、避難経路、避難方向を示すハザードマップを作成する。また、作成した浸水想定区域図やため池ハザードマップの普及啓発に努める。

第 7 公共建築物

庁舎、病院、学校、公民館、社会福祉施設等のうち、特に災害時に情報伝達、避難誘導及び救助等の応急対策活動の拠点となる公共建築物の防災機能の向上を図り、耐震性を確保するとともに、自家発電設備等の整備により、停電時でも利用可能なものとするよう努める。

第 8 廃棄物処理施設

市は、地震による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、仮集積場の候補地の選定等を実施する。

[参考資料]

- 6－ 1 水防区域評定基準等
- 6－ 2 河川重要水防区域
- 6－ 3 ため池重要水防区域
- 6－ 4 海岸重要水防区域
- 6－ 5 港湾重要水防区域
- 6－ 6 漁港重要水防区域
- 6－10 高堰堤
- 6－11 主要水門
- 20－ 4 公共施設等の耐震改修状況
- 20－ 5 観音寺市耐震改修促進計画

第6節 ライフライン等災害予防計画

主な実施担当課：建設部建設課・下水道課、香川県広域水道企業団、
総務部総務課、四国電力㈱、四国電力送配電㈱、西日本電信電話
㈱、防災関係機関

第1 主旨

この計画は、災害による電気、ガス、通信サービス、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、各施設に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施するよう定める。

ライフライン施設の機能の確保策を論ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

第2 電気施設

電気事業者は、震災時においても電力供給を確保するため、各設備に耐震対策を十分行うとともに、重要な送電線の2回線化等バックアップ体制の整備を図る。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。

第3 電気通信施設

電気通信事業者は、震災時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成等バックアップ体制の整備を図る。

また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応急体制、資材等の調達体制の確立を図る。

第4 水道施設

香川県広域水道企業団は、地形、地盤及び重要度を考慮し耐震構造の施設整備を行い、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限に止めるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全性の強化、送水ルート耐震化、配水管網のブロック化、長時間の停電に備えた電源の確保、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化、施設管理するための図書の整備等を図る。

第5 下水道施設

市は、下水道施設について、災害による施設の損傷を最小限にとどめ、住民の衛生的な生活環境を確保するとともに、最低限の雨水排除機能を維持するため、施設の安全強化、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を行う。

下水道管理者は、業界団体との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。

第 7 節 防災施設等整備計画

主な実施担当課：香川県、総務部危機管理課、健康福祉部社会福祉課・健康増進課、
香川県広域水道企業団、三観広域消防本部

第 1 主 旨

この計画では、災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、消防、通信などの施設・設備等の整備を図ることを定める。

第 2 消防施設等

- 1 市及び三観広域消防本部は、消火栓、耐震性防火水槽等の消防水利の整備を図るとともに、消防ポンプ自動車等の消防用車両、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備に努める。
- 2 市及び三観広域消防本部は、救助・救急活動のため、消防関係車両（救助工作車、救急自動車、照明車等）及び災害応急対策の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- 3 市及び三観広域消防本部は、デジタル化した消防救急無線を活用し、多様なデータ通信の実施等により、消防救急活動の多様化を図る。
- 4 三観広域消防本部は、老朽化した消防施設等について建替え等を行い、防災拠点としての整備を行う。

[参考資料]

- 9－ 1 消防本部現勢
- 9－ 2 消防団現勢
- 9－ 3 消防水利の現況
- 9－ 4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況
- 9－ 9 消防団活動・安全管理マニュアル震災対応時

第 3 情報通信体制の整備

市は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化及び危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。

1 通信施設の停電対策

市は、商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、無停電電源設備等の整備を図る。なお、発電設備の無給油による運転可能時間は72時間以上を目安とする。

また、非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。

2 防災情報システム等の活用

防災に関する情報の収集・伝達等の迅速化を図るため、全国瞬時警報システム（J－ALERT）など、地域衛星通信ネットワークが構築されている。これにより、香川県及び香川県内市町、防災関係機関相互間における防災情報、行政情報の伝達機能を有するネットワークの整備が図られた。

市は、このシステムを最大限に活用し、迅速な防災活動の実施を推進する。

また、香川県広域水道企業団の整備した水道無線を利用し、緊急時の連絡体制を構築する。

3 各無線施設等の整備充実

市は、自局の無線施設及び設備の定期的な点検整備を行うとともに、要員の確保及び応急用資機材の確保充実を図り、災害時における通信手段の確保に備える。

防災行政無線局のうち、同報系についてはデジタル対応を推進し、災害に強い伝送路を構築するため、情報伝達方式の多ルート化に対応できるよう整備を進める。移動系については、衛星携帯電話の導入等を図る。特に地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、消防庁、県、市町、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。

また、アマチュア無線局の協力体制の整備を推進し、災害時における多重の通信体制の確保に努める。

4 通信施設の防災対策

市は、災害時における電気通信設備の安全稼働体制整備に向け、施設の防火・耐震対策及び補助電源装置の設置等の補強措置を講じるほか、通信設備の総点検を定期的を実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。

5 市民への情報伝達

市は、災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、市民に対しても災害情報等を速やかに伝達するため、情報伝達手段の拡充に努める。

[参考資料]

- 10－ 1 香川県防災情報システム
- 10－ 2 香川県防災行政無線施設
- 10－ 3 香川県防災行政無線（陸上移動系）回線構成図
- 10－ 4 市防災無線通信施設
- 10－ 5 警察無線局（防災相互通信用無線）
- 10－ 6 香川県非常通信協議会所属無線局
- 10－ 7 災害対策用無線機無償貸与制度
- 10－ 8 災害対策用移動電源車貸与制度
- 10－ 9 通信ルート
- 10－ 11 香川県広域水道企業団水道無線局

第4 防災拠点施設等の整備

避難所、通信施設、備蓄倉庫等、災害対策を行う上で重要な施設となるものについては、防災拠点としての整備を行っていくように努める。

第5 応急物資等の備蓄

大規模災害発生時には、多くの被災者に対する防災関係機関の対応能力にはおのずと限界があり、全ての被災者に対して迅速な対応は期待できない。市民は家庭や地域レベルで日常から防災の意識を高め、災害時には「自らの命は自らが守る」ことを基本理念として、災害発生後救援体制が立ち上がるまでの間は、市民又は地域において自らの生活維持をしていかなければならないため、食料・飲料水及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが必要である。このことから、市は自ら備蓄することの必要性を市民に周知・啓発する。

また、市は、家屋倒壊等で備蓄物資の確保ができなかった被災者等のために飲料水や食料等、必要量を算定し物資の備蓄・確保に努める。

加えて、要配慮者等に配給する食料品（要介護者向けの流動食や乳幼児向けのミルクやアレルギー対応食等）の備蓄に努める。

1 応急食料の備蓄整備

市民は、災害初期の避難生活のための応急食料の備蓄を平常時から行っておく努力が求められる。

- (1) 市は、市民に対して、家族構成に応じた最低3日分（できれば7日以上）の食料の備蓄を積極的に啓発し、奨励する。
- (2) 家屋倒壊等で備蓄食料の確保ができなかった被災者の生活確保のため、市は、非常食の備蓄・調達先の確保に努める。

2 給水体制の整備

家庭において備蓄すべき水量は、1人1日3リットル程度を基準として、最低3日分（できれば7日以上）の世帯人数分を確保する。

香川県広域水道企業団は、災害時において被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、浄水器の配備、給水タンク、応急給水袋の確保、応急配管及び応急復旧用資機材等の備蓄増強を図るとともに、必要に応じて浄水器の配備や飲料水兼用耐震性貯水槽の設置に努める。

また、老朽管の更新や水道施設の耐震化を促進するとともに、施設の管理図面や台帳等の控えをとり、災害に備え分散して管理する。

3 生活必需品等の備蓄整備

市においては、毛布類等が備蓄されているが、必要な生活必需品の種類と必要量を検討し備蓄に努めるとともに、販売業者と十分協議し、流通在庫の利用等に関して協力を得られるよう努め、物資調達に関する協定により、生活必需品等を供給できる体制を整備する。

市民は災害時に備え、生活に必要な非常持ち出し品を備えるよう努める。

4 救助救命及び水防に必要な備蓄資機材の整備

市は、三観広域消防本部等と協力して災害救助・救命資機材を整備し、備蓄に努める。救助・救命活動の初期に必要な輸送関係車両や大規模資機材（重量物排除用具等）

のようなものについては、民間からの応援調達も考えた体制の整備を行う必要がある。

5 医薬品等の備蓄

市は、市内の医療機関や香川県と協力し、災害時の医療救護活動に必要とされる医薬品等の備蓄に努める。

[参考資料]

- 1 4 - 1 災害対策用物資の備蓄状況

第6 その他施設等

- 1 市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく事業の推進を図るものとする。
- 2 市は、災害応急対策に必要な各種資機材について、備蓄倉庫を確保して備蓄する。
- 3 道路管理者、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧等を行うため、必要な資機材を備蓄する。

[参考資料]

- 9 - 5 防災資機材保有状況
- 2 1 - 2 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場
- 2 1 - 4 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱
- 2 1 - 5 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領
- 2 1 - 6 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等

第 8 節 防災業務体制整備計画

主な実施担当課：総務部危機管理課

第 1 主 旨

この計画では、災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互及び民間事業者との連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実することを定める。

第 2 職員の体制

- 1 市及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、迅速な安否確認等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。また、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練・研修を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携を図る。
- 2 市は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研究機関等の研修制度、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、防災業務に有用なスキルを持つ、消防、警察、自衛隊等退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策を整えるよう努める。
- 3 市及び防災関係機関は、災害応急対策等に従事する職員の安全の確保に十分配慮するものとする。

第 3 防災関係機関相互の連携体制

- 1 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時から連携を強化しておく。また、防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保に努める。
- 2 市は、知事と市長とのホットラインによる緊急連絡体制を構築する。また、市は、香川県への応援要請が迅速に行えるよう、香川県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取りまとめておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- 3 市は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制を整備するものとする。
- 4 市及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の作成に努める。
- 5 市は、近隣市町及び香川県内市町と締結した消防関係応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- 6 市は、大規模な被災により災害対応能力を喪失等した場合、迅速かつ適切な措置のもと、

香川県に支援を要請する。

第4 民間事業者との連携

市は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。なお、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、市域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるものとする。

第5 防災中枢機能等の確保、充実

市及び防災関係機関は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実、浸水対策等の強化及び非常用電源（自家発電設備等）や非常用通信手段の整備等総合的な防災機能を有する拠点施設の整備に努める。

また、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないように、非常用電源の運転や公用車両等に必要な燃料供給等について協定を締結するなど、関係業界の協力を得て、調達の確保に努めるものとする。

第6 基幹情報システムの機能確保

市は、自らが管理する情報システムの安全対策を実施することとし、これに対して香川県は助言を行う。

第7 広域防災活動体制の整備

1 市は、大規模災害時における消防、警察及び自衛隊の応援部隊の活動に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、活動拠点候補地としてリスト化し、発災時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備えることとする。

2 市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点と位置付け、その機能強化に努めるものとする。

第8 複合災害への対応

1 市及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2 市及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の災害発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性に留意しつつ、外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画に定めるよう努めるものとする。

3 市及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努めるものとする。

[参考資料]

- 2－ 1 三豊地区広域市町村圏振興事務組合消防本部と1市9町消防団との協定
- 2－ 2 広域消防相互応援協定書
- 2－ 3 香川県消防相互応援協定
- 2－ 4 香川県防災ヘリコプター応援協定
- 2－1 2 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書
- 2－1 3 災害時相互応援に関する協定書（三好市、四国中央市）
- 2－1 4 災害時における協力に関する協定書
- 2－1 9 災害時の相互応援に関する協定書（県内8市9町）
- 2－2 0 災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書
- 2－2 3 災害時支援に関する協定書
- 2－2 4 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書
- 2－2 6 災害時の相互応援に関する協定書（滋賀県草津市）
- 2－3 4 大規模災害時における市民等の安否確認に関する協力の申し合わせ
- 2－3 5 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書
- 2－3 8 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書
- 2－4 4 災害時の協力に関する協定書
- 2－5 4 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書
- 2－5 6 災害発生時における観音寺市と観音寺市内郵便局の協力に関する協定
- 2－5 7 災害時における協力に関する協定書
- 2－6 0 災害時における応援業務に関する協定書
- 18－ 4 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧

第9節 医療救護体制整備計画

主な実施担当課：香川県、健康福祉部健康増進課

第1 主旨

この計画は、災害時において迅速な医療活動を行い人命の安全を確保するため、西讃地域災害医療対策会議（以下「災害医療対策会議」という。）と連携し、救護所の設置、医療救護班の編成、後方医療機関の選定、医薬品等の確保等医療救護体制の整備について定める。

第2 初期医療体制の整備

市は、救護所の設置、救護班の編成、出動等に関する体制を整備するとともに、自主防災組織による負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援等の自主救護体制を確立する。

また、関係機関は、市の医療救護を応援、補完するため、災害医療対策会議と連携し、災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備するとともに実践的な訓練等を通じて対応能力の向上に努める。

第3 後方医療体制の整備

市は、香川県及び災害医療対策会議と連携し、救護所における救護班で対応できない負傷者等を収容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。

番号	施設名	病床数	班数	所在地	電話番号
1	三豊総合病院 ★☆	462	5	観音寺市豊浜町姫浜 708	0875-52-3366
2	松井病院	253	1	観音寺市村黒町 739	0875-23-2111
3	香川井下病院	243	1	観音寺市大野原町花稻 818-1	0875-52-2215

（注）1 ★は、DMAT指定病院

2 DMAT指定病院の班数は、「医師・看護師・業務調整員」で1班

3 ☆は、災害拠点病院

4 広域救護班の班数は、原則として「医師1名・看護師3名・補助者2名」の編成数

第4 医薬品等の確保

1 医薬品等の確保体制の確立

市は、災害医療対策会議と協力し、災害時の救護活動に必要な標準的医薬品及び医療資機材等の備蓄、調達、供給、連絡体制を整備する。

2 医療スタッフ等の派遣体制の確立

市は、災害医療対策会議と協力し、災害時において香川県内・管外から派遣される医療スタッフ（医師・看護師等）、薬剤師、災害医療ボランティア等の派遣・受入体制を整備する。

第5 ライフラインの確保

医療救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努める。

[参考資料]

- 2-40 災害時における医療救護活動に関する協定書
- 2-41 災害時における医療救護活動に関する協定書
- 2-42 災害時における医療救護活動に関する協定書
- 2-43 災害時における医療救護活動に関する協定書
- 11-1 香川県医療救護計画
- 11-2 災害時の連絡調整体制
- 11-3 (広域)救護病院における災害時医療救護計画策定マニュアル
- 11-4 救急病院一覧
- 11-5 医療機関一覧
- 11-6 標準備蓄医薬品等一覧
- 11-7 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図
- 11-8 災害時の血液の確保系統図
- 11-9 在宅医療用資機材の取扱業者及び品目一覧
- 11-10 西讃地域災害医療対策会議の活動体制

第 10 節 緊急輸送体制整備計画

主な実施担当課：香川県、総務部危機管理課、建設部建設課

第 1 主旨

災害時の人命救助や生活物資・資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送道路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

指定された緊急輸送道路の管理者は、災害に対する強度の調査を行い、必要な整備を順次実施するとともに、被災箇所の優先復旧を図るため、必要な資機材の確保等、早期復旧のために必要な対策を検討する。

第 2 緊急輸送道路の指定

1 香川県指定緊急輸送道路

香川県では、災害時の緊急輸送活動のために、第 1 次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）、第 2 次輸送確保路線（市役所、町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路）及び第 3 次輸送確保路線（第 1 次・第 2 次輸送確保路線を補完する道路）を指定している。

市は、香川県が指定した緊急輸送道路の周知に努めるとともに、市が管理する施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理するものとする。

市においては、次のとおり輸送確保路線が指定されており、優先的に早期復旧が図られることになる。

- (1) 第 1 次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）
 - ・ 四国横断自動車道
 - ・ 国道 11 号
 - ・ 県道丸亀詫間豊浜線
- (2) 第 2 次輸送確保路線（市役所、町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路）
 - ・ 国道 377 号
 - ・ 県道観音寺池田線
 - ・ 県道丸亀詫間豊浜線
 - ・ 県道黒淵本大線
 - ・ 県道観音寺善通寺線
 - ・ 市道駅通り池之尻線
- (3) 第 3 次輸送確保路線（第 1 次・第 2 次輸送確保路線を補完する道路）
 - ・ 県道善通寺大野原線
 - ・ 県道黒淵本大線
 - ・ 県道丸亀詫間豊浜線
 - ・ 市道観音寺大野原豊浜線

2 防災機能強化港

観音寺港は、震災時等の市民の避難、物資の応急輸送に供するため、耐震強化岸壁等の整備を行う。なお、防災機能強化港と輸送確保路線を結ぶ連絡道路は、第 1 次輸送確保路線と同等扱いとする。

【防災機能強化港】

港湾名	種別	管理者	地区名	輸送確保路線への連絡経路
観音寺港	地方港湾	香川県	観音寺地区	→県道観音寺港線→県道丸亀詫間豊浜線

第 3 緊急輸送ネットワークの整備

市は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災活動拠点（市庁舎、観音寺警察署、三観広域消防本部）、輸送拠点（道路、港湾、鉄道駅、臨時ヘリポート）、物資集積拠点（トラックターミナル、農協集荷場、卸売市場等）、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの整備を推進する。

また、市は、二次（地域）物資拠点から各避難所までの物資の輸送体制を整備する。

第 4 民間事業者との連携

- 1 市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。
- 2 市は、物資の輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努め、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

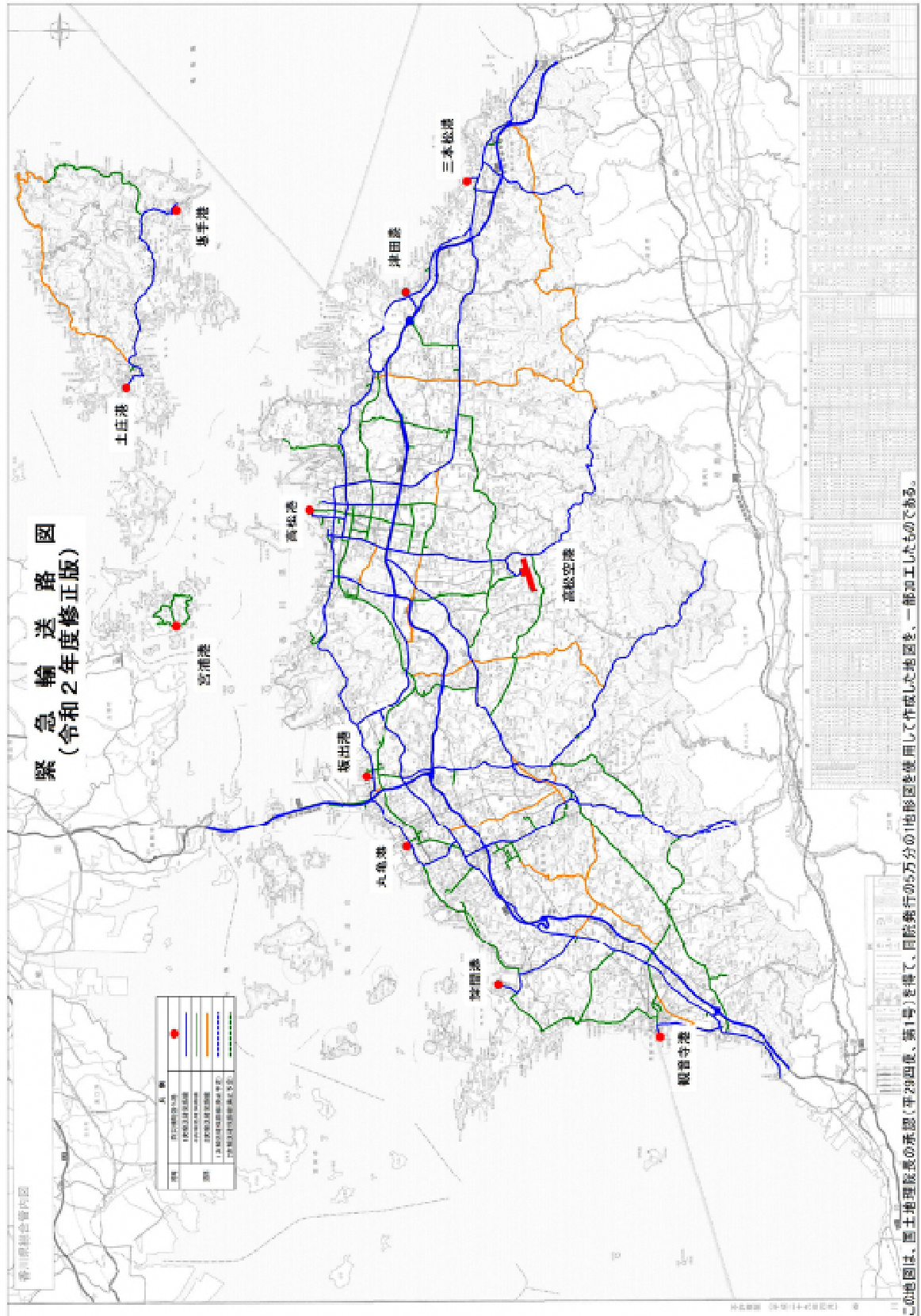
第 5 緊急通行車両の事前届出

- 1 警察は、災害時における確認事務の省力化、効率化を図り、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両等の事前届出制度を適切に運用する。
- 2 市は、民間事業者等に対して当該制度の周知を行うとともに、自らも当該制度を積極的に利用するなど、その普及を図る。

[参考資料]

- | | | |
|-------|---|-----------------------|
| 1 4 - | 4 | 民間物資拠点一覧 |
| 1 6 - | 1 | 香川県指定緊急輸送路線 |
| 1 6 - | 2 | 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図 |
| 1 6 - | 5 | 緊急通行車両事前届出申請要領 |
| 1 6 - | 6 | 緊急通行車両の標章及び確認証明書 |

【緊急輸送道路図】



(香川県土木部道路課資料より)

第 1 1 節 避難体制整備計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、教育委員会

第 1 主 旨

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることから、津波災害の危険が予想される地域について住民等の迅速かつ確実な避難を実現するため、避難場所・避難路の確保、避難指示基準等の作成を行い、市民に対して周知徹底することを定める。

第 2 避難場所等の選定

市は、公園、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される津波の諸元に応じ、災害の危険が切迫した緊急時における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を、管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定するとともに、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を構築しておくものとする。

市は、指定緊急避難場所を指定するにあたり、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

また、公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず、津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災機能の充実に努める。

なお、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に指定するものとする。

市は、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自治会、町内会などの地域コミュニティで担う等、円滑な避難活動を促進する。

市は、津波避難対象地区において、周囲に高台等がない場合は、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の指定整備に努める。なお、津波避難ビル等に指定する場合には、津波浸水が予測される水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮した水位以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である建築物とするともに、あらかじめ管理者と協定を締結するなど、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

※ 津波避難ビルは、基本的には津波警報などの発令から解除まで一時的に避難場所として利用できるもので、「まず自分の命を守る」ための緊急避難場所である。

第 3 指定避難所の指定及び整備

市は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、耐震性等の災害に対する安全性等を考慮して、できるだけ津波による浸水の危険性が低く、避難後も孤立しない場所にある学校、公民館その他公共施設等を指定避難所として指定するものとし、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

また、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定するものとする。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限りより多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

要配慮者の受入れに関しては協定等を結び、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者が円滑な利用を確保するための措置が当該施設に講じられており、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設等を指定するものとする。

避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、防災行政無線（戸別受信機を含む）等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。

また、指定避難所又はその近傍で、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、マスク、体温計、消毒薬剤、炊出用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

なお、指定避難所を指定する際に、併せて、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等と調整を行う。また、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定避難所に指定する場合は、建築物の耐震化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災機能の充実に努める。

第4 避難路の選定

市は、住民が徒歩で確実に避難できるよう、避難路等を指定・整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

また、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、避難路を複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。なお、避難路の選定に当たって、次の事項について十分留意する。

- 1 安全性が確保されていること。
- 2 避難路の選定に当たっては、地図のみによらず現地踏査等を十分に行うこと。
- 3 幅員は可能な限り広く、かつ迂回路等が確保されていること。（観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあっては、十分な幅員が確保されていること）
- 4 海岸沿いや河川沿いの道路を選定することは可能な限り避けること。
- 5 津波の進行方向と同方向へ避難する道路を選定すること。
- 6 火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないこと。

第5 指定緊急避難場所の明示

市は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であることを明示するよう努める。

また、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する周知に努める。

第 6 避難方法・避難誘導

1 避難方法

地震・津波発生時の避難については、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、徒歩によることを原則とする。このため、市及び県は、自動車の運転者等に対する継続的な啓発を行う等、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。

ただし、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、香川県警察本部と調整を図りながら、自動車避難に伴う危険性の軽減に努めるとともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう地域で合意形成を図るなど、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を検討するものとする。

2 要配慮者への対応

市は、高齢者、障がい者その他の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の作成等の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努めるものとする。

3 誘導員の安全確保

市は、市職員、三観広域消防職員、消防団員、海防団員等防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、情報伝達手段や装備の充実を図るとともに、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援についての行動ルールや退避の判断基準を定め、市民等に周知するよう努める。

また、訓練の実施により、問題点を検証し、必要に応じて行動ルール等の見直しに努める。

第 7 避難指示等の策定

市は、地震発生時に適切な避難が行えるよう、津波警報等の内容も踏まえ、避難指示等を発令する具体的な基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、津波避難ビルなど緊急避難施設の管理運営方法等を作成する。特に、避難指示等を発令する基準や伝達内容・方法については、国により示されたガイドラインを参考に、必要に応じて見直し等を行う。

また市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

なお、避難指示等を発令する際、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第 8 防災教育及び防災訓練の実施

1 防災教育

市は、津波避難に関する基礎的な知識や基本的な防災行動が取れるよう防災教育を実施するものとし、教育すべき事項はおおむね次のとおりとする。

(1) 避難場所、路線及び方法

(2) 津波に関する基礎知識

ア 避難行動に関する知識

- ・強い地震（震度 4 以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで堅固な建物の 3 階以上や高台等の安全な場所に避難する。
- ・地震を感じない場合でも、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、高台等の安全な場所に避難する。
- ・津波注意報でも海水浴や海釣りは危険なので行わない。
- ・津波は繰返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで高台等の安全な場所に留まり、沿岸部には近づかない。
- ・避難は、徒歩によることを原則とする。
- ・自ら率先して避難行動を取ることが、他の住民等の避難を促すこと。
- ・正確な情報をラジオ・テレビ・広報車などを通じて入手すること。

イ 津波の特性に関する情報

- ・津波の波高は、1 回目よりも 2 回目、3 回目のほうが高くなることがある。
- ・津波は引きで始まるとは限らない。

ウ 津波に関する想定・予測の不確実性

- ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- ・特に、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限度があること。
- ・避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ること。

(3) 日頃の準備

ア 避難場所、避難路の確認

イ いざというときの対処方法の検討

- ・家族との連絡方法等

ウ 防災訓練への積極的参加

2 防災訓練

市は、市民の防災意識の高揚及び円滑な避難の確保等を図るため、津波避難訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、市民等はもとより観光客、釣り客、海水浴場客等の外来者、漁業・港湾関係者等の幅広い参加を促すとともに、要配慮者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練となるよう努める。

また、訓練の実施により問題点を検証し、必要に応じて行動ルール等の見直しに努める。

3 避難に関する広報

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、避難方法、避難指示等の意味合い等について、指定緊急避難場所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報紙や防災マップ等の配布、防災訓練等の実施等を通じて、市民に周知徹底を図る。なお、避難生活を送る

場所として指定された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いを住民へ周知する。

また、避難に関する情報の伝達方法については、多様な手段を検討し、整備に努める。なお、避難指示等については、香川県防災情報システムの防災アプリ及び防災情報メールを伝達手段の一つとすることとし、市民に対して事前に防災アプリのダウンロード及びは事前にメール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかける。

市は、避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問い合わせに対する回答が行える体制の整備に努める。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努める。

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、これを周知するものとする。

市は、強い揺れを伴わない、いわゆる津波地震等に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の伝達体制を整備するよう努める。

第 9 避難計画の作成

1 津波避難計画

市は、津波浸水予測図を基本として、津波避難対象地区を指定するとともに、当該地区については、重点的に自主防災組織の結成及び活動促進に努めるものとする。

指定された避難対象地区内の住民や学校、社会福祉施設、病院、保育所等の管理者等は、避難場所・避難所、避難経路、家族との連絡方法等を平常時から確認しておくなど、津波が来襲した場合の備えに努める。

市は、津波浸水予測図をもとに、津波ハザードマップを作成する。作成にあたっては、住民等の避難に有効に活用されるよう内容の検討を十分に行う。

市は、津波避難対象地区について、香川県の作成した基本的な基準に基づき、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体と連携しながら、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画を作成し、住民にあらかじめ十分周知するものとする。なお、津波避難計画には、津波による浸水想定区域、避難対象地域、避難場所・避難所、避難経路、避難指示等の発令基準、伝達方法等、避難所の設備、物資、救護措置等、避難に関する注意事項、避難訓練の内容等を定める。

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難所の運営について、あらかじめ、避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成する。

また、令和 2 年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における 3 密の回避や生活環境の確保、開設時の感染症対策を推進し、県に支援を要請する。

市は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を出前講座等で住民に周知する。

2 避難所運営マニュアルの作成

市は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア、避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、避難所を運営するため、あらかじめ、避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるように、避難所運営マニュアルの作成に努める。

また、全体的な考え方としての避難所運営マニュアル等を参考に、市、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織等は、連携を図り、指定避難所ごとの運営マニュアルの作成に努めるものとする。

なお、避難所運営訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

3 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期すよう努める。

第 1 0 要配慮者への対応

市は、高齢者、障がい者その他の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の作成等の避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。

第 1 1 帰宅困難者への対応

市は、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

第 1 2 教職員及び児童生徒等への対応

市及び教育委員会は、防災マニュアル等に地震・津波に関する必要な事項を定め、災害発生時における教職員及び児童生徒等の安全確保を図る。

1 防災教育

市及び教育委員会は、市職員に準じて、教職員に対し防災教育を行うものとする。

また、児童生徒等に対しては、学校教育等を通じて、地震・津波に関する知識や避難の方法等の防災教育の推進を図る。

- (1) ホームルーム活動や学校行事等教育活動全体を通じて、災害の基本的な知識や地震発生時の適切な行動についての教育を行う。
- (2) 避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕組みについては、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。
- (3) 災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

2 連携体制の整備

市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第 1 3 孤立地域への対応

市は、孤立のおそれがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、備蓄等の対策を推進する。

第 1 4 消防機関等の活動

1 市は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土嚢等による応急浸水対策
- (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- (6) 救助・救急等
- (7) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

2 水防管理団体等は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次のような措置を講じるものとする。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第 1 5 市が管理又は運営する施設に関する避難対策

1 市の庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、学校等の管理者は、おおむね次の事項を考慮し、民間事業者等が定める対策計画に準じて津波避難に関する対策を定める。

なお、地震発生時の津波の襲来に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制を定める場合には、従業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

(1) 各施設に共通する事項

ア 避難情報等の入場者等への伝達

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るような適切な伝達方法を検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線（戸別受信機を含む）、テレビ・ラジオ・コンピュータなど、情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 学校等にあつては、当該学校等が津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

イ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、上記1に掲げる措置を講じるほか、次に掲げる措置を講じる。

(1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(2) 無線通信機等通信手段の確保

(3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波の襲来に備えて、安全確保上実施すべき措置についての方針を定める。

この場合において、津波の襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

[参考資料]

2-10 災害時における避難所に関する協定書

2-21 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

2-25 津波緊急避難における高速道路敷地の一時使用に関する協定書

2-27 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

2-36 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

2-46 災害時における避難所に関する協定書

2-47 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

2-48 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

2-49 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

2-50 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

2-51 津波時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

2-53 津波時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

2-55 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

2-58 災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書

2-59 災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書

17-1 避難情報等発令の状況とタイミング

17-2 避難指示等の発令基準

17-3 避難指示等の例文

17-4 用語の解説

18-1 避難施設

18-3 津波避難ビル等一覧

第 1 2 節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、香川県広域水道企業団

第 1 主旨

この計画は、住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止が起こった場合、被災者への生活支援物資の迅速な供給を行うため、食料、飲料水その他物資の備蓄や調達体制を整備することを定める。

第 2 食料等の確保

市は、地震・津波被害想定に基づき、外部支援の時期や孤立が予想されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて食料等の確保目標を設定し、備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等を含めた整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について協定を締結するなど、関係業界の協定を得て調達に努める。

食料については、乳アレルギー等の食物アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難者向けの物資も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達に努める。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第 3 飲料水の確保

香川県広域水道企業団は、給水関連施設の耐震性の確保を推進するとともに、災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水車、給水タンク、浄水器等の給水資機材の整備を推進する。

また、市は、地震・津波被害想定に基づき、外部支援の時期や孤立が予想されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等を含めた整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について協定を締結するなど、関係業界の協定を得て調達に努める。

飲料水については、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして調達に努める。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第 4 生活物資の確保

市は、地震・津波被害想定に基づき、外部支援の時期や孤立が予想されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、生活物資の確保目標を設定し、備蓄倉庫を確保して毛布、日用品等の備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等を含めた整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について協定を締結するなど、関係業界の協定を得て調達に努める。

また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、

主要な供給先との供給協定の締結に努める。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するよう努める。

第 5 市民による備蓄

市は、市民に対して、防災の基本である「自らの命は自らが守る」という原則に基づき、最低3日分（できれば7日以上）の食料及び飲料水（一人1日3リットルを基準とする。）を災害時に備え備蓄するよう啓発に努める。

また、避難時に持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても、あわせて準備するよう促す。

第 6 物資の集積拠点の指定

市は、地域ごとに公共施設、広場等を輸送拠点及び集積地として指定し、その情報を物資調達・輸送調整等支援システムに登録しておくものとする。

[参考資料]

- 2-1-1 災害時における物資等の輸送に関する協定書
- 2-1-5 災害時における救援物資提供に関する協定書
- 2-1-6 災害時における救援物資提供に関する協定書
- 2-2-2 災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書
- 2-3-3 非常災害時の炊き出しに関する協定書
- 2-3-7 災害時における物資供給に関する協定書
- 2-5-2 災害時における米穀の確保と供給等に関する協定書
- 2-6-1 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 2-6-2 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 2-6-3 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 2-6-4 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 2-6-5 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 2-6-6 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 2-6-7 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 1-4-1 災害対策用物資の備蓄状況
- 1-4-2 生活必需物資等の調達方法
- 1-4-3 緊急物資の備蓄マニュアル
- 1-4-4 民間物資拠点一覧

第 1 3 節 文教災害予防計画

主な実施担当課：教育委員会

第 1 主旨

この計画では、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の児童、生徒及び幼児（以下「児童生徒等」という。）、教職員等の生命、身体を安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策について定める。

第 2 学校防災マニュアルの作成

教育委員会は、災害発生時の対応、教育活動の再開や避難所としての対応等、学校等の防災体制に関する「防災体制に関する総合的な学校防災マニュアル」の作成を検討する。

学校等において、日ごろの防災訓練や安全指導、防災に関する研修にマニュアルを活用する等、地域の実情を勘案した学校の防災体制の充実が図られるよう普及・啓発に努める。

1 防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や連携体制の整備を推進する。また、地震・津波に関する防災体制の整備状況を定期的に確認する。さらに、避難所に指定されている学校については、市の防災担当部局と連携し、避難所開設時の協力体制の確立に努める。

2 防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災教育の充実に努める。また、防災に関する計画やマニュアルの作成に努める。

3 津波に対する避難路の確保

津波による浸水が想定される地域においては、近隣の高台や裏山、校舎の上層階など安全な場所へ速やかに避難できるよう避難路を選定しておく。

4 防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動が取れるよう、実践的な訓練を行う。

5 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

6 学校以外の教育機関の防災対策

学校以外の教育機関においても、迅速かつ適切な対応を図るため、教職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動が取れるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

第3 応急教育の実施

1 事前準備

- (1) 学校長又は園長（以下「学校長等」という。）は、学校等の立地条件等を考慮した上で、災害時の応急的な指導方法等について、適正な計画を立てておく。
- (2) 学校長等は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じる。
 - ア 児童生徒等の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に教職員、児童生徒等も参加し、協力する。
 - イ 在校中や休日等の部活動等、児童生徒等が学校の管理下にある場合やその他教育活動の多様な場面において災害が発生した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づける。
また、登下校時に災害が発生した場合に備え、通学路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう指導徹底を図る。
 - ウ 教育委員会、観音寺警察署、三観広域消防本部、観音寺市消防団及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。
 - エ 勤務時間外における教職員の連絡・参集体制及び役割分担等の計画を作成し、教職員に周知する。
 - オ 児童生徒等の安全確保を図るため、保健室の資機材を充実するよう努める。また、学校医や地域医療機関等との連携を図る。

2 災害時の体制

- (1) 学校長等は、児童生徒等が在校中や休日等の部活動等、学校の管理下にあるときに災害が発生した場合、安全確認ができるまでの間、児童生徒等を校内に保護し、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童生徒等を帰宅させる。
- (2) 学校長等は、災害の規模及び児童生徒等や教職員並びに施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。
- (3) 学校長等は、状況に応じ、教育委員会と協議の上、臨時休校等の適切な措置をとる。
- (4) 学校長等は、災害状況に即した応急の指導を行う。また、学校等が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図る。

3 災害復旧時の体制

- (1) 学校長等は、教職員を掌握するとともに、児童生徒等の安否や被災状況を調査し、教育委員会に報告する。
- (2) 教育委員会及び学校長等は、連絡網を確立し、指示事項伝達の徹底を図る。

- (3) 学校長等は、児童生徒等を保護し、指導する。
指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、心のケア対策も十分留意する。
- (4) 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。
- (5) 他の地区に避難した児童生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問する等して、前記（3）に準じた指導を行うように努める。
- (6) 避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、教育委員会と協議の上、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。
- (7) 学校長等は、教育委員会と緊密な連携を図り、災害の推移を把握し、できる限り早期に平常授業に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。
- (8) 教育委員会は、教育活動再開のために、学校間の教職員の応援体制について調整を行う部署を定め、関係機関に周知しておく。

第4 文教施設及び設備の点検、整備

教育委員会は、文教施設・設備を災害から守るため、定期的に点検を行い危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材を整備する。

第5 文化財の保護

教育委員会は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、自動火災報知設備、消火器、消火栓、防火水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

第14節 ボランティア活動環境整備計画

主な実施担当課：市民部地域支援課・市民課、観音寺市社会福祉協議会

第1 主旨

阪神・淡路大震災や東日本大震災等、近年の大規模災害においては、行政や防災関係機関のみの災害対応の限界が指摘されると同時に、ボランティアの多彩な活躍が注目された。大規模な災害ほど、地域住民とともにボランティアが活躍することが期待されている。

このため、この計画では、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平常時から関連団体と連携し、ボランティアの登録、支援体制の整備等活動環境を整備することを定める。

第2 協力体制の確立

市は、香川県社会福祉協議会、観音寺市社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう協力体制の確立に努める。

また、地域における的確なボランティア活動の展開を図るため、ボランティア活動者の育成、ボランティアの組織化、ボランティアリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催等により、体制づくりを推進する。

第3 ボランティア活動の啓発等

市は、関係団体と連携し、ボランティア活動への市民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。

また、香川県社会福祉協議会、観音寺市社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等との連携により、災害時のボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

そのほか、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように努め、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

第4 防災ボランティアの登録等

市及び日本赤十字社は、日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協力する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行う。

第 1 5 節 要配慮者対策計画

主な実施担当課：香川県、健康福祉部、政策部秘書課、総務部危機管理課

第 1 主 旨

高齢者、障がい者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、外国人その他の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

第 2 社会福祉施設等入所者の対策

社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。

また、災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努めるものとする。

1 連携体制の整備

市は、被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用した体制の整備に努める。

また、社会福祉施設等の所有者又は管理者は、災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による入所者等の他施設への移送、収容などについての施設相互間の応援協力体制や香川県、関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備に努める。

2 社会福祉施設の安全確保等

社会福祉施設等の入所者等の大半については、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他のいわゆる「要配慮者」であることから、施設の管理者は、定期的に施設・設備等を点検し必要な修繕等や家具の固定等の対策を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努め、土砂災害危険箇所等の立地条件を踏まえた対策を講ずる。

また、スプリンクラーについては、義務設置でない施設についても必要に応じ設置に努める。

さらに、災害時において消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置についても、促進を図る。

災害時の避難等で防災関係機関等の支援を受ける場合を想定し、入所者のプライバシーに配慮しつつ、防災関係機関等の支援が円滑かつ的確に実施されるよう取り組みを推進する。

社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。

3 防災組織の整備

社会福祉施設等の所有者又は管理者は、災害の予防や、災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織を整備し、施設職員の任務分担、動員計画体制、非常参集体制、緊急連絡体制等の整備に努める。

また、平常時から関係機関、近隣施設並びに地域住民、自主防災組織等との連携を図り、

災害時に利用者の実態に応じた協力が得られるよう、体制づくりに努める。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の所有者又は管理者は、施設の利用者や職員等に対して避難方向及び避難場所等の基礎的な知識や基本的な防災行動がとれるよう防災教育を実施するとともに、災害時の切迫した状況下においても、各々の施設の構造や利用者の実態に応じた適切な行動が取れるよう、災害時における避難計画を作成し、定期的に防災訓練を実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間や地域の特性を配慮した防災訓練等についても実施する。

5 防災備品の整備

社会福祉施設等の所有者又は管理者は、災害時に利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、生活必需品、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電設備等の整備に努める。

第3 避難行動要支援者の対策

1 防災基盤の整備

市は、地域の実情に応じた避難行動要支援者支援対策を推進するため、香川県から情報提供等の支援を受け、避難行動要支援者支援プランにおける全体計画及び避難行動要支援者名簿を整備、更新するとともに、地域と連携して個別避難計画の作成に努め、災害時に効果的に利用することで適切な援護を行うものとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。

2 防災知識の普及・啓発

市は、要配慮者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける等、防災知識の普及・啓発に努める。

なお、防災訓練等の実施に当たっては、要配慮者の特性に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努める。

3 避難誘導・救出・救護体制の確立

市は、要配慮者を適切に避難誘導・救出・救護するため、平常時より自主防災組織や民生委員・児童委員等福祉関係者との連携強化による要配慮者の実態把握に努め、地域住民、自主防災組織、観音寺警察署等の協力を得て、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、避難誘導・救出・救護及び安否情報等の把握・伝達体制の整備等を図る。

その際、市は、要配慮者のプライバシーに配慮するとともに、関係者との実効性のある連携ができるよう、地域の要配慮者支援ネットワークの構築に向けた相互協力体制の整備を支援する。

また、市は、より一層の防災知識の普及・啓発を図り、市民全体で防災に取り組む土壌の育成に努めるとともに、自治会等を中心とした自主防災組織の育成について促進を図る。

さらに、災害時における一人暮らし高齢者等の安全確保のため、必要に応じ緊急通報システム等の整備に努める。

4 的確な情報伝達活動

市は、要配慮者等に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため、個々の要援護者にとって適切な伝達手段を検討し、民生委員・児童委員や地域住民等の連携による伝達等、多様な伝達手段の整備に努める。

また、要配慮者が避難所等で、適切で十分な災害情報を得られるよう情報基盤の整備並びに情報機器の整備に努める。

5 福祉避難所の選定

市は、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるよう、福祉エリアを設けるほか、必要に応じて、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定の拡大及び設置・運営マニュアルの作成に努める。

また、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる指定避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。

6 難病患者の対策

市は、難病患者への対応のため、香川県と情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。

第4 外国人等に対する防災対策

1 防災知識の普及啓発

(1) 市は、外国語による防災に関するパンフレット等を作成し配布するとともに、各種機関で入手できるようにする等、防災知識の普及啓発に努める。

(2) 市は、在住外国人に対して、防災教育及び防災訓練への参加を推進するよう努める。

2 避難施設案内板の外国語併記等の推進

市は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努めるとともに、避難所や避難路等の案内板について、外国人にもわかりやすいシンボル化や外国語の併記等を図るよう努める。

第5 旅行者に対する防災対策

市は、旅行者等土地に不慣れな者が、災害時に円滑な避難行動がとれるよう、関係機関等と連携し、体制の整備に努める。

第6 要配慮者支援の基礎づくり

1 地域ぐるみの支援体制づくり

(1) 支援体制の整備

災害時の要配慮者に対する地域ぐるみの支援体制づくりのため、自治会、福祉ボランティア団体等を中心に構成される組織（以下「支援組織」という。）の整備と活動推進を図る。

(2) 平常時の活動

支援組織は、平常時に次のような活動を実施する。

- ア 要配慮者に関する情報の収集と管理（避難行動要支援者名簿の作成）
- イ 災害時の安否確認や情報伝達ができる仕組みづくり
- ウ 防災マップに関する情報の収集と管理
- エ 要配慮者が居住する住宅の防災対策支援

(3) 災害発生時の活動

支援組織は、災害発生後に要配慮者を支援する者（以下「構成員」という。）と連携し、各要援護者の安否確認を行うほか、次のような活動を実施する。

なお、安否確認等が円滑に行われるためには、平常時から構成員同士が連絡を密にし、災害発生時の対応について打合せ等を行うことが不可欠である。

- ア 支援組織は、地域の要援護者の安否確認等集約を行うとともに、市からの問合せ等に対応する。
- イ 支援組織は、必要に応じて要援護者の避難所等への誘導、搬送の対応を行う。

(4) 地域内防災環境の点検・調査

災害発生時の混乱の中、避難・誘導は非常に困難を極めることが予想される。避難・誘導を円滑に行うには、支援組織が中心になり、避難所の周辺及び避難路について、目標物や危険物等を点検・調査し、改善していく取り組みが必要である。

併せて、調査した内容を記載した防災マップを作成する必要がある。

2 避難行動要支援者名簿の整備

(1) 避難行動要支援者情報の収集

要配慮者のうち、自力避難が困難かつ家族等の避難支援者のいない避難行動要支援者情報の収集に当たっては、市、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の関係部局が把握している情報を集約する。その際、要介護状態区分や障害種別、障害等級を把握する。

また、難病患者等に係る情報等、市が把握していない情報の取得が必要な場合、市は香川県知事その他の者に対して、情報提供を求める。

(2) 避難行動要支援者名簿の整備手順

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者で、要介護状態区分・障害等級等の要件を満たす者を対象とする。

なお、要件からもれた者も、自ら名簿への掲載を求めることができるものとする。

(3) 登載する情報

登載する主な情報は次のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由

キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し必要と認める事項

(4) 避難行動要支援者名簿の取扱い

作成された避難行動要支援者名簿は、福祉担当部局で原本を保管し、居住する地域の避難支援等関係者に提供する。（ただし、本人の同意が得られない場合はこの限りではない。（発災時は除く））

当初の避難行動要支援者名簿配備後、登載された情報については適宜更新を行い、関係者間で共有するものとする。

また、避難行動要支援者に対しては、市担当部局が本人に郵送や個別訪問を行い、平常時から名簿情報を支援等関係者に提供することを説明し、申請書にて意思確認を行うものとする。

(5) 個人情報の厳格な管理

避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者についての個人情報が登載されており、管理に当たっては、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する、施錠可能な場所での保管の徹底、必要以上に複製しない、研修会の開催等、個人情報保護条例等の法令を遵守した管理方法を講じ、避難行動要支援者のプライバシー保護に十分留意する。

(6) 円滑な避難のための通知等の配慮

市は、避難情報発令の判断基準に基づき、災害時において適時適切に発令し、避難行動要支援者が円滑に避難できるようにしなければならない。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進することができるよう情報伝達について特に配慮する。

(7) 避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行うものとする。

また、市は避難支援等関係者等が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

3 支援体制（各部局、関係機関の役割分担）

平常時には、社会福祉協議会等関係団体と市が連携し、要配慮者に対する必要な情報伝達・避難支援等の体制整備を図る。

災害時には、災害対策本部との連携のもと、要配慮者に対する支援体制を整備するとともに消防団、自主防災組織等への情報伝達網を整備する。

また、避難行動要支援者名簿に記載された情報によっては、被災時に医療や福祉施設等関係機関との連携を図ることが必要になることから、それらの機関・団体と情報伝達のシステム整備を進める。

[参考資料]

- 2－ 5 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書
- 2－ 6 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書
- 2－10 災害時における避難所に関する協定書
- 2－28 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

- 2－29 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2－30 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2－31 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2－32 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2－34 大規模災害時における市民等の安否確認に関する協力の申し合わせ
- 2－58 災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書
- 2－60 災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書

第 1 6 節 防災訓練実施計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、三観広域消防本部、防災関係機関

第 1 主 旨

市は、災害対策活動の習熟、防災関係機関との連携強化、市民の防災意識の高揚等を図るため、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種の防災訓練を定期的、継続的に実施する。

また、市民は、それらの訓練に積極的に参加し、的確な災害対応を体得する。

なお、市及び防災関係機関は、訓練終了後に評価を行い、防災対策の課題等を明らかにし、必要に応じて防災対策の改善等を行う。

第 2 防災訓練の実施

市は、防災関係機関等とともに、南海トラフ地震を想定した防災訓練を、少なくとも年 1 回以上実施するものとする。

また、防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を含めたものとする。

なお、訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的なものとなるよう工夫することとし、毎年その訓練内容を充実するよう努めるものとする。

第 3 総合防災訓練

1 市総合防災訓練

市は、大規模な震災を想定して防災関係機関相互の連絡体制の強化を図り、併せて市民の防災意識を高めることを目的として、関係機関と、市民、自主防災組織その他の団体等多様な主体の協力を得てその緊密な連携の下に、総合的な訓練を実施する。

主な訓練項目

- (1) 災害情報の収集・伝達、災害広報
- (2) 偵察、警戒区域の設定
- (3) 水防、消防、救出・救助
- (4) 避難誘導、避難所・救護所の設置運営
- (5) 応急医療、炊き出し
- (6) ライフライン応急復旧
- (7) 道路啓開、警備、交通規制
- (8) 救援物資及び緊急物資輸送
- (9) 流出油防除
- (10) その他、災害時に起こりうる被害を想定し、幅広い種目について実施

2 災害対策本部設置運営訓練

市は、震災時において災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を実施する。なお、災害時において、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることも想定し、防災関係機関と連携した訓練の実施に努める。

3 図上訓練（ロールプレイング）

市は、初動体制の確立を目指して、災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、災害対策本部及び各部各班を運営する職員の災害対応能力の向上及び円滑な運営の検証並びに運営上の課題等を明らかにして改善措置を講ずるため、図上訓練を実施する。

第4 個別防災訓練

1 水防訓練

市は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ洪水等を予想し、水防管理団体が連合し、又は関係機関が合同して実施する。

訓練項目

- (1) 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- (2) 通報（水防団の動員、居住者の応援）
- (3) 輸送（資機材、人員）
- (4) 工法（各水防工法）
- (5) 樋門、角落しの操作
- (6) 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

2 消防訓練

市及び三観広域消防本部は、防火管理の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常参集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を行うとともに、必要に応じ大規模火災、林野火災等を想定した訓練を実施する。

3 避難、救助救護訓練

市、三観広域消防本部及びその他関係機関は、震災時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。

また、学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、児童生徒等・利用者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行うものとする。

なお、訓練実施にあたっては、要配慮者への支援体制を考慮するものとする。

4 非常通信連絡訓練

災害時には、有線通信系の途絶又は利用することが著しく困難な場合が予想されるほか、無線設備にも少なからず被害が生じることが考えられる。市及び防災関係機関は、震災時における通信の円滑な運用を確保するため、各無線局が参加して各種災害を想定し、感度交換、模擬非常通報等の訓練を定期的に行う。

5 災害情報連絡訓練

災害時において市（災害対策本部）と市の出先機関との災害情報連絡の迅速かつ的確な実施を図るため、災害情報連絡訓練を適宜実施する。

特に、有線通信系の途絶又は利用が困難となることを想定し、実践的な訓練を行う。

6 非常参集訓練

市は、地震発生時において短時間に非常配備体制が確立できるよう、動員配備計画に基づき職員の参集訓練を実施する。

7 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、市及び三観広域消防本部の指導の下に、地域の事業所とも協調して、初期消火、応急救護、避難、避難行動要支援者の安全確認・避難誘導、避難所運営等の訓練を実施する。

第 1 7 節 防災知識等普及計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、三観広域消防本部

第 1 主 旨

地震災害時には市及び防災関係機関の活動が制約されることが予想されることから、市民一人ひとりが、「自らの命は自らが守る」ことを基本認識とし、平常時より防災についての備えを心がけるとともに、地震発生時には自らの命を守るよう行動することが重要である。

また、地震災害時には、初期消火や近隣の負傷者、要配慮者を助けること、避難場所及び避難所での活動、あるいは市等が行う防災活動への協力等、防災への寄与に努めることが求められる。

こうしたことから、防災対策をより一層効果的に行うため、防災関係職員に対して計画的かつ継続的な防災研修を行うとともに、市民をあげての取り組みが重要であり、市民防災運動として、自主防災組織の結成組織と活動の活性化を図り、防災関係機関は、既存の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、公民館等の社会教育施設を活用するなど市民に防災思想、防災知識等を普及啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図る。

第 2 防災思想の普及

「自らの命は自らが守る」ことが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの命を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障がい者その他の要配慮者を助けること、避難所で自ら活動すること、あるいは香川県、市等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、市は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する冊子等の配布や周知、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進するなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。

第 3 職員に対する防災研修

市及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力等を養成し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、職員に対して必要な防災研修を実施する。なお、研修内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- 1 災害に関する基礎知識、地域防災計画等の概要
- 2 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 3 地震・津波に関する一般的な知識
- 4 地震が発生した時に、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担等）
- 5 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第4 市民に対する普及啓発

- 1 市は、津波によって浸水が予想される地域について把握し、浸水予測図、津波ハザードマップ等を作成し、市民に対して周知を図る。また、津波による人的被害を軽減するためには、市民の避難が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容を広く啓発し、津波を想定した防災訓練を行うなど、適切な避難活動につなげられるよう努める。
- 2 市は「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取り組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。また、市民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、防災週間や火災予防週間をはじめとした防災関連行事等を通じ、広報紙、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、地震発生時において市民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るほか、平常時から各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。さらに、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。

なお、普及啓発に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位で行うものとし、県民防災週間（7月15日から7月21日まで）、防災週間、火災予防週間、水防月間、土砂災害防止月間等の予防運動実施時期を中心に行う。

（啓発内容）

- （1） 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- （2） 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- （3） 地震・津波に関する一般的な知識
- （4） 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- （5） 正確な情報入手の方法
- （6） 津波注意報・警報の意味や内容、発表時にとるべき行動
- （7） 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- （8） 各地域における津波危険予測地域、がけ地崩壊危険地域等に関する知識
- （9） 避難指示の意味や内容、発令時にとるべき行動
- （10） 各地域における避難場所・避難所及び避難路に関する知識
- （11） 避難生活に関する知識
- （12） 平素市民が実施しうる応急手当、出火防止、ブロックベいの倒壊防止等の対策の内容
- （13） 最低3日分（できれば7日以上）の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ等）の準備
- （14） 家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- （15） 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

- (16) 飼い主による家庭動物（ペット）との同行避難や避難所での飼育についての準備
- (17) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害時にとるべき行動
- (18) 津波発生時における家族内の連絡体制の確保避難ルールの取決め、災害時に家族等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（１７１）や災害用伝言板サービス等）の活用
- (19) 緊急地震速報を受けた際の適切な対応行動
- (20) 住居の耐震診断と必要な耐震改修

3 避難行動に関すること

- (1) 強い地震（震度４以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで堅固な建物の３階以上や高台等の安全な場所に避難すること。
- (2) 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること。
- (3) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。
- (4) 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること。
- (5) 標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること。
- (6) 海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- (7) 津波は繰り返して襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで高台等の安全な場所に留まり、沿岸部には近づかないこと。

4 津波の特性に関すること

- (1) 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること。
- (2) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震があること。

5 津波に関する想定・予測の不確実性

- (1) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- (2) 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- (3) 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること。
- (4) 避難場所の孤立や避難場所自体の被災もありうること。

第５ 学校における防災教育

1 教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災マニュアル等を用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

2 児童生徒等に対する防災教育

各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理等を盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害の基本的な知識や地震発生時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取り組みを推進する。

特に、地震や津波に対する避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

3 避難訓練等の実施

大規模地震を想定した避難訓練を実施し、地震災害に備えるとともに、実施に当たっては、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家の協力を得て避難行動を評価してもらう等避難訓練方法の工夫を行う。

第6 防災上重要な施設の管理者に対する啓発

市は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

第7 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び市町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

中小企業・小規模事業者は、上記の取り組みが困難な場合は、防災・減災対策の第一歩として、自然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を盛り込む事業継続力強化計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努めるものとする。

市及び県、各業界の民間団体は、広報紙、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において企業が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全確保、業務を継続するための取り組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。市及び商工会・商工会議所は、共同で事業継続力強化支援計画を策定し、中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の普及に努めるものとする。

また、市及び県は、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討するものとする。

第 8 災害情報の提供等

市は、災害状況を記録し、公表する。

市は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を市民に提供する。また、災害予測を示した地図（ハザードマップ等）を作成し、市民に周知する。

第 9 災害教訓の伝承

市民は自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、市民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。

[参考資料]

- 5－ 2 過去における主な地震一覧
- 8－ 1 1 気象庁震度階級関連解説表

第 18 節 自主防災組織育成計画

主な実施担当課：香川県、総務部危機管理課、三観広域消防本部、消防団

第 1 主旨

災害対策は、市民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がその役割分担を理解して、各々がその役割分担を確実に推進するとともに、災害発生時には連携して対応することにより被害の軽減が図れることを強く認識して、その対策への取り組みを推進する必要がある、市民一人ひとりが自分達の安全はまず自分達で守るということを認識し、行動する必要がある。

大規模な災害になればなるほど、被害が同時に多数の地域で発生するため、種々の要因により防災関係機関の行う応急対策活動が遅れ、阻害されることが予想される。

このような事態において被害を最小限にとどめ、災害の拡大を防止するには、市民自らが出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等の防災活動を自主的かつ組織的に行うことが非常に効果的である。

このため市は、災害時に三観広域消防本部及び消防団の活動と相まって地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立するため、地域ごとに、住民の連帯感のもとに自主防災組織づくりを進める。特に、津波浸水予測地域を抱える沿岸地区を重点に、自主防災組織の活動カバー率の向上や消防団等との連携強化による活動の活性化を図ることを定める。

第 2 地震・津波対策の役割分担

1 市民の役割（自助）

「自らの命は自らが守る」といった考え方にに基づき、市民一人ひとりが自分の命や生活を守る活動を行う。（各組織が自分の組織を守るための活動も含む。）

2 地域の役割（共助）

地域連携による防災活動をいい、市民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る活動という。（自治組織や民間組織が、市民や近隣組織と連携して地域の安全を守る活動も含む。）

3 行政の役割（公助）

行政が実施主体となる防災対策で、災害に強いまちづくりを実現する活動を行う。

第 3 自主防災組織の活動マニュアルの作成

地域住民が被害の発生及び拡大を防止するため、市は次の項目によりだれもが理解できる活動マニュアルを作成し、指導する。

1 平常時の活動

（１）日頃の備え及び災害時の的確な行動等の防災知識の普及

ア 災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認

イ 災害発生現象の態様に応じた避難場所、避難の方法等の確認

ウ 避難指示等の発令等の基準、災害対応における市との役割分担等についての市との協議

エ 災害予測地図（ハザードマップ）等の作成及び地図の内容の市民への周知

オ 地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制を整備

カ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民が取るべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所及び避難所等における行動基準の作成及び周知

キ 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の実施

- (2) 情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難等の防災訓練
- (3) 初期消火、救出・救助用の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検及び備蓄
- (4) 家庭及び地域における防災点検の実施
- (5) 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- (6) 地域における高齢者、障がい者その他の避難行動要支援者の把握

2 災害時の活動

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 出火防止、初期消火の実施
- (3) 高齢者や障がい者その他の避難行動要支援者の安否確認、移動補助及び集団避難の実施
- (4) 避難誘導、避難支援等
- (5) 救出救護の実施
- (6) 救援物資の分配及び避難所の運営に対する協力等
- (7) 給食、給水、炊き出しの実施及び協力

第4 自主防災組織の育成支援等

市は、地域住民に対して積極的に指導助言し、自主防災組織の結成及び育成の推進を図る。

また、自主防災組織が災害時に多様な活動を円滑に推進するために、高齢者や障がい者その他の避難行動要支援者や女性の参画の促進に努める。

1 組織の設置・規模

- (1) 既存の町内会、自治会等をはじめ各種防火団体、女性団体、青年団体、学校区単位等を基本として、市民が無理なく活動できる規模で設置する。
- (2) 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性や多様な世代の参加を求める。
- (3) 看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。
- (4) 市民が自主的、積極的にその組織に参加し、防災活動等を行うために、市民が参加しているコミュニティ組織を自主防災組織として育成する。
- (5) 土砂災害危険地域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

2 組織活動の促進と指導援助

市は、地域住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進、自主防災組織のリーダーの研修や地区防災計画の作成の支援等に努めるものとし、香川県に支援を要請する。

また、消防団と自主防災組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

3 事業所との連携強化

市は、地域住民とその地域に所在する事業所とが連携することにより効果的な防災対策が期待できる地域について、その連携の橋渡しを行う。

4 自主防災連合組織の形成

市は、自主防災組織の育成強化を図るため、自主防災組織相互の救援・救護活動の協力体制及び組織活動の充実に向け、自主防災連合組織の構築を促進する。

第5 事業所の自衛消防組織等

1 組織活動の促進

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化するものとする。

また、来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努める。

2 地域住民との連携強化

事業所等は、市及び香川県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難場所等として使用することやその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努める。

また、災害時には、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努める。

第6 消防団の活性化

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されている。

このため市は、装備の充実、女性の入団促進を含めた団員の確保対策、知識技術の向上対策などを推進し、消防団の活性化を図る。

第7 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地

区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

[参考資料]

2 2 - 6 自主防災組織の現況

第 19 節 被災動物（ペット）の救護体制整備計画

主な実施担当課：香川県、市民部生活環境課、経済部農林水産課

第 1 主旨

災害時には、避難所に飼い主とともに避難してくる動物（ペット、以下、ペットの表記を省略する）や飼い主とはぐれたり負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

市は、動物愛護、動物由来感染症及び環境衛生の観点から、これら被災動物の避難所での適正な飼養管理や、保護収容、治療に関して、香川県及び各関係機関、香川県獣医師会、動物愛護団体と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を確立することを定める。

第 2 被災動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習慣等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

第 3 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害時に直ちに、当該動物の脱出を防止するための措置を実施するとともに、万一脱出した場合は、直ちに関係機関へ通報するとともに、捕獲するよう努めるなど、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。

第 4 避難所における動物の適正飼養対策

1 行政の役割

市は、香川県と協力し、飼い主とともに避難してきた動物について、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養についての指導・助言を行い、環境衛生の維持に努める。

避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

2 飼い主の役割

動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が苦手な避難者へ配慮し、避難所運営に協力するとともに、避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、協働で飼養するよう努める。

第 5 被災動物救護活動対策

市は、香川県とともに、市民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。

第 2 0 節 帰宅困難者対策計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、経済部商工観光課

第 1 主 旨

通勤・通学、出張、買物、旅行等で移動している者が、大規模地震発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となる、又は移動の途中で目的地に到着することが困難となることが予測される。このため、この計画では、帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策について定める。

第 2 帰宅困難者に対する防災対策

1 防災知識の普及・啓発

(1) 市民への啓発

市は、市民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図る。

(2) 事業所等への啓発

市は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・飲料水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図る。

2 避難所の提供

市は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法を定め、避難所の運営体制の整備に努める。特に、J R 観音寺駅の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。

なお、滞在できる施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮する。

3 情報提供体制の整備

市は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難施設・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による報道など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

4 安否確認の支援

市は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図る。

5 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

市は、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を関係事業所や団体等と締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制の整備に努める。

第3 帰宅困難者となる観光客への対策

1 避難誘導

市は、現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、避難場所等についての周知を行うよう努める。

2 観光地における帰宅困難者への支援

市は、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などを定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図るものとする。また、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

3 宿泊者への避難誘導

市は、ホテル・旅館等の宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取り組みの促進を図る。

第 2 1 節 地域の孤立対策計画

主な実施担当課：香川県、総務部危機管理課、市民部各支所

第 1 主旨

大規模な地震災害による道路や通信の途絶等により孤立するおそれのある地域については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置等、孤立の未然防止を図るとともに、万が一孤立した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。そのため、市及び香川県、防災関係機関等が一体となった取り組みを推進することにより、地域住民の安全確保を図ることを定める。

第 2 孤立地域対策

1 孤立のおそれのある地域の把握

市は、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立が予想される地域について、事前の把握に努める。

(1) 道路状況

- ア 地域につながる道路等において迂回路がない。
- イ 地域につながる道路等において冠水、落石、崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の危険性が高い。
- ウ 地域につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の危険性が高い。
- エ 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の危険性が高い。

(2) 通信手段

- ア 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する危険性が高い。
- イ 一般加入電話等有線通信以外の多様な通信手段が確保されていない。

(3) 離島

伊吹島には支所が設置されているが、大規模地震発生時には孤立する可能性がある。

2 市の応急対策

- (1) 市は、大規模地震災害により、孤立した地域が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合、香川県に被災状況や孤立等に関する情報を速やかに提供するとともに、孤立状態の解消に努める。
- (2) 市は、孤立状態にある地域において避難所を開設し、飲料水、食料、生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。
- (3) その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

3 道路管理者

災害時応援協定に基づき建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

第3 孤立の未然防止対策

孤立を未然に防止するため、市及び防災関係機関等は連携しながら、以下の事項に留意して対策に取り組む。

また、孤立対策に必要な施策を適切にすすめるため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

1 市

- (1) 孤立のおそれのある地域においては、地域の代表者（自治会長、班長、消防団員等）を災害情報連絡員として任命する等、災害発生時における防災情報提供体制の整備を検討する。また、自主防災組織を育成・強化し、地域内の防災力の向上に努める。
- (2) 地域内に学校や駐在所等の公共的機関、防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について確認するとともに、災害時における活用についても調整する。
- (3) 市は、孤立のおそれのある地域の災害情報連絡員に通信機器を配備しておく等、連絡手段の多様化を検討する。
- (4) 孤立のおそれのある地域において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。

2 道路管理者

孤立のおそれのある地域については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、香川県と定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

[参考資料]

- 2－6 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書
- 2－24 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

第 2 2 節 業務継続計画（BCP）策定計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、経済部商工観光課

第 1 主旨

大規模地震発生時等においても、必要な業務を継続して実施できるよう、業務継続計画（BCP）の策定及び運用を推進する。

特に、市及び県においては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第 2 市の業務継続計画

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や市民生活に密着した業務を継続して実施する必要がある。そのため、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保に努めるものとする。また、計画の実行性を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、適宜評価を行い、継続的な見直し等を行うものとする。

第 3 事業者の業務継続計画

災害等による企業の事業中断は、企業の存立や地域経済に大きな影響を及ぼすものとして、企業の業務継続計画策定の必要性が指摘されている。

こうしたことから、市は、業務継続計画作成のための情報提供を行うなど、事業者や事業者団体に対し、計画の策定を推進するよう働きかけるものとする。

1 業務継続計画の策定支援

市は、市内の企業を対象に、企業の業務継続に関して災害時業務継続計画策定の重要性や必要性、考え方等についてパンフレット等により情報提供を積極的に実施し、企業の意識啓発を推進するとともに、災害時業務継続計画の策定企業増加に努める。

2 業務継続計画の指針の提供

市は、企業が災害時業務継続計画を策定するに当たって、策定の指針となる項目例を提供し、策定企業の増進に努める。

■項目例

- 1 序章
 - (1) 適用範囲 この計画が扱う業務
 - (2) 目的 主な業務と時間軸についての目標
 - (3) 想定 想定される被害等状況
 - (4) 方法 業務を復旧させるために役立つ復旧計画の概要
- 2 緊急時対応計画
 - (1) 避難方法
 - (2) 連絡方法
- 3 業務継続計画
 - (1) 役割と義務
 - (2) 計画の実施
 - (3) 業務継続における必要な人員と物資
 - (4) 機能復旧の手順
- 4 復旧計画
 - (1) 役割と義務
 - (2) 計画の実施
 - (3) 復旧における必要な人員と物資
 - (4) 元の施設への帰還手順
- 5 維持管理計画
 - (1) 質の維持
 - (2) 図上訓練の実施

第4 事業者の防災力向上

企業は、企業活動を営むだけでなく、その地域コミュニティを構成する重要なメンバーであり、地域住民とともに自助・共助の精神に基づき、主体的かつ積極的に地域における防災活動に参加することが求められる。

市は、企業がNPO、ボランティア団体といった地域の各種団体等とのネットワークを構築し、地域住民や各種団体との連携の中で自主的な防災活動が実施できるよう、指導・助言等の支援に努める。

なお、企業は、防災力を高めるため、次の項目の推進に努める。

- 1 事業所の耐震耐火対応
- 2 防災体制の整備
- 3 災害種別に配慮した災害時業務継続計画の作成と対応マニュアル作成
- 4 計画に基づく防災訓練の実施等
- 5 企業の防災活動の推進

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、三観広域消防本部

第1 主旨

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市及び防災関係機関は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、必要な職員を配備する。また、災害情報を一元的に把握し、共有することができるように、活動体制を確立する。なお、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

災害対策活動においては、発生した災害に対して特別の組織を編成する。各職員は、各自の役割を十分に理解するとともに、災害対策活動全体の流れについてもその概要を熟知しておく。

1 関係法律との関係

災害対策基本法第10条に定められたとおり、他の法律に特別の定めがある場合を除き、当該法律に基づいて処理する。なお、災害応急対策を総合的かつ計画的に処理するため、この計画に基づいてその運用を図る。

2 相互協力

災害対策基本法第5条（市町村の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）等の規定を通じて相互に協力する責務がある。

この計画の運用に当たっても、関係機関はもとより公共的団体及び住民個人を含め相互協力の下に処理するものとし、関係機関及び関係者は確実に各々に課せられた責務を果たすこととする。

第2 災害の規模に応じ特別の組織又は体制をとる機関

1 観音寺市防災会議

災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき設置されるものであり、市長を会長として観音寺市防災会議条例第3条第5項に規定する委員で構成し、地域防災計画の作成及び実施の推進、防災に関する重要事項の審議等の活動を行う。

2 観音寺市災害対策本部

災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき設置されるものであり、市長を本部長として市職員又は三観広域消防職員等で構成し、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成とその実施、関係機関の連絡調整等の活動を行う。

なお、複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

第3 災害対策本部

1 災害対策本部設置基準

災害対策本部は、市内に地震災害、津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置する。

- (1) 市域で震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 市域で震度4以上の地震が発生し、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれあるとき。
- (3) 市域又は香川県内に津波警報が発表されたとき。

2 災害対策本部室の設置場所

設置場所は、本庁舎とする。被害状況により、本庁舎に設置できない場合、中央図書館又は保健センターに設置する。

3 災害対策本部の組織構成

災害対策本部の組織は次のとおりとする。

(1) 本部長（本部統括責任者）

災害対策本部は、本部長（本部統括責任者）が招集する。

本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。本部長は市長とする。

(2) 副本部長

副本部長（副市長及び総務部長）は、本部長を補佐し、本部長不在又は連絡が取れない場合は、その職務を代理する。意思決定順位は次のとおりとする。

意思決定順位 第1位 副市長

第2位 総務部長

※本部長、副本部長ともに連絡が取れない場合、災害対策本部を所管する総務部危機管理課において、職務権限規程に基づいた職員がその職務を代理するものとし、体制を確立し活動を開始する。

(3) 本部員

ア 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

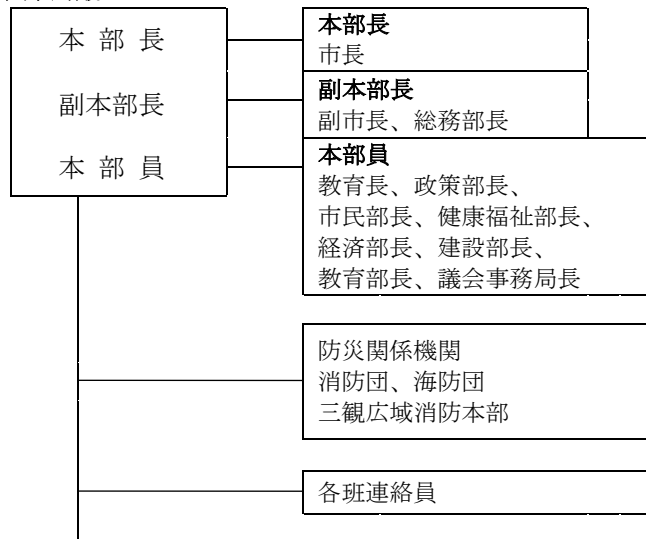
イ 本部員は、教育長、政策部長、市民部長、健康福祉部長、経済部長、建設部長、教育部長、議会事務局長をもって充てる。

(4) 本部会議

- ア 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じて本部会議を招集する。
- イ 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- ウ 本部会議には、必要に応じて、防災関係機関の出席を求めることができる。
- エ 本部会議の主要な協議事項は次のとおりとする。
 - ・本部の動員配備体制に関すること。
 - ・重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
 - ・各部各班に対する災害対策の指示等に関すること。
 - ・香川県、他市町及び防災関係機関への応援要請に関すること。
 - ・その他重要な災害対策に関すること。

4 災害対策本部の組織図

本部会議



部名	班名	課名
政策部	動員班	企画課
	情報班	
	動員班	ふるさと活力創 生課
	広報班	秘書課
総務部	総務調整班	危機管理課
	情報班	
	避難所班	総務課
	応援班	税務課
市民部	地域支援班	地域支援課
	市民班	市民課
	生活環境班	生活環境課
	応援班	
	応援班	人権課
	支所班	大野原支所
		豊浜支所
		伊吹支所
健康 福祉部	福祉班	社会福祉課
	高齢介護班	高齢介護課
	支援班	子育て支援課
		こども未来課
	健康増進班	健康増進課
経済部	農林水産班	農林水産課
	応援班	地籍調査課
	商工観光班	商工観光課
建設部	建設班	建設課
	都市整備班	都市整備課

部名	班名	課名
建設部	下水道班	下水道課
会計 管理者	応援班	会計課
教育部	総務班	教育総務課
	学校教育班	学校教育課
	応援班	
	文化振興班	文化振興課
	応援班	
	図書館班	図書館
	応援班	
	市民スポーツ班	市民スポーツ課
	応援班	
	学校給食班	学校給食課
その他 事務局	議会事務局班	議会事務局
	応援班	
	応援班	選挙管理委員会事務局
	応援班	監査委員事務局
	応援班	農業委員会事務局

5 災害対策本部の解散基準

本部長は、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。

災害対策本部解散通知については、第5-2の設置通知に準じて処理する。

第4 災害対策本部の設置準備

次の手順により、災害対策本部の設置準備を行う。

- 1 庁舎の被害状況（建物、室内、電気、通信機器等）の把握、火気・危険物の点検実施
（通信機器⇒香川県防災情報システム、防災行政無線、電話、FAX）
- 2 来庁者、庁舎内にいる市民及び職員等の安全を確認し、来庁者を避難所等安全な場所へ誘導
- 3 停電の場合、自家用発電機による通信機器、本部室等最低限の機能確保を実施
故障等で確保できないときには、修理業者へ連絡
- 4 本部長の判断により、本庁舎に災害対策本部が設置できない場合は、中央図書館又は保健センターに設置
- 5 本部室にテレビ、ラジオを準備し、報道機関からの情報確保の体制整備
- 6 本部室に市内の地図、広域地図、災害状況掲示板等を準備
- 7 応急対策に従事する者の食料の調達及び宿泊場所の確保を実施

第5 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の組織編制

（1）本部長（市長）

本部長は、災害対策本部を総括する。

（2）副本部長（副市長、総務部長）

副本部長は、本部長を補佐する。

（3）本部会議

応急対策等、的確迅速な防災活動を実施するに当たっての基本方針を協議し、早急に実施すべき事項等を決定する対策本部会議を設置する。本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、本部長が統轄する。その庶務は総務調整班（危機管理課）が担当する。

2 災害対策本部設置通知

災害対策本部を設置したときは、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、香川県、防災関係機関、近隣市町等にその旨を通知するものとする。

3 災害対策本部の実施する事務

- （1）気象情報、災害情報の収集及び伝達に関すること。
- （2）災害救助に関すること。
- （3）災害時の衛生対策に関すること。
- （4）災害応急復旧に関すること。
- （5）水防その他緊急措置に関すること。

- (6) 災害時の教育対策に関すること。
- (7) 災害時の輸送対策に関すること。
- (8) その他災害予防及び災害応急対策に関すること。

第 6 現地災害対策本部の設置

特に激甚な地震災害が発生した地区がある場合、支所の管轄区域を単位として必要に応じて現地災害対策本部を設置し、集中的な応急対策活動を行う。設置の判断及び職員の配備については、本部長が決定する。

第 7 地域ごとの各組織との連携

- 1 災害発生初期における被害状況の把握、連絡及び救出
- 2 火災発生時における初期消火活動
- 3 避難指示・緊急安全確保等による避難の際の避難誘導、避難者確認
- 4 避難行動要支援者の保護、安全確保及び生活支援
- 5 避難所の運営
- 6 その他必要な活動

第 8 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、それぞれの責務を遂行するため、あらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部等の防災組織を設置し、災害応急対策を行うものとする。

また、市や香川県から資料や情報の提供、意見の表明、災害対策本部会議への出席等を求められた場合は、協力する。

[参考資料]

- 3－ 1 観音寺市災害対策（水防）本部組織図
- 3－ 5 観音寺市災害対策（水防）本部設置通知の方法

第2節 職員の動員配備計画

主な実施担当課：総務部危機管理課

第1 主旨

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、災害の種別と状況に応じて、職員の配備体制及び動員体制をとることを定める。

第2 災害種別の配備基準

市内に地震災害、津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、配置を決定する。

配備区分	地震災害の発生時	
第1次配備 準備体制	第1次配備の基準 (1) 市域で震度4の地震が発生したとき。 (2) 市域又は香川県内に津波注意報が発表されたとき。	
	本 庁	支 所
	①本部長（市長）が指示する。 ②総務部長を事務総括として、以下の職員の配備を行う。ただし、必要に応じ、配備の体制を変更する。 ・危機管理課の職員 ・企画課の職員 ・ふるさと活力創生課の職員 ・秘書課の職員 ・総務課の職員 ・農林水産課の職員 ・建設課の職員 ・都市整備課の職員	①本部長（市長）が指示する。 ②支所長を事務総括として、総務部長と連絡、協議の上、以下の職員の配備を行う。 ・支所の職員
第1次配備	災害の状況に応じて災害対策本部を設置 本部会議開催の後、本部長（市長）が指示する。 ・各課の動員計画の1班の職員 ・支所の1班の職員 ・本庁からの動員は、応援班の1班の職員をもって充てる。	
第2次配備	第2次配備の基準 (1) 市域で震度5弱以上の地震が発生したとき。 (2) 市域又は香川県内に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。	
	本 庁	支 所
	・全職員の配備 ・[災害対策本部の設置] ※勤務時間外の場合は、自主登庁	・全職員の配備 ・[災害対策本部の設置] ※勤務時間外の場合は、自主登庁

- (注) 1 第1次配備のうち本庁②項については、原則配備とし、必要に応じて配備職員を決める。
- 2 第2次配備において、原則全職員を参集し、その後は、必要に応じて配備体制の変更を行う。

第 3 動員体制

災害対策本部の動員体制を示す。なお、部門別の各班体制は、「参考資料 3－4 観音寺市災害対策（水防）本部動員体制」を参照すること。

1 災害対策本部の動員体制基準

区 分	体 制 及 び 内 容
本 部 長 (本部統括責任者)	市長
副 本 部 長	副市長、総務部長
本 部 員	教育長、政策部長、市民部長、健康福祉部長、経済部長、建設部長、教育部長、議会事務局長
防災関係機関	三観広域消防本部、消防団、海防団
総 括 担 当	危機管理課
参 集 場 所	本庁舎

2 運用における留意点

- (1) 本庁以外の施設勤務者は待機配置と同時にそれぞれの勤務場所において情報収集、伝達と警備に当たること。
- (2) 応援班以外の他班への応援協力については、本部長からの指示伝達による。
- (3) 本部長は、災害の状況及び災害応急対策の推移により、大野原地区及び豊浜地区での対策活動の必要が生じたときは、各対策班に所属する職員を可能な限り支所に応援させるものとし、支所班長は支所において動員可能職員数を把握しておくこと。
また、本部長は、支所において動員可能職員数が不足している場合は、他班から可能な限り応援させる。
- (4) 災害対策本部設置後における防災関係の呼称電話は個人の「名指し」はせず、全て対策本部と呼称すること。
(例「〇〇から対策本部」「はい対策本部です」)

第 4 職員の服務

1 全ての職員は、災害対策本部が設置された場合は次の事項を遵守する。

- (1) 常に災害に関する情報、本部等の指示に注意すること。
- (2) 不急の行事、会議、出張等中止すること。
- (3) 正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまで退庁しないこと。
- (4) 勤務場所を離れる場合には、上司と連絡をとり常に所在を明らかにすること。
- (5) 自らの言動で市民に不安、誤解を与えないように留意すること。

2 勤務時間外参集時には、次の事項を遵守する。

- (1) 職員は、定められた災害時における自主参集基準、配備体制及び自己の任務を十分習熟しておくこと。
- (2) 職員は、作業しやすい服装で参集すること。
- (3) 参集途上において、災害発生の現場を発見した場合には、直ちに本部及び最寄りの支所に連絡すること。

- (4) 参集途上においては、被害状況等をできる限り把握し、登庁した後直ちにその内容を本部に報告すること。
- (5) 支所へは、あらかじめ定められた職員が参集することとするが、あらかじめ定められた場所への参集が困難な場合は、近くの庁舎へ参集し、各場所において、初動活動の支援を実施し、本部からの指示により、各自の配備場所へ移動すること。

第5 動員配備の伝達

1 勤務時間内

勤務時間内において、配備に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危機管理課が庁内放送等の手段を用いて動員の体制区分を連絡する。なお、庁内放送が利用できない場合は、危機管理課員の使送により各本部員へ連絡する。

2 休日又は退庁後等勤務時間外

勤務時間外において、動員体制をとる場合は、課別動員体制に基づき職員へ電話、電子メール等で指示を行う。

なお、職員は通信手段が途絶された場合でも、甚大な被害（第2次配備相当）を覚知した際には自主的に参集する。

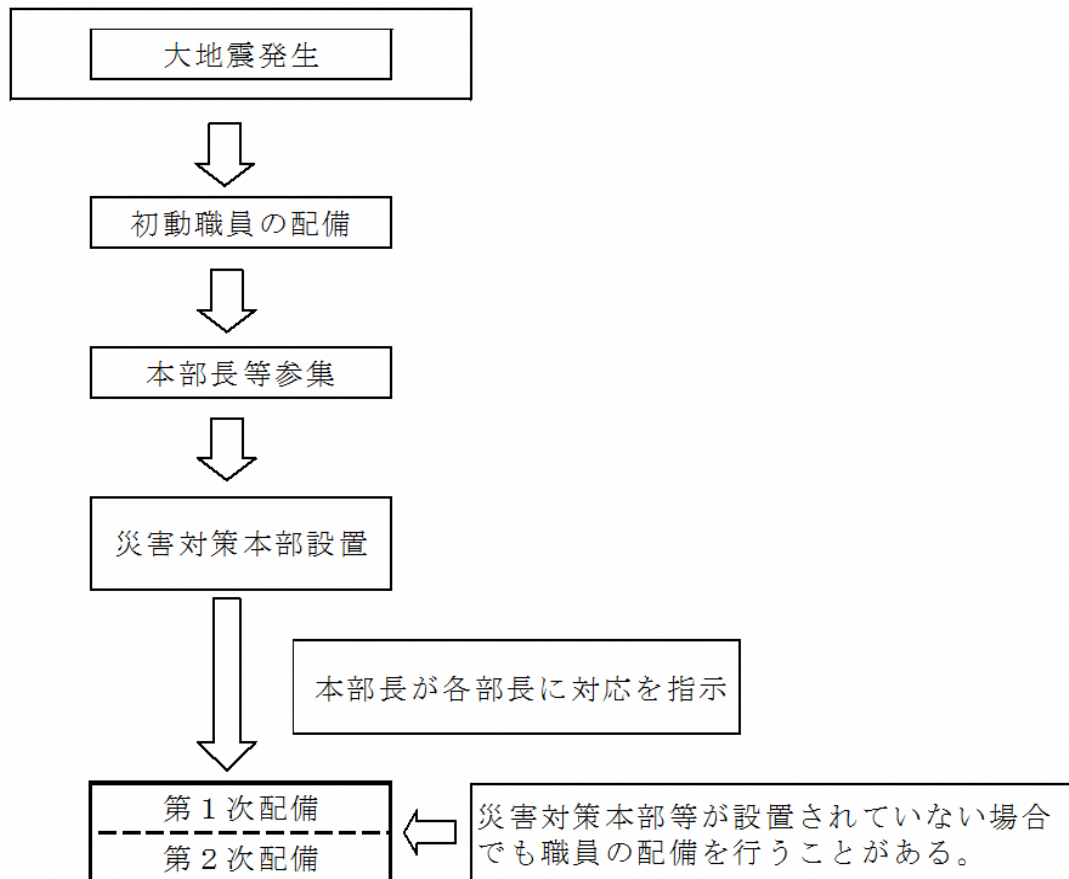
【勤務時間内及び勤務時間外の災害発生時の対応】

	対応の内容
勤務時間内の対応	本部長（市長）の指示に従う。
勤務時間外の対応	(1) 自分と家族の命の安全を確保すること。 (2) テレビ、ラジオ等で津波に関する情報を収集すること。 (3) 配備基準（登庁基準）に従って、自主的に登庁すること。 (4) 自宅周辺の被害が大きい場合 自分の住む地域の被害状況によっては、地域での救援活動が優先されることがある。その場合には、所属長に連絡をとった上で、地域での救援活動に参加すること。

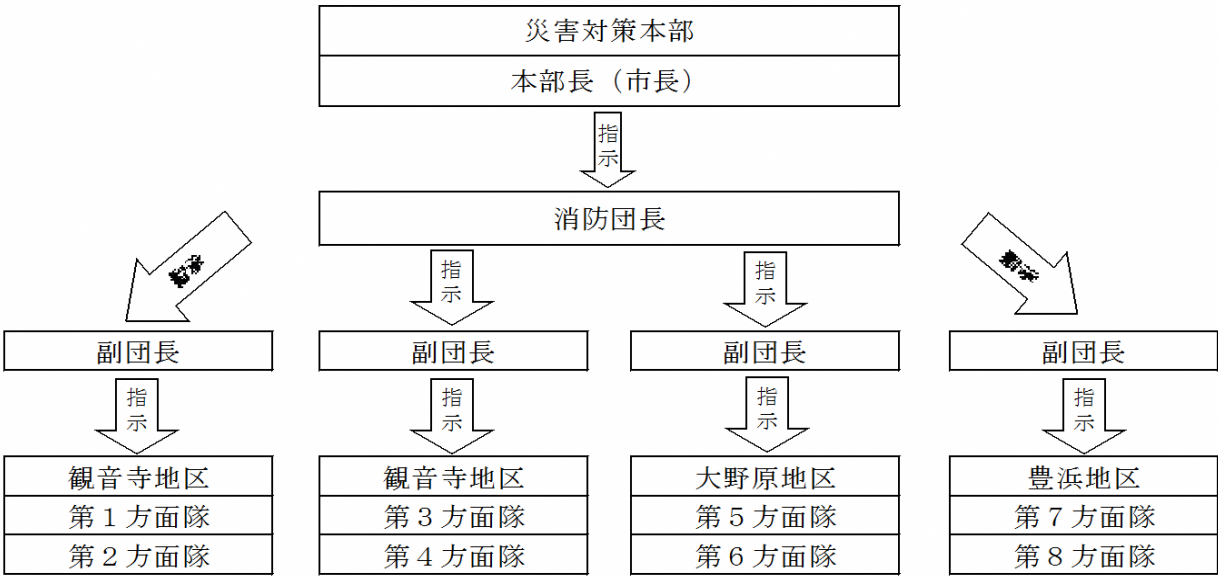
[参考資料]

- 1－ 6 観音寺市防災会議条例
- 1－ 7 観音寺市災害対策本部条例
- 3－ 1 観音寺市災害対策（水防）本部組織図
- 3－ 2 観音寺市災害対策（水防）本部事務局各班の組織及び分掌事務
- 3－ 3 観音寺市災害対策（水防）本部各部各班の組織及び分掌事務
- 3－ 4 観音寺市災害対策（水防）本部動員体制
- 3－ 5 観音寺市災害対策（水防）本部設置通知の方法

第6 初動体制フロー図



第 7 消防団との連携体制



(注) 大野原地区及び豊浜地区については、緊急時等状況に応じて支所長が本部長 (市長) の代理として、消防団に災害対策等の指示を行うこととなる。
(支所長は、速やかに本部長 (市長) に事後報告すること。)

第3節 広域的応援計画

主な実施担当課：香川県、総務部危機管理課、三観広域消防本部

第1 主旨

この計画では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において本市だけでの災害応急活動の実施が困難なときは、香川県、指定地方行政機関及び他の市町等と協力して防災活動の万全を期するため、相互応援等の協力体制を確立することを定める。

第2 応援協力要請実施者

本部長は、災害の種別により、必要と認める関係機関等へ応援要請する。なお、本部長が不在の場合は、副本部長がその職務を代理する。

※本部長、副本部長ともに不在の場合は、総務部危機管理課において、職務権限規定に基づいた職員がその職務を代理する。

第3 市の応援要請

1 他市町に対する応援要請

市は、市内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町に対して応援（職員派遣を含む。）を要請する。応援を求められた市町は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に係るような災害発生直後の緊急性の高い災害応急対策については、正当な理由がない限り、応援を行う。

2 香川県に対する応援要請

- (1) 市は、市内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、香川県に対し応援（職員派遣を含む。）を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
- (2) 市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、香川県に対して、他の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。
- (3) 市は、香川県内全市町間の応援協定に基づき、個別の市町に応援を要請するいとまがないときは、香川県に対して、他の市町への応援の要請を依頼することができる。

3 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

4 民間団体等に対する要請

市は、市内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

第4 他市町消防機関への応援要請

三観広域消防本部の消防力では対処できない場合は、消防相互応援協定に基づき協定締結市町に応援を要請する。

第 5 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、「消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。）第 44 条」に基づき行う。

1 香川県に対する応援要請

市は、災害規模及び災害を考慮して、本市を管轄する三観広域消防本部の消防力及び香川県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、香川県に対して応援要請を行うものとする。

なお、香川県に連絡をとることができない場合は、消防庁に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を香川県に対して報告するものとする。

2 被害状況の報告

被災市町は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに、次に掲げる事項について、香川県に対して報告するものとし、報告を受けた香川県は、速やかに、その旨を消防庁に対して報告するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- (3) 緊急消防援助隊の任務
- (4) その他必要な情報

【消防庁連絡先】

区分	広域応援室（平日 9:30～18:15）	宿直室（左記以外）
	上段：電話 下段：FAX	上段：電話 下段：FAX
NTT回線	03-5253-7527	03-5253-7777
	03-5253-7537	03-5253-7553

第 6 香川県等への応援要請

本部長は、香川県等に応援を求める必要があると認める場合は、次の事項を文書でもって明確に伝えて要請する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等によるものとするが、事後文書を提出する。

1 香川県への応援要請又は災害応急対策実施の要請

- (1) 災害の状況及び応援の理由
- (2) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (3) 必要な人員数
- (4) 応援を必要とする活動内容
- (5) 応援を必要とする場所
- (6) その他必要な事項

2 指定地方行政機関等の応援の斡旋を香川県に求める場合

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を希望する機関名
- (3) 応援を必要とする場所

- (4) 応援を必要とする活動内容
- (5) その他必要な事項

3 指定地方行政機関等の職員派遣の斡旋を香川県に求める場合

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他条件
- (5) その他職員の斡旋について必要な事項

4 他市町に応援を求める場合

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を必要とする活動の具体的内容
- (3) 応援を必要とする人員数
- (4) 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量
- (5) その他必要な事項

第7 応援受入体制の整備

本部長は、香川県、指定地方行政機関、その他市町等に応援を求め、派遣が決定した場合、応援の内容、人員、到着時刻、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できるよう受入体制を整備する。

特に、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時離着陸場を準備するとともに、「広域航空応援受援マニュアル」に基づき、受入体制を整備する。

第8 各関係機関等との協力

災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備する。

また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

なお、指定公共機関等が協力した場合の経費の負担については、その都度あるいは事前に相互に協議し定める。

第9 緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等の要請

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市は四国地方整備局香川等が派遣するリエゾンや県出先機関の各事務所長や首長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実

施するために必要な事務

[参考資料]

- 2－ 1 三豊地区広域市町村圏振興事務組合消防本部と1市9町消防団との協定
- 2－ 2 広域消防相互応援協定書
- 2－ 3 香川県消防相互応援協定
- 2－ 4 香川県防災ヘリコプター応援協定
- 2－13 災害時相互応援に関する協定書（三好市、四国中央市）
- 2－19 災害時の相互応援に関する協定書（県内8市9町）
- 2－26 災害時の相互応援に関する協定書（滋賀県草津市）
- 18－ 4 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧
- 21－ 1 広域航空応援受援マニュアル
- 21－ 2 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場
- 22－ 4 防災関係機関連絡先一覧

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

主な実施担当課：香川県、総務部危機管理課、陸上自衛隊第14旅団

第1 主旨

この計画では、市が応急対策を実施するに当たり、市の組織等を総動員しても対策の実施が不可能又は困難であり、自衛隊の部隊組織による活動が必要若しくは効果的であると認めた場合、香川県知事に対して自衛隊の派遣を要請することを定める。

第2 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書」に基づき行う。

- 1 災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとは判断される場合は、市は香川県に対して、香川県は第14旅団に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。また、災害派遣要請の可能性が高いときは、必要に応じて、第14旅団に連絡員の派遣を求める。
- 2 市は、災害派遣を必要とする場合には、下記の事項を記載した文書を香川県に提出し、災害派遣要請を行うよう求める。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

なお、通信の途絶等により香川県への要求ができない場合には、直接第14旅団に通知することができるものとし、この場合、市は速やかにその旨を香川県に通知する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

【陸上自衛隊第14旅団連絡先】

第3部 (NTT)		第3部 (防災行政無線)	
TEL 0877-62-2311	FAX 0877-62-2311 (内線切替)	TEL 466-502	FAX 466-581

第3 自衛隊の自主派遣

災害が突発的で、その救援が特に急を要し、香川県等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

- 1 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- 2 災害に際し、香川県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、市、警察等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- 3 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合

- 4 その他災害に際し、上記1から3に準じ、特に緊急を要し、香川県等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

上記の場合においても、できる限り早急に香川県等に連絡し密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣のあとに、香川県等からの要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

第4 受入体制の整備

本部長は、自衛隊に対し作業を要請するに当たっては、次のことに留意するとともに、香川県と協議の上、あらかじめ計画をたて、活動の円滑化を図る。

- 1 派遣部隊との連絡員を指名する。
- 2 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう必要な資機材を準備する。
- 3 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- 4 集結地（宿泊施設、駐車場等を含む。）、臨時離着陸場等必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所（室）を確保する。

第5 災害派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、市、香川県及び防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行う。

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

緊急安全確保等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して搜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

5 消火活動

大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行う。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。（ただし、放置すれば、人命、財産に係わると考えられる場合）

7 応急医療、救護及び防疫

被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）

8 通信支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行う。

9 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。

10 炊飯及び給水

被災者に対して、炊飯及び給水を行う。

11 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

12 危険物の保安及び除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

13 その他

その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行う。

第 6 災害派遣部隊の撤収要請

本部長は、香川県及び派遣部隊等と協議の上、派遣の必要がなくなったと認めた場合、香川県知事を通じて第 14 旅団に対し、派遣部隊の撤収を要請する。

第 7 災害派遣部隊の経費負担

市は、原則として自衛隊が救援活動に要した経費を負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

なお、疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議する。

- 1 救援活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- 2 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- 4 救援活動の実施に際し生じた損害の補償
- 5 香川県等が管理する有料道路の通行料

第5節 津波情報等伝達計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、高松地方気象台

第1 主旨

市の沿岸地域に津波の来襲するおそれがある場合、津波警報等、津波に関する情報を一刻も早く市民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達等について定める。

第2 津波警報等、津波に関する情報

1 大津波警報、津波警報、津波注意報

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

高松地方気象台は、津波による災害の発生が予想される場合に、気象庁本庁及び大阪管区気象台が発表する大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を関係機関に通知する。

津波警報等の発表は、地震が発生した場合に地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求めることにより、地震が発生してから約3分を目標に、全国の沿岸を66に区分した津波予報区ごとに行われる。なお、香川県沿岸は、全域が1つの予報区に設定され、予報区名称は「香川県」となっている。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常の5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度の良い地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。。

また、特別警報の創設により、高いところで3メートルを超える津波が予想される場合、特別警報として周知・広報する。

【津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	10 m < 高さ	10 m 超	巨大	陸域に津波が、及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5 m < 高さ ≤ 10 m	10 m		
		3 m < 高さ ≤ 5 m	5 m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m 以下の場合	1 m < 高さ ≤ 3 m	3 m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2 m ≤ 高さ ≤ 1 m	1 m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(注) 1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。

このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波警報等の留意事項等

ア 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

イ 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合もある。

ウ 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

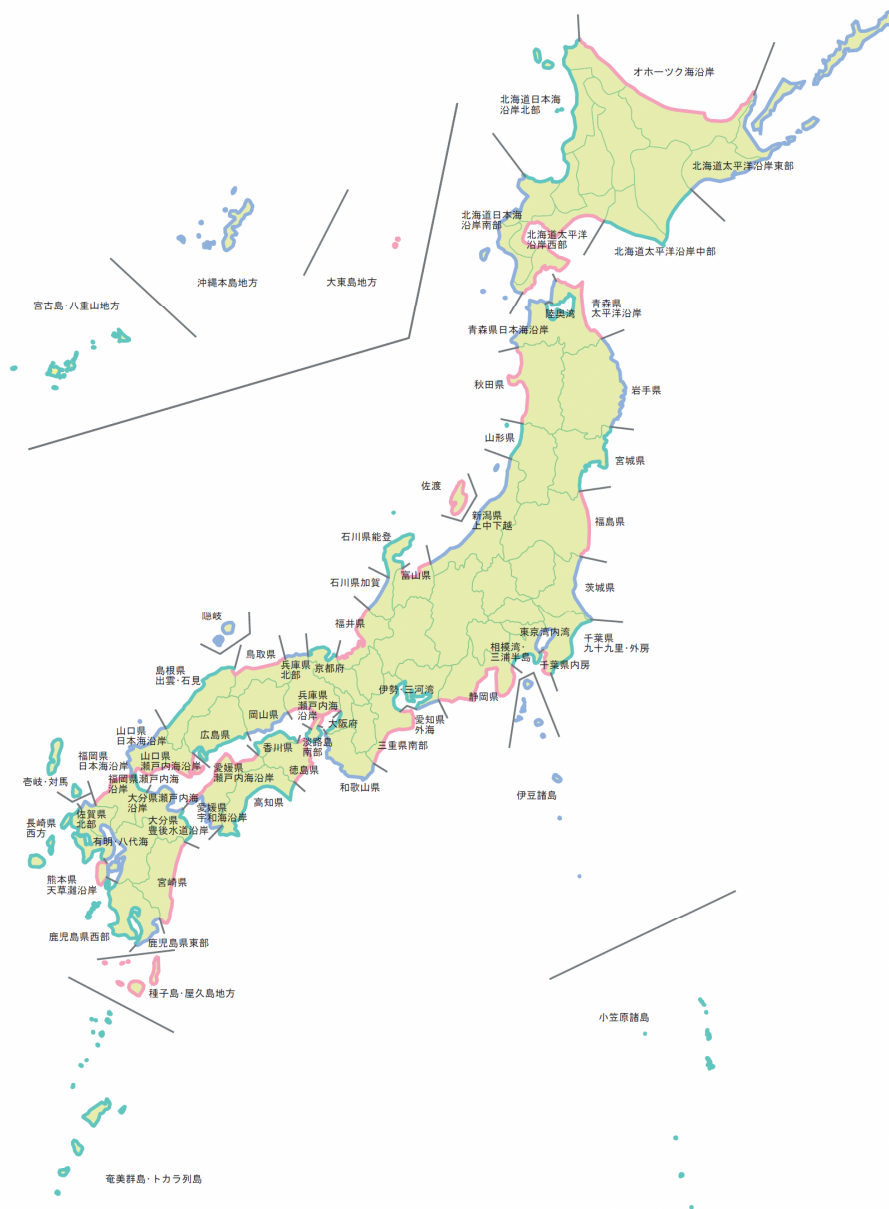
2 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

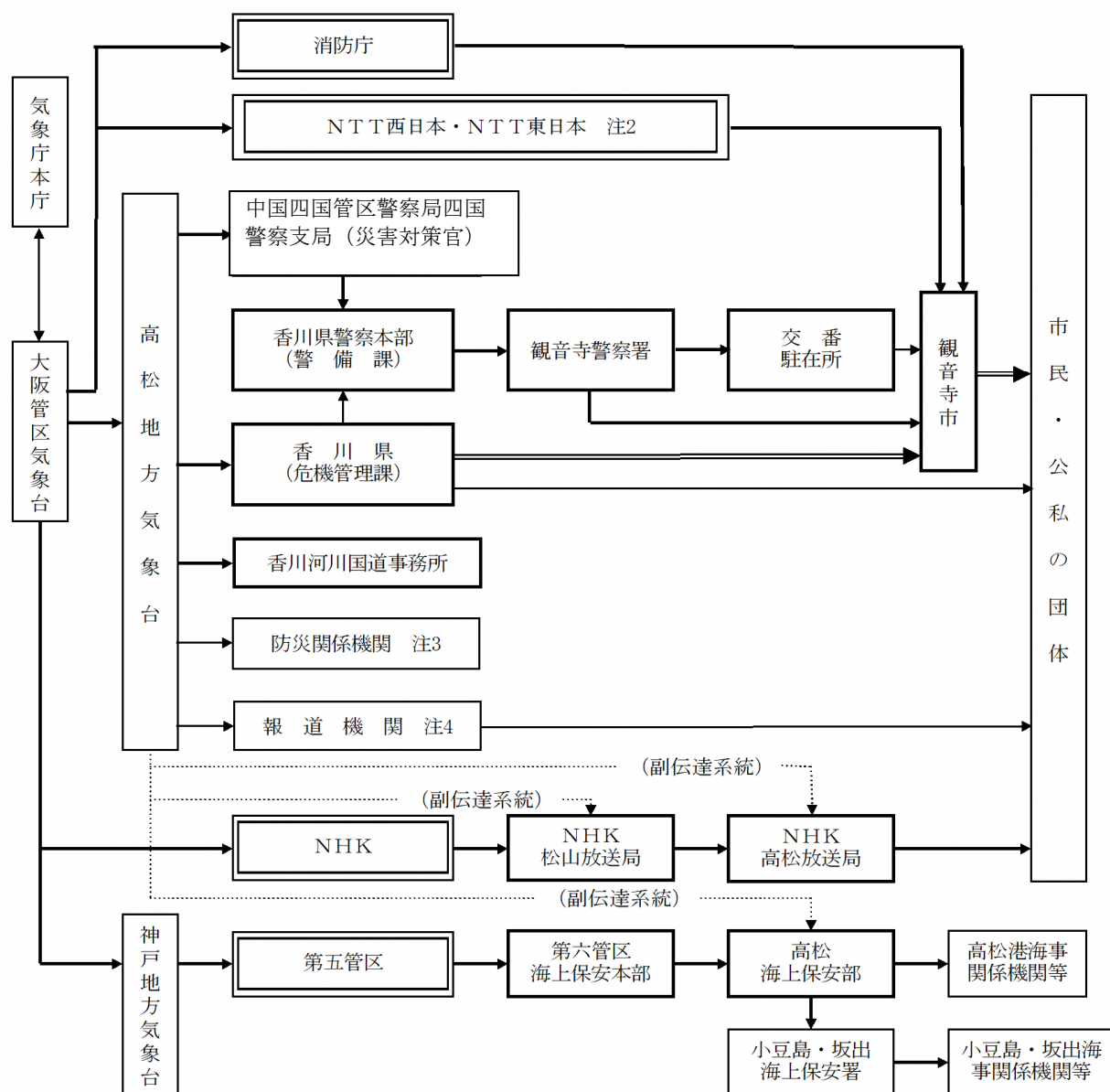
【津波予報の発表基準と発表内容】

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては留意が必要である旨を発表

【津波予報区】



【津波警報・注意報の伝達系統図】



- (注) 1 太線は、法令（気象業務法等）に規定される伝達経路を示す。
 2 NTT西日本・NTT東日本へは、警報の発表及び解除だけを通知する。
 3 防災関係機関とは、高松港湾・空港整備事務所、四国運輸局、陸上自衛隊第14旅団、四国旅客鉄道(株)、四国電力送配電(株)である。
 4 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。
 5 は、伝達中枢である。

3 津波に関する情報

高松地方気象台は、気象庁本庁及び大阪管区気象台が発表する津波に関する情報を関係機関に通知する。また、公衆の利便をさらに増進させるため必要があると認めた場合は、自官署で収集した資料及び状況を付加して発表することがある。

(1) 発表基準

- ア 香川県に津波警報・注意報が発表されたとき。
- イ その他津波に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき。

(2) 津波情報の種類と発表内容

情報の種類		発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	香川県に最も早く到達すると予想される津波の到達予定時刻及び予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は巨大地震の場合は、「巨大」「高い」の言葉で発表する。震源要素も併せて発表する。 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報」（VTSE41）に含まれる。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所における満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表する他、香川県に最も早く到達すると予想される津波の到達予想時刻も発表する。震源要素も併せて発表する。
	津波観測に関する情報	高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所に最も早く到達した津波の時刻及び到達した津波の高さ並びに津波の最大の高さ及びその観測時刻を発表する。（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する。 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表する。

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【沿岸で観測された津波の最大波の発表内容】

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を 発表中 (特別警報)	1 m 超	数値で発表
	1 m 以下	「観測中」と発表
津波警報を 発表中	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報を 発表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

【沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定（※））の発表内容】

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を 発表中 (特別警報)	3 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を 発表中	1 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を 発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(※) 沿岸から距離が 100 k m を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(3) 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。
同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

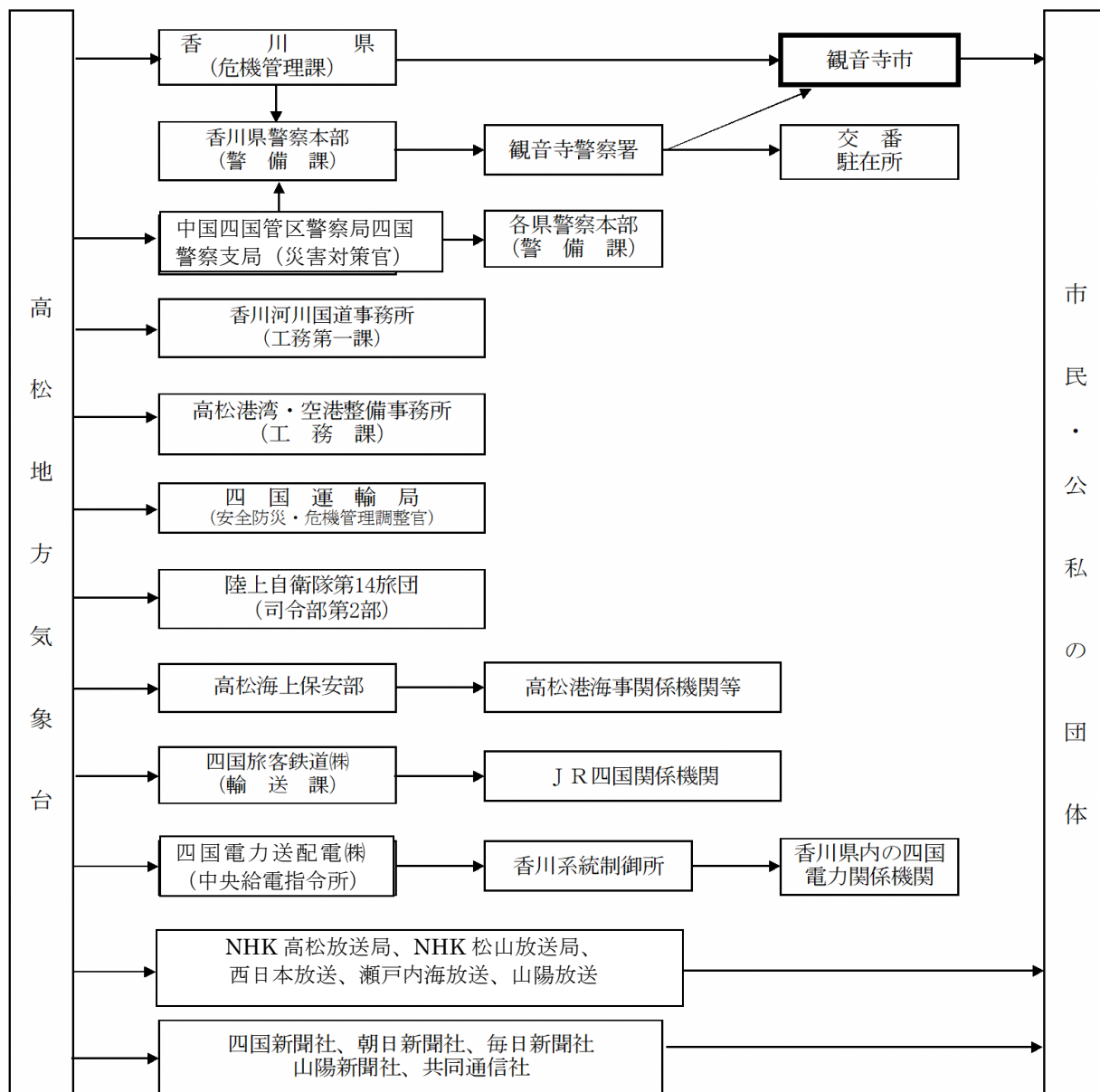
- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

【津波情報で用いる津波観測点】

名 称	所 在 地	所 属
多度津検潮所	仲多度郡多度津町	港湾局〔多度津港〕

【地震及び津波に関する情報の伝達系統図】



(4) 地震解説資料

高松地方気象台は、香川県に津波警報・注意報が発表されたとき、又は関係者の依頼があり特に必要と認められるときは、地震解説資料を作成し防災関係機関に提供する。

第 3 市民への伝達等

市は、津波警報・注意報等の通知があれば、市民等に対して、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、有線放送、C A T V、広報車等を活用し、周知するとともに、次の措置を講じる。

1 津波注意報が発表されたとき

- (1) 市民、漁業協同組合、港湾関係者等に注意報を伝達し、注意を呼びかける。また、海浜付近にいる者に対して、避難の伝達に努める。
- (2) 市は、防災無線、電話又は伝令により、港湾・漁港関係者に船舶、漁船等の固定、港外退避等の指示の伝達を行う。
- (3) 高松海上保安部は、航行中の船舶又は操業中の漁船に対して、関係の船舶無線により注意報等を伝達する。
- (4) 安全な場所から海面の監視等を行い、その結果、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市民等に対して、避難の指示等必要な対応を行う。

2 津波警報が発表されたとき

直ちに、市民、漁業協同組合、港湾関係者、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、あらゆる手段をもって、緊急に避難の指示等必要な対応を行う。

第 4 異常現象発見者の通報義務等

- 1 海面の昇降等災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市又は警察若しくは海上保安部に通報しなければならない。通報を受けた警察又は海上保安部は、その旨を速やかに市に通報する。
- 2 通報を受けた市は、その旨を速やかに香川県（危機管理総局危機管理課）、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、市民、団体等に周知するものとする。

[参考資料]

- | | | |
|-----|----|--------------------|
| 8－ | 6 | 震度観測点 |
| 8－ | 7 | 防災行政無線による気象情報等伝達系統 |
| 8－ | 8 | 津波警報受信伝達系統表 |
| 10－ | 1 | 香川県防災情報システム |
| 10－ | 10 | ケーブルテレビの現況 |

第 6 節 災害情報収集伝達計画

主な実施担当課：香川県、総務部危機管理課・税務課、建設部、経済部、市民部各支所

第 1 主旨

災害応急対策を実施する上で不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の緊密な連携のもと迅速かつ的確に収集、伝達し、情報の共有化を図る。

このため、この計画では、災害の発生に伴う被害状況等の情報について、情報の収集及び報告に関する責任者、報告の基準、方法等を定める。

第 2 情報の収集及び報告

市は、それぞれの所掌事務又は業務に関して、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急活動を実施するために必要な情報及び被害状況等を収集し速やかに関係機関に伝達を行う。

1 情報の収集・伝達

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに香川県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により香川県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する。

(1) 被害規模の早期把握のための活動

市は、地震発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

また、消防団等の巡視活動を通じ被害状況を把握するとともに、119 番通報の殺到状況等の情報を収集する。

(2) 災害発生直後の被害の第 1 次情報の収集伝達

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに香川県へ報告する。

ただし、香川県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を香川県に報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録等の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、香川県警察本部等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、119 番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び香川県に報告する。

災害発生後に孤立集落が生じた場合は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

なお、震度 4 以上を記録した場合は、被害の有無を問わず、香川県に報告する。

これら被害等の第一報は、原則として、災害等を知覚してから 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

(3) 一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

市及び防災関係機関は、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

市は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を香川県に連絡する。なお、市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、香川県は、調査のための職員の派遣、車両、資機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。

また、香川県、市及び防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

2 情報の収集方法

市は、電話、携帯電話及び各種無線設備等を活用するほか、情報連絡員を被災場所等に派遣することにより、迅速かつ的確に災害状況を把握するよう努める。

また、被災者からの相談に対応するため総合的な窓口を開設し、被災者のニーズ等を把握するよう努める。

3 被災者台帳の作成

市は、被災者の支援を総合的かつ効率的に実施するため必要と認める場合、被災者台帳を作成する。

(1) 登載する情報

登載する主な情報は次のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 住家の被害及びその他被害状況
- カ 避難行動要支援者である場合、その旨及びその該当する事由

(2) 個人情報の厳格な管理

被災者台帳には被災者についての個人情報に登載されており、管理、作成に当たっては、管理する者や利用目的の限定を図る等、「観音寺市個人情報の保護に関する条例」等の法令を遵守した管理方法を講じ、被災者のプライバシー保護に十分留意する。

(3) 被災者台帳の利用及び情報の提供

市は、次の事項に該当する場合、被災者台帳の情報を提供する。

- ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下同じ）の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- ウ 香川県及び他市町等が被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

第 3 報 告 の 基 準

香川県（香川県に報告できない場合は国）に報告すべき災害は次のとおりであり、報告に当たっては、「災害報告取扱要領」により行う。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2 市が災害対策本部を設置したもの
- 3 災害が 2 県以上にまたがるもので 1 つの府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- 4 地震が発生し、市域で震度 4 以上を記録したもの
- 5 津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 6 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 7 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 8 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 9 道路の凍結又は積雪等により、孤立地区を生じたもの
- 10 上記各基準に該当しない災害であっても、報道機関に取りあげられる等、社会的影響度が高いと認められるもの

なお、「火災・災害等即報要領」（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）に基づく災害以外の火災即報及び救急事故即報についても報告する。

第 4 報 告 責 任 者

災害に伴う被害状況の調査は災害対策の基本となるものであるから、本部長は、あらかじめ被害状況報告者を定めておく。また、本部長は集計した結果を速やかに香川県知事に報告する。

第 5 直 接 即 報 基 準 に 該 当 し た 場 合 の 報 告

即報基準に該当する火災・災害等のうち一定規模（直接即報基準）以上のものを覚知した場合、第一報を香川県だけでなく直接消防庁にも、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

1 火災等即報

- (1) 航空機火災、大型タンカー火災、トンネル内車両火災、列車火災などの火災
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- (3) 危険物等に係る事故・原子力災害 等

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者が 15 人以上発生し又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆、バスの転落、ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故等

3 武力攻撃災害即報

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、市の区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 津波及び風水害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第 6 報告の方法

市は、被害状況等を次の方法により報告する。

- 1 電話（防災電話、衛星電話）
- 2 香川県防災情報システム
- 3 通信方法が、いずれも不通の場合は通信可能な地域まで伝令により報告する等、あらゆる手段をつくして報告しなければならない。
- 4 連絡窓口

【消防庁連絡先】

区分	広域応援室（平日 9:30～18:15）	宿直室（左記以外）
	上段：電話 下段：FAX	上段：電話 下段：FAX
NTT回線	03-5253-7527	03-5253-7777
	03-5253-7537	03-5253-7553

第 7 被害の認定

市は、罹災証明発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府通知）で示された、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」や「災害に係る住家の被害認定業務実施体制の手引き」等に基づき、迅速かつ適切に実施するものとする。

1 罹災証明書の交付

市は、災害が発生し、被災者から申請があったときは、速やかに、住宅の被害その他本市の定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付するものとする。

2 実施体制の整備

市は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、県または民間の団体との連携の確保、その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

[参考資料]

- 2-18 災害時における情報交換及び支援に関する協定書
- 2-45 災害時における地図製品等の供給、利用に関する協定書
- 2-57 災害時における協力に関する協定書
- 10-1 香川県防災情報システム
- 22-1 火災・災害等即報要領
- 22-2 災害報告取扱要領
- 22-3 被害報告詳細系統図
- 22-4 防災関係機関連絡先一覧
- 22-5 災害中間報告・災害確定報告

第 7 節 通信運用計画

主な実施担当課：香川県、総務部危機管理課

第 1 主 旨

この計画では、災害時における通信連絡を迅速かつ円滑に行う必要があるため、防災関係機関が、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保することを定める。

第 2 災害時の通信連絡

市、香川県及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、香川県防災行政無線、衛星携帯電話等を利用して行う。

1 発災直後の調査点検等

市は、通信施設の調査点検を行い、障害が発生し通信不能になった施設については、直ちに復旧の措置をとる。また、商用電源が停止したときは、非常電源装置からの電力供給に切替えるとともに、燃料確保の措置をとる。

2 香川県防災情報システムの運用

市、香川県及び防災関係機関は、このシステムを利用することにより、情報伝達手段を確保するとともに、気象情報、水防情報、被害情報等の災害関連情報の共有化を図る。

3 電気通信事業者の設備の利用

(1) 災害時優先電話の利用

災害時には、一般加入電話は輻輳するので、あらかじめ N T T に申請を行い、承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

(2) 孤立防止用衛星電話の利用

災害時において、交通手段、通信手段の途絶により孤立地区の発生が予想されるため、N T T の孤立防止用衛星電話が配備されている場合は、災害時に加入電話等が使用不能になったときに、これを連絡用に活用する。

4 他の機関の専用電話の利用

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、警察電話、消防電話、航空保安電話、海上保安電話、鉄軌道電話、電気事業電話等の各機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図る。

5 非常通信の利用

通信が途絶し、通信回線を利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他の機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図る。

なお、市と香川県の通信が途絶したときは、香川県地方通信ルートにより、通信手段を確保する。

6 災害対策用無線機の利用

市は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総務省の災害対策用無線機や災害対策用衛星携帯電話の貸与制度を活用し、通信の確保を図る。

7 アマチュア無線の利用

市は、被災地、避難所等との連絡手段等として、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。

8 放送等の要請

市は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局及びインターネット附属サービス業の事業者に対して、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請し、市民等へ必要な情報を提供する。

9 市防災行政無線

市は、戸別受信機を含む防災行政無線（同報系）等を活用した市民等への情報提供を行う。

10 通信設備の優先利用等

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難のための立退きの勧告や指示、又は屋内での待機等の安全確保措置を指示する場合、電気通信設備を優先的に利用するものとする。

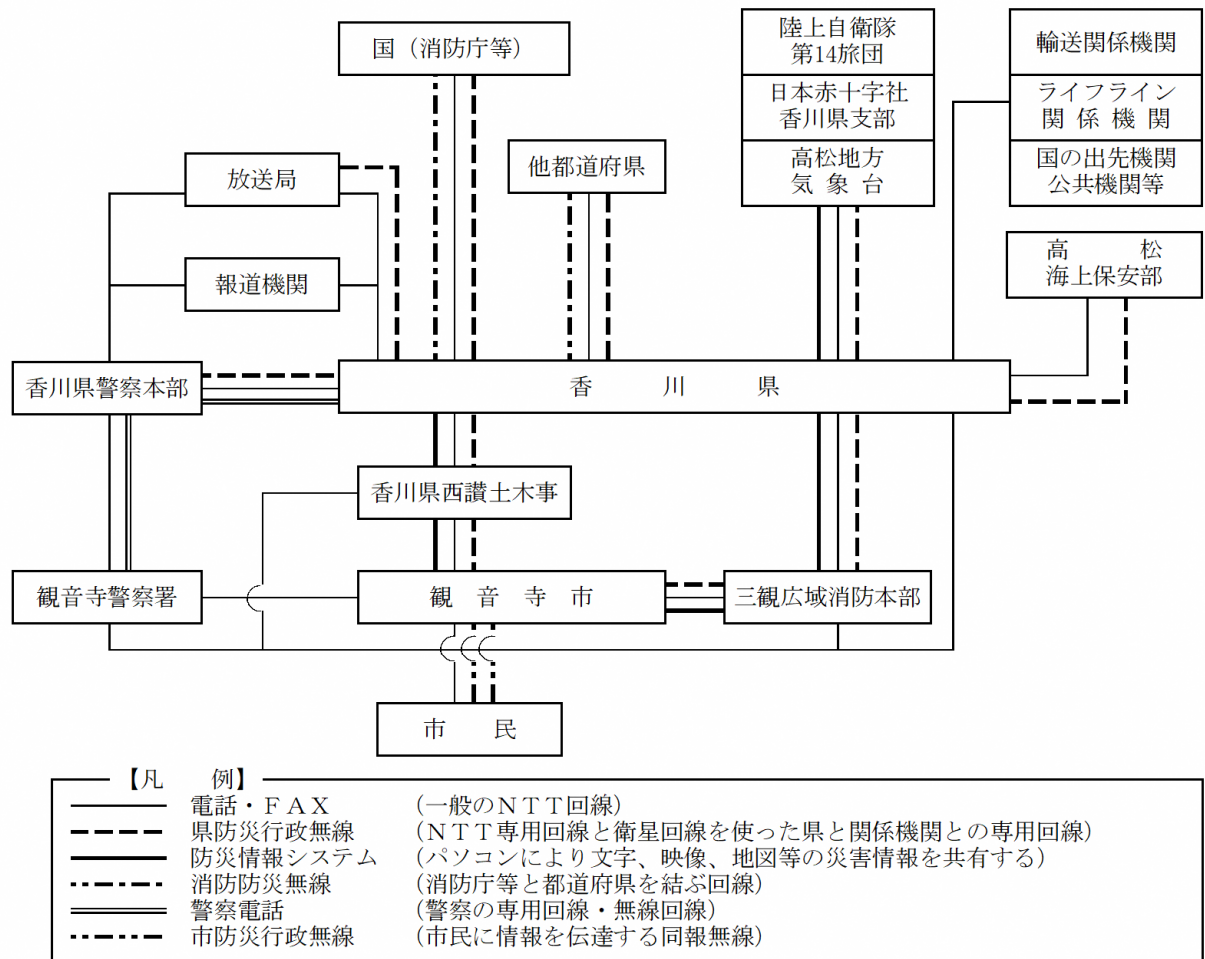
11 最新の情報通信関連技術の導入

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

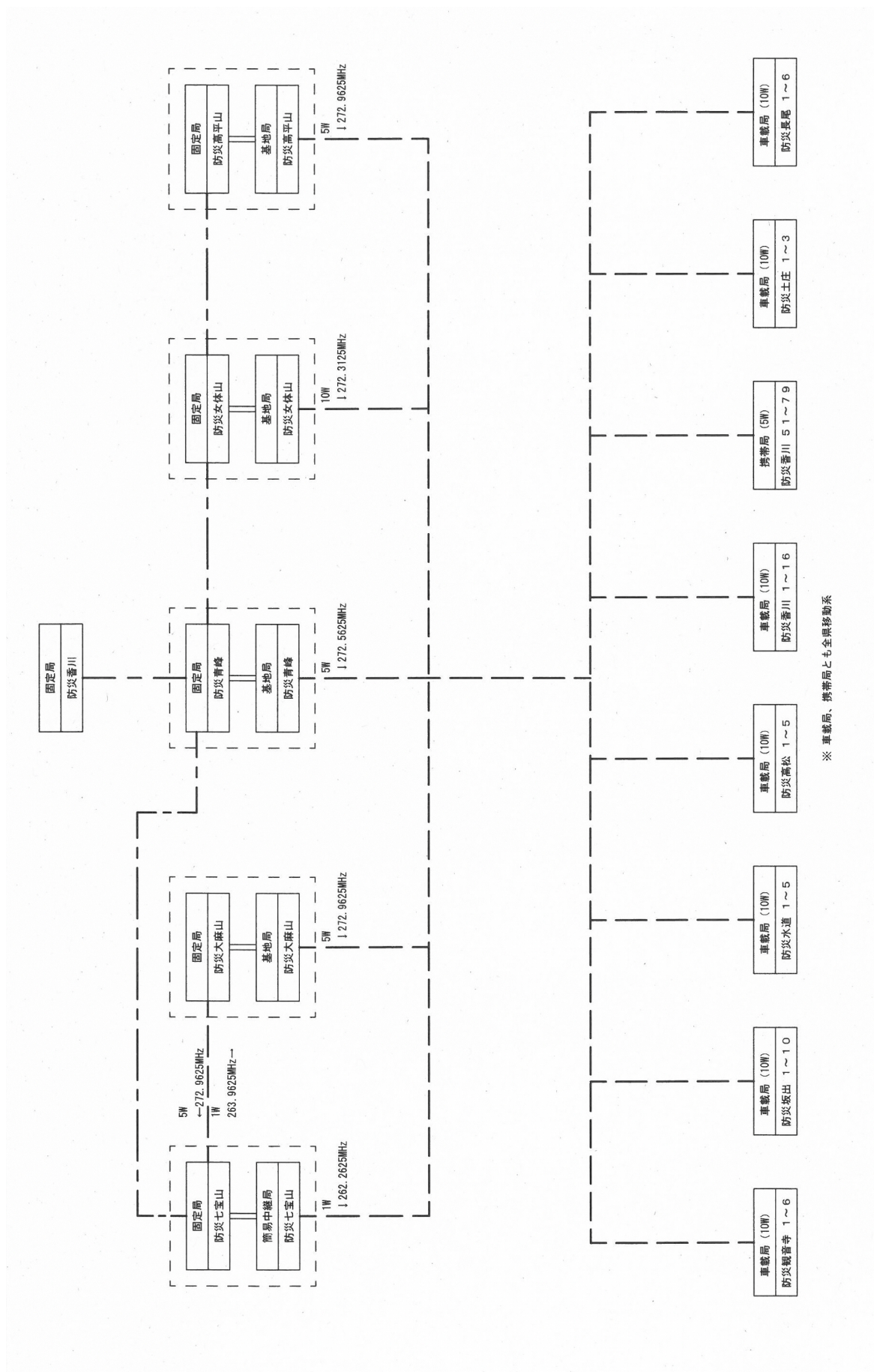
[参考資料]

- 10－ 1 香川県防災情報システム
- 10－ 2 香川県防災行政無線施設
- 10－ 3 香川県防災行政無線（陸上移動系）回線構成図
- 10－ 4 市防災無線通信施設
- 10－ 5 警察無線局（防災相互通信用無線）
- 10－ 6 香川県非常通信協議会所属無線局
- 10－ 7 災害対策用無線機無償貸与制度
- 10－ 8 災害対策用移動電源車貸与制度
- 10－ 9 通信ルート
- 10－10 ケーブルテレビの現況
- 10－11 香川県広域水道企業団水道無線局

【災害時通信連絡系統図】



【香川県防災行政無線（移動系）回線構成図】



第8節 広報活動計画

主な実施担当課：政策部企画課・秘書課、総務部危機管理課

第1 主旨

この計画では、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるために、市及び防災関係機関等は相互に協力して、市の広報車、防災行政無線等を利用するだけでなく、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得て、市民に対して被害の状況や避難に関する情報、災害応急対策等の必要な情報を迅速かつ正確に広報することを定める。

市民及び自主防災組織、事業者は、香川県、市、防災関係機関等の広報活動等による情報を収集するとともに、家族、自主防災組織構成員、従業員、来客者等に適切に情報提供を行うよう努める。

なお、広報の際は、要配慮者に対しても情報を正確に伝達できるよう配慮する。

第2 被害情報の収集及び広報機関

- 1 地域の被害状況等の収集は、情報班が行う。市民に対する広報は、広報班が他班の応援を得て担当する。
- 2 災害現地の状況は、写真等により関係課及び各支所より情報収集する。

第3 市が実施する広報活動

1 広報の方法

災害対策本部はそれぞれの情報の出所を明確にし、次のような媒体を活用して、多様な手段で市民に対して広報を行う。その際、高齢者、障がい者、在日外国人、訪日外国人等の要配慮者や在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者について十分配慮する。

- (1) 戸別受信機を含む防災行政無線（同報系）
- (2) ラジオ（AM放送、FM放送）、テレビ、新聞等報道機関
- (3) 有線放送、ケーブルテレビ放送等
- (4) 広報紙、ポスター等の配布及び掲示
- (5) インターネット（市ホームページ、ソーシャルメディアなど）の活用
- (6) 広報車
- (7) 避難所への広報担当者の派遣
- (8) 自治会、自主防災組織等を通じての連絡
- (9) 県防災情報システムによるメール配信
- (10) Lアラート（災害情報共有システム）による情報配信

2 広報の内容

市が実施する広報活動において重点をおくべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 避難指示等、避難路・避難場所・避難所の指示、避難所開設状況等
- (2) 応急救護所開設状況
- (3) 給食、給水等実施状況

- (4) 二次災害の危険性に関する情報
- (5) 災害復旧の見通し
- (6) 電気・水道等の供給状況
- (7) 一般的な住民生活に関する情報
- (8) その他必要事項

第4 防災関係機関の広報活動

1 広報の内容

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況など市民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

2 広報の方法

報道機関を通じての広報だけでなく、広報車による広報、チラシやインターネット等による広報など多様な広報媒体を利用して広報を行う。

第5 広聴活動

1 窓口の開設

市及び防災関係機関は、災害発生後速やかに、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民等からの各種問合せに対応するため総合的な窓口を開設する。

2 安否情報の提供等

市長は、被災者の安否に関する情報について照会がある場合、回答するものとする。

なお、安否情報の提供にあたっては、利用目的の限定を図る等、個人情報保護条例等の法令を遵守し、被災者等のプライバシー保護に十分留意する。

[参考資料]

- 2－34 大規模災害時における市民等の安否確認に関する申し合わせ
- 2－56 災害発生時における観音寺市と観音寺市内郵便局の協力に関する協定
- 10－10 ケーブルテレビの現況

第9節 災害救助法適用計画

主な実施担当課：健康福祉部社会福祉課、総務部危機管理課

第1 主旨

災害救助法が適用される災害が発生した場合、災害救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

第2 実施責任者

災害救助法による救助は香川県知事が行い、市長がこれを補助する。ただし、香川県において迅速かつ適切な救助が実施できないと認められる場合は、香川県の通知に基づき、市長が救助に関する事務を行う。

第3 住家被害等災害救助法適用に関する被害情報の収集

福祉班及び支所従事職員は、共同で災害救助法適用基準に基づき、住家被害等災害救助法適用に係る被災世帯の世帯数、被害状況を収集する。

第4 災害救助法適用基準

災害救助法による救助は、市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が救助を要する状態にあるとき適用するものとし、おおむね次のとおりである。

- 1 市内で、住家が滅失した世帯が、80世帯以上あるとき。
- 2 香川県内の滅失世帯数が1,000世帯以上に達した場合で、市における滅失世帯数が40世帯以上に達したとき。
- 3 香川県内の滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合で、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあったとき。
- 4 災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。
- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

第5 災害救助法適用要請と運用

1 災害救助法適用の香川県への要請

大規模な災害が発生し、市における被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の原因、災害発生時の被害状況、既にとった措置及び今後の措置等を香川県に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、市長が香川県知事に対し、災害救助法の適用要請を行う。

また、災害の事態が緊迫し、香川県知事による救助の実施を待つことができない場合は、災害救助法の規定による救助に着手する。なお、災害対策本部担当窓口は総務調整班とし、災害救助法適用後の香川県担当部局や日本赤十字社等との事務連絡等は、福祉班が行う。

2 災害救助法に基づく救助の種類等

(1) 救助の内容

災害救助法による救助の内容は、おおむね次の事項とする。

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 学用品の支給
- ク 埋葬
- ケ 死体の搜索及び処理
- コ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

(2) 救助の程度、方法及び期間

ア 一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、国の定める基準に基づく香川県の定めによる。

イ 特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、市が香川県に要請し、香川県は災害等の実情に即した救助を実施するため、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める。

第6 災害救助法による救助の対象とならない場合の措置

災害救助法による救助の対象とならない小災害においても、被災の状況により必要に応じて市長の責任において救助を実施する。

[参考資料]

- 13ー 1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第 10 節 救急救助計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、三観広域消防本部

第 1 主旨

この計画では、災害時において生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を実施することを定める。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第 2 実施責任者

- 1 被災者の救助及び捜索は、災害対策本部総務調整班が三観広域消防本部と連携・協力し、関係機関とともに実施する。なお、災害救助法が適用された場合も、香川県知事の通知を受けて市が行う。
- 2 海上における遭難者の救助（行方不明者の捜索を含む）は、市長の要請によるものも含め高松海上保安部が行う。

第 3 予想される被害・状況等

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者で、次のような状態にある者を救助する。

- 1 火災時に火中に取り残された者
- 2 津波等の災害の際に水とともに流されたり、又は孤立した地点に取り残された者
- 3 倒壊家屋の下敷きになった者
- 4 山・がけ崩れ・地すべり等により生き埋めになった者
- 5 地震により発生した大規模な爆発、交通事故による集団的大事故の発生時に救助を要する者

第 4 救助体制の確保

災害発生時における、救助体制の確保は、おおむね次の要領で行う。

- 1 災害発生後、市民及び自治会は速やかに住居周辺の倒壊家屋が生じていないか、火災が発生していないか状況調査を行う。
- 2 火災の発生が認められた場合、初期消火活動を行う。
- 3 被害の状況については、災害対策本部各班により速やかに全市の状況を把握する。
- 4 消防団は、団長の指示のもと、救助に係われる人員の把握及び救助機器の確認を行い、救助隊を結成する。
- 5 特に被害が甚大なとき及び市長が必要と認めた場合は、香川県等に対して救助の応援を要請する。

第 5 救助活動

救助活動の方法は、次の要領で行う。

- 1 災害対策本部総務調整班及び関係機関等の相互協力により、その管轄区域の救助方法決定し、各救助隊を結成し、救助活動を行う。
- 2 災害現場で活動する警察、消防、海上保安庁及び自衛隊の部隊は、必要に応じて合同指揮所を設置し、活動エリア、内容、手段又は情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

- 3 救出した負傷者は直ちに救急車等により、その症状に適合した救急病院等へ搬送する。
医療については、本章「第 11 節 医療救護計画」により適切かつ迅速な処理を行う。
- 4 各救助隊は、その目的の活動が完了した場合は、別災害地への救助体制を速やかにとる。

第 6 応援の要請

市は、単独では十分に救急救助活動ができない場合は、香川県、他の市町等に救助の実施、これに要する要員及び資機材等について応援を要請する。

第 7 市民及び自主防災組織、事業者の活動

- 1 被災地の地域住民等災害現場に居合わせた者は、救助すべきものを発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険が及ばない範囲で救助活動を行う。
- 2 災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じる。

第 8 惨事ストレス対策

- 1 市及び救急救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- 2 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

[参考資料]

- 1 3 - 1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第 1 1 節 医療救護計画

主な実施担当課：香川県、健康福祉部健康増進課、三観広域消防本部

第 1 主 旨

この計画では、災害のため医療機関が混乱し、その地域の住民が医療又は助産の途を失った場合における医療救護対策について定める。

第 2 実施責任者

被災者に対する医療及び助産は、市長が行う。市で実施困難なときは隣接市、香川県その他の医療機関の応援により行う。

なお、災害救助法が適用された場合も、香川県知事の通知を受けて市長が行う。

第 3 医療救護体制

災害発生時における医療救護は、市が実施する。

1 応急救護所の設置

市は、地域性、建物の耐震性、収容能力、機能性等を考慮して応急救護所を設置する。

【応急救護所の所在地】

種 別	名 称	所 在 地	連 絡 先
医 療 機 関 併設救護所	羽崎病院	観音寺市栄町 3-4-1	0875-25-3382
	松井病院	観音寺市村黒町 739	0875-23-2111
	河田医院	観音寺市茂木町 5-5-32	0875-25-3668
	小林整形外科医院	観音寺市柞田町甲 606-4	0875-25-7311
	クニタクリニック	観音寺市柞田町甲 1888-1	0875-25-1577
	香川井下病院	観音寺市大野原町花稲 818-1	0875-52-2215
	石川医院	観音寺市大野原町大野原 2111-1	0875-54-5511
避 難 所 併設救護所	観音寺中部中学校	観音寺市柞田町甲 1237	0875-25-3622
	観音寺市立体育館	観音寺市池之尻町 1071	0875-27-7100
	大野原会館	観音寺市大野原町中姫 1247-1	0875-54-5660
	豊浜総合体育館（すぽっシュ）	観音寺市豊浜町和田浜 784-1	0875-56-3366

2 医療救護班の編成

市は、被害状況に応じ、地域の救護状況の把握に努めるとともに、三豊・観音寺市医師会等との連携により、必要な医療救護班を編成し確保する。

健康増進班は、三豊・観音寺市医師会等の協力を得て以下の体制の医療救護班を編成する。なお、三豊・観音寺市医師会等は、状況により自らの判断で医療救護班を編成し派遣できる。

- (1) 救護班を編成する。救護班には、医師、看護師を含む。
- (2) 救護班は 2 班を基準とするが、災害の状況に応じ増設する。

また、市は、単独では十分に医療救護活動ができない場合、香川県及び他市町などに災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の派遣等について支援を要請する。

3 活動内容

- (1) トリアージ
- (2) 重症患者及び中等症患者に対する応急処置と軽症者の処置
- (3) 救護病院等への患者搬送の支援
- (4) 助産活動
- (5) 死亡の確認及び死体の検案
- (6) 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告
- (7) その他必要な業務

4 後方医療体制

市は、あらかじめ定めた救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。救護病院は、次の活動を行う。

- (1) 重傷患者の収容と処置及び中等傷患者の処置
- (2) 助産活動
- (3) 死体の検案
- (4) 医療救護活動の記録及び災害対策本部への措置状況等の報告

番号	施設名	病床数	班数	所在地	電話番号
1	三豊総合病院 ★☆	462	5	観音寺市豊浜町姫浜 708	0875-52-3366
2	松井病院	253	1	観音寺市村黒町 739	0875-23-2111
3	香川井下病院	243	1	観音寺市大野原町花稲 818-1	0875-52-2215

- (注) 1 ★は、DMAT指定病院
2 DMAT指定病院の班数は、「医師・看護師・業務調整員」で1班
3 ☆は、災害拠点病院
4 広域救護班の班数は、原則として「医師1名・看護師3名・補助者2名」の編成数

第4 応急医療需要の把握

地震災害発生時における活動内容は、次のとおりである。

- 1 在宅の要援護者について、適切な避難の実施及び避難を行った場所の把握を行う。場合により、医療機関、福祉施設への搬送が必要となることも考慮する。
- 2 医療を必要とする状態にある住民の人数、負傷状況等を把握する。
- 3 市内の医療機関の被害状況について把握する。
- 4 応急医療活動方針の決定を行い、早急に活動を行う。

第5 負傷者の搬送

重傷患者の後方医療機関（必要に応じて香川県外の医療機関）への搬送は、原則として三観広域消防本部が救急車で行うものとするが、救急車が確保できない場合又は緊急を要する場合等は、次により搬送するものとする。

- 1 市が確保した車両により搬送する。
- 2 香川県に対し、防災ヘリコプターによる搬送を要請する。
- 3 自衛隊に対し、ヘリコプター等による搬送を要請する。
- 4 高松海上保安部に対し、巡視船艇、ヘリコプターによる搬送を要請する。

- 5 船舶等を借り上げ、海上搬送する。

第6 医薬品及び救護資機材の確保・調達

1 医薬品等の確保

市は、応急救護所等から医薬品等の供給要請があったときは、災害時用備蓄医薬品や応急救護所として指定した各医療機関の備蓄等を活用し、不足する場合は、市内医療品取扱業者から調達すると同時に、香川県に供給を要請して確保する。

2 輸血用血液の確保

輸血用血液の確保については、香川県赤十字血液センターから迅速に必要な量の供給を受ける。

なお、医療機関への血液の輸送は、原則として香川県赤十字血液センターの車両によるものとする。

第7 医療機関

1 市内の医療機関

市内の医療関係機関については、「参考資料 1 1－4 救急病院一覧」を参照のこと

2 人工透析可能な医療機関の確保

市又は市内医療機関は、倒壊家屋の下敷きが原因の挫滅症候群による急性腎不全を発病する患者に対応するため、人工透析液、透析用の水についても考慮する。また、市内で透析の治療を行うことができない場合は、適切な後方医療を考慮する。

3 非常用通信手段の確保

市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

[参考資料]

- 2－4 0 災害時における医療救護活動に関する協定書
- 2－4 1 災害時における医療救護活動に関する協定書
- 2－4 2 災害時における医療救護活動に関する協定書
- 2－4 3 災害時における医療救護活動に関する協定書
- 1 1－ 1 香川県医療救護計画
- 1 1－ 2 災害時の連絡調整体制
- 1 1－ 4 救急病院一覧
- 1 1－ 5 医療機関一覧
- 1 1－ 6 標準備蓄医薬品等一覧
- 1 1－ 7 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図
- 1 1－ 8 災害時の血液の確保系統図
- 1 1－ 9 在宅医療用資機材の取扱業者及び品目一覧
- 1 1－1 0 西讃地域災害医療対策会議の活動体制
- 1 3－ 1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第 1 2 節 消防活動計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、三観広域消防本部、消防団

第 1 主 旨

この計画では、地震発生時において、同時多発的に発生する火災から、市民の生命、身体及び財産を守るために、出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に行うことを定める。

第 2 実施責任者

- 1 火災が発生した場合の消防活動は、三観広域消防本部及び消防団が連携して行う。
- 2 市長は、市内に特殊火災等が発生し、必要と認めるときは香川県を通じ自衛隊の出動を要請する。

第 3 消防活動体制

- 1 区域内において特に火災の発生しやすい地域及び消火、人命救助に困難な地域又は火災発生の際、延焼の危険性が多い地域について、予見し得る火災発生の状況を想定し、三観広域消防本部とあらかじめ協議しておく。
- 2 火災気象通報の発表について、香川県から通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に対する注意等を市民に周知する。
- 3 市及び三観広域消防本部は、延焼火災の状況、消防ポンプ自動車等通行可能道路の状況、消防水利に関する情報等を収集するとともに、防災関係機関等と密接な連絡を取りながら次の事項に留意し消防活動を行う。
 - (1) 延焼火災が多発し、かつ拡大した場合は、避難場所及び避難路の確保をする消防活動を優先する。
 - (2) 重要かつ危険度の高い地域を優先して、消防活動を行う。
 - (3) 多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
 - (4) 危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地への延焼を防止する消防活動を行う。
 - (5) 消防活動に際しては、三観広域消防職員及び消防団員の安全確保に十分配慮する。
- 4 三観広域消防本部の消防力では対処できない場合は、消防相互応援協定に基づき、協定締結市町に応援を要請する。さらに、これらの消防力をもってしても対処できない場合は、香川県に応援を要請する。

第 4 市民等の活動

- 1 市民、事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、使用中のガス器具、石油ストーブ等の火気を直ちに遮断するなど出火防止に努める。
- 2 市民、自主防災組織、自衛消防組織等は、出火したときは協力して初期消火を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。
- 3 火災発生の危険性がある工場等で整備されている自衛消防組織の機能強化を図り、火災発生時の初期消火に対応する。

第 5 火災警報等の取扱い

火災警報等は、一般対策編第 3 章第 5 節「気象情報等伝達計画」に示された要領により発する。

第 6 惨事ストレス対策

- 1 市及び救急救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- 2 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

[参考資料]

- 2－ 1 三豊地区広域市町村圏振興事務組合消防本部と 1 市 9 町消防団との協定
- 2－ 2 広域消防相互応援協定書
- 2－ 3 香川県消防相互応援協定
- 2－ 6 8 火災情報の伝達に関する協定書
- 2－ 6 9 観音寺市防災行政無線の管理運営に関する協定書
- 9－ 9 消防団活動・安全管理マニュアルー震災対応時ー

第 1 3 節 緊急輸送計画

主な実施担当課：香川県、市民部地域支援課・市民課、 健康福祉部子育て支援課、総務部危機管理課

第 1 主旨

この計画では、災害時において救助、救急、医療活動を迅速に行うため、また被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するため、緊急輸送道路を確保し、緊急輸送活動を行う方法等について定める。

なお、国又は県が市に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等に係る供給については、市からの要請に基づく「プル型」を原則とするが、発災直後は、被災市からの要請を待たずに、物資を緊急輸送する「プッシュ型」による供給を行うものとする。

第 2 実施責任者

緊急輸送は、その応急対策を実施する機関が行う。また、災害対策本部における輸送車両の確保は一括して市民班が担当する。ただし、車両等が不足する場合は、香川県知事等に支援を求める。

第 3 緊急輸送の種別

緊急輸送は次のうち最も適当な方法で行う。

- 1 貨物自動車、乗合自動車等の自動車による輸送
- 2 鉄道等による輸送
- 3 船舶、舟艇による輸送
- 4 航空機による輸送
- 5 人力等による輸送

第 4 輸送の対象

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

1 第 1 段階

- (1) 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
- (3) 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
- (4) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員及び物資等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

2 第 2 段階

- (1) 上記 1 の続行
- (2) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (3) 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

3 第3段階

- (1) 上記2の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員、物資
- (3) 生活必需品

第5 輸送車両等の確保

市は、自ら保有し、又は調達できる車両、船舶等を利用し緊急輸送を実施する。

1 確保順位

自動車等の確保、借上げは、おおむね次の順位による。

- (1) 市所有の車両
- (2) 他の公共団体の車両
- (3) 事業者等所有の車両
- (4) その他車両

2 輸送の実施

自動車等の輸送力を必要とするときは、市民班に次の条件を明示して行う。また、市民班は、配車計画により、車両の管理を行う。

- (1) 輸送区間又は借上期間
- (2) 輸送量、又は車両の台数
- (3) 集合の場所及び日時
- (4) その他の条件

第6 緊急輸送道路の確保

- 1 市は、香川県及び防災関係機関の協力を得て、主要な道路、港湾等の被害状況、復旧見込み等、必要な情報を把握する。
- 2 道路管理者等は、選定された緊急輸送道路の交通確保に努めるとともに、輸送確保路線について、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を行う。
- 3 市民は、災害時にはできるかぎり車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。

第7 緊急輸送拠点等の確保

市は、緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ指定する二次（地域）物資拠点を開設し、被災地の周辺に、警察等と協議の上、物資の集積、選別、配送等を行う輸送拠点を確保するとともに、その周知徹底を図る。

また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、臨時ヘリポートも確保する。

[参考資料]

- 1 6 - 1 香川県指定緊急輸送路線
- 1 6 - 2 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図
- 1 6 - 5 緊急通行車両事前届出申請要領
- 1 6 - 6 緊急通行車両の標章及び確認証明書

第 1 4 節 交通確保計画

主な実施担当課：香川県、総務部危機管理課、市民部地域支援課・市民課、建設部建設課、道路管理関係機関、観音寺警察署

第 1 主 旨

この計画では、災害時の交通を確保し、災害応急対策に従事する者、災害応急対策に必要な資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、不通箇所の通報連絡、交通規制、又は海上交通に関する措置等の対策について定める。

第 2 予想される状況

大地震等の発生に伴い、通行が困難あるいは不能の状況になるとともに、緊急輸送道路や避難路となる道路においても車両及び通行者が殺到して、交通が麻痺状態となることが予想される。

[予想される状況]

- ・ 路面に亀裂や欠落、盛上り、段差又は路面への崩壊
- ・ 電線等の垂れ下がり
- ・ 街路樹、電柱、建築物、看板等沿道施設物の倒壊
- ・ 水没、火災や地下埋設物の破損
- ・ 橋梁、トンネルの損壊 等

第 3 実施責任者

道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合又は道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合には、市道にあっては交通規制をし、市道以外の場合には、関係管理者と密接な連絡をとり交通規制を要請する。

区分	実 施 者	範 囲
交 通 規 制	道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合 (道路法第 46 条)
	警察 (公安委員会) (警察署長) (警察官)	1 災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送等を確保するため必要があると認められる場合 (災害対策基本法第 76 条)
		2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合 3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合 (道路交通法第 4 条～ 6 条)
措 置 命 令	災害派遣を命ぜられた 自衛官・消防吏員	警察官がその場にいないときで、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合（当該措置をとった場合には、所轄の警察署長に報告しなければならない。）

第4 実施要領

1 情報収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制の基本方針

(1) 警察

災害が発生した場合、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施する。（風水害の発生のおそれの場合も交通規制を行う場合はある。）

(2) 道路管理者等

道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

(3) 被災地域での交通規制

ア 被災地域での一般車両の走行は、原則として禁止する。

イ 被災地域への一般車両の流入は、原則として禁止する。

ウ 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。

エ 避難路及び緊急輸送道路については、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても、必要な交通規制を行う。

オ 高速道路については、被災地域を中心に広域的に通行禁止とし、緊急輸送道路としての活用を図るため、一般車両の流入を禁止又は制限する。

3 被災地域における交通処理

(1) 警察は、効果的な交通規制を行うため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを利用する。

(2) 警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導を行う。

(3) 警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対して車両の移動等の措置命令を行う。

(4) 自動車を用いて避難する者が予想されるので、自動車による避難の自粛を求める。

(5) 警察は、交通規制に当たっては、道路管理者等、市、県の防災担当部局等と相互に密接な連携を図る。また、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

(6) 香川県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

4 交通規制及び道路交通情報の周知

交通規制が実施された場合、次の手段により危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

- (1) 適当な分岐点、迂回路線に指導標識板を設置するとともに、速やかに広報車、報道等による広報活動を通じて周知徹底を図る。
- (2) 不通箇所、迂回路、復旧見込み等道路交通情報についても、広報車、チラシ、立看板等による伝達等及び報道機関を通じて周知徹底を図る。

5 規制の標識等

規制を行ったとき、その実施者は(1)による標識をたてる。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは(2)の方法により、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとる。

(1) 規制標識

法によって規制したときは、法施行規則様式に定めるところにより、措置する。

(2) 規制条件の標示

道路標識に次の事項を明示する。

- ア 禁止制限の対象
- イ 規制する区間
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由

(3) 迂回路の標示

規制を行ったときは、適切な迂回路を設定し必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。

第5 報告等

各機関は、報告通知等に当たって次の事項を明示して行う。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路の管理者に通知する時間がなかったときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。

- 1 禁止制限の種別と対象
- 2 規制する区間
- 3 規制する期間
- 4 規制する理由
- 5 迂回路の道路状況、幅員、橋梁等の状況

第6 道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省又は農林水産省等に報告するほか、道路啓開等(雪害においては除雪を含む。)を行い、道路機能の確保に努める。

- 1 路上の障害物の除去(火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。)について、道路管理者等、警察、消防及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。
- 2 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

- 3 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努める。

第 7 緊急通行車両の確認申請

1 通行の禁止又は制限と通行車両の確認手続

災害対策基本法第 76 条に基づき、香川県公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 33 条の規定に基づく香川県知事又は香川県公安委員会が行う緊急通行車両の確認手続は、香川県危機管理総局危機管理課又は香川県警察本部及び観音寺警察署において実施する。

2 緊急通行車両の事前届出

香川県公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付する。

市においても必要な市有車両については事前に香川県公安委員会に届出を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けておく。

第 8 道路の応急復旧

- 1 道路管理者は、災害応急対策に要する輸送が円滑に実施し得るよう、被害を受けた道路を速やかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告又は通報する。
- 2 道路管理者は、その管理に属する道路が災害により不通となり、応急対策実施上、重要かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者の応援協力、又は必要により香川県知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼する。

第 9 車両の運転者のとるべき措置

- 1 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を当該道路の区間以外の場所に移動する。
- 2 区域に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所に移動する。
- 3 速やかな移動が困難な場合、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。
- 4 通行禁止区域において、警察官等から車両の移動等の指示を受けた場合、その指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

第 10 海上交通の確保

1 情報収集

市は、香川県、高松海上保安部等防災関係機関の協力を得て、港湾等の被害情報、航路等の異常の有無など海上交通の確保に必要な情報の収集を行う。

2 海上の障害物除去

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、香川県に報告するとともに、その障害物

の除去等に努める。

3 港湾利用調整等の管理業務

港湾管理者は、必要に応じて、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を、国土交通省に要請するものとする。

[参考資料]

- 1 6 － 5 緊急通行車両事前届出申請要領
- 1 6 － 6 緊急通行車両の標章及び確認証明書

第 1 5 節 避難計画

主な実施担当課：香川県、総務部危機管理課、三観広域消防本部

第 1 主 旨

この計画は、地震災害が発生し、差し迫った危険から市民の生命を守るとともに、倒壊、焼失等により住家を失った被災者を一時的に収容するため、避難指示、緊急安全確保、避難誘導及び避難所の開設等について定める。

第 2 実施責任者及び基準

区分	実施責任者	災害の種類	実施の基準	措置
避難指示	市長 (災害対策基本法第 60 条)	災害全般 について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のための特に必要があると認めるとき。	避難のための 立退きの指示及び 立退き先の指示 (市は香川県に報告)
	知事 (災害対策基本法第 60 条)		市長が上記の事務を行うことができないとき。	
緊急安全確保	市長 (災害対策基本法第 60 条)	災害全般 について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のための特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認めるとき。	避難のための立退きの指示及び立退き先の指示 (市は香川県に報告)
	知事 (災害対策基本法第 60 条)		市長が上記の事務を行うことができないとき。	
	警察官 海上保安官 (災害対策基本法第 61 条)	災害全般 について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のための特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認める場合で、市長が指示できないと認めるとき又は市長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示及び立退き先の指示 (市に通知)
	知事、その命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第 29 条)	洪水、津波、 高潮について	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示 (水防管理者のときは、 観音寺警察署に報告)
	知事又はその命を受けた職員 (地すべり等防止法第 25 条)	地すべり について	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示 (観音寺警察署に報告)
	警察官 (警察官職務執行法第 4 条)	災害全般 について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害において、特に急を要するとき。	警告及び 避難の措置 (公安委員会に報告)
	災害派遣を命じられた部隊 等の自衛官 (自衛隊法第 94 条)	災害全般 について	上記の場合において、警察官がその場にいないとき。	警告及び 避難の措置 (防衛大臣の指定する者に報告)

※ 市長が実施責任者となる指示については、災害救助法が適用された場合も、香川県知事の通知を受けて市長が行う。

第 3 避難指示等の発令

実施責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の拡大防止等特に必要があると認められるときは避難指示等の判断・伝達マニュアルなどに基づき、危険区域の居住者等に対し、次の方法により避難の指示等を行う。

なお、避難指示等の解除に当たっては十分に安全性の確認に努めるものとする。

1 避難指示又は緊急安全確保の内容及び周知

- (1) 市は、次の事項を明らかにして、市民等に避難指示又は緊急安全確保の周知を行う。
 - ア 避難を必要とする理由
 - イ 避難の対象となる地域
 - ウ 避難先（避難場所、避難所）
 - エ 避難経路
 - オ その他必要な事項（避難に際しての注意事項、携行品など）
- (2) 市が避難の指示等を行う際は、次のような媒体等あらゆる手段を活用し、情報の伝達を図る。
 - ア 防災行政無線（戸別受信機を含む）
 - イ 有線放送、ケーブルテレビ
 - ウ 広報車
 - エ 一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）
 - オ Lアラート（災害情報共有システム） 等

また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、市民等に確実に伝わるよう周知徹底を図る。

なお、情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うものとする。

- (3) 市は、必要に応じて避難に関する放送を香川県に要請し、香川県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関にテレビ、ラジオによる放送を要請する。なお、事態が急迫している場合又は香川県への連絡が困難な場合においては、市は直接報道機関に放送要請を行うものとする。
- (4) 香川県は、災害発生により、市が事務を行うことができなくなった場合、市に代わって一斉同報機能を活用した緊急速報メール（エリアメール等）等を活用し、避難指示又は緊急安全確保等の情報を配信する。
- (5) 市は、避難指示又は緊急安全確保等の発令中は、継続的な周知を図る。
- (6) 市民は、市が避難指示又は緊急安全確保等を発したときは速やかに行動するとともに、継続的に避難情報や気象情報などの情報収集に努める。

2 市長が不在の場合の避難指示・緊急安全確保等の措置

市長が不在の場合又は災害時の通信途絶により、市長に連絡が取れない場合の避難指示・緊急安全確保等の措置の判断決定については、意思決定順位により判断を行う。

第4 警戒区域の設定

市長は、災害の発生により市民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限、禁止し、又は退去を命ずる。

市長及びその職務を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官又は海上保安官は、市長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

また、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長又は市長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、市長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

警戒区域の設定を行った者は、避難指示・緊急安全確保と同様に、市民への周知及び関係機関への連絡を行う。

【警戒区域の設定の権限区分表】

区分	実施者	設定権	目的
災害対策基本法 第 63 条第 1 項	市長	災害時の一般的な 警戒区域設定権	市民等の生命・身体等の保護を目的とする
災害対策基本法 第 73 条第 1 項	香川県知事（市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。）		
災害対策基本法 第 63 条第 2 項	警察官（市長若しくはその委任を受けて職権を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。）		
災害対策基本法 第 63 条第 3 項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官（市長若しくはその委任を受けてその職権を行う職員がいない場合に限る。）		
水防法 第 21 条第 1 項	消防団長、消防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所での警戒区域の設定権	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図ることを主目的とする
水防法 第 21 条第 2 項	警察官（水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。）		
消防法 第 28 条第 1 項	消防職員又は消防団員	火災の現場及び水災を除くほかの災害の現場における警戒区域の設定権	
消防法 第 28 条第 2 項	警察官（消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。）		

第 5 避難者の誘導

1 住民の避難誘導

市は、警察、三観広域消防本部等防災関係機関の協力を得て、避難対象地区の住民等に逃げ遅れがないよう、自主防災組織等の単位ごとに避難誘導を実施するものとする。特に、高齢者、障がい者、病人、乳幼児その他の要配慮者に対する支援や外国人、出張者、旅行者に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施するものとする。

また、避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な路線を選定する。

なお、市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

2 誘導員の安全確保

市職員、三観広域消防職員、消防団員、海防団員等防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図る。

また、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。

第 6 避難方法

市民は、次の事項に留意して避難を行うものとする。

- 1 津波が予想されるときは、一刻も早く、高台等へ避難する。
- 2 地震の二次災害で火災が発生したときは、風向、風速、木造住宅の密集状況等から判断して、より安全な避難経路、避難場所へ避難する。
- 3 高齢者、障がい者、乳幼児その他の避難行動要支援者の安否確認、移動補助等を行いながら、できるだけ自治会、町内会単位の集団で避難する。
- 4 避難は、原則として徒歩で行うものとする。自動車は、道路混雑の原因ともなるので利用しない。また、自転車等も道路の損壊等により危険があるので、できるだけ利用しない。

第 7 避難所の開設

市は、地震が発生した場合は、必要に応じて、避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

また、地震により現に被害を受け、又は受けるおそれがあるもので、避難しなければならない者を一時的に収容するため、安全かつ適切な避難所を選定し、避難所を開設する。また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

市民は、地震により発生する断続的な強い揺れによる家屋等の倒壊等から、自身の安全を確保するため、断続的な強い揺れが沈静化するまでは、安易に家屋等に戻らず、津波による浸水想定区域外に開設されている指定避難所等で、避難を継続するよう努める。

なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、次の事項に十分に配慮するとともに、適切に対応する。

1 避難所等の基準

- (1) 学校、公民館等市施設を原則とする。
- (2) トイレ、水道設備があること。
- (3) 救援物資輸送等に必要な空地があること。
- (4) 周辺に木造建築物が密集していないこと。
- (5) 浸水及び津波等の被害のおそれがないこと。

2 施設の緊急点検・巡視の実施

市は、地震が発生した場合は、必要に応じて、避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

3 被災動物への対応

被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを避難所の建物の外に確保するよう努める。

4 避難所を開設する施設等

避難所は、学校、公民館その他公共施設等の既存の建物を応急的に整備して使用する。ただし、これら適当な施設が確保できない場合には、仮設物等を設置する。

なお、学校を避難所として使用する場合には、避難所としての機能は応急的なものであることを認識し、代替施設の確保に努めるなどにより、できる限り早期に閉鎖するなどして、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化を図る。

5 要配慮者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

6 避難所開設の報告・周知

市は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知するとともに、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

また、直ちに、開設の日時、場所及び期間、収容人員等を香川県知事及び関係機関に報告する。

7 孤立地等の避難所

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

第 8 避難所の運営

市は、関係機関、自主防災組織、災害ボランティア、住民及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、避難所を運営するものとする。その際には、あらかじめ、避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて行う。また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練などを通じ、住民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

1 避難者名簿の作成

市は、避難者の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障がい者等に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、民生委員・児童委員、福祉事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について市に提供する。

2 避難所の設備・備品の確保

避難所においては、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設トイレ等必要な設備・備品を確保する。

3 生活支援に関する情報の提供等

避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

なお、避難所では情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に提供するよう努めるものとする。

4 生活環境等への配慮

避難所の運営に当たっては、照明、換気、食事供与の状況、仮設トイレの設置状況等の生活環境や各種情報の伝達に留意する。

5 避難の長期化への対応

避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図るものとする。

6 男女のニーズの違い・性的少数者への対応

市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い、性的少数者の視点に配慮するよう努める。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭、性的少数者のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

また、指定避難所における性的少数者への配慮を講ずるよう努めるものとする。

7 市職員等の派遣

避難所には、必要に応じて、運営を行うために市職員を配置する。

また、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、避難所での生活が長期にわたる場合は、感染症予防対策に努める。さらに、避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、警察官の配置を要請する。

8 要配慮者への配慮

市は、要配慮者に配慮した避難所の施設・設備の整備に努める。

避難所では、要配慮者の心身の健康状態に十分配慮し、必要に応じて保健師等による巡回健康相談、社会福祉施設等への緊急入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施する。

避難の長期化等には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者の生活環境等の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分に配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図るとともに、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け仮設住宅の設置等に努める。

9 避難所運営の支援

市は、避難所の運営に係る役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練などを通じ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

10 専門家等との情報交換

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との情報交換に努める。

第9 避難所外避難者等への配慮

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を含む避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、防災行政無線等を活用した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保を図られるよう努めるものとする。

香川県は、市が行う避難所外避難者の状況調査に協力するものとする。また、市からの要請に基づき、関係機関に支援を要請するものとする。

第10 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災住民の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災区域外への

広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、香川県内の他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては香川県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

第 1 1 津波避難における周知事項

市は、次の項目について市民にあらかじめ十分周知を図る。

- 1 想定される危険（津波・浸水等）の範囲
- 2 避難場所（高台等）・津波避難ビル
- 3 避難場所（高台等）・津波避難ビルに至る路線
- 4 避難指示等の伝達方法
- 5 避難所等にある設備、物資等及び避難所等において行われる救護の措置等
- 6 その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、特出品、服装、車の使用禁止等）

[参考資料]

- 2－ 5 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書
- 2－ 6 災害時における応急対応業務の実施に関する協定書
- 2－ 7 災害時における避難所に関する協定書
- 2－ 9 災害時における避難所に関する協定書
- 2－10 災害時における避難所に関する協定書
- 2－21 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書
- 2－25 津波緊急避難における高速道路敷地の一時使用に関する協定書
- 2－27 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書
- 2－28 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2－29 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2－30 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2－31 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2－32 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2－36 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書
- 2－46 災害時における避難所に関する協定書
- 2－47 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書
- 2－48 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書
- 2－49 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書
- 2－50 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書
- 2－51 津波時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書
- 2－53 津波時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書
- 2－55 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書
- 2－58 災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書
- 2－59 災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書
- 2－71 災害時における量の提供等に関する協定書
- 13－ 1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間
- 17－ 1 避難情報等発令の状況とタイミング
- 17－ 2 避難指示等の発令基準
- 17－ 3 避難指示等の例文
- 17－ 4 用語の解説
- 18－ 1 避難施設
- 18－ 2 公園・緑地一覧表
- 18－ 3 津波避難ビル等一覧

第 1 6 節 食料供給計画

主な実施担当課：市民部地域支援課・市民課、教育部学校給食課

第 1 主 旨

災害時において、被災者及び災害応急対策に従事している者等の食生活を確保するため、応急的に炊き出し等による食料の供給を行う。

第 2 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する応急食料及び副食調味料の供給並びに炊き出し等は、市長が実施する。ただし、災害救助法の適用を受けたときは、香川県知事の通知を受けて市長が行う。災害対策本部において直接実施することが困難な場合は、香川県若しくは隣接市町の応援を求めて実施する。

第 3 食料需要の把握

次の応急食料の実施対象者を参考に、避難者数、調理不能者（電気、水道供給停止等による）数、防災要員数等を早期に把握する。この場合、ミルクを必要とする乳児の数、食物アレルギー等に配慮を要する要配慮者の数についても把握する。

■対象者

- 1 災害救助法が適用された場合に、炊き出しその他による食品の給与を受ける者
 - (1) 避難所に避難している者
 - (2) 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者
 - (3) 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪者
- 2 災害救助法が適用されない場合の被災者
- 3 災害応急対策に従事する者

第 4 食料供給能力の把握

1 食料供給関係施設の被害状況の把握

食料供給設備を有する施設について、炊き出し可能かどうか把握する。

2 公的備蓄・業者調達可能量の把握

公的備蓄量及び小売業者又は卸売業者が保有している量を把握する。

第 5 食料の応急供給

供給する食品等は以下のとおりとする。

- 1 精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン等の主食のほか、必要に応じて、缶詰、漬物等の副食も供給する。
- 2 食品は、被災者等が直ちに食することができる状態にある物を供給する。
- 3 乳児に対しては、原則として粉ミルクを供給する。
- 4 飲料水（ペットボトル等）を供給する。

第 6 食料の調達

市は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、香川県に対して調達又は斡旋を要請する。また、市は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保する。

第 7 配給活動の実施

1 食料の調達

(1) 乾パン

炊き出しに至るまでの応急用として、備蓄のもので対応を行う。

(2) 米穀及び副食等

小規模の災害については、小売業者又は卸売業者の保有分により調達する。災害救助法適用の場合で、災害の状況により業者の保有のみでは供給が困難であるときは、香川県知事から農林水産省に対し供給を要請する。

副食、調味料については、必要に応じて市内業者から調達する。ただし、市において副食、調味料の調達が不可能又は困難なときは、香川県知事にその斡旋を依頼する。

2 食料等の配給

(1) 避難者への食料等の配給は、主に支援班が行う。なお、事態がある程度落ち着いた段階では、配給対象者を避難所収容者に限定し、食料需要の明確化を図る。

(2) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、車中泊避難者等に対しても供給されるよう努めるものとする。

3 炊き出しの実施

(1) 市は、避難所又はその付近の適当な場所において、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、迅速、公平に炊き出し及び食料の配分を行う。

(2) 市は、炊き出しの実施が困難な場合は、香川県に対して支援を要請する。

[参考資料]

- 2－1 2 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書
- 2－1 5 災害時における救援物資提供に関する協定書
- 2－1 6 災害時における救援物資提供に関する協定書
- 2－2 0 災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書
- 2－2 2 災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書
- 2－3 3 非常災害時の炊き出しに関する協定書
- 2－3 5 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書
- 2－3 7 災害時における物資供給に関する協定書
- 2－3 8 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書
- 2－4 4 災害時の協力に関する協定書
- 2－5 2 災害時における米穀の確保と供給等に関する協定書
- 2－6 1 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 2－6 2 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 2－6 3 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 2－6 4 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 2－6 5 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 2－6 6 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 2－6 7 災害時における乾麺等の供給に関する協定書
- 1 4－ 1 災害対策用物資の備蓄状況
- 1 4－ 2 生活必需物資等の調達方法
- 1 4－ 3 緊急物資の備蓄マニュアル
- 1 4－ 4 民間物資拠点一覧

第 1 7 節 給水計画

主な実施担当課：香川県広域水道企業団

第 1 主 旨

この計画では、災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を確保することができない者に対する飲料水及び生活用水の応急給水について定める。

第 2 実施責任者

- 1 飲料水供給の直接の実施は香川県広域水道企業団企業長が行う。なお、災害救助法が適用された場合も、香川県知事の通知を受けて香川県広域水道企業団企業長が行う。
- 2 香川県広域水道企業団において実施が不可能又は困難な場合は、香川県広域水道企業団企業長は次の事項を明示して（公社）日本水道協会香川県支部又は香川県に応援等を要請する。香川県は、必要に応じて、他の県や自衛隊に応援給水を要請する。
 - ① 供給人口 ② 供給水量 ③ 供給期間 ④ 供給地
 - ⑤ 給水用具（給水タンク車、タンクのみ、その他）

第 3 給水の確保等

- 1 被災地等において飲料水等が確保できない場合、被災地に近い配水池等から給水車又は容器により運搬して確保する。
- 2 飲料水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、衛生の確保に努める。

第 4 給水量の基準

- 1 飲用水については、生命維持に必要な最低限必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- 2 生活用水については、給水体制及び復旧状況等を勘案して給水量を定める。
- 3 給水量
 - （1） 第1段階（災害発生から3日目まで）
最低給水量は生命維持に必要な量として1人1日3リットルとする。
 - （2） 第2段階（災害発生から10日目まで）
飲料水、炊事用水、トイレ用水の水量として1人1日20リットルとする。
 - （3） 第3段階（災害発生から21日目まで）
飲料水、炊事用水、トイレ用水、風呂水、洗濯水の水量として1人1日100リットルとする。
 - （4） 第4段階（災害発生から28日目まで）
被災前の給水量として1人1日約250リットルとする。

第 5 給水の実施

香川県広域水道企業団は、次の給水活動を行う。

- 1 水道施設に被害がない場合は、給水先の被害状況を調査して、水道水の供給を継続する。
- 2 浄水施設や送水施設が被災した場合は、浄水場内の浄水池や配水池等において、給水車等へ飲料水等を補給する。
- 3 飲料水の確保が困難な地域に対して、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。
このとき、市は、香川県広域水道企業団の給水活動に協力するとともに、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。
- 4 市民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。また、自ら飲料水を確保する市民に対して、衛生上の注意を広報する。
- 5 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、香川県又は（公社）日本水道協会香川県支部に対して、支援を要請する。
- 6 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、車中泊避難者等に対しても供給されるよう努めるものとする。

[参考資料]

15－ 1 水道の整備状況

第 18 節 生活必需品等供給計画

主な実施担当課：健康福祉部社会福祉課・子育て支援課、経済部商工観光課

第 1 主旨

この計画では、災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、被服、寝具、日用品等生活必需品の貸与又は供給について定める。

第 2 実施責任者

被災者等に対する被服、寝具、日用品等生活必需品の貸与又は供給は、市長が行う。災害対策本部において実施困難な場合は、香川県若しくは他の機関に調達を要請する。なお、災害救助法が適用された場合も、香川県知事の通知を受けて市長が行う。

第 3 調達計画

- 1 商工観光班は、災害時に供給が必要な物資について定め、あらかじめ供給協定を締結した民間業者や市民等からの救護物資によって生活必需品等を調達する。なお、調達する物資については、物資の名称、数量、送付先等を明確にするよう努める。
- 2 市は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、必要とする生活必需品が市内で確保することができない場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、香川県若しくは他の機関等に物資の調達又は斡旋を要請する。
- 3 市は、被災地で求められる物資が、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。
- 4 市は、二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保する。

第 4 生活必需品の種類

被服、寝具、日用品等生活必需品の貸与又は供給する品目は、原則として、次の 8 種類とする。

- 1 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- 2 外衣（洋服、作業着、子ども服等）
- 3 肌着（シャツ、パンツ等の下着）
- 4 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- 5 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- 6 食器（茶碗、皿、はし等）
- 7 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）
- 8 光熱材料（マッチ、ローソク、固形燃料、プロパンガス等）

第 5 生活必需品の配分

1 対象者

- (1) 災害によって住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
- (2) 災害時の社会混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手

することができない者

2 配分の要領

- (1) 市は、配分計画を作成し、それに基づき、自主防災組織や災害ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し生活必需品等の供給を行う。なお、福祉班及び支援班は、供給を行った対象者を整理、把握するものとする。
- (2) 市は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町又は香川県に対して支援を要請する。
- (3) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、車中泊避難者等に対しても供給されるよう努めるものとする。

第6 物資輸送に要する車両、船舶等

通常の陸上輸送は、市、民間輸送業者の貨物自動車による。また、通常の海上輸送は民間船舶による。なお、緊急を要する場合の輸送については、自衛隊及び海上保安部の協力を求める。

[参考資料]

- 2-1-1 災害時における物資等の輸送に関する協定書
- 2-1-2 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書
- 2-1-5 災害時における救援物資提供に関する協定書
- 2-1-6 災害時における救援物資提供に関する協定書
- 2-2-0 災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書
- 2-2-2 災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書
- 2-3-3 非常災害時の炊き出しに関する協定書
- 2-3-5 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書
- 2-3-7 災害時における物資供給に関する協定書
- 2-3-8 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書
- 2-4-4 災害時の協力に関する協定書
- 1-4-1 災害対策物資の備蓄状況
- 1-4-2 生活必需品等の調達方法

第 19 節 防疫及び保健衛生計画

主な実施担当課：香川県、健康福祉部健康増進課

第 1 主旨

この計画では、被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するための対策について定める。

第 2 実施責任者

被災地における感染症の予防、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動は、市長が行う。災害対策本部において実施困難な場合は、香川県に応援を求めて実施する。

第 3 防疫対策

市は、感染症予防のため、防疫活動を実施する。また、特に避難所は感染症発生のリスクが高いことから、十分な対策に努める。

また、災害時に感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、発熱等症状が出た場合の対応を含め、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

1 対象

感染症対策の対象は、個人、公共施設を含む全域で、特に浸水家屋内外、便所、給水施設その他感染症発生の疑いのある箇所とする。

2 感染症対策業務の実施方法

感染症対策の活動は、次の方法により行う。

- (1) 市は、災害時においても、定期予防接種の実施継続や臨時の予防接種が的確に実施できるよう、対象者の把握、接種体制の確保、薬品・材料等の調達、実施方法の周知などに努める。
- (2) 感染症の発生予防又はまん延防止のため、必要に応じて、感染症の病原体に汚染された場所のねずみ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置等を行う。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 31 条第 2 項の規定により、生活用水の供給を行う。
- (4) 市は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき、又は防疫業務が実施できないときは、他の市町又は香川県に支援を要請する。

3 感染症対策に必要な携帯資材

防疫用薬品資材は、必要に応じ一般販売店から緊急調達する。

第 4 保健衛生対策

1 健康相談等

- (1) 市は、香川県と連携し、定期的に避難所等を巡回して、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者その他の要配慮者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び

健康相談を行う。

- (2) 市は、香川県と連携し、避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努める。

2 栄養相談等

市は、香川県及び栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、次のとおり栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。

- (1) 高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者に対する栄養指導
- (2) 在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導
- (3) 感染症や便秘などを予防するための栄養指導
- (4) 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア
- (5) その他必要な栄養相談・指導

3 精神保健相談等

市は、香川県及び医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、次の者に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療（精神療法、各種表現療法、薬物療法等）等を行う。

- (1) 精神障害あるいは精神疾患で治療を受けている者
- (2) 障がい者、難病患者、子ども、妊産婦、外国人その他の要配慮者でストレスにさらされやすい者
- (3) 被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者
- (4) ボランティアなど救護活動に従事している者
- (5) その他精神保健に関する相談等が必要とされる者

4 食品衛生対策

市は香川県及び(公社)香川県食品衛生協会等の関係機関と連携を図りながら、次の業務を行う。

- (1) 指定避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し、次の事項につき広報を行う。
 - ・ 救援食品の衛生的取扱い
 - ・ 食品の保存方法、消費期限等の遵守
 - ・ 配布された弁当等の適切な保管（通風のよい冷暗所等）と早期喫食（期限を過ぎた弁当等は速やかに廃棄）
 - ・ 手洗い、器具・容器等の消毒の励行
- (2) 食中毒が発生したときには、市は、県が編成する調査班の活動に協力する。

[参考資料]

- 1 1 - 4 救急病院一覧
- 1 1 - 1 0 西讃地域災害医療対策会議の活動体制
- 1 2 - 1 防疫活動組織計画（香川県）
- 1 2 - 2 防疫用薬剤及び資機材の確保系統図
- 1 2 - 3 栄養相談・指導活動体系図
- 1 2 - 4 精神保健活動体系図

第 20 節 廃棄物処理計画

主な実施担当課：市民部生活環境課・伊吹支所、建設部下水道課

第 1 主旨

この計画では、災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図ることについて定める。

第 2 実施責任者

被災地域におけるごみ処理、し尿くみ取り等の清掃は、市長が実施する。ただし、災害の規模が大きく災害対策本部において処理困難な場合は、可能な範囲まで処理を行うこととし、その他の処理については、香川県に事務の委託又は事務の代替執行を依頼し実施する。

第 3 処理体制

- 1 市は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について把握し、廃棄物の処理を適正に行う。
- 2 市は、一般廃棄物を直営並びに民間委託業者によって、あらかじめ定めた場所で処理するものとする。
- 3 市民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、市の廃棄物処理活動に協力するものとする。

第 4 処理方法

1 生活ごみの処理

- (1) ごみ処理施設の被害状況を把握し、応急復旧に努めるとともに、被災地における生活ごみを迅速かつ適正に処理を行う。また、住民に対して、その内容を周知し、収集及び処理を実施する。
- (2) ごみの収集は、被災地の状況を考慮し、住民生活に支障がないよう適切に行う。
- (3) 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。
併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、ごみ保管場所等の衛生状態を確保する。
- (4) 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- (5) 収集したごみは、適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。
- (6) フロン類回収の観点から、エアコン、冷蔵庫の回収・保管・処理に際しては、冷媒の漏えいに留意する。
- (7) 観音寺市における最終処分場（令和 2 年 4 月 1 日現在）は、次の 2 施設とする。
ア 大野原一般廃棄物最終処分場
イ 株式会社富士クリーン 一般廃棄物の最終処分場

【最終処分場】

令和3年4月1日現在

施設名	所在地	残容量／全体容量 (m^3)
大野原一般廃棄物 最終処分場	観音寺市 大野原町内野々乙 12-1	5,629／30,000
株式会社富士クリーン一般廃棄物 の最終処分場	綾歌郡綾川町 西分山ノ上乙 748-19 他	322,000／1,962,000

2 し尿処理

- (1) 下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握して、その応急復旧に努めるとともに、住民に対し仮設トイレの提供等必要な対策を講ずる。また、トイレ凝固剤の備蓄に努めるとともに、仮設トイレの調達ルートを確保する。
- (2) し尿の収集は、仮設トイレ、避難所等緊急を要する地域から速やかに行う。
- (3) 収集したし尿は、し尿処理施設に搬入し処理する。
また、終末処理場のある下水道に搬入し処理することを下水道管理者と調整する。
- (4) 仮設トイレの排出量を考慮した総排出量及び処理能力を勘案して、処理困難な場合は、可能な範囲まで処理を行うこととし、その他の処理については、香川県に事務の委託又は事務の代替執行を依頼し実施する。
- (5) 観音寺市におけるし尿処理施設（令和2年4月1日現在）は、次の2施設とする。
ア 観音寺市衛生センター
イ 観音寺市伊吹クリーンセンター

【し尿処理施設】

令和2年4月1日現在

施設名	設置主体	稼働年月	規模 ($\text{kl}/\text{日}$)	処理方式	所在地
観音寺市 衛生センター	観音寺市	H12.12	38	高負荷	観音寺市瀬戸町 4-2-3
観音寺市伊吹 クリーンセンター	観音寺市	H15.12	1.7	高負荷	観音寺市伊吹町 82

3 災害廃棄物処理

- (1) 災害廃棄物の発生量を把握し、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分まで処理ルートの確保を図る。
- (2) 災害廃棄物処理は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬及び処理する。
- (3) 災害廃棄物の適正な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等のリサイクルに努める。
- (4) 石綿等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定及び災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル等に基づき、適正な処理を行う。
- (5) 災害廃棄物の総排出量及び処理能力を勘案して、処理困難な場合は、可能な範囲まで処理を行うこととし、その他の処理については、香川県に事務の委託又は事務の代替執行を依頼し実施する。

第 5 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物の処理主体であることから、仮置き場の配置や処理方法等について、具体的に示した観音寺市災害廃棄物処理計画を策定しており、災害発生時には、本計画を踏まえ、廃棄物の処理を行う。

第 6 市民への周知

市は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)や地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

第 7 損壊家屋の解体

- (1) 市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。
- (2) 市は、石綿の飛散防止及びフロン類の適正処理のため、解体前に石綿及びフロン類の残量について確認を行うよう解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等に対して周知を図る。

[参考資料]

- 2-17 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書
- 2-39 大規模災害時における災害廃棄物の収集等の協力に関する協定書
- 12-5 香川県災害廃棄物処理計画
- 12-6 一般廃棄物処理施設
- 12-7 一般廃棄物収集運搬車両

第 2 1 節 遺体の搜索、処置及び埋葬計画

主な実施担当課：市民部市民課、健康福祉部社会福祉課、市民部各支所

第 1 主 旨

この計画では、災害時において、死者（行方不明者で、周囲の状況から既に死亡していると推測される者も含む。）が発生した場合、搜索、処置及び埋葬を速やかに実施することについて定める。

第 2 実施責任者

遺体の搜索、収容及び埋葬は、市長が警察、三観広域消防本部、消防団、海防団及びその他奉仕団等の協力を得て行う。なお、災害救助法が適用された場合も、香川県知事の通知を受けて市長が行う。

第 3 行方不明者・遺体の搜索

1 対象者

災害により行方不明の状態にある者若しくは周囲の状況から既に死亡していると推測される者

2 実施方法

- (1) 行方不明者及び遺体の搜索に当たっては、市と三観広域消防本部が連携し、消防団、海防団、警察、自衛隊、海上保安部等の関係機関及び漁業協同組合、地域住民、ボランティア等の協力のもと行う。
- (2) 市は、搜索に必要な舟艇その他資機材を借上げて速やかに実施する。

3 応援の要請等

災害対策本部において、被災その他の理由により市のみで搜索が実施できないとき、香川県に遺体搜索の応援を要請する。

応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (1) 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- (2) 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、持ち物等
- (3) 応援を求めたい人数又は舟艇資機材等
- (4) その他必要な事項

第 4 遺体の処置等

市長は、遺体を発見したときは速やかに観音寺警察署に連絡し、その検分を待つて処理する。

遺体の処置は、災害対策本部において福祉班又は医師が消防団その他奉仕団等の協力により処理場所を借上げ、次の方法により処理する。ただし、災害対策本部において実施できないときは、三観広域消防本部・警察等関係機関の出動応援を求める。

- 1 市は、遺体について、救護班又は医師により死因その他の医学的検査を行う。

- 2 香川県警察本部及び高松海上保安部は、収容した遺体について医師等の協力を得て遺体の検視、身元確認を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、香川県、市及び指定公共機関等と密接に連携するものとする。
- 3 市は、検視又は医学的検査を終了した遺体について、遺体の識別のため洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- 4 市は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死者が多数のため短期間に埋葬できない場合等においては、適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を一時保存する。

第 5 遺体の埋葬

市は、災害による社会混乱等のため遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がない場合に、遺体の埋葬を行う。

埋葬の実施は、生活環境班において実施するものとし、次の点に留意すること。

- 1 市は、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び埋葬又は納骨の役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引き渡す。
- 2 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。
- 3 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たるとともに、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後埋葬する。
- 4 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人としての取扱いの例による。
- 5 市は、被災状況を勘案し遺体の埋葬が実施できない場合、香川県又は他の市町に対して火葬場の斡旋等必要な支援を要請する。

令和 3 年 4 月現在

所 管				火葬場		
部・課名		電話	F A X	名称	所在地	炉数
市民部	市民課	(0875) 23-3924	(0875) 23-3959	すいぼうえん 燧望苑	観音寺市大野原町 丸井 1183	6
	伊吹支所	(0875) 29-2111	(0875) 29-2666	伊吹火葬場	観音寺市伊吹町 1269	1

第 6 海上漂流遺体の捜索

災害時において、観音寺市周辺海域に遺体が漂流する事態が発生した場合には、市長は高松海上保安部に応援要請を行うとともに、海防団にも協力を要請する。

[参考資料]

- 2－34 大規模災害時における市民等の安否確認に関する申し合わせ
- 12－8 香川県広域火葬計画
- 12－9 火葬場一覧
- 13－1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第 2 2 節 住宅応急確保計画

主な実施担当課：建設部建設課・都市整備課

第 1 主 旨

この計画では、災害により住宅を失った被災者（以下「被災住民」という。）に対して、一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅の建設、公営住宅の空室や借上げた民間賃貸住宅の提供等を図るとともに、住宅に被害を受けた被災者に対しては、日常生活が可能な程度の応急修理等を行うことについて定める。

第 2 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅等の建設や提供及び住宅の応急修理等は、市長が実施する。
なお、災害救助法が適用された場合も、香川県知事の通知を受けて市長が行う。

第 3 応急仮設住宅の建設

被災住民のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、一時的に供与するため、応急仮設住宅を設置するものとする。

1 災害救助法による応急仮設住宅

応急仮設住宅の必要戸数を推計し、県に要請する。応急仮設住宅の建設は、香川県知事が行い、原則として軽量鉄骨組立て方式による 5 連戸以下の連続建て又は共同建てとし、一戸当りの規模は、29.7 m²（9 坪）を基準とする。

2 建設用地の選定

建設用地の選定に当たっては、できるだけ公共用地から優先して選定する。この場合、被災住民が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上良好な場所を選定するものとする。また、相当数の世帯が集团的に居住するときは、その交通の便、教育等の問題等を考慮するものとする。そのために、市はあらかじめ具体的な建設候補地の検討を行うものとする。

3 着工及び供与期間

- (1) 災害救助法適用の場合、災害発生の日から 20 日以内に着工する。
- (2) 応急仮設住宅として、被災住民に供与する期間は、完成の日から 2 年以内とする。

4 応急仮設住宅の入居対象者

次の各号の全部に該当する者でなければ入居できない。

- (1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流失した者
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自らの資力では住宅を確保することができない者

5 入居者の選考

- (1) 応急仮設住宅に収容する入居者の選考に当たっては、高齢者、障がい者その他の要配慮者に十分配慮するものとする。

- (2) 入居者の選考に当っては、必要に応じ、民生委員・児童委員の意見を聞くなど、被災住民の生活条件を十分調査の上、決定するものとする。なお、入居者の決定は、災害救助法第13条の規定により、香川県からの通知のある場合を除き香川県知事が決定するが、入居者の選考については、市長が補助するものとする。

6 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の修繕等管理業務は、香川県知事（香川県からの通知のある場合は市長）が行う。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

第4 住宅の応急修理

1 修理を受ける者

住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない被災者のうち、自らの資力では応急修理ができない者であること。

2 修理範囲と費用

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

修理に要する費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

3 応急修理の期間

災害の日から1か月以内とする。

第5 障害物の除去

市は、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では除去できない者に対して、障害物の除去を行う。

第6 公営住宅等の斡旋・借上げ

応急仮設住宅の建設適地がない場合、応急仮設住宅の完成を待ついとまがない場合等を考慮し、応急仮設住宅を計画すると同時に、都市整備班は、次の住宅についての空室情報を収集し、状況によっては、斡旋若しくは借上げを行う。

- 1 市営住宅、県営住宅等公営住宅（行政財産の目的外使用許可手続による。）
- 2 民間アパート等賃貸住宅
- 3 企業社宅、保養所等

第7 宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介

市は、香川県を通じて、（公社）香川県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会香川県本部に対して、会員業者の情報提供について協力を要請する。

また、市は、民間賃貸住宅への入居を希望する被災住民に会員業者の情報を提供し、被災

住民から相談があった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

[参考資料]

- 2－5 4 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書
- 1 3－ 1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第 2 3 節 文教対策計画

主な実施担当課：教育委員会

第 1 主旨

この計画は、地震により文教施設・設備が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・設備の応急復旧、児童生徒等へ必要な措置を行うとともに文化財の保護措置を実施することについて定める。

第 2 実施責任者

市立学校における必要な措置は、総務班、学校教育班、市民スポーツ班、学校給食班、図書館班が行う。文化財の保護等は、生涯学習班が行う。

第 3 児童生徒等の安全確保

1 教育委員会の対応

教育委員会は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報収集に努め、所管する学校に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。

2 学校の対応

学校長等は、あらかじめ、学校内並びに登下校路の危険箇所の点検、迂回路の検討等を行う。

また、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

(1) 在校時の場合

地震の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めるものとする。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じるとともに、教育委員会等に報告する。

(2) 在校時外の場合

登下校時、夜間、休日等に地震が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、教育委員会等と協議の上、適切な措置を講じる。

第 4 学校施設・設備の応急措置

- 1 学校長等は、管理する施設・設備が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、教育委員会等に被害状況を報告する。
- 2 報告を受けた教育委員会等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等を行い、必要な場合は、施設・設備の応急復旧を行う。
- 3 学校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して施設・設備の応急復旧を行うものとする。

第 5 応急教育を行う場所の選定

総務班、学校教育班及び被害を受けた学校側並びに地域社会の人々の協力により教育現場を選定する。

第 6 応急教育の実施

- 1 教育委員会は、応急教育に関する対応を促進するため、学校等に対して、適切な指導及び支援を行う。
- 2 校長等は、児童生徒等、教職員の被災状況、学校施設・設備の被害及び復旧状況、交通・通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。
 - (1) 必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童生徒等及び保護者に対して、必要な指導を行う。
 - (2) 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導に当たっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようにする。
 - (3) 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう努める。
 - (4) 施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
 - (5) 避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。
 - (6) 他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要な指導を行う。
 - (7) 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

第 7 就学援助等

教育委員会は、被災した児童生徒等に対して、次のとおり援助等を行う。

1 授業料の減免等

教育委員会は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

2 学用品の支給

教育委員会は、地震による住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

3 学校給食の実施

教育委員会は、指定製パン業者、指定炊飯委託業者、指定牛乳供給事業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、速やかに必要な施設、設備等の応急復旧を行う。

第 8 学校が地域の避難所（避難場所）となる場合の留意点

1 避難所（避難場所）に供する施設、設備の安全確認

避難所（避難場所）に供する施設、設備の安全を確認し、避難措置の実施責任者に対してその利用について必要な協議を行う。

2 施設、設備の保全

学校管理に必要な教職員を確保し、施設、設備の保全に努める。

3 避難が長期化する場合

避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について避難措置の実施責任者と必要な協議を行う。

第 9 学校以外の教育機関等の応急措置

- 1 図書館長及び公民館長（以下「館長等」という。）は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、来館者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。
- 2 館長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、教育委員会等に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。
- 3 館長等は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行うものとする。

第 10 文化財の保護

1 被災時の応急措置

国・香川県・市町指定文化財の所有者又は管理者は、災害により被害が発生したときは、速やかに教育委員会を通じて香川県教育委員会に連絡する。

2 被害状況の調査

被害状況の調査は、教育委員会が行う。また、被害の程度によっては、香川県教育委員会が、専門の職員等を現地に派遣して行う。

3 復旧対策

教育委員会は、香川県教育委員会からの連絡を受け、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

第 11 埋蔵文化財対策

教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地及びその周辺に存在する施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、香川県教育委員会に報告する。

また、それぞれの埋蔵文化財調査計画を作成し、必要があれば、国及び香川県の支援を得て、埋蔵文化財の発掘調査を行う。

第 2 4 節 公共施設等応急復旧計画

主な実施担当課：市、香川県、関係機関

第 1 主 旨

この計画では、道路、河川、港湾等の公共土木施設や病院、社会福祉施設等の公共施設について、市民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるため、迅速に機能回復に必要な応急措置を行うことを定める。

第 2 道路施設

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の危険性がある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

第 3 河川管理施設

河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

また、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は直ちに、水門、陸閘等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

第 4 港湾及び漁港施設

管理者は、その管理する港湾又は漁港について、早急に被害状況を把握し、速やかに施設の応急復旧、障害物の除去等を行う。この場合、緊急輸送に必要な岸壁等については、海上輸送路の確保のため優先して応急復旧を行う。

また、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は、操作する者の安全が確保できる場合のみ水門、陸閘等の閉鎖を行う。工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

第 5 海岸保全施設

海岸管理者は、その管理する海岸について、早急に被害状況を把握し、海岸保全施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

また、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合は、操作する者の安全が確保できる場合のみ水門、陸閘等の閉鎖を行う。工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

第 6 公園施設

公園管理者は、公園施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

第 7 治山、林道施設

市は、治山施設、林道施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて、応急復旧を行う。

第 8 病院、社会福祉等公共施設

市は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

第 9 廃棄物処理施設

- 1 市は、災害による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、仮集積場の候補地の選定等を行う。
- 2 市は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支障があるもの、二次災害のおそれがあるもの等については、速やかに応急復旧を行う。

第 10 海域関連施設

津波により大量のごみや流木が海に流れ出たときは、情報を的確に把握し、迅速に回収、処理できるよう国、県、市町の役割分担について連絡調整を行う。

[参考資料]

- 2－ 6 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書
- 2－24 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

第 2 5 節 ライフライン応急復旧計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、市民部生活環境課、建設部下水道課、香川県広域水道企業団、四国電力㈱、四国電力送配電㈱、西日本電信電話㈱

第 1 主 旨

この計画では、電気、ガス、通信サービス、上下水道等の日常生活及び産業活動に欠くことのできないライフライン関連施設について、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行うことを定める。

第 2 電気施設

- 1 電気事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- 2 電気事業者は、電力確保のためにとるべき必要な措置を講じるとともに、感電事故、漏電による火災など二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等を周知する。
 - (1) 垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。
 - (2) 避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。
 - (3) 屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。
- 3 災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

第 3 液化石油ガス施設

- 1 液化石油ガス事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、被害が拡大しないよう応急措置を行うとともに、病院、公共機関、報道機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- 2 液化石油ガス事業者は、ガス漏えいによる火災、爆発など二次災害の発生するおそれがあるときは、関係機関の協力を得て、住民の避難等の措置を講じる。
- 3 液化石油ガス事業者は、報道機関等の協力を得て、ガス施設の被害状況、復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等やガス使用上の注意事項等について、市民、関係機関等へ周知する。

第 4 電気通信施設

- 1 電気通信事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから順次応急復旧を行う。また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。
- 2 電気通信事業者は、災害時において、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じて次の措置を講じる。

- (1) 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。
 - (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。
 - (3) 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
 - (4) 災害救助法が適用されたときなどには、避難所に臨時公衆電話の設置に努める。
- 3 電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電気通信施設等の復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等について、広範囲にわたって広報活動を行う。

第5 水道施設

1 水道施設の被害状況の把握

香川県広域水道企業団は、地震が発生したとき、その管理する施設について早急に調査を行い、水道施設（取水、導水、浄水、送水、配水施設等）ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生の防止及び被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行うとともに、関係機関等に状況を報告する。

- (1) 取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて、取水、導水の停止又は減量を行う。
- (2) 送配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
- (3) 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、止水栓により閉栓する。

2 水道施設の応急復旧

香川県広域水道企業団は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。

- (1) 取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行う。
- (2) 浄水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やかに復旧を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
- (3) 管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水施設等の運用状況等を考慮して、配水のために最も有効な管路から順次復旧する。また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。
- (4) 給水装置の復旧については、その所有者等から修繕申込みがあったものについて、市民生活への影響を考慮して、緊急度の高い避難施設（避難所）や医療機関等は優先して行う。
- (5) 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合などにおいては、他事業者との広域的な応援体制や民間団体からの協力体制を活用し、早期の復旧に努める。
- (6) 市は、香川県広域水道企業団の復旧活動に必要なに応じて協力する。
- (7) 香川県広域水道企業団は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。

第 6 下水道施設

災害が発生したとき、下水道事業業務継続計画に基づき下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる等、早急に市の管理施設の被害状況を把握し、適切な応急復旧を行う。

- 1 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の危険性等を考慮し、緊急度の高いものを優先する。
- 2 管渠施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知し、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管渠の閉塞、漏水等に対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。
- 3 ポンプ場、終末処理場等が被災したときは、速やかに応急復旧を行い、自家発電設備等を運転して、機能の維持及び復旧に努める。また、施設からの漏水や薬品、消化ガス等の漏えいは、二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して、安全を確認する。これらの、施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じる。
- 4 市は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。

[参考資料]

- 2－12 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書
- 2－20 災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書
- 2－35 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書
- 2－38 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書
- 2－44 災害時の協力に関する協定書
- 13－1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第26節 農林水産関係応急復旧計画

主な実施担当課：香川県、経済部農林水産課、土地改良区

第1 主旨

この計画では、地震による農林水産関係被害を最小限に抑えるため、農業用施設、農作物、家畜等に対して、的確な応急対策を行うことを定める。

第2 農業用施設等に対する応急措置

- 1 市及び土地改良区は、地震発生後直ちにため池施設の緊急点検を行い、漏水のおそれがあるときは、施設決壊防止のため応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水施設を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。
- 2 市及び土地改良区は、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努めるとともに、頭首工の保全についても必要な措置を講じる。
- 3 各施設管理者は、地震発生後速やかに各管理施設の緊急点検を行い、被害状況を把握し、必要に応じて速やかに応急復旧を実施し、農業用施設等の機能回復に努める。

第3 農作物に対する応急措置

市は、被害の実態に応じて、農業協同組合等農業団体と協力して、災害対策に必要な技術指導を行う。

第4 畜産に対する応急措置

- 1 市は、香川県や畜産関係団体の協力を得て、家畜及び畜舎の被害状況を把握するとともに、災害時の家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。
- 2 市は、家畜伝染病の発生のおそれがあるときは、香川県や畜産関係団体等の協力を得て、必要に応じ家畜等の消毒、予防注射等を行う。また、家畜伝染病が発生したときは、家畜等の移動を制限する等の措置を講じる。

第5 林産物に対する応急措置

- 1 市は、香川県や森林組合等の協力を得て、種苗生産者、森林所有者に対して、被災苗木、森林に対する措置等の技術指導を行う。
- 2 市は、香川県や森林組合等の協力を得て、森林所有者に対し風倒木の円滑な搬出、森林病虫害の防除等について、必要な技術指導を行う。

第6 水産物に対する応急措置

- 1 市は、漁業協同組合等の協力を得て、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに、二次災害を防止するため必要な指示又は指導を行う。
- 2 市は、香川県や漁業協同組合等の協力を得て、被害の状況に応じ水産物生産者、団体等の応急対策について指導助言を行う。

第 2 7 節 二次災害防止対策計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、市民部生活環境課、建設部下水道課・建設課・都市整備課、香川県広域水道企業団
--

第 1 主 旨

地震発生時の被害を最小限にとどめるため、余震又は降雨等による水害・土砂災害や余震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。

第 2 土砂災害対策

市は、余震又は降雨等による二次災害を防止するため、砂防ボランティア等により急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所等の斜面判定を実施する。その結果、危険度が高いと判断された箇所については、関係機関及び周辺住民に周知を図るとともに、必要な応急対策を実施する。

また、市は、災害発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を実施する。

第 3 被災建築物等への対応

- 1 市は、被災建築物や被災宅地等について、余震による倒壊や物の落下、地盤の崩壊等の二次災害を防止するために、応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士等と連携し、応急危険度判定を実施する。

その結果、危険度が高いと判断された場合は、建築物や宅地への立入制限をする等の適切な二次災害防止対策を実施する。

- 2 市民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、倒壊、附属物の落下等の危険がある建築物又は工作物による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、又は危険建築物等に近づかないものとする。

また、その場合において、危険建築物等の所有者又は管理者は、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。

第 4 高潮、波浪等の対応

市は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、管理する海岸保全施設等の点検を行い、応急工事等の必要な応急対策を実施する。また、災害の発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

第 5 環境汚染への対策

市は、香川県から有害物質の漏えい及び石綿の飛散に関する情報を得た場合、周辺地域の住民に対して、大気汚染、水質汚濁に関する情報提供を行う。

第 2 8 節 危険物等災害対策計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、市民部生活環境課、三観広域消防本部

第 1 主 旨

地震により危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等の施設に事故が発生し、又は発生するおそれがあるとき、地域住民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

第 2 事業者の応急対策

- 1 地震発生時には速やかに関係施設の緊急点検を実施し、危険物等による事故が発生するおそれがあるときは、直ちに、市、警察等に通報するとともに、事故の発生又は拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡するものとする。
- 2 大規模な事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じるものとする。
- 3 事故に伴い火災が発生したときは、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行うものとする。

第 3 危険物等応急対策

- 1 地震により危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、香川県及び関係機関に通報する。
- 2 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- 3 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- 4 事故発生地及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、避難場所等において食料、飲料水等を提供する。
- 5 危険物等関係施設に事故が発生したときは、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急措置命令、施設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じるものとする。
- 6 被害の規模が大きく、市単独で対処できないときは、香川県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、香川県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

[参考資料]

- 2－3 4 大規模災害時における市民等の安否確認に関する申し合わせ)
- 7－ 1 危険物施設
- 7－ 2 高圧ガス関係事業所
- 7－ 3 火薬類関係営業者
- 7－ 4 毒物劇物営業者
- 7－ 5 危険物施設等の情報伝達系統
- 7－ 6 毒物劇物製造所等の地震対策指針

第 2 9 節 ボランティア受入計画

主な実施担当課：市民部地域支援課・市民課、観音寺市社会福祉協議会

第 1 主 旨

この計画では、災害ボランティアによる救援活動等が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動の実施について定める。

第 2 受入体制の整備

- 1 観音寺市社会福祉協議会は、被災状況に応じて観音寺市災害ボランティアセンターを設置し、市や関係団体、関係機関の連携協力のもと、ボランティア活動を支援する。
- 2 香川県社会福祉協議会及び日本赤十字社香川県支部は、被災状況に応じて香川県災害ボランティア支援センターを設置し、被災地での状況調査等の情報を収集するとともに、観音寺市災害ボランティアセンターの活動を支援する。
- 3 市は、香川県と連携し、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センターの設置及び観音寺市災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている N P O ・ボランティア等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、またボランティアの生活環境について配慮する。
- 4 市は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる観音寺市災害ボランティアセンターへの災害状況の情報提供のほか、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うように努めるとともに、活動に必要な施設の提供や資器材の調達等について協力する。

第 3 ボランティアの受入方法

- 1 観音寺市災害ボランティアセンターは、ボランティアの受入体制が整い次第、市内を対象に災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに、香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。
- 2 香川県災害ボランティア支援センターは、観音寺市災害ボランティアセンターからの情報提供を受け、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動の広報を行うとともに、関係団体に協力を呼びかける。
- 3 観音寺市災害ボランティアセンターは、被災地のニーズ把握に努め、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体に対する受付け、被災地に派遣するなど、被災地の支援活動を行う。

第 4 ボランティアの活動分野

- 1 香川県災害ボランティア支援センターの主な役割
 - (1) 災害ボランティア情報の収集、発信
 - (2) ボランティアと香川県等との連絡、調整
 - (3) 活動資材の調整
 - (4) その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

- (5) 災害ボランティアセンターへの支援

2 観音寺市災害ボランティアセンターの主な役割

- (1) 被災地のボランティアニーズの把握
- (2) 被災地へのボランティアの派遣
- (3) 災害ボランティア情報の収集、発信
- (4) ボランティアと市等との連絡、調整
- (5) 災害ボランティアへの対応
- (6) その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

第5 その他ボランティアへの対応

- 1 砂防、危険度判定、外国語通訳等専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が中心となり、受入れ、派遣等に係る調整を行う。
- 2 市は、香川県と協力し、香川県災害ボランティア支援センター及び観音寺市災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種の協力要請などを行う。

第 3 0 節 要配慮者応急対策計画

主な実施担当課：健康福祉部、政策部秘書課、香川県

第 1 主 旨

この計画では、災害発生時において、高齢者、障がい者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人その他の要配慮者の安全確保を図るため、市及び防災関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の様態に十分配慮した災害応急活動の実施について定める。

第 2 社会福祉施設等に係る対策

- 1 被災した社会福祉施設、老人保健施設及び病院（以下「社会福祉施設等」という。）は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに利用者の安全確保に努める。
- 2 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、支援の必要性の高い被災者を優先し、可能な限り、高齢者、障がい者、難病患者等の緊急一時入所等、施設への受入れに努める。
- 3 被災した社会福祉施設等は、飲料水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握に努め、近隣施設、市及び香川県等に支援を要請する。
- 4 市は香川県とともに、社会福祉施設等に対するライフラインの優先的な復旧や、飲料水、食料品、生活必需品等の補給及びマンパワーの確保等に重点を置いて、被災した社会福祉施設等の支援を行うよう努める。

第 3 高齢者、障がい者、難病患者に係る対策

- 1 市は、災害が発生した場合、直ちに避難行動要支援者台帳を利用し、避難行動要支援者の安否確認、被災状況等の迅速な把握に努める。
- 2 市は、難病患者への対応のため、香川県との連携を図る。
- 3 市は、援護の必要な者を発見した場合、医療機関・避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を行うとともに、居宅での生活が可能なものについては居宅サービスニーズの把握等を行う。
- 4 市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
- 5 市は香川県とともに、災害に関する情報、医療・生活関連情報等が高齢者、障がい者、難病患者等に的確に伝わるよう、掲示板、広報紙、ホームページ、ファクシミリ等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送の利用など、情報伝達手段を確保する。また、手話奉仕員、点字奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。
- 6 市は香川県とともに、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障がい者、難病患者への医療やホームヘルプサービス、デイサービスなど居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の機器や物資の調達に努める。

第4 児童に係る対策

- 1 市は香川県とともに、被災により保護を必要とする児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設等への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- 2 市は、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等への通報についての協力を呼びかける。
- 3 市は、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行う。
- 4 市は香川県とともに、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため一時的に保育が必要な児童等を保育所等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に努める。

第5 外国人等に対する対策

- 1 市は、必要と認めるときは、通訳ボランティア等の協力を得て、被災した外国人等の迅速な安否確認に努めるとともに、避難誘導等を行う。
- 2 市は香川県とともに、報道機関等の協力を得て、被災した外国人等に対し、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービス等、外国語による各種必要な情報の提供に努める。情報等の提供に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。
- 3 市は、必要に応じて避難所等に外国語による相談窓口を設け、被災した外国人の生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努める。
- 4 県と公益財団法人香川県国際交流協会が、香川県災害時多言語支援センターを設置した場合には、市は、香川県を通じて、外国人の避難状況に関する情報提供や必要な支援に関する要請を行い、同センターは、多言語及びやさしい日本語による災害関連情報の提供、翻訳・通訳の支援及び関係機関との連絡調整、外国人住民からの相談・問い合わせへの対応を行う。

第6 香川県災害派遣福祉チーム（DWAT）

- (1) 県は、次の派遣基準に基づき、香川県社会福祉協議会に対し、香川県災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣を要請する。
 - ① 県内で大規模災害が発生した場合であって、県がDWATを派遣する必要があると認めるとき。
 - ② 県内で大規模災害が発生した場合であって、被災地の市から県にDWATの派遣要請があったとき。
 - ③ 県外で大規模災害が発生した場合であって、国又は被災地の都道府県から県にDWATの派遣要請があったとき。
 - ④ その他、特に必要があると認めるとき。
- (2) DWATは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の指定避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の業務を行う。
 - ① 指定避難所等の福祉ニーズ把握
 - ② 要配慮者のスクリーニング

- ③ 要配慮者からの相談対応
- ④ 介護を要する者への応急的な支援
- ⑤ 避難環境の整備

第 7 配慮すべき事項

市は、要配慮者対策を行うに当たって、次の事項について特に配慮する。

- 1 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用したきめ細やかな情報提供
- 2 自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民の協力による避難誘導
- 3 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- 4 おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- 5 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- 6 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- 7 医療福祉等総合相談窓口の設置
- 8 津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討
- 9 避難所等における福祉の向上及び災害二次被害防止のためのDWA Tへの派遣要請

[参考資料]

- 2－ 5 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書
- 2－ 6 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書
- 2－28 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2－29 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2－30 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2－31 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2－32 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
- 2－58 災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書
- 2－59 災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書

第 3 1 節 被災動物の救護活動計画

主な実施担当課：市民部生活環境課、経済部農林水産課、香川県

第 1 主旨

災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに避難所に同行避難して来たり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

市は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、香川県及び関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主へサポートを行うとともに、被災動物の救護活動を支援する。

第 2 同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習慣等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、ペット用避難用品（ゲージ等）を準備するよう努める。

災害時に避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所ごとに作成したルールと避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。

第 3 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保した上で、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。

第 4 避難所における動物の適正飼養対策（市の役割）

市は、香川県と協力し、避難所での被災動物に関する情報を収集し、香川県に対して情報発信に努める。また、避難所利用者に対して、動物に関する理解を求めるための周知や、決められた避難所で動物が適正に飼養できるための必要な活動を支援する。

第 5 被災動物救護活動対策

市は、各避難所を通じて、飼い主等から聴き取ったはぐれたペットや所有者のわからないペットの情報及び放浪しているペットの目撃情報を香川県に報告するとともに、ペット救護活動に伴って保護されたペットの情報を収集し、住民に対する情報提供に努める。

第 3 2 節 防災ヘリコプター派遣要請計画

主な実施担当課：総務部危機管理課建設部都市整備課、教育部市民スポーツ課、
三観広域消防本部

第 1 主 旨

この計画では、災害等の発生により、広域的かつ機動的な活動を必要とする場合、香川県の防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図るため、派遣要請について定める。

第 2 防災ヘリコプターの要請基準

市長は、災害が発生し、市民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、必要があると認めるときは、香川県知事に香川県防災ヘリコプターの出動を要請する。

第 3 防災ヘリコプターの運航体制及び出動要請手続等

防災ヘリコプターの運航及び出動に関する必要な事項は、「香川県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めによる。

第 4 飛行場外離着陸場の確保

市は、香川県と連携しながら災害時において香川県防災ヘリコプターの迅速な活動が実施できるよう、活動の現場での拠点となる飛行場外離着陸場の整備に努める。

[参考資料]

- 2 1 - 1 広域航空応援受援マニュアル
- 2 1 - 2 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場
- 2 1 - 4 香川県防災ヘリコプター運航管理要綱
- 2 1 - 5 香川県防災ヘリコプター緊急運航要領
- 2 1 - 6 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等

第 3 3 節 水防活動計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、建築部建設課

第 1 主 旨

この計画は、津波による災害が発生し、又は発生が予想されるときは、これを警戒し、防御し、これによる被害を軽減するとともに、人命及び財産の保護を図るための水防活動を、市水防計画により実施することを定める。

第 2 実施責任と義務

水防法の規定に基づき、市はその区域における水防を十分に果すべき責任を有し、地域住民は市長又は消防長より出動を命ぜられた場合は、協力し水防に従事しなければならない。

第 3 水防活動

- 1 河川管理者から通知があったとき又は水防上危険が予想されるときは、水防計画の定めるところにより水防団の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。
- 2 水防上危険が予想されるときは、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに関係機関等に連絡するとともに、危険な箇所には応急措置を行う。
- 3 河口部・海岸部の水門・陸閘の管理者は、津波災害の発生が予想されるときは、水位等の変動を監視し、必要に応じて、せき・水門等の適切な操作を行い、被害の軽減、防止に努める。
- 4 津波の発生時における水防活動に従事する者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。
- 5 津波に係る水防活動にあたっては、水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導等の活動を実施するものとする。

[参考資料]

- 6－ 2 河川重要水防区域
- 6－ 4 海岸重要水防区域
- 6－ 5 港湾重要水防区域
- 6－ 6 漁港重要水防区域
- 6－ 10 高堰堤
- 6－ 11 主要水門
- 9－ 6 水防倉庫等一覧※

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧復興基本計画

主な実施担当課：香川県、市、防災関係機関

第1 主旨

被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、香川県及び国等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれかにするか検討を行い、よりよい地域社会を目指した復旧・復興の基本方針を定める。

第2 原状復旧

- 1 市、香川県及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- 2 市、香川県及び防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から、可能な限り改良復旧を行う。

第3 計画的復興

- 1 市及び香川県は、大規模な震災により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関と調整しながら計画的に復興を進める。
なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑みて、その維持・回復や再構築に十分配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や高齢者、障がい者その他の要配慮者の参画を促進するものとする。
- 2 市及び香川県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに市民の合意を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- 3 市及び県は、津波に強いまちづくりに当たっては、必要に応じて、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所（津波避難ビルを含む。）等、避難路などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を基本的な目標とする。
- 4 市及び香川県は、被災後に早期かつ確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取り組みを推進するものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

主な実施担当課：香川県、市

第1 主旨

被災した公共施設の管理者は、応急措置を講じた後に、各施設の原形復旧に併せて再度災害の防止のため必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立て、早期に復旧事業が完了するよう努める。

第2 災害復旧事業の種別

市、香川県及び香川県広域水道企業団は、それぞれが管理する公共施設の被害の程度を十分調査、検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成する。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- | | | | |
|--------------|----------------|----------|--------------|
| (1) 河川 | (2) 海岸 | (3) 砂防施設 | (4) 林地荒廃防止施設 |
| (5) 地すべり防止施設 | (6) 急傾斜地崩壊防止施設 | | |
| (7) 道路 | (8) 港湾 | (9) 漁港 | (10) 下水道 |
| (11) 公園 | | | |

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

3 都市災害復旧事業計画

4 水道施設災害復旧事業計画

5 公営住宅災害復旧事業計画

6 社会福祉施設災害復旧事業計画

7 公立医療施設災害復旧事業計画

8 公立学校施設災害復旧事業計画

9 その他の災害復旧事業計画

第3 災害復旧事業に係る資金の確保

市及び香川県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

第4 激甚災害の指定

市は、香川県が行う激甚災害に関する調査等について協力する。香川県は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、速やかに被害の状況を調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、災害復旧が円滑に行われるようにする。

第3節 被災者等生活再建支援計画

主な実施担当課：香川県、総務部危機管理課・税務課、会計課、
健康福祉部社会福祉課・健康増進課、経済部商工観光課、
建設部建設課・都市整備課、その他関係課、防災関係機関

第1 主旨

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、税の減免及び納税の猶予、応急金融対策、雇用対策など必要な措置を講じる。

第2 生活相談・情報提供

市及び香川県は、金融機関等が設置する相談窓口の開設に協力するとともに、被災者等からの幅広い相談に応じるため、自らも総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて防災関係機関と連携して相談業務を行う。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第3 被災証明・罹災証明書の交付

1 早期交付のための体制確立

市は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに被災証明を交付する。

また、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者への説明を行う。

2 体制確立に向けた平時の取り組み等

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。併せて、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について、検討する。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第4 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮に要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な

実施に努める。

第 5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び市の条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸付ける。

第 6 生活福祉資金の貸付

市社会福祉協議会は、香川県社会福祉協議会の協力を得て、被災した低所得者等の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、予算の範囲内において災害援護資金等の各種貸付を行う。

第 7 被災者生活再建資金の支給

市及び香川県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、その生活の再建を支援し、もって市民の安定と被災地の速やかな復興に資するため、被災者生活再建支援金の支給のための手続きを行う。（支援金の支給は、都道府県からの委託先である(財)都道府県会館が行う。）

第 8 税の減免及び納税の猶予等

市、香川県及び国は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、税の減免、納税の猶予及び納期限等の延長の措置を、被災の状況に応じて講じる。

第 9 国民健康保険税等の減免

市は、被災した国民健康保険等の被保険者に対して、必要に応じて医療費の一部負担金や保険税等の減免、徴収猶予等の措置を講じる。

第 10 応急金融政策

1 現金供給の確保及び決済システムの維持

日本銀行高松支店は、現金の供給安定と決済機能維持のため、必要な措置を講じる。また、被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとり、輸送及び通信の確保を図る。

2 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じる。また、日本銀行高松支店及び四国財務局は、このための要請を行う。

3 非常金融措置の実施

四国財務局及び日本銀行高松支店は、協議の上、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と連携を図り、民間金融機関（保険会社を含む。）に対し、必要と認められる範囲内で、次の措置を適切に運用する。

(1) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した措置を講じることを要請する。

(2) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

ア 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者については、罹災証明書の提示その他実情に即する簡易な確認方法をもって、預貯金の払戻の利便を図ることを要請する。

イ 事情やむを得ないと認められる被災者等に対して、定期預金、定期積立等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等の措置を講じることを要請する。

(3) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮することを要請する。また、窓口営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻を行う等被災者の便宜を考慮した措置を講じることを要請する。

(4) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払については、できるかぎり迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災状況に応じて、猶予期間の延長を行う等の措置を講じることを要請する。

(5) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じたときは、当該営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段で告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

(6) 損傷日本銀行券等に関する措置

損傷日本銀行券及び貨幣の引換について、実情に応じて必要な措置を講じるよう要請する。

第 1 1 雇用対策

1 被災者に対する職業斡旋

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職への斡旋を行う。香川県就職・移住支援センターは、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、就職相談及び職業紹介を行う。

2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

- (1) 公共職業安定所は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

- (2) 公共職業安定所は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に規定する措置を適用した場合は、災害による休業のため、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず就労することができず、賃金を受けとることができない雇用保険の被保険者に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

3 労働保険料等の納付の猶予

香川労働局は、災害により労働保険料等を所定の期限までに納付することができないと認められる事業主に対して、保険料等の納付の猶予措置を講じ、また、納付猶予期間については、延滞金や追徴金を徴収しない。

第 1 2 被災中小企業者の復興支援

市は、あらかじめ商工会・商工会議所と連絡体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第 1 3 恒久住宅への円滑な移行に向けた取組

市は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、既存公営住宅への正式入居をはじめ、円滑な移行に向けた取り組みを計画的に実施する。

[参考資料]

- 2-60 災害時における応援業務に関する協定書
- 13-2 被災者生活再建支援金制度の概要
- 13-3 罹災証明の様式

第4節 義援金等受入配分計画

主な実施担当課：健康福祉部社会福祉課、日本赤十字社香川県支部

第1 主旨

この計画では、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、香川県民及び他の都道府県市民、他市町等から寄託された義援金等を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受付け、保管、配分等の業務を円滑かつ公正に実施することについて定める。

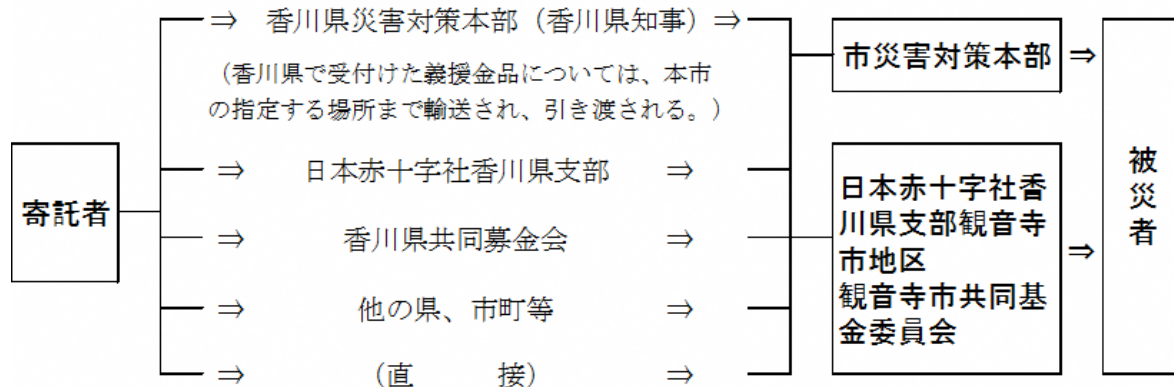
第2 義援金等の取扱いに関する広報

市は、災害状況によって、義援金品の募集を行うものとし、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得て、一般市民に呼びかける。

- 1 義援品の募集に当たっては、被災者が必要とする物資及び受入れを希望しない物資の内容を把握することに努める。
- 2 市は、可能な範囲で関係機関等の協力を得ながら、義援品ごとの受入希望の有無を記載したリストを作成し、報道機関を通じて当該リスト及び送付先を公表する。
- 3 市は、現地の需給状況を勘案し、義援品の受入希望リストを逐次改定するよう努める。

第3 義援金等の受付け

市は、義援金品の受入体制を確立しておく。



第4 義援金等の保管

義援金の保管については、会計管理者名義の預金口座に預け入れ、寄託者名、金額等を受付簿に記入し、定期的に会計管理者に報告する。

義援品の保管については、所有する施設等を使用し、配分するまでの間の一時保管を行う。

第5 義援金等の配分

- 1 香川県が受付けた義援金は、香川県の第三者委員会である配分委員会において市への配分が決定される。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなど、香川県は迅速な配分に努める。

- 2 香川県、日本赤十字社香川県支部等から送付された義援金品は、関係団体の協力を得て被災者に配分するものとする。
- 3 義援金品を迅速に配分するため、義援金配分委員会の設置を検討する。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域に指定されている本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定めることとされている。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、東海・東南海・南海地震の時間差発生の可能性を視野に、南海トラフを震源とする巨大地震を想定した体制等の整備・減災対策を、より一層推進する必要がある。

この計画は、今後必ず発生する南海トラフ地震に関して、地震発生に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項を定め、本市の地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

観音寺市、香川県、三観広域行政組合消防本部、香川県広域水道企業団、指定地方行政機関、指定地方公共機関、指定公共機関、本市区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第2節「防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第 3 南海トラフ地震の特徴

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①被害が極めて広域にわたること、②中でも津波被害が甚大なこと、③同時又は近接して二つの巨大地震が発生する可能性が高いことである。

この地震は、※1 モーメントマグニチュード9クラスの巨大地震であり、東日本大震災を教訓として、「最大クラス」と「発生頻度の高いもの」が想定されている。

最大クラスとは、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波である。香川県が発表した香川県地震・津波被害想定においては、本市の想定震度は震度7であり、この揺れに伴い発生直後に+20cmの※2 海面変動が生じるとされている。また、観音寺港では、地震発生後約6時間54分後に最高津波水位となり、東京湾平均海面(T.P) 3.4m(実質 3.19m)に達すると予想されている。

発生頻度の高いものとは、数十年から百数十年に一度程度の頻度で発生し、最大クラスに比べ、規模(震度や津波高)は小さいものの、大きな被害をもたらす地震・津波である。香川県の被害想定においては、本市の想定震度は震度6弱と予想されている。

※1 一般的にマグニチュードといえば、日本では、気象庁マグニチュードを示し、地震計で観測される波の振幅から計算した地震エネルギーを表わしている。この指標は、規模の大きな地震になると、地震の原因である地下の岩盤のズレの規模を正確に表わせないという問題点がある。そのため、南海トラフを震源とする地震に対しては、巨大地震の規模を物理的に評価するのに適し、国際的にも広く使用される指標「モーメントマグニチュード(Mw)」を用い、地震の規模を表わすものとする。

※2 最大クラスの地震の場合、強震断層域(津波断層域の主部断層)が本市の南部に及ぶと予想され、燐灘においては、地震発生により瀬戸内側の地盤が沈むため、発生直後に+20cmの海面変動が生じるとされる。海面変動により、海水浴客や釣り客、港湾関係者等、海辺にいる人の人命に影響が出るおそれがあるため、揺れがおさまり次第、すぐに避難する必要がある。

第 4 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用し、人的・物的被害の軽減につなげるための防災対応をとることとする。

1 南海トラフ地震に関連する情報

(1) 南海トラフ地震に関連する情報の種類

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域から四国地域にかけて設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する(この2つの

情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ)。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

【情報の種類とその発表条件】

情報名	発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

(2) 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワード

「南海トラフ地震臨時情報」は、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記して発表される。

【付記するキーワードとその条件】

キーワード	キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内（※1）でマグニチュード6.8以上（※2）の地震（※3）が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※4）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○監視領域内（※1）において、モーメントマグニチュード（※4）7.0以上の地震（※3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	○「巨大地震警戒」「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲（下図）



※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2 南海トラフ地震臨時情報の伝達等

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、住民が迅速かつ適切に防災対応を実施するためには、同情報を速やかにかつ確実に住民に伝達する必要がある。

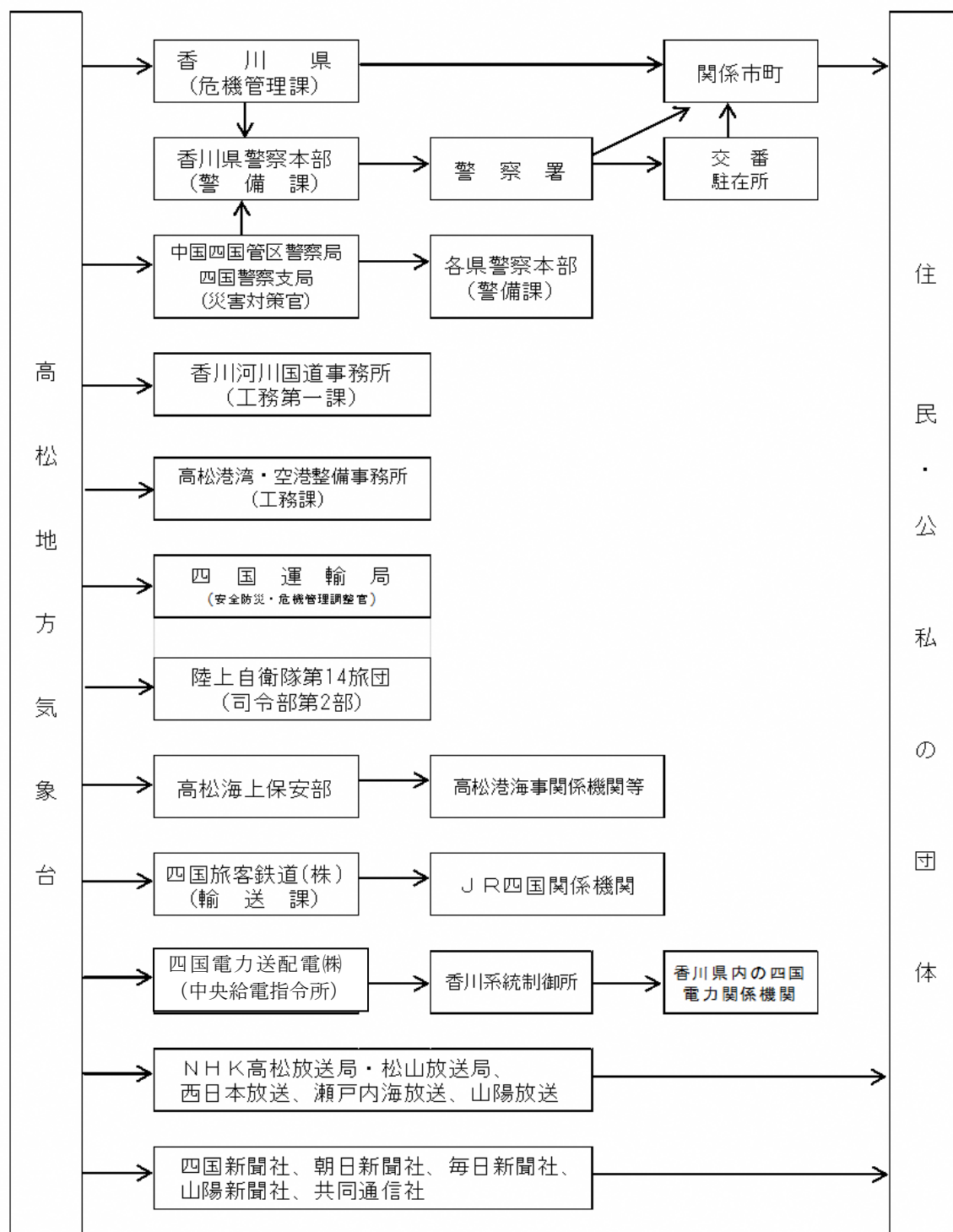
県は、市及び消防本部に速やかに同情報を伝達するとともに、防災情報メールや県ホームページ、SNSの活用など多様な伝達手段により住民に対する情報提供を行う。

市は、防災行政無線や有線放送、県防災情報システムによるメール配信のほか、自治会や自主防災組織等を通じての連絡などを行う。

その際、「半割れケース」時等においては、地震や津波、被災状況等多様な情報が輻輳していることが想定され、そのような状況の中において「南海トラフ地震臨時情報」の発表を確実に伝達するためには、特に、報道機関と連携したテレビ、ラジオ等による適時適切な情報提供の実施が重要となる。

また、市、県及び防災関係機関は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時には、当該臨時情報の内容や、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、地域住民等からの各種問合せに対応するため総合的な窓口を開設する。

【南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達系統図】



3 情報収集・連絡体制

市、県及び防災関係機関は、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、組織内の各部局で情報を共有し、各種情報の収集体制を整備するとともに、災害対策本部が設置されていない場合にあっては、必要に応じて連絡会議等を開催する。

4 災害応急対策をとるべき期間等

市、県及び防災関係機関は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモー

メントマグニチュード 8.0 以上の地震の発生から 1 週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード 6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 住民の防災対応

香川県防災対策基本条例の基本理念である「防災対策は、県民が自らの身は自らで守る自助を原則」とする考え方のもと、住民一人一人が「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応を検討・実施することを基本とし、県及び市町は、想定される地震・津波の状況、「南海トラフ地震臨時情報」の内容など住民が防災対応を検討するために必要な情報を提供する。

また、市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合において、地震が発生してからの避難では、住民の身体に危険を及ぼすおそれがある場合など、後発地震による災害リスクが高い地域については、住民の事前避難を検討することを基本とする。

（１） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒対応）発表時

① 日頃からの地震への備えの再確認等

市民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間、後発地震発生に注意し、できるだけ安全な行動をとることが重要である。

このため、市及び県は、同情報発表時に、住民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないように、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すものとする。

② 後発地震に備えた事前避難

ア 避難検討対象地域

津波に限らず、水深が 30cm 以上になると人が歩行で避難することが困難となることから、「香川県地震・津波被害想定」における浸水深 30cm 到達時間予測図において、堤防崩壊等により 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じると想定される地域を避難検討対象地域とする。

イ 事前避難対象者

避難検討対象地域内の要配慮者を基本とする。

ウ 事前避難の期間

1 週間を基本とする。

エ 「高齢者等事前避難対象地域」に対する「高齢者等避難」の発令

半割れケース（東側でモーメントマグニチュード 8 クラスの地震が発生）の場合、最初の地震発生後に瀬戸内海沿岸部にも大津波警報の発表により、沿岸部の住民に対して「避難指示」が発令されることが想定されている。

上記ア～ウの考え方にに基づき、堤防崩壊等により 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じる地域を「高齢者等事前避難対象地域」とし、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、同地域に対して、「高齢者等避難」を発令し、要配慮者について

は避難を継続する。

オ 避難方法等

高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者は、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、安全に留意しながら、避難場所から避難所又は知人・親類宅等への移動を開始することを基本とする。

避難所は、指定避難所又は福祉避難所を基本とし、後発地震の発生時に想定されるリスク（津波等による浸水、土砂災害、耐震性不足等による倒壊等）に対して、できるだけ安全な施設を選定するとともに、受入れが必要な人数や各施設の設備の状況を踏まえて、1週間を基本とした避難生活が可能な施設を選定する。

災害発生後の避難と異なり、電気・ガス・水道等のライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していると想定されるため、避難者等が自ら必要なものを各自で準備することを基本とする。

カ 地域の実情に応じた検討

事前避難対象地域及び事前避難対象者等の考え方は、上記ア～ウを基本とするが、浸水深 30cm 到達時間や避難場所までの距離、避難者の移動速度、昼夜の違い等を考慮し、市は、地域の実情に応じてこれらを適切に定めることができるものとする。

③ 避難所の運営等

市は、要配慮者が避難をためらうことがないように、避難所における快適な生活環境の確保に努めるとともに、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の適切な更新及び個別計画策定の取り組みを推進するものとする。

また、市は、1週間を基本とした避難所運営を円滑に行えるよう、自主防災組織、ボランティア等の関係団体による運営体制やそれぞれの役割等をあらかじめ検討する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意対応）発表時

市民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間地震発生に注意し、できるだけ安全な防災行動をとることを基本とする。

このため、県及び市は、同情報発表時に、住民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないように、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すものとする。

6 消防機関等の活動

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- ・ 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ・ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

7 警備対策

警察は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、犯罪

及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- ・ 正確な情報の収集及び伝達
- ・ 不法事案等の予防及び取締り
- ・ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する支援

8 水道、電気、ガス、通信サービス、放送関係

(1) 水道

水道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(4) 通信サービス

電気通信事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知などの措置の内容を明示するものとする。

(5) 放送

放送事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取り組みなど、地域住民等が防災行動をとるために必要な情報の提供に努めることとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

9 金融

金融機関は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

10 交通

(1) 道路

県は、警察及び道路管理者等と調整の上、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合の交通対策等の情報について地域住民等にあらかじめ情報提供を行うものとする。

(2) 海上及び航空

高松海上保安部及び港湾管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、在港船舶の避難等について、津波に対する安全性に留意し、地域別に対策を行うものとする。

港湾管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合に備え、津波による危険が予想される地域に係る港湾において、浸水予測図や津波ハザードマップ等を活用した津波避難対策の周知・啓発を図る。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとし、特に、津波等により浸水する恐れのある地域については、津波等への対応に必要な体制をとるものとする。

また、鉄道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表される前の段階から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合の運行規制等の情報について、地域住民等に対してあらかじめ情報提供を行うものとする。

11 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における管理上の措置及び体制について定め、職員等に周知するものとする。

① 各施設に共通する事項

ア 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手する

ための機器の整備

ク 各施設における緊急点検、巡視

② 個別事項

ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

ウ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

エ 学校にあっては、次に掲げる事項

- ・ 児童生徒等に対する保護の方法
- ・ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

オ 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項

- ・ 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
- ・ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

① 災害対策本部等が設置される庁舎等の管理者は、(1)の①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

② 県は、市町地域防災計画に定める指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

③ 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を一時中止するものとする。

12 滞留旅客等に対する措置

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

県は、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、市が実施する活動との連携等の措置を行うものとする。

第5 南海トラフ地震への対応方針

1 最大クラスの地震・津波への対応の基本的考え方

南海トラフにおいて次に発生する地震・津波が、被害想定に示される「最大クラスの地震・津波」であるというものではないが、東日本大震災の教訓から、命を守ることを最優先として、地震・津波災害への対応を目指す必要がある。

しかしながら、最大クラスの地震・津波の発生頻度は極めて低いものであるため、過度に心配することも問題である。被害想定が実際に避難するに当たって厳しいものであるからといって、避難をはじめから諦めてしまつては、助かる命を落としかねない。

また、「津波浸水の予想区域に入っていないから大丈夫」など、単純に考えるのは誤りである。次に起こる地震が想定どおりになるとは限らないため、想定だけにとらわれ、油断してはならない。

最大クラスの被害想定に対しては、避難に際しての条件が厳しくなつたと受け止め、地震・津波を「正しく知り」、「正しく判断し」、「正しく行動する」ことができるよう防災対策に取り組むことが重要である。

2 津波への対応

(1) 遡灘の津波特性

遡灘では、地震発生直後に+20cmの海面変動が生じるおそれがあるため、揺れがおさまり次第、海辺や港湾からの速やかな避難が必要となるものの、最高津波水位到達までには6時間以上の時間差があり、その水位上昇もゆっくりとしたペースであると考えられている。そのため、津波からの避難は可能であると想定しているが、津波により上昇した水位は比較的高い状態で長時間とどまるため、十分な警戒が必要である。

(2) 最大クラスの津波への対応

最大クラスの津波に対しては、市民等の生命を守ることを最優先とし、避難を柱に総合的な防災対策を行う。特に、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、ハザードマップの整備や避難場所（津波避難ビル等）の確保など、避難することを中心とするソフト対策を実施する。

(3) 比較的発生頻度の高い津波への対応

数十年から百数十年の頻度で発生する津波に対しては、堤防等の海岸保全施設等の整備を行うとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物への改良を検討するなどハード対策を実施する。

なお、発生頻度の高い地震では、堤防や防潮堤は破壊されずに機能を保つと考えられ、また、水門や陸閘を閉鎖するための時間が十分にあるため、水門等の閉鎖による津波の内陸への侵入を防ぎ、安全の確保に努める。

3 広範な被害への対応

関東地方から四国・九州の太平洋側を中心にして、広範囲において甚大な被害が予想され、これに伴い、連絡の途絶、物資や人的資源の不足、経済活動の低下など大きな影響が想定され、国家的な応援体制が必要となる。

一方、国の被害想定では、香川県の被害は太平洋沿岸各県に比べれば比較的軽度であると考えられており、ボランティアや自衛隊など香川県外からの応援が期待できない、又は物資等が十分に入っていないなどの事態が考えられる。

このため、今後、自主防災組織の活動強化や備蓄の推進など地域防災力の強化に向けた取り組みが重要となる。

4 時間差発生への対応

南海トラフ地震について、過去の事例によると、同時に発生（1707年宝永地震）したと思われるもののほか、32時間の間隔をおいて発生した事例（1854年安政東海地震・安政南海地震）、約2年間の間隔をおいて発生した事例（1944年東南海地震・1946年南海地震）などがある。

このように、南海トラフで発生する地震には多様性があり、大きな地震が発生した後、時間差を置いて再び大きな地震が発生する可能性があるため、その間にどのような事態が発生するのか、また、市や防災関係機関、市民等は何をなすべきか、何ができるのか、これらを考慮し、防災対策を推進する。

5 複合災害への対応

南海トラフ地震は海溝型地震であり、沿岸部では揺れと津波による被害が発生する。

つまり、地震の揺れと液状化により海岸構造物等が機能しなくなったところへ津波が来襲して被害が拡大したり、揺れに伴う建物倒壊により下敷きになったところへ津波が来襲して死者が発生するなどのおそれがある。

このため、地震と津波による複合災害の発生に対して十分な対策を講じる。

6 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針等

南海トラフ地震の直接的被害を軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり、建築物、構造物等の耐震化等を図るとともに、避難場所等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。

（1）位置づけ

この目標は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項に基づく、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する目標である。

（2）整備方針

施設等の整備に当たっては、その具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定し、その計画に沿って実施するものとする。

当該計画の策定に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮するものとする。

（3）整備目標

ア 施設の整備等についての目標

① 避難場所

市は、香川県地震・津波被害想定における南海トラフ地震（最大クラス）の避難者数に対応する指定緊急避難場所の整備を行う。

② 避難経路

市は、地震発生時における火災等から人命を守るために、必要な避難経路を整備するよう努める。

③ 消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

三観広域消防本部は、消防本部及び消防署（出張所）のうち、耐震改修が必要又は津波対策の観点から移転が必要である庁舎を令和２年度までに解消する。

④ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

市は、消防活動が困難である区域の解消に資する必要な道路を整備するよう努める。

⑤ 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物

市は、市街地にある不良住宅や密集市街地の改良促進を行い、住環境の整備等に努める。

⑥ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設

市は、地震発生後における緊急輸送を確保するために必要な道路を整備するよう努めるとともに、避難困難な地域などにおいて、緊急輸送を確保するために必要なヘリポート等を整備するよう努める。

⑦ 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設、河川管理施設又は津波防護施設

市は、海岸保全施設・河川管理施設について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、整備優先度の高い箇所から計画的に海岸保全施設の整備を行う。

⑧ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点

市は、災害発生時に拠点として利用することが予定されている施設などについて、早期に耐震化を図るよう努める。

⑨ 地震災害時において飲料水、食糧、電源その他被災者の生活に不可欠なものを確保するため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食糧の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備

市は、被災者の生活を確保するため必要な井戸について、それぞれの地域の避難所の特性を考慮し、市町が必要と判断する井戸を整備するよう努める。

市は、小・中学校において、浄水機能を有する水泳プールの設置校数の増加に努める。

市は、南海トラフ地震の発生に備え、令和２年度までに、既存の市が所有している施設を活用することにより、非常用食糧の備蓄スペースを確保する。

⑩ 地震災害時における応急的な措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

市は、南海トラフ地震の発生に備え、令和２年度までに、既存の市が所有している施設を活用することにより、救助用資機材その他の物資の備蓄スペースを確保する。

⑪ 地震災害時において負傷者を一時的に収容し、及び保護するための救護設備その他の地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

市は、南海トラフ地震の発生に備え、令和２年度までに、応急的な措置に必要な設備や資機材を計画的に整備する。

イ 地震防災上改築又は補強を要するものについての目標

① 社会福祉施設

市は、社会福祉施設の耐震化率を令和２年度までに 90%とする。

② その他不特定多数の者が利用する公的建造物

市は、不特定かつ多数の者が利用する施設について、早期に耐震化を図るよう努める。

「参考資料」

20－2 観音寺市の被害想定

第2節 災害対策本部等の設置等

主な実施担当課：総務部危機管理課

第1 災害対策本部等の設置

1 設置基準

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに観音寺市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

2 設置場所

災害対策本部の設置場所は、本庁舎とする。ただし、被害状況により本庁舎に設置できない場合、中央図書館又は保健センターに設置する。

3 解散

本部長は、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。

第2 災害対策本部等の組織及び運営

1 災害対策本部の組織構成

(1) 本部長（本部統括責任者）

災害対策本部は、本部長（本部統括責任者）が招集する。

本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。本部長は市長とする。

(2) 副本部長

副本部長（副市長及び総務部長）は、本部長を補佐し、本部長不在又は連絡が取れない場合は、その職務を代理する。意思決定順位は次のとおりとする。

意思決定順位 第1位 副市長

第2位 総務部長

※本部長、副本部長ともに連絡が取れない場合、災害対策本部を所管する総務部危機管理課において、職務権限規定に基づいた職員がその職務を代理するものとし、体制を確立し活動を開始する。

(3) 本部員

ア 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

イ 本部員は、教育長、政策部長、市民部長、健康福祉部長、経済部長、建設部長、教育部長、議会事務局長をもって充てる。

(4) 本部会議

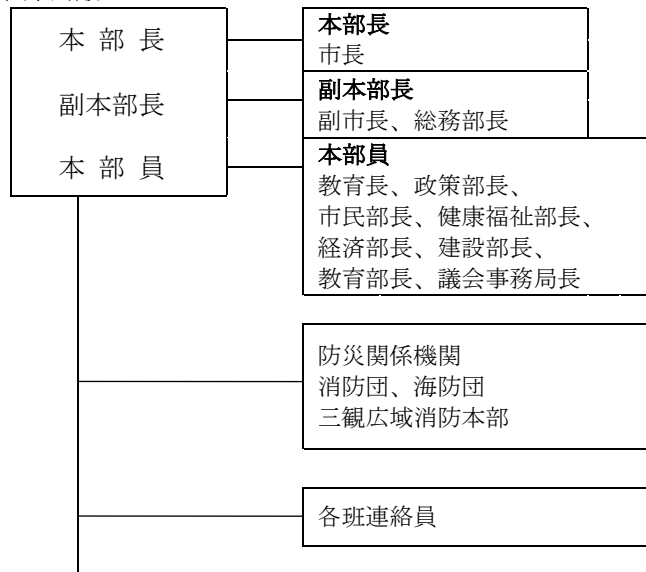
ア 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じて本部会議を招集する。

イ 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- ウ 本部会議には、必要に応じて、防災関係機関の出席を求めることができる。
- エ 本部会議の主要な協議事項は次のとおりとする。
- ・ 本部の動員配備体制に関すること。
 - ・ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
 - ・ 各部各班に対する災害対策の指示等に関すること。
 - ・ 香川県、他市町及び防災関係機関への応援要請に関すること。
 - ・ その他重要な災害対策に関すること。

2 観音寺市災害対策本部組織図

本部会議



部名	班名	課名
政策部	動員班	企画課
	情報班	
	動員班	ふるさと活力創 生課
	広報班	秘書課
総務部	総務調整班	危機管理課
	情報班	
	避難所班	総務課
	応援班	税務課
市民部	地域支援班	地域支援課
	市民班	市民課
	生活環境班	生活環境課
	応援班	
	応援班	人権課
	支所班	大野原支所
		豊浜支所
		伊吹支所
健 康 福祉部	福祉班	社会福祉課
	高齢介護班	高齢介護課
	支援班	子育て支援課
		こども未来課
	健康増進班	健康増進課
経済部	農林水産班	農林水産課
	応援班	地籍調査課
	商工観光班	商工観光課
建設部	建設班	建設課
	都市整備班	都市整備課

部名	班名	課名
建設部	下水道班	下水道課
会 計 管理者	応援班	会計課
教育部	総務班	教育総務課
	学校教育班	学校教育課
	応援班	
	文化振興班	文化振興課
	応援班	
	図書館班	図書館
	応援班	
	市民スポーツ班	市民スポーツ課
	応援班	
その他 事務局	学校給食班	学校給食課
	議会事務局班	議会事務局
	応援班	
	応援班	選挙管理委員会事務局
	応援班	監査委員事務局
	応援班	農業委員会事務局

第3 動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、職員の配備体制及び動員体制をとることを定める。

1 動員基準

市内に地震災害、津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、配置を決定する。

配備区分	地震災害の発生時	
第1次配備 準備体制	第1次配備の基準 (1) 市域で震度4の地震が発生したとき。 (2) 市域又は香川県内に津波注意報が発表されたとき。	
	本 庁	支 所
	①本部長（市長）が指示する。 ②総務部長を事務総括として、以下の職員の配備を行う。ただし、必要に応じ、配備の体制を変更する。 ・危機管理課の職員 ・企画課の職員 ・ふるさと活力創生課の職員 ・秘書課の職員 ・総務課の職員 ・農林水産課の職員 ・建設課の職員 ・都市整備課の職員	①本部長（市長）が指示する。 ②支所長を事務総括として、総務部長と連絡、協議の上、以下の職員の配備を行う。 ・支所の職員
第1次配備	災害の状況に応じて災害対策本部を設置 本部会議開催の後、本部長（市長）が指示する。 ・各課の動員計画の1班の職員	
第2次配備	第2次配備の基準 (1) 市域で震度5弱以上の地震が発生したとき。 (2) 市域又は香川県内に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。	
	本 庁	支 所
	・全職員の配備 ・[災害対策本部の設置] ※勤務時間外の場合は、自主登庁	・全職員の配備 ・[災害対策本部の設置] ※勤務時間外の場合は、自主登庁

- (注) 1 第1次配備のうち本庁②項については、原則配備とし、必要に応じて配備職員を決める。
- 2 第2次配備において、原則全職員を参集し、その後は、必要に応じて配備体制の変更を行う。

2 災害対策本部の動員体制

区 分	体 制 及 び 内 容
本 部 長 (本部統括責任者)	市長
副 本 部 長	副市長、総務部長
本 部 員	教育長、政策部長、市民部長、健康福祉部長、経済部長、 建設部長、教育部長、議会事務局長
防災関係機関	三観広域消防本部、消防団、海防団
総 括 担 当	危機管理課
参 集 場 所	本庁舎

3 登庁場所及び留意点

- (1) 本庁以外の施設勤務者は、待機配置と同時にそれぞれの勤務場所において情報収集、伝達と警備に当たること。
- (2) 応援班以外の他班への応援協力については、本部長からの指示伝達による。
- (3) 本部長は、災害の状況及び災害応急対策の推移により、大野原地区及び豊浜地区での対策活動の必要が生じたときは、各対策班に所属する職員を可能な限り支所に応援させるものとし、支所班長は支所において動員可能職員数を把握しておくこと。
また、本部長は、支所において動員可能職員数が不足している場合は、他班から可能な限り応援させる。
- (4) 災害対策本部設置後における防災関係の呼称電話は個人の「名指し」はせず、全て対策本部と呼称すること。
(例「〇〇から対策本部」「はい対策本部です」)

4 動員配備の伝達

- (1) 勤務時間内
勤務時間内において、配備に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危機管理課が庁内放送等の手段を用いて動員の体制区分を連絡する。なお、庁内放送が利用できない場合は、危機管理課員の※使送により各本部員へ連絡する。
- (2) 休日又は退庁後等勤務時間外
勤務時間外において、動員体制をとる場合は、課別動員体制に基づき職員へ電話、電子メール等で指示を行う。
なお、職員は通信手段が途絶された場合でも、甚大な被害（第二次配備体制相当）を覚知した際には自主的に参集する。
※使送：文章を職員により直接相手方に送り届けること

【勤務時間内及び勤務時間外の災害発生時の対応】

	対応の内容
勤務時間内の対応	本部長（市長）の指示に従う。
勤務時間外の対応	（１） 自分と家族の命の安全を確保すること。 （２） テレビ、ラジオ等で地震・津波に関する情報を収集すること。 （３） 配備基準（登庁基準）に従って、自主的に登庁すること。 （４） 自宅周辺の被害が大きい場合 自分の住む地域の被害状況によっては、地域での救援活動が優先されることがある。その場合には、所属長に連絡をとった上で、地域での救援活動に参加すること。

第４ 職員の活動

１ 全ての職員は、災害対策本部が設置された場合は次の事項を遵守する。

- （１） 常に災害に関する情報、本部等の指示に注意すること。
- （２） 不急の行事、会議、出張等中止すること。
- （３） 正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまで退庁しないこと。
- （４） 勤務場所を離れる場合には、上司と連絡を取り常に所在を明らかにすること。
- （５） 自らの言動で市民に不安、誤解を与えないように留意すること。

２ 勤務時間外参集時には、次の事項を遵守する。

- （１） 職員は、定められた災害時における自主参集基準、配備体制及び自己の任務を十分習熟しておくこと。
- （２） 職員は、作業しやすい服装で参集すること。
- （３） 参集途上において、災害発生現場を発見した場合には、直ちに本部及び最寄りの支所に連絡すること。
- （４） 参集途上においては、被害状況等をできる限り把握し、登庁した後直ちにその内容を本部に報告すること。
- （５） 支所へは、あらかじめ定められた職員が参集することとするが、あらかじめ定められた場所への参集が困難な場合は、近くの庁舎へ参集し、各場所において、初動活動の支援を実施し、本部からの指示により、各自の配備場所へ移動すること。

第 3 節 地震発生時の応急対策等

主な実施担当課：市、防災関係機関

第 1 情報の収集及び伝達

1 情報の収集・伝達

(1) 被害規模の早期把握のための活動

市は、地震発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

また、消防団等の巡視活動を通じ被害状況を把握するとともに、119 番通報の殺到状況等の情報を収集する。

(2) 災害発生直後の被害の第 1 次情報の収集伝達

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに香川県へ報告する。

ただし、香川県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を香川県に報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録等の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、香川県警察本部等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、119 番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び香川県に報告する。

災害発生後に孤立集落が生じた場合は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

なお、震度 4 以上を記録した場合は、被害の有無を問わず、香川県に報告する。

これら被害等の第一報は、原則として、災害等を知覚してから 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

(3) 一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

市及び防災関係機関は、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

市は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を香川県に連絡する。なお、市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては、香川県は、調査のための職員の派遣、車両、資機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。

また、香川県、市及び防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

2 収集する情報の種類

【災害直後】

項目	収集内容	担当
1 概括的被害情報	①人的被害や住家被害の発生状況	各部局 情報班（取りまとめ）
	②二次被害危険の状況	生活環境班、下水道班、 香川県広域水道企業団、 建設班、建築班、都市整備班、 情報班（取りまとめ）
	③道路、港湾、交通機関の被害状況	市民班、道路管理関係機関、 公共施設所管各班、 情報班（取りまとめ）
	④地域コミュニティ協議会、自治会、自主防災組織からの情報	各部局 情報班（取りまとめ）
	⑤出勤途上報告（勤務時間外の場合）	全職員
2 ライフライン被害	① 上下水道	香川県広域水道企業団、 下水道班
	②その他ライフライン（電話、ガス、電力）	情報班、生活環境班、 下水道班、四国電力㈱、 四国電力送配電㈱、西日本 電信電話㈱
3 医療機関の死者・負傷者	①三豊・観音寺市医師会	健康増進班
4 通報の状況	① 1 1 9 番通報状況	三観広域消防本部
	②市民からの通報状況	情報班
5 その他	①各避難所の避難者の状況	避難所班、総務班
	②本市施設、設備の損壊状況	建設班、都市整備班
	③その他災害拡大防止措置	各部局

【その後の段階】

項目	収集内容	担当
1 人的被害	死者、行方不明者の状況	情報班、三観広域消防本部
	負傷者の状況	情報班
2 住家被害	全壊、半壊等の状況	建設班、建築班、都市整備班
	浸水の状況	都市整備班
	火災の状況	三観広域消防本部
3 非住家被害	公共（市有）建築物	建設班、都市整備班
	その他	建設班、建築班、都市整備班
4 被災者	被災者、被災世帯数	情報班
	生活必需物資の配布状況	支援班
	救護所の設置・開設状況	健康増進班
5 避難状況	避難指示・緊急安全確保、警戒区域の設	総務調整班
	避難所の設置状況	総務班
	避難者の状況	教育部各班
6 火災	火災の発生状況	三観広域消防本部
7 ライフライン	上水道、下水道の復旧状況	香川県広域水道企業団、下水道班
	電話、ガス、電気の復旧状況	情報班、生活環境班、下水道班、四国電力(株)、四国電力送配電(株)、西日本電信電話(株)
8 その他	農地被害の状況	農林水産班
	文教施設の被害状況	総務班
	医療機関等の被害、開設状況	健康増進班
	道路、橋梁の被害及び復旧状況	建設班
	河川、港湾の被害等の復旧状況	建設班
	がけ崩れの状況	建設班
	公共交通機関（鉄道、船舶等）の状況	市民班
	災害ごみの状況	生活環境班
9 被害額	市有施設	建設班、都市整備班
	農林水産施設・設備	農林水産班
	農林業、商工業	農林水産班
	公共土木施設	建設班

3 情報の収集方法

市は、電話、携帯電話及び各種無線設備等を活用するほか、情報連絡員を被災地等に派遣することにより、迅速かつ的確に災害状況を把握するよう努める。

(1) 災害時の通信連絡方法

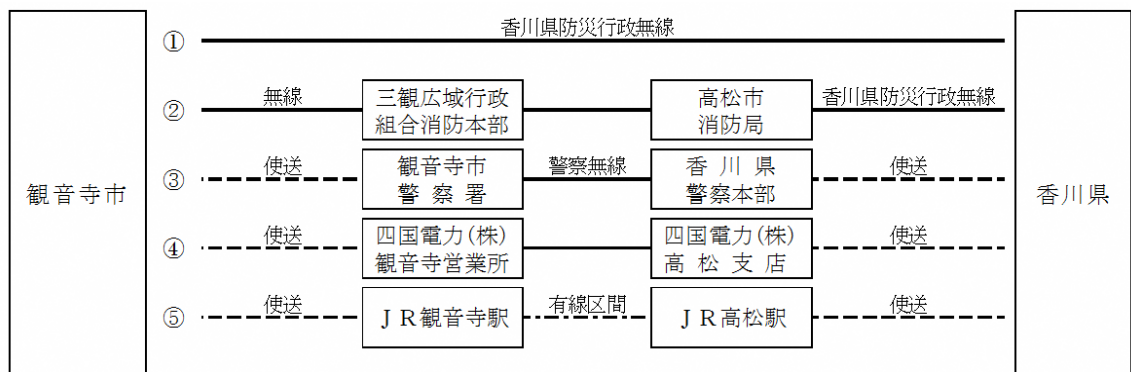
災害情報の収集伝達は、最も迅速かつ的確な手段を利用するものとし、本市防災行政無線が使用できないときは、状況に応じ、次の通信手段のうち、いずれかを利用して行うものとする。

- ア 香川県防災行政無線
- イ 加入電話（携帯電話）
- ウ 消防無線
- エ 香川県広域水道企業団水道無線
- オ 警察無線
- カ アマチュア無線
- キ その他防災関係機関の無線設備

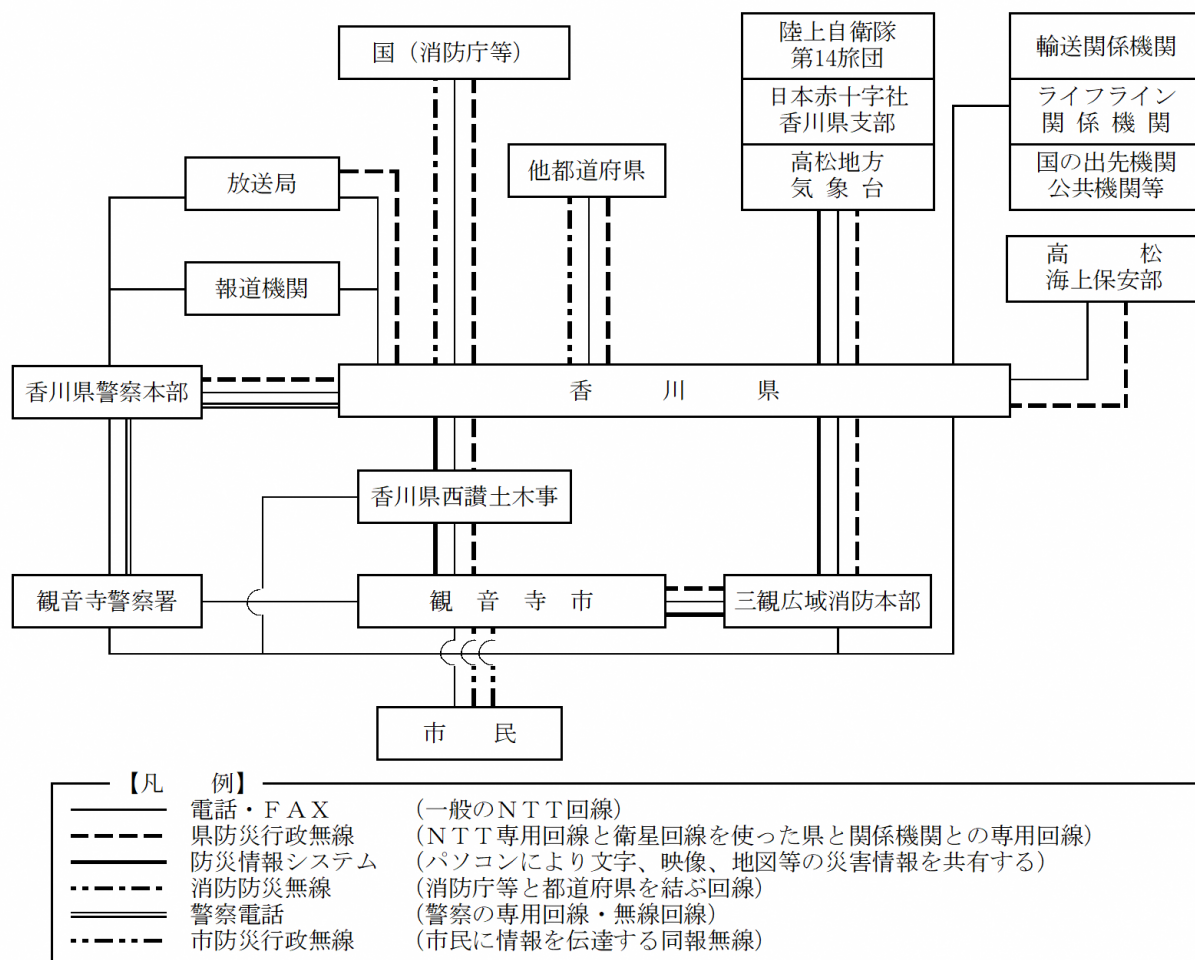
(2) 通信途絶時の対応

市は、有線電話・各種無線施設による通信が困難な場合、情報通信連絡員を確保し、連絡員による避難所と災害対策本部との連携、連絡途上における被害状況の把握に努める。

また、本市と香川県との通信が途絶したときは、「香川県地方通信ルート」により、次のとおり通信手段を確保するものとする。（①は通常通信ルート、②～⑤は非常通信ルート）



【災害時通信連絡系統図】



4 施設の緊急点検・巡視

必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被害状況等の把握に努めるものとする。

第2 二次災害の防止

余震等による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物（一般住宅を含む。）が安全であるかどうかの応急危険度判定を行う。本市で対応できない場合は、香川県へ要請し、応急危険度判定士等の協力を得て実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

[参考資料]

第3章第27節 二次災害防止対策計画

第 3 消防・人命救助・医療救護（活動体制）

1 消防活動

（1）消火活動

市及び三観広域消防本部は、延焼火災の状況、消防ポンプ自動車等通行可能道路の状況、消防水利に関する情報等を収集するとともに、防災関係機関と密接な連絡をとりながら次の事項に留意し消防活動を行う。

ア 延焼火災が多発し、かつ拡大した場合は、避難場所及び避難路の確保をする消防活動を優先する。

イ 重要かつ危険度の高い地域を優先して、消防活動を行う。

ウ 多数の延焼火災が発生した場合、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ 危険物貯蔵施設等から出火した場合、市街地への延焼を防止する消防活動を行う。

オ 消防活動に際しては、消防職団員の安全確保に十分配慮する。

（2）応援要請

三観広域消防本部の消防力では対処できない場合は、消防相互応援協定に基づき、協定締結市町に応援を要請する。さらに、これらの消防力をもってしても対処できない場合は、香川県に応援を要請する。

[参考資料]

第 3 章第 1 2 節 消防活動計画

2 救急救助活動

救急救助を必要とする状況を把握し、警察等関係機関と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携し救急活動を実施する。特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、被害状況、救急救助活動状況等を把握し、香川県を通じて、国に報告する。

[参考資料]

第 3 章第 1 0 節 救急救助計画

3 医療救護活動

（1）実施体制

ア 医療救護班の派遣

市は、被害状況に応じ、地域の救護状況の把握に努めるとともに、三豊・観音寺市医師会及び西讃地域災害医療対策会議との連携により、必要な医療救護班を編成し確保する。

また、市は、単独では十分に医療救護活動ができない場合、香川県及び他市町などに災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の派遣等について応援を要請する。

イ 応急救護所の設置

市は、地域性、建物の耐震性、収容能力、機能性等を考慮して応急救護所を設置する。

ウ 救護病院

市は、三豊・観音寺市医師会や西讃地域災害医療対策会議等と連携を図り、医療救護の実施を要請する。

エ 広域救護病院

広域救護病院は、香川県医療救護計画に定める医療救護活動を行う。

(2) 負傷者の搬送

重傷患者の後方医療機関（必要に応じて香川県外の医療機関）への搬送は、原則として三観広域消防本部が救急車で行うものとするが、救急車が確保できない場合又は緊急を要する場合等は、次により搬送するものとする。

ア 市が確保した車両により搬送する。

イ 香川県に対し、防災ヘリコプターによる搬送を要請する。

ウ 自衛隊に対し、ヘリコプター等による搬送を要請する。

エ 高松海上保安部に対し、巡視船艇、ヘリコプターによる搬送を要請する。

オ 船舶等を借り上げ、海上搬送する。

(3) 医療品及び救護資機材の確保

市は、応急救護所等から医薬品等の供給要請があったときは、災害時用備蓄医薬品や応急救護所として指定した各医療機関の備蓄等を活用し、不足する場合は、市内医療品取扱業者から調達すると同時に、香川県に供給を要請して確保する。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合は、第3章第9節「災害救助法適用計画」により実施する。

第4 物資の調達

市は、被災者及び災害応急対策に従事している者等に対し、災害発生時から、物資の流通が回復するまでの間の初期対応として、迅速に生活救援物資の供給を図るため、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして調達の確保に努めるものとする。

[参考資料]

第3章第16節 食料供給計画

第3章第17節 給水計画

第3章第18節 生活必需品等供給計画

第 5 緊急輸送活動

1 輸送の対象

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを主な輸送対象とし、段階的に実施する。

(1) 第 1 段階

- ア 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
- ウ 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
- エ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員及び物資等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(2) 第 2 段階

- ア 上記（１）の続行
- イ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ウ 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

(3) 第 3 段階

- ア 上記（２）の続行
- イ 災害復旧に必要な人員、物資
- ウ 生活必需品

2 輸送車両等の確保

運送手段として必要とする車両等の確保、借上げは、おおむね次の順位による。

- (1) 市所有の車両
- (2) 他の市町へ応援車両等の派遣要請
- (3) 香川県への応援車両等の派遣要請
- (4) 運送業者等（（一社）香川県トラック協会、（一社）香川県バス協会、香川県離島航路事業協同組合、フェリー事業者等）への協力要請
- (5) 香川県知事へ自衛隊の輸送車両等の派遣要請

3 陸上交通の確保

(1) 情報の収集

香川県、関係機関、警察、自主防災組織等の協力を得て、主要な道路及び道路施設の被害状況、復旧見込み等の緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。

(2) 道路交通規制等

道路管理者は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努めるとともに、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を行うものとする。

4 海上交通の確保

香川県、高松海上保安部等防災関係機関の協力を得て、港湾等の被害情報、航路等の異常の有無など海上交通の確保に必要な情報の収集を行い、その状況を香川県に報告する。

5 航空輸送の確保

緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートを確保する。

6 輸送拠点等の確保

市は、緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ指定する二次（地域）物資拠点を開設し、被災地の周辺に、警察等と協議の上、物資の集積、選別、配送等を行う輸送拠点を確保するとともに、その周知徹底を図る。

第6 防疫及び保健衛生計画

被災地における感染症（食中毒を含む。）の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。

第7 文化財保護活動

文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、火災報知器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

第8 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資等を主に民間業者から調達する。

- (1) 衣類 下着、衣類、紙おむつ（大人、幼児用）等
- (2) 寝具 毛布、布団等
- (3) 日用品 石鹸、トイレットペーパー、ティッシュペーパー等
- (4) 光熱材料 カセットコンロ、コンロ用ボンベ等
- (5) 冬季なら冬季用品 石油ストーブ、灯油、カイロ等
- (6) その他 シート等の敷物、仮設テント、仮設トイレ、懐中電灯、乾電池等の消耗品
- (7) 医薬品 薬、包帯等
- (8) 飲料水 ペットボトル、給水車（トラック、給水タンク含む）等の確保
- (9) 食料品等 米等の主食となるもの、即席食品を中心とした副食となるもの、乳幼児用の粉ミルク及び哺乳瓶等
- (10) 救助用資機材 大バール、ジャッキ等

2 人員の配備

市は、人員の配備状況を香川県に報告し、必要に応じて、人員の応援を香川県又は他の市町へ要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、観音寺市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

なお、機関ごとの具体的な措置内容は、別に定める。

第9 他機関に対する応援要請

1 応援協定の締結

本市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。

協定名称	協定の対象機関	締結日
災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書	社会福祉法人三豊広域福祉会	H17. 9. 1
災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	観音寺市建設業協会	H18. 2. 1
災害時における避難所に関する協定書	香川県立観音寺総合高等学校	R2. 11. 17
災害時における避難所に関する協定書	香川県立観音寺第一高等学校	H19. 4. 1
災害時における避難所に関する協定書	香川県立香川西部養護学校	H20. 4. 1
災害時における物資等の輸送に関する協定書	社団法人香川県トラック協会三豊支部	H20. 6. 5
災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	香川県電気工事業工業組合観音寺支部	H22. 3. 15
災害時相互応援に関する協定書	三好市、四国中央市	H22. 3. 26
災害時における協力に関する協定書	かんぽの宿観音寺	H23. 2. 17
災害時における救援物資提供に関する協定書	四国コカ・コーラボトリング株式会社	H23. 3. 28
災害時における救援物資提供に関する協定書	四国物産株式会社	H23. 7. 1
災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	株式会社富士クリーン、株式会社富士建設工業	H23. 7. 28
災害時における情報交換及び支援に関する協定書	国土交通省四国地方整備局	H23. 10. 26
災害時の相互応援に関する協定書	香川県及び県内7市9町	H23. 11. 22
災害時におけるエルピーガス等の調達に関する協定書	香川県エルピーガス協会三豊支部	H24. 1. 4
津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	一般財団法人阪大微生物病研究会	H24. 8. 15
災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書	マックスバリュ西日本株式会社	H24. 8. 21
災害時支援に関する協定書	香川縣市町村職員年金者連盟観音寺支部	H24. 8. 29
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	トーヨースギウエ株式会社香川支社観音寺営業所	H24. 9. 1
津波緊急避難における高速道路敷地の一時使用に関する協定書	西日本高速道路株式会社四国支社	H24. 9. 12
災害時の相互応援に関する協定書	滋賀県草津市	H24. 11. 2

協定名称	協定の対象機関	締結日
津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	香川県西讃保健福祉事務所	H24. 11. 19
非常災害時の炊き出しに関する協定書	株式会社東洋食品	H25. 4. 1
災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書	社会福祉法人観音寺福祉会	H25. 4. 1
災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書	三豊総合病院企業団	H25. 4. 1
災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書	社会福祉法人三野福祉会	H25. 4. 1
災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書	社会福祉法人大野原福祉会	H25. 4. 1
災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書	医療法人ブルースカイ	H25. 4. 1
大規模災害時における市民等の安否確認に関する協力の申し合わせ	香川県警察	H25. 4. 25
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	香川県石油商業組合西讃支部	H25. 5. 23
津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	観音寺信用金庫	H25. 7. 23
災害時における物資供給に関する協定書	N P O 法人コメリ災害対策センター	H25. 8. 20
大規模災害時における災害廃棄物の収集等の協力に関する協定書	観音寺市建設業協会	H25. 9. 26
災害時における医療救護活動に関する協定書	一般社団法人三豊・観音寺市医師会	H25. 10. 10
災害時における医療救護活動に関する協定書	観音寺歯科医師会	H25. 10. 10
災害時における医療救護活動に関する協定書	観音寺・三豊薬剤師会	H25. 10. 10
災害時における医療救護活動に関する協定書	大野原町豊浜町歯科医師団	H25. 10. 10
災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書	四国電力株式会社 香川支店 四国電力送配電株式会社	R3. 12. 18
災害時における地図製品等の供給、利用に関する協定書	株式会社 ゼンリン 四国エリア統括部	H26. 7. 4
災害時における避難所に関する協定書	天理教西香川分教会	H26. 7. 8
災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	ボタン木工所、 おかし工房 botan	H26. 8. 28
災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	民宿青空屋	H26. 8. 28
災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	ヤマギシズム生活観音寺 実顕地農事組合法人	H26. 9. 26
災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	香川県	H26. 10. 1
津波時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	株式会社 フロンティア	H26. 11. 1

協定名称	協定の対象機関	締結日
災害時における米穀の確保と供給等に関する協定書	有限会社 藤原米穀	H26. 11. 12
津波時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	社会福祉法人 徳樹会	H26. 11. 26
災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書	香川県建設労働組合 西讃支部	H26. 12. 22
災害発生時における観音寺市と観音寺市内郵便局の協力に関する協定書	日本郵便株式会社 観音寺郵便局	H27. 6. 1
災害時における協力に関する協定書	株式会社 空撮技研	H27. 6. 4
災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書	社会福祉法人 大豊福祉会	H27. 9. 1
災害時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書	社会福祉法人 光志福祉会	H27. 9. 1
災害時における応援業務に関する協定書	香川県行政書士会	H27. 11. 10
災害時における乾麺等の供給に関する協定書	株式会社 紀州屋	H28. 1. 13
災害時における乾麺等の供給に関する協定書	株式会社 高原通商店	H28. 1. 13
災害時における乾麺等の供給に関する協定書	株式会社 マルキン	H28. 1. 13
災害時における乾麺等の供給に関する協定書	株式会社 合田照一商店	H28. 1. 13
災害時における乾麺等の供給に関する協定書	株式会社 讃岐物産	H28. 1. 13
災害時における乾麺等の供給に関する協定書	株式会社 讃州	H28. 1. 13
災害時における乾麺等の供給に関する協定書	有限会社 合田平三商店	H28. 1. 13
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人鶴足津福祉会	H29. 7. 1
災害時における畳の提供等に関する協定書	「5 日で 5000 枚の約束。」 プロジェクト実行委員会	H29. 9. 11
災害時の水道施設の復旧等に関する協定書	香川県広域水道企業団	H30. 4. 1
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人ラーフ	H30. 4. 19
生活必需品の確保に関する協定書	株式会社ハローズ	H30. 8. 20
GPS 波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書	国土交通省四国地方整備局	H30. 9. 5
災害時における避難場所等の施設利用に関する協定書	観音寺商工会議所	R1. 9. 17
地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書	国土交通省国土地理院	R1. 12. 20
IoT 共通プラットフォームの共同利用に関する協定書	高松市、綾川町	R2. 3. 27
災害時における避難場所等の施設利用に関する協定書	株式会社総合開発	R2. 11. 4
災害時における物資提供等の協力に関する協定書	王子コンテナ株式会社 愛媛工場	R3. 3. 25

協定名称	協定の対象機関	締結日
災害等緊急時における支援協力に関する協定書	特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン	R3.3.26
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R3.3.1

2 消防相互応援協定等の締結

三観広域消防本部は、管轄内における災害を予防し軽減を図る責務があるが、境界周辺や特異な場所等の災害では、相互に協力し合うことが合理的であるため、必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定及び覚書は次のとおりである。

(1) 応援協定等

協定名称	協定の対象機関	締結日
緊急事態における消防の警察に対する特別な援助協力	香川県公安委員会	S31. 2. 21
消防本部と1市9町消防団との応援協定	三豊広域管内1市9町消防団	S47. 12. 1
広域消防相互応援協定	三好郡行政組合、三好町、池田町、山城町、観音寺市、山本町、大野原町、豊浜町、財田町、宇摩広域、川之江市、新宮村	S60. 3. 30
香川県消防相互応援協定	香川県下一円5市38町6組合	S61. 12. 1
集団災害時の医師出動に係る協定	社団法人観音寺市三豊郡医師会	H5. 3. 9
香川県防災行政無線に関する協定	香川県	H6. 2. 1
香川県防災ヘリコプター応援協定	香川県5市38町6組合	H6. 4. 1
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	香川県石油商業組合西讃支部	H25. 8. 23

(2) 覚書等

覚書名称	覚書の対象機関	締結日
猪ノ鼻トンネル防災活動の相互応援に関する覚書	三好郡行政組合消防本部	S56. 11. 19
広域消防相互応援協定実施に関する覚書	「S60. 3. 30 広域消防相互応援協定」の締結機関による3消防本部、9消防団	S60. 3. 30
香川県消防相互応援協定に基づく高速自動車道に関する覚書	善通寺市消防本部	S62. 12. 1
高松、松山自動車道（善通寺～土居）における火災及び救急業務に関する覚書	善通寺市消防本部 宇摩地区広域市町村圏組合消防本部 日本道路公団四国支社	S62. 12. 16
高知自動車道（川之江JCT～大豊）における火災及び救急業務に関する覚書	宇摩地区広域市町村圏組合消防本部 日本道路公団四国支社	H4. 1. 9
香川県消防相互応援協定に基づく高速自動車道等に関する覚書	高松市消防局 坂出市消防本部 飯綾消防組合消防本部 丸亀市消防本部 善通寺市消防本部 大川広域消防本部 讃岐地区広域消防本部	H15. 3. 30
高松自動車道（徳島県境～愛媛県境）における救急業務・火災消火業務等に関する覚書	高松市消防局 坂出市消防本部 飯綾消防組合消防本部 丸亀市消防本部 善通寺市消防本部 大川広域消防本部 讃岐地区広域消防本部 日本道路公団四国支社	H15. 3. 30
鉄道災害時の安全対策に関する覚書	高松市消防局 坂出市消防本部 丸亀市消防本部 善通寺市消防本部 仲多度南部消防組合消防本部 大川広域消防本部 四国旅客鉄道株式会社	H15. 12. 1
高速自動車道に関する覚書（高松・高知自動車道）	四国中央市消防本部	H25. 3. 22

3 応援の要請

市及び三観広域消防本部は、必要があるときは、前項に掲げる応援協定及び覚書に従い、応援を要請する。

4 自衛隊の派遣要請

市は、災害派遣を必要とする場合には、次の事項を記載した文書を香川県に提出し、災害派遣要請を行うよう求める。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

なお、通信の途絶等により香川県への要求ができない場合には、直接陸上自衛隊第 14 旅団（以下、「第 14 旅団」という。）に通知することができるものとし、この場合、市は速やかにその旨を香川県に通知する。

〔災害派遣要請書に記載する事項〕

- ・ 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となるべき事項

（１） 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、香川県知事、市長及び防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行う。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者の捜索救助
- エ 水防活動
- オ 消火活動
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 通信支援
- ケ 人員及び物資の緊急輸送
- コ 炊飯及び給水
- サ 救援物資の無償貸与又は譲与
- シ 危険物等の保安及び除去
- ス その他香川県知事が必要と認める事項

（２） 派遣部隊の受入体制

本部長は、自衛隊に対し作業を要請するに当たっては、次のことに留意するとともに、香川県と協議の上、あらかじめ計画をたて、活動の円滑化を図る。

- ア 派遣部隊との連絡員を指名する。
- イ 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう必要な資機材を準備する。
- ウ 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- エ 集結地（宿泊施設、駐車場等を含む。）、臨時離着陸場等必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所（室）を確保する。

（３） 災害派遣部隊の撤収

本部長は、香川県及び派遣部隊等と協議の上、派遣の必要がなくなったと認めた場合、香川県知事を通じて第 14 旅団に対し、派遣部隊の撤収を要請する。

（４） 経費の負担

市は、原則として自衛隊が救援活動に要した経費を負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

- なお、疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議する。
- ア 救援活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料、

運搬費、修理費等

- イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- エ 救援活動の実施に際し生じた損害の補償
- オ 香川県等が管理する有料道路の通行料

第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保

主な実施担当課：総務部危機管理課、建設部建設課、経済部農林水産課、 公共施設所管課
--

第1 津波からの防護のための施設の整備等

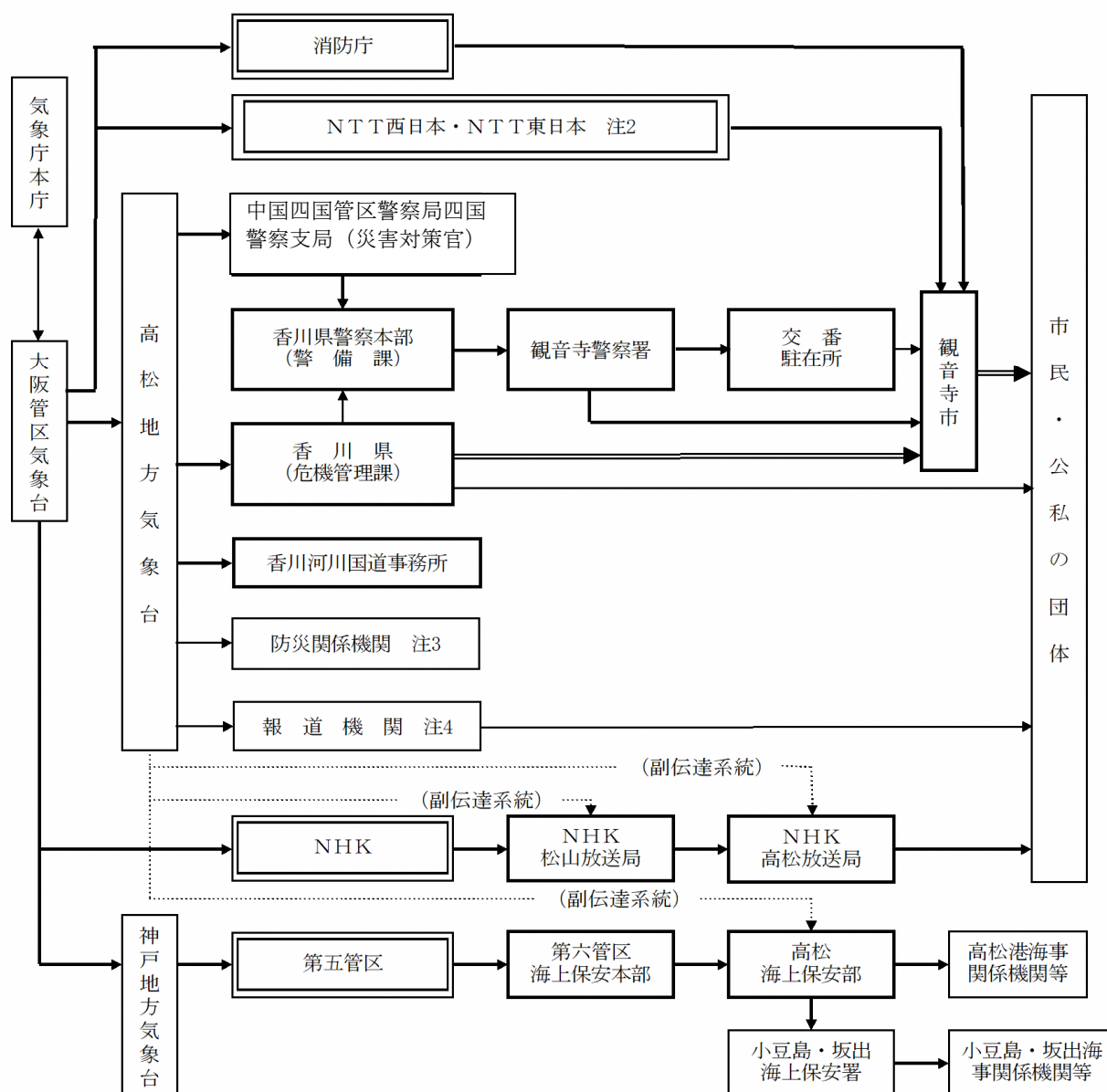
- 1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波の被害が予想される地域において、防潮堤、堤防、水門等の点検、補強等の施設整備を推進するものとする。
- 2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。
- 3 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震の発生に備えて、内水排除施設について、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- 4 津波により孤立が懸念される島しょ地域では、臨時ヘリポートの離着陸場を確保するものとする。
- 5 住民に対して津波警報等の迅速な伝達を行うため、情報伝達手段の拡充に努めるものとする。
- 6 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門、陸閘等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じるものとする。

第2 津波に関する情報の伝達等

1 津波警報・注意報、地震及び津波に関する情報の伝達系統

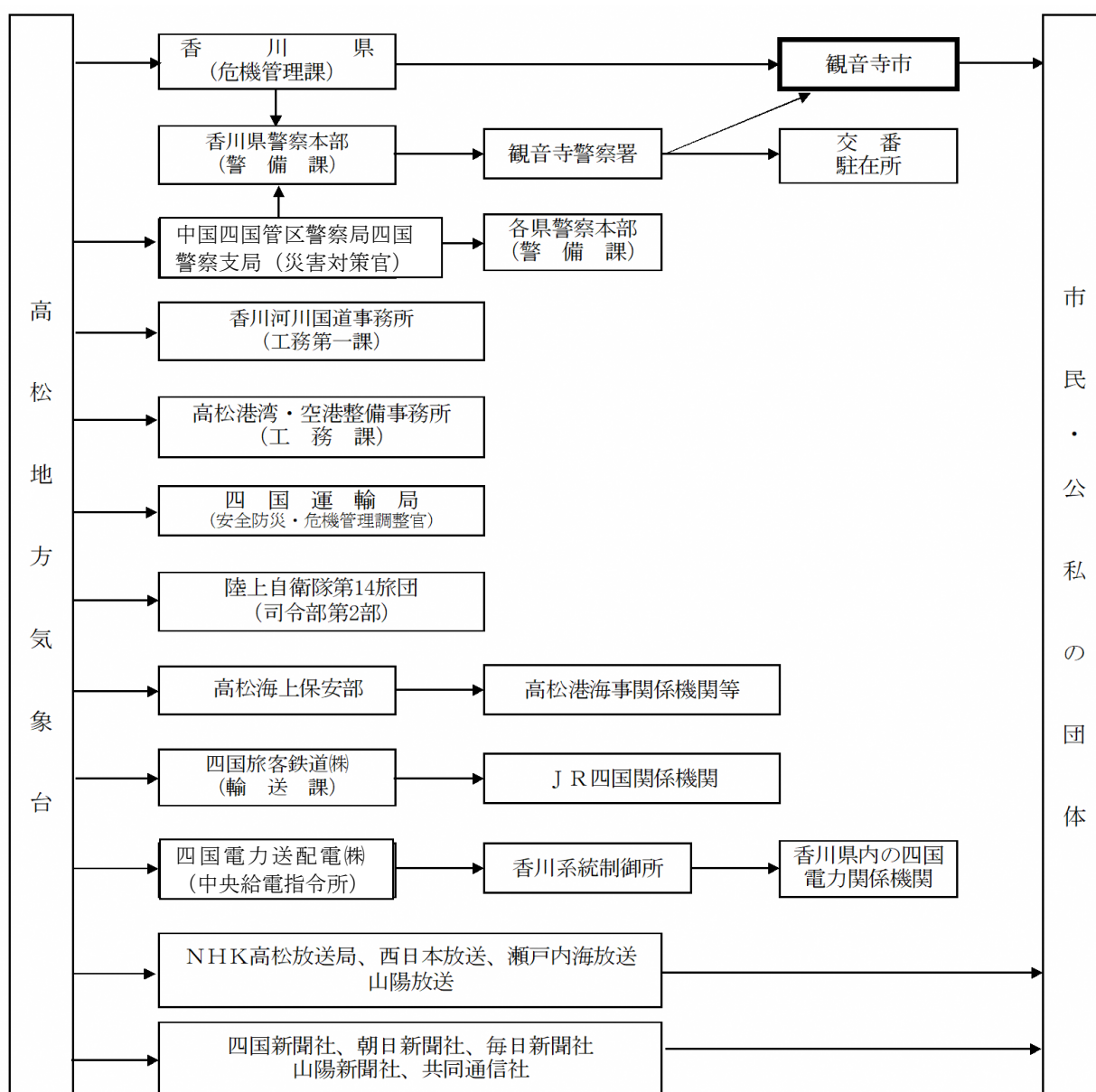
高松地方気象台は、気象庁本庁及び大阪管区気象台が発表する地震及び津波に関する情報を関係機関に通知する。

(1) 津波警報・注意報の伝達系統



- (注) 1 太線は、法令（気象業務法等）に規定される伝達経路を示す。
 2 NTT西日本・NTT東日本へは、警報の発表及び解除だけを通知する。
 3 防災関係機関とは、高松港湾・空港整備事務所、四国運輸局、陸上自衛隊第14旅団、四国旅客鉄道(株)、四国電力送配電(株)である。
 4 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。
 5 は、伝達中枢である。

(2) 地震及び津波に関する情報の伝達系統



2 市民等への伝達、避難の指示等

(1) 津波注意報が発表されたとき

ア 市は、市民、漁業協同組合、港湾関係者等に注意報を伝達し、注意を呼びかける。
また、海浜付近にいる者に対して、避難の伝達に努める。

イ 市は、防災無線、電話又は伝令により、港湾・漁港関係者に船舶、漁船等の固定、
港外退避等の指示の伝達を行う。

ウ 高松海上保安部は、航行中の船舶等に対して船舶無線及び、広報マイク等により
周知するとともに、海の安全情報においても周知を行う。また、漁業協同組合は操
業中の漁船等に対して、漁業無線等により周知を行う。

エ 安全な場所から海面の監視等を行い、その結果、被害を伴う津波の発生が予想さ
れるときは、住民等に対して、避難の指示等必要な対応を行う。

(2) 津波警報が発表されたとき

直ちに、市民、漁業協同組合、港湾関係者、海浜付近にいる者に対して、あらゆる
手段をもって、緊急に避難の指示等必要な対応を行う。

(3) 異常現象発見者の通報義務等

ア 海面変動等災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくそ
の旨を市又は警察若しくは海上保安部に通報しなければならない。通報を受けた警
察又は海上保安部は、その旨を速やかに市に通報する。

イ 通報を受けた市は、その旨を速やかに香川県、高松地方气象台及びその他の関係
機関に通報するとともに、市民、団体等に周知するものとする。

第3 避難対策等

1 津波避難における周知事項

市は、次の事項について市民にあらかじめ十分周知を図るものとする。

- (1) 想定される危険（津波・浸水等）の範囲
- (2) 避難場所（高台等）・津波避難ビル
- (3) 避難場所（高台等）・津波避難ビルに至る経路
- (4) 避難指示等の伝達方法
- (5) 避難所等にある設備、物資等及び避難所等において行われる救護の措置等
- (6) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の
禁止等）

2 津波避難計画、訓練

市は、避難指示の発表基準を作成するとともに、避難場所（高台等）・津波避難ビルの位
置、避難路、避難指示等の伝達方法等、避難場所及び津波避難ビルの設備・物資・救護措
置等、避難に関する注意事項等を定めた津波避難計画を作成し、市民にあらかじめ十分周
知するものとする。

また、この計画に基づき、自主防災組織等の単位ごとに避難訓練を実施するものとする。

3 避難指示等の発令

災害が発生し、住民等の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、

速やかに避難指示等を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。

(1) 避難指示等の発表基準

- ア 地震火災の拡大により、市民に生命の危険が及ぶと認められるとき。
- イ 津波警報が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき。
- ウ 地すべり、山崩れ、がけ崩れ等が発生し、又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。
- エ その他災害の状況により、市長が必要と認めるとき。

(2) 避難指示等の実施

ア 避難指示等の伝達

避難指示等を行った場合、市は直ちに避難を要する地域の住民に対して、防災行政無線、広報車等により伝達を行うとともに、消防団員、警察官、自衛官、自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達を行う。

また、必要に応じて各家庭への個別訪問等により避難指示等の徹底を図るとともに、報道機関による広報について協力を要請する。

イ 避難指示等の内容

市は、次の事項を明らかにして、市民等に避難指示等の周知を行う。

- ・避難を要する地域
- ・避難方向
- ・避難先（広域避難場所・避難所）
- ・避難指示等の理由
- ・その他必要な事項（避難に際しての注意事項、携行品など）

ウ 避難指示等の周知

避難指示等は、次のような媒体等あらゆる手段を活用し、迅速に実施する。

- ・防災行政無線（戸別受信機を含む）
- ・有線放送、ケーブルテレビ
- ・広報車
- ・一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）
- ・Ｌアラート（災害情報共有システム） 等

また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、市民等に確実に伝わるよう周知徹底を図る。なお、情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うものとする。

市は、避難指示等の発令中は、継続的な周知を図る。

エ 自主避難

避難指示等の基準は、事前に住民等に周知し、通信の途絶等により市が避難指示等を伝達できない場合でも、市民等は自主的に避難するよう努める。

オ 避難指示等の報告

- ・市長が避難指示等を行った場合

市長は、避難のための立退き指示したときは、直ちに立退き指示等の理由、地域名、世帯数、人員、立退き先等を香川県へ報告するとともに、観音寺警察署等関係機関に連絡する。

また、避難の必要がなくなったときは、直ちに公示するとともに、香川県へ報告する。

- ・市長以外が避難指示等を行った場合

市長以外が避難指示等を行った場合は、市長は上記に準じて香川県等へ連絡する。

カ 自主防災組織等の措置

地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示等があった場合、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、市民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。

4 避難誘導

(1) 市民等の避難誘導

市は、警察、消防機関等防災関係機関や地域コミュニティ協議会、自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難を要する地域の住民等の逃げ遅れがないよう、自主防災組織等の単位ごとに避難誘導を実施するものとする。

特に、高齢者、障がい者、病人、乳幼児その他の災害時要援護者に対する支援や外国人、出張者、旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施するものとする。

ア 市は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦その他の避難に当たり他人の介護を要する要配慮者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。

イ 津波の発生のおそれにより、市長より避難指示等が行われたときは、アに掲げる者の避難所までの介護及び担送は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供、その他の援助を行う。

(2) 誘導員の安全確保

三観広域消防職員、消防団員、海防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図る。

また、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。

5 避難所の運営

市は、第3章第15節「避難計画」に準じて、避難所を運営するものとする。

6 帰宅困難者に対する配慮

市は、第2章第20節「帰宅困難者対策計画」に準じて、安全な帰宅を支援するため、避難誘導等の対応について実施する。

7 津波に対する意識啓発

市は、市民が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

第4 消防活動及び水防活動

1 消防活動

市及び三観広域消防本部は、津波からの円滑な避難の確保等のため、次の事項についてあらかじめ体制を整備しておくものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土のう等による応急浸水対策
- (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 救助・救急等
- (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の部隊調整等

2 水防活動

水防管理団体等は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次のような措置を講じるものとする。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

水道事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるため、速やかに次の応急措置を行うものとする。

- (1) 取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて、取水、導水の停止又は減量を行う。
- (2) 送配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、道路管理者等に報告の上、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。
- (3) 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、止水栓により閉栓する。

2 電気

電気事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力確保のためにとるべき必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

3 ガス

液化石油ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるガス栓閉止等の措置に関する広報を実施するものとする。

4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施するものとする。

5 放送

- (1) 放送事業者は、香川県、市等と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や住民等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努める。
- (2) 放送事業者は、地震発生後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を行うものとし、その具体的内容を定めるものとする。

第6 交通対策

1 道路

道路管理者は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら、交通の安全確保に努めるものとする。

2 海上

高松海上保安部、香川県及び市は、津波による危険が予想される場合において、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、船舶の安全な海域への避難等が円滑に実施できるよう措置を講じるものとする。

第7 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、港湾施設、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

<留意事項>

- 1 来場者が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- 2 避難所や避難方向、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。
なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長くゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに来場者等が避難できるよう、伝達方法を明示すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 消防用設備の点検、整備
- カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線（戸別受信機を含む）、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 学校等にあつては、当該学校等が津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

イ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波の襲来に備えて、安全確保上実施すべき措置についての方針を定める。

この場合において、津波の襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

主な実施担当課：建設部建設課・都市整備課、公共施設所管課

南海トラフ地震の直接的被害を軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物、構造物等の耐震化等を図るとともに、消防用施設等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。

第1 整備方針等

- 1 施設等の整備に当たっては、その施設等の必要性及び緊急度に従い年次計画を作成、その計画に沿って実施するものとする。

特に、市は地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し、それに基づく事業の推進を図るものとする。

- 2 具体的な事業施行に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第2 公共建築物の耐震化

市は、震災時において応急活動の拠点となる防災上の重要建築物について、観音寺市耐震改修促進計画に設定する数値目標等に基づき、耐震化を図る。

第3 公共構造物等の耐震化

1 河川管理施設

河川施設について、耐震点検結果に基づき、耐震補強等が必要な箇所を指定し、その重要度及び緊急度等に応じた補強等の対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を配慮して整備する。また、堰、水門、ダム等防災上重要な施設については、震災時に大きな被害がでないように整備点検、補修工事等を行う。

2 海岸保全施設

市は、海岸保全施設について、耐震点検結果等に基づき、緊急性の高い箇所から補強工事等を行い、耐震性強化を図る。

第4 避難所、避難路の整備

市は、耐震性を考慮して避難所や避難路を選定するものとし、既存の避難用の建物、道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

- 1 避難時間の短縮、避難路の安全性の向上を図るため、次の事項を考慮し、地域の実情に応じた避難路を複数ルート選定するとともに、誘導用の標識板等の設置を行うなど住民への周知に努める。

- (1) 耐震性
- (2) 十分な幅員があること。
- (3) 火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないこと。

- 2 避難所及び避難路の安全性を確保するため、緑化の推進、建物の不燃化の促進、落下物及び障害物の除去対策等を計画的に進める。

第5 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

1 道路施設

- (1) 市は、香川県が指定する緊急輸送道路及びそれらの緊急輸送道路と防災拠点とを連絡する主要道路のうち、市が管理するものについては、耐震点検の結果に基づき、緊急を要する箇所から速やかに整備を行う。なお、建設中の主要な幹線道路については、その整備促進に努める。
- (2) 道路管理者等は、地震の発生により、道路、その周辺の構造物等が、落下し、又は倒壊することによる被害の予防に努める。特に、避難路及び緊急輸送道路を確保するため、それぞれ道路周辺等の構造物等の点検、補修及び補強を行うものとする。
- (3) 緊急輸送道路として、香川県が指定している輸送確保路線との連携を図りながら、避難所等の応急活動拠点を相互に連絡する市道を選定し、人員及び物資の輸送に支障がないよう整備するものとする。
- (4) 大規模地震により大きな被害が予想される橋梁の対策を行う。

2 港湾・漁港施設

港湾・漁港施設については、震災時における緊急物資や人員輸送等の拠点となる重要な施設であるため、通常の安全管理等と併せて耐震性についても調査・検討を行い、必要に応じて補強等の対策を行う。

また、緊急輸送道路ネットワークに基づき、震災時においても防災上重要な観音寺港、豊浜港、伊吹港等の岸壁から輸送が行えるよう、臨港道路の整備を推進する。

第6 通信施設の整備

- 1 地震発生時において迅速に被害の状況を把握するとともに、市民に対しても地震情報や津波警報等の情報を速やかに伝達するため、情報伝達手段の拡充に努める。
- 2 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線等を活用し、地域、市、香川県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。

第6節 防災訓練計画

主な実施担当課：総務部危機管理課、三観広域消防本部

第1 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

第2 実施の回数

前項の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。

第3 津波避難のための災害応急対策

防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。

第4 香川県の助言と指導

市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、香川県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

第5 具体的かつ実践的な訓練

市は、香川県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

- 1 要員参集訓練及び本部運営訓練
- 2 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- 3 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- 4 災害の発生の状況、避難指示・緊急安全確保、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に香川県及び防災関係機関に伝達する訓練

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

主な実施担当課：総務部危機管理課

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

第1 市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各部、各課、各機関で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 4 職員等が果たすべき役割
- 5 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- 7 家庭内での地震防災対策の内容

第2 市民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、市民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識

特に、津波災害が想定される地区の住民に対して、津波警戒に関する心得の普及を図るものとする。

- (1) 強い地震（おおむね震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりと揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること。
 - (2) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること。
 - (3) 正確な情報をテレビ、ラジオ等を通じて入手すること。
 - (4) 津波注意報でも危険があるので、海水浴や海釣りは行わないこと。
 - (5) 津波は繰返し襲ってくるので、津波警報・注意報が解除になるまで気を緩めないこと。
- 3 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

- 4 正確な情報入手の方法
- 5 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 6 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 7 各地域における避難所及び避難路に関する知識
- 8 避難生活に関する知識
- 9 平素、市民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- 10 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- 11 地震発生時の道路交通の混乱を防止するため、避難時の自動車利用の自粛及び徒歩帰宅の推奨
- 12 南海トラフ地震が時差で発生することの危険性

第3 教職員及び児童生徒等に対する教育

市及び教育委員会は、防災マニュアル等に基づき、教職員に対し防災教育を行うものとする。

また、児童生徒等に対しては、学校教育等を通じて、地震・津波に関する知識や避難の方法等の防災教育の推進を図る。

- 1 ホームルーム活動や学校行事等教育活動全体を通じて、災害の基本的な知識や地震発生時の適切な行動及び災害後の復旧・復興等に係るボランティア活動についての教育を行う。
- 2 避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕組みについては、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。
- 3 災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

第4 防災上重要な施設管理者に対する教育

市は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

第5 自動車運転者に対する教育

市は、香川県及び香川県警察本部と連携し、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習等の機会を通じ、災害時に自動車運転者がとるべき行動等に関する知識の啓発に努める。

第6 相談窓口の設置

市は、香川県と連携し、南海トラフ地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。